

平成 2 8 年 6 月定例会

飯 島 町 議 会 会 議 録

平成 2 8 年 6 月 9 日 開会

平成 2 8 年 6 月 1 7 日 閉会

飯 島 町 議 会

平成28年6月飯島町議会定例会議事日程（第1号）

平成28年6月9日 午前9時10分 開会・開議

1 開会宣告

1 議事日程の報告

1 町長議会招集あいさつ

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 第 1号議案 飯島町税条例等の一部改正に係る専決処分の承認を求めることについて

日程第 5 第 2号議案 飯島町国民健康保険税条例の一部改正に係る専決処分の承認を求めることについて

日程第 6 第 3号議案 飯島町固定資産評価審査委員会条例等の一部改正に係る専決処分の承認を求めることについて

日程第 7 第 4号議案 平成27年度飯島町一般会計補正予算（第10号）専決

日程第 8 第 5号議案 平成27年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）専決

日程第 9 第 6号議案 平成27年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第4号）専決

日程第10 第 7号議案 平成27年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）専決

日程第11 第 8号議案 平成27年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）専決

※第4号議案から第8号議案まで一括議題

・提案説明・補足説明

・提案説明に対する質疑

・議案ごと討論、採決

日程第12 第 9号議案 飯島町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

日程第13 第10号議案 平成28年度飯島町一般会計補正予算（第2号）

・提案説明、補足説明

・提案説明に対する総括質疑

・委員会付託

日程第14 第11号議案 平成28年度飯島町水道事業会計補正予算（第1号）

○出席議員（12名）

1 番	本多 昇	2 番	滝本登喜子
3 番	久保島 巖	4 番	折山 誠
5 番	橋場みどり	6 番	堀内 克美
7 番	三浦寿美子	8 番	浜田 稔
9 番	中村 明美	10 番	坂本 紀子
11 番	竹沢 秀幸	12 番	松下 寿雄

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委任者
飯島町長 下平 洋一	副 町 長 唐沢 隆 総 務 課 長 宮沢 卓美 企画政策課長 堀越 康寛 住民税務課長 大島 朋子 健康福祉課長 宮下 寛 産業振興課長 久保田浩克 建設水道課長 田沢 義郎 会 計 管 理 者 堀内喜美江
飯島町教育委員会 教育長 澤井 淳	教 育 次 長 小林 美恵

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	宮下 務
議会事務局書記	宮下 弥紀

本会議開会

開 議 平成28年6月9日 午前9時10分

議 長 おはようございます。町当局並びに議員各位におかれましては大変御苦勞さまです。これから平成28年6月飯島町議会定例会を開会いたします。議員各位におかれましては、会期中の本会議及び委員会審査を通じて慎重かつ精力的な御審議をいただくとともに、円滑な議事運営に御協力いただきますようお願いをいたします。なお、今定例会は節電、省エネ対策等の一環として軽装としましたので御理解と御協力をお願いいたします。

さて、本日の会議は4月1日に就任されました澤井教育長の初回の定例会となりますので、会議に入ります前に就任のごあいさつをいただきます。澤井教育長、発言席へお進みください。

(澤井教育長 登壇あいさつ)

教 育 長 おはようございます。このたび教育長として任命していただきました澤井淳でございます。よろしくお願いいたします。地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、新しい制度の教育長に任命していただきました。地域と保育園を初め小中学校のかかわりについてこれほど関心の高い時代はありません。また、教育の将来像についても、コンピューターの発達に伴い新しい手法が提案されるなど、教育論議が盛んであります。飯島町においても子育て支援センターの移転や各学校におけるコミュニティスクールの取り組みなど、子どもたちの育ちに関して多くの皆様のお知恵をお借りしております。このような状況のもとで教育長を務めさせていただくことになり、重い責任を感じております。現在、進められております地域の声を反映した風通しのよい教育行政がさらに進み、町の皆様との信頼関係を一層密にすることによって一つ一つの教育課題への対応が進められると考えております。最近よく聞く言葉にスチューデントファースト、学習者本位という言葉があります。教育手法についてさまざまな新しい取り組みがありますが、子どもたちを教育活動の真ん中に置いて社会性を身につけたり生きる力を身につけたりできるよう努めていくという営みは今も昔も変わっておりません。広い範囲でチーム学校で取り組んでまいります。また、生涯学習の分野におきましても、町内の多くの皆様や団体が生涯にわたって学び続け、文化やスポーツ面で生きがいを持って健康で過ごせるよう楽しみながらも努力されております。このようなすばらしい地域社会の力を継承し、地域文化が維持され、発展できますよう、生涯学習や社会教育の充実に一層努めてまいりたいと思います。現在は、学校や生涯学習にとって人的、物的に厳しくなる時代であります。議会の皆様や町の皆様の御支援、御援助が大きな力となります。子育て支援、学校教育、生涯学習を含め、すべての教育分野で経験を生かし職務を全うしたいと考えております。とはいえ、まだまだ研さんも浅く未熟な者でありますので、議員の皆様からもお力をお願いいたしたく存じます。何とぞよろしくお願いいたします。失礼いたしました。

(澤井教育長 降壇)

議 長 これから本日の会議を開きます。本日の議事日程についてはお手元に配付のとおりです。
開会に当たり町長からごあいさつをいただきます。

町 長 皆さん、おはようございます。まず、さきの熊本地震におきまして多くの方がお亡くなりになりました。心より哀悼の意を表するものでございます。また、多くの方々が被災に遭い、心よりお見舞い申し上げる次第でございます。一刻も早い復旧と復興を祈念しまして、最初の冒頭の熊本の地へのお見舞いしたいと思います。議会の招集に当たりまして一言ごあいさつを申し上げたいと思います。平成 28 年 5 月 20 日付、飯島町告示第 55 号をもって平成 28 年 6 月飯島町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、時節柄、御多忙中にもかかわらず全員の皆様の御出席を賜り、心から厚く御礼を申し上げます。6 月を迎え、野山も一層色濃い緑へと季節が移ってまいりました。春の農作業も一段落し、多くの農地が水をたたえ、薄っすらと緑を増した稲が初夏の風にたなびく飯島らしい田園風景が広がってまいりました。農作物については、果樹において限定的ではありましたが春先の凍霜害の被害があり、また、暖冬の影響で開花時期が大幅に早まったため結実に影響があった梅の生産量が大幅に減少しておりますが、それ以外の農作物に関しましては今のところおおむね順調に生育していることを実感しております。さて、気象庁は、この 5 日に関東甲信が梅雨入りしたと見られると発表いたしました。平年より 3 日早いとのことで、関東甲信では、しばらくはまとまった雨が降る可能性が低く、6 月下旬ごろから曇りや雨の日が多くなると予想しています。昨年の 5 月中旬には、この時期には珍しく台風 6 号が日本列島に接近し、その影響を心配したことを思い出しますが、一方、ことしは気象庁の発表によると 5 月までに台風が 1 つも発生しないとのことで、これは 7 月に第 1 号が発生した 1998 年以来 18 年ぶりの遅い記録とのことでございます。気象庁によれば、台風 1 号の発生が遅い年でも年間の発生数は、結果的にはほぼ例年並みとなることが多く、台風の発生が多い 7 月から 9 月にかけてまとまって台風が発生する傾向があるとのことで、発生頻度や進路によっては水害や土砂災害の危険が高まってくることが懸念されます。

さて、未来へ挑戦する国会と位置づけて 4 つの分野に逃げることなく果敢に挑戦し続ける姿勢を力強く表明してスタートした通常国会が閉会いたしました。憲法改正や安保法制施行に伴う自衛隊への任務追加、T P P の承認案などが継続審議となるなど、熊本地震の影響があつて今国会を通じた野党の論戦は総じて低調であつたと感じているところでございます。この通常国会閉会の前後には内政、外交ともに注目の発言や判断が相次ぎました。まずは日本が 8 年ぶりに議長国となった主要 7 カ国首脳会議、G 7 伊勢志摩サミットですが、安倍総理は世界経済が大きなリスクに直面しているとして G 7 による財政出動を強く求めました。また、国会閉会後の記者会見で安倍総理は消費増税の 2 年半の再延期を表明いたしました。消費税再延期の是非は別として、税と社会保障の一体改革という精神がなおざりにされ、発言の整合性がなく、精神がなおざりにされた感はあり得ますが、消費税増税の 2 年半の先送りを決断した以上、政府にはデフレ脱却と経済成長の強化、総合的で大胆な経済対策によってアベノミクスエンジンのフルパワーで経済の好循環を実現してもらうよう期待するところでございます。一方、日本に原爆を投下したアメリカ合衆国の現職大統領による初めての被爆地広島訪問は G 7 伊勢志摩サミットより国民の注目度は一段

と高かったと感じたところでございます。オバマ大統領は演説で「我が国のような核保有国も核のない世界を追い求めなければならない」と核兵器なき世界の実現へ努力を誓いました。被爆者代表との会話も短時間ではありましたが実現し、被爆地、被爆者の願いはオバマ大統領に届いたと信じたいものでございます。オバマ大統領には在任中に核兵器なき世界への道筋をつけていただくことを期待してやみません。その道筋に沿って核保有国と核の傘下にある我が国が核依存から抜け出さない限り核兵器廃絶の願いはかないません。今回の広島訪問は極めて重い一歩でありましたが、核兵器なき世界への一歩であり、唯一の被爆国として私たち国民は、全世界の人々が核兵器のない平和で安全な暮らしができるよう、そんな未来を実現するためにより一層努めなければならないと改めて思いを強くしたところでございます。

さて、私は、先般、半世紀ぶりに信州で開かれた全国植樹祭に参加してまいりました。天皇皇后両陛下御臨席のもとで、長野市のエムウェーブを主会場に「ひと ゆめ みどり」「信濃から 未来へつなぐ 森づくり」をテーマに開催され、県内初め全国各地から多くの参加者とともに豊かな森林資源など貴重な財産を守り育て活用して未来へ引き継いでいかなければならないと決意を新たにしたところでございます。当地の多くの面積を占める森林は、町民の森を初め整備された森林と手つかずの森林が混在していますが、森林の持つ多様性に着目しつつ、森林が美しさや癒しを与えてくれるかけがえのない存在であることに感謝し、これを活用するとともに、当たり前木材が使われる社会の実現を目指すなど自然を生かした飯島らしいまちづくりをいかに実現するか思いをめぐらせたところでございます。

さて、町政は平成 28 年度もはや2カ月が経過いたしました。チャレンジする予算と位置づけた 28 年度予算でございますが、風通しのいい行政へのチャレンジ、儲かる飯島町のチャレンジ、田舎暮らしランキング日本一へのチャレンジの3本の柱に沿って事業を進めているところでございます。第1の柱である風通しのいい行政へのチャレンジ、内なる固めの中では、子育て支援センターの移転新築に向けて、このほど建設委員会を立ち上げました。この施設には子育て支援センターの機能と災害時には福祉避難所の拠点施設として機能をあわせて持たせてまいりますが、業者や有識者の意見を取り入れて利用満足度の高い施設になるよう十分検討、協議してまいり所存でございます。第2の柱である儲かる飯島町へのチャレンジに関しましては、官民共同でマーケティング戦略やブランド力を高める飯島町営業部を立ち上げました。職員体制・委員会体制確保にいま少し時間が必要ですが、この組織を中心にネット販売やアルプスのお花畑構想、飯島町発足 60 周年記念「田舎の底力!!大博覧会」のイベント部分など飯島町を外に向けてどんどん押し出していく事業を開始し始めたところでございます。第3の柱である田舎暮らしランキング日本一へのチャレンジに関しましては、世界一のステージ信州飯島町の魅力を前面に押し出し、これまでの定住促進施策や婚活施策を拡充し、観光振興策や地域振興策とあわせたダイナミックな展開を図る中で強力に外から呼び込む事業を推進してまいりたいと思っております。加えて、本年度は飯島町発足 60 周年の節目の年を迎えております。先人たちがつくり上げました歴史を振り返り、そうしながら、それに基づいて感謝し町の還暦を祝うとともに、

町民が町の魅力を再認識し、町の魅力を外に向けて発信する機会となるような事業や大勢の町民が参加することができ町全体の一体感が醸成できる、未来に向けて元気の出るような事業を幾つか計画してまいりたいと思います。そして秋には大博覧会として大きな事業を計画しております。大勢の町民の皆様の参加によって節目の年にふさわしい活気やにぎわいをつくり出し、将来に向けて勢いをつけてまいりたいと考えておりますので、町民の皆様におかれましては、いろいろな参加のスタイルがありますので、どうか自分に参加できるところへぜひとも積極的に御参加いただけるようお願いを申し上げます。

さて、本定例会に御提案申し上げます案件につきましては、専決処分の条例案件3件、27年度一般会計及び特別会計予算の専決処分案件が6件、条例案件1件、28年度一般会計及び特別会計補正予算案件2件の計11案件でございます。いずれも重要案件でありますので、何とぞ慎重な御審議をいただきまして適切なる御決定を賜りますようお願い申し上げます、議会定例会開会のごあいさつといたします。

議 長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
本定例会の会議記録署名議員は会議規則第122条の規定により8番 浜田稔議員、9番 中村明美議員を指名します。

議 長 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。
本定例会の会期につきましては、過日開催されました議会運営委員会において協議をいただいております、議会運営委員長より会期は本日から6月17日までの9日間とすることが適当との協議結果の報告がありました。お諮りいたします。本定例会の会期は議会運営委員長からの報告のとおりとしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月17日までの9日間とすることに決定しました。

会期の日程については事務局長から申し上げます。

事務局長 (会期日程説明)

議 長 日程第3 諸般の報告を行います。
議長から申し上げます。
請願、陳情等の受理について報告いたします。本日までに受理した請願、陳情等はお手元に請願・陳情等文書表のとおりであり、会議規則第89条及び第92条の規定により所管の常任委員会に審査を付託しました。

次に例月出納検査結果について報告いたします。3月から5月における例月出納検査の結果、特に指摘事項はありません。

次に本会議に説明員として出席を求めた方は別紙のとおりであります。

次に町当局からの報告を求めます。

町 長 それでは、私からは4件について御報告を申し上げます。

初めに平成 27 年度一般会計の繰越明許費繰越計算書について地方自治法施行令の規定に基づき御報告を申し上げます。平成 27 年度事業の繰越明許費にかかわる歳出予算の経費を別紙繰越計算書のとおり平成 28 年度に繰り越いたしました。

繰り越した事業は、1 番、飯島町営業部インターネット環境整備、2 番、地方公共団体情報セキュリティ強化対策、中間サーバー接続用機器、3 目、定住促進関連、お試し住居トレーラーハウス、移住・定住情報発信、無料職業紹介拡充、4 目として介護予防・生活支援拠点施設整備、5 番目、農業担い手確保・経営強化支援、6 番目、山岳観光関連、特産品開発、登山道整備、7 番目、地域未来塾・土曜塾備品、8 番目、七久保小学校ヒマラヤスギ伐採の計 8 事業でございます。詳しくはお手元の繰越計算書のとおりでございますので、後刻お目通しをいただきたいと思います。次に飯島町土地開発公社の平成 27 年度決算について御報告を申し上げます。平成 27 年度飯島町土地開発公社決算につきましては、去る 5 月 26 日開催の公社理事会において審議をお願いし、御議決いただきましたので、その概要を地方自治法の規定に基づき御報告申し上げます。平成 27 年度の土地開発公社の事業としましては、代行用地売却事業、工業団地関連事業及び保有土地売却事業に取り組んでまいりました。代行用地取得事業としましては、道の駅田切の里用地につきまして県事業分の土地を長野県へ売却いたしました。施設が完成し、7 月 16 日のグラントオープンに向けて準備を進めているところであります。田切地域の皆様はもとより、町の大きな活性化が進むことに期待も大きく膨らんできております。工業団地関連事業としまして、久根平工業団地排水管理施設事業に町の上水道布設がえ事業と同時施工として取り組んでまいりました。舗装復旧工事を残し完了いたしました。保有土地売却関係では、柏木工業団地の造成事業が完了し、平成 27 年 7 月 21 日に三甲株式会社土地売買契約を締結いたしました。現在、工場建設が進められているところであります。久根平工業団地、陣馬工業団地につきましては、優良企業の誘致に向けて数社と交渉を進めているところでありますが、今後も引き続き保有土地の早期売却に向けて取り組んでまいります。主な収益の内容でございますが、土地取得事業でおよそ 450 万円、土地造成事業収益でおよそ 4 億 5,600 万円、附帯等事業収益がおよそ 6,300 万円で、事業収益はおよそ 5 億 2,300 万円、これに事業外収益等を加えた収益合計はおよそ 5 億 5,500 万円となりました。これに対する費用につきましては、取得原価およそ 5 億 2,600 万円に一般管理費及び事業外費用等を加えた費用合計はおよそ 5 億 3,400 万円となり、差し引きおよそ 2,100 万円の利益となっております。前期繰越欠損金およそ 8,700 万円から当期純利益を差し引いた欠損金合計はおよそ 6,600 万円となりました。また、平成 27 年度において町の一般会計より経営補助として 3,000 万円の交付を受けました。今後も欠損金の処理が必要となりますが、町財政も厳しい状況でありますので、慎重に検討しながら対応してまいりたいと考えております。詳しくはお手元の決算報告書のとおりでございますので、後刻お目通しをいただきたいと思います。

次に一般財団法人まちづくりセンターいいじまの第 4 期決算について御報告を申し上げます。一般財団法人まちづくりセンターいいじまも第 4 期の事業を進めてまいりました。

事業報告、決算につきましては、去る 5 月 30 日の評議員会において承認されましたので、地方自治法の規定に基づき御報告申し上げます。平成 27 年度のまちづくりセンターい

いじまの事業は継続指定管理業務4業務及び山岳施設管理、道の駅本郷管理、救急医療情報キット、信州いいじまマルシェ管理運営、観光協会事務局の5業務において契約に基づき業務を実施しました。アンテナショップ信州いいじまマルシェにつきましては、飯島町産のおいしい農産物、加工品、特産品の販売及び都市住民への田舎暮らし案内の窓口として本格営業として営業いたしました。4月～1月は週6日、2月～3月は週2日の営業を行い、レジ利用者としておよそ1万2,000人の方に御利用いただきました。与田切公園では、繁盛期に天候に恵まれ、家族連れ及び団体の利用者が増加いたしました。キャンプ及びかまどの利用料金も増加いたしました。信州の名水・秘水15選の越百の水が多くの方に認知され、地元はもとより県外からも利用者が多くなってきております。文化館の利用状況につきましては、利用者数は減少しましたが、利用団体及び利用料は増加しました。また、事業として千人塚マレットゴルフ、千人塚オートキャンプ事業を実施しました。マレットゴルフの年間登録者は残念ながら前年に比べ19人減少し99人となってしまいました。自主事業のマレットゴルフ世界大会は第31回大会を実施しまして、前大会比で微増の135名、外国籍2名、2カ国が参加されました。主な収益は指定管理料収入、施設利用料収入、委託料収入、補助金、マレットゴルフ事業収入、キャンプ事業収入、販売事業収入、合計およそ7,810万円、事業費は一般管理費を含めましておよそ7,770万円で、当期収支はおよそ40万円の黒字となりました。今後も事業の効率化及びサービスの向上を図るために努力してまいります。詳しくはお手元の決算書のとおりでございますので、後刻お目通しをいただきたいと思います。

次に株式会社エコーシティー・駒ヶ岳の第25期決算について御報告を申し上げます。株式会社エコーシティー・駒ヶ岳の平成27年度、第25期の決算につきましては、去る5月18日開催の同社株主総会におきまして承認されましたので、地方自治法の規定に基づき御報告申し上げます。第25期においてケーブルテレビ業界を取り巻く環境は大きく変わってきております。携帯電話やスマートフォンに電波を送るための無線通信の社会基盤を他社から借り受けてサービスを提供する事業者、仮想移動体通信事業者、通称MVNOの普及を初めNTTの光回線の卸売を利用した業者によるセット販売が始まるなど、数年前とは全く異なる競争環境となってきました。また、インターネットを通じた動画配信が各家庭で日常的に利用されていることやテレビ放送での4K放送といった超高精細放送が開始され、タブレット、スマートフォンによるテレビ視聴など、より多様化するライフスタイルへの対応が求められているところでございます。このような状況の中で、昨年5月から宮田村エリアの伝送路設備の高度化事業を行い、サービス内容、料金、両面のメリットを前面に出したキャンペーンの実施や光サービスのPR等に努めた結果、宮田村内の加入者が大きく伸びました。先に光化した駒ヶ根市、飯島町エリアでも引き続き光トリプルサービスが好評だったことから、計画では1,700万円程度の赤字を見込んでおりましたけれども、インターネットケーブルプラス電話の加入増加や経費削減努力によりまして88万円余りの当期純利益を確保することができました。ケーブルテレビ業界は今後も厳しい環境が続くことが予想されますが、みなこいチャンネルの充実を図り、4行政や関係機関と連携しながら、きめ細やかな地域情報の提供と迷惑電話撃退のためのサービスの導入等、

		安全・安心な地域づくりの貢献に努めるとともに、業界連携による新サービスの検討を行ってまいります。詳しくはお手元の資料のとおりでございますので、後刻お目通しをいただきたいと思います。以上4件につきまして御報告を申し上げます。
議 長		ただいま報告のありました4件につきましては、最終日の全員協議会において質疑を受けることといたします。
		以上で諸般の報告を終わります。
議 長		日程第4 第1号議案 飯島町税条例等の一部改正に係る専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。
副 町 長		飯島町税条例等の一部を改正にかかわる専決処分の承認を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。本条例は、現下の経済情勢等を踏まえ、経済の好循環を確実なものとする観点から地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成28年3月31日に公布され、一部が平成28年4月1日に施行されたことにより地方自治法第179条第1項の規定により3月31日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により本議会において報告し、承認を求めるものでございます。条例の主な改正点でございますが、地方法人課税の偏在是正のため、法人住民税では法人税割の標準税率が100分の9.7から100分の6へ引き下げるもの、消費税率10%引き上げ時に自動車取得税は廃止し軽自動車税に環境性能を創設するもの、軽自動車税におけるグリーン化特例を延長するもの、固定資産税の特例措置についてわがまち特例を導入した上で延長するものなどでございます。細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、承認を賜りますようお願い申し上げます。
住民税務課長		(補足説明)
議 長		これより質疑を行います。質疑ありませんか。
		(なしの声)
議 長		質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
		これから討論を行います。討論はありませんか。
		(なしの声)
議 長		討論なしと認めます。これで討論を終わります。
		これから第1号議案 飯島町税条例等の一部改正に係る専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。
		お諮りします。本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。
		(異議なしの声)
議 長		異議なしと認めます。したがって、第1号議案は原案のとおり承認することに決定しました。
		日程第5 第2号議案 飯島町国民健康保険税条例の一部改正に係る専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。
副 町 長		飯島町国民健康保険税条例の一部改正に係る専決処分の承認を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。本条例は、第1号議案と同様、地方税法の一部を改正する

法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する政令が平成 28 年 3 月 31 日に公布され、平成 28 年 4 月 1 日に施行されたことにより地方自治法第 179 条第 1 項の規定により 3 月 31 日付で専決処分いたしましたので、同条第 3 項の規定により本会議において報告し、承認を求めるものでございます。条例の主な改正点は、国民健康保険税の課税限度額が引き上げられるもの、国民健康保険税の軽減措置に伴う 5 割・2 割軽減の軽減判定所得の算定方法変更による所要の規定の整備を行うものでございます。細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

住民税務課長
議 長
4 番
折山議員

(補足説明)

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

ちょっと、富める方からはいただき、厳しい方のほうは拡大をつていう、これ、改正、よろしいかと思うんですが、30 数万円の増額は限度額が引き上げられたことによる、それから、軽減される、軽減の額も増えるわけなんです、相殺しての結果なのかどうか。

そして、それぞれの対象者、もし何人くらいとか、軽減世帯がこのくらい拡大するとかというようなことをおわかりになったら教えていただきたい。わからなければ結構です。

住民税務課長

この 35 万 2,000 円の増額についてですが、限度額を引き上げたものと軽減措置をかけたものの相殺でございます。限度額を引き上げ……。すみません。内訳についていうか、対象世帯数とか対象の人数とかについては今この手元にございませんで、また後で御報告させていただきたいと思いますが、相殺をした結果、増額という形になりました。

議 長

ほかにありませんか。

(なしの声)

議 長

ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声)

議 長

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから 2 号議案 飯島町国民健康保険税条例の一部改正に係る専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。したがって、第 2 号議案は原案のとおり承認することに決定しました。

議 長

日程第 6 第 3 号議案 飯島町固定資産評価審査委員会条例等の一部改正に係る専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

副 町 長

飯島町固定資産評価審査委員会条例等の一部改正に係る専決処分の承認を求めること

		について提案理由の説明を申し上げます。本条例は、行政不服審査法と同法施行令、施行規則が平成 28 年 4 月 1 日から施行されたことに伴い飯島町固定資産評価審査委員会条例の参照条項ずれの修正と本条例施行後に平成 27 年度以前の固定資産税価格の修正に対する審査申し出があった場合、その事務取扱を統一するよう改正したもので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により 3 月 31 日付で専決処分をいたしましたので、同条第 3 項の規定により本会議において報告し、承認を求めるものでございます。細部につきましては御質問により担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御承認を賜りますようお願いいたします。
議	長	これから質疑を行います。質疑はありますか。 (なしの声)
議	長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 これから討論を行います。討論ありますか。 (なしの声)
議	長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから第 3 号議案 飯島町固定資産評価審査委員会条例等の一部改正に係る専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。したがって、第 3 号議案は原案のとおり承認することに決定しました。 ここで議事進行についてお願いをいたします。これから提案になります第 4 号議案から第 8 号議案までの 5 議案については、いずれも平成 27 年度補正予算にかかわる案件で、一般会計から各特別会計への繰出金の計上など関連がありますので、案件の審議方法につきましては 5 議案を一括議題とし、質疑の後、議案ごとに討論、採決を行うこととします。 日程第 7 第 4 号議案 平成 27 年度飯島町一般会計補正予算（第 10 号）専決 日程第 8 第 5 号議案 平成 27 年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）専決 日程第 9 第 6 号議案 平成 27 年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）専決 日程第 10 第 7 号議案 平成 27 年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）専決 日程第 11 第 8 号議案 平成 27 年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 4 号）専決 以上、第 4 号議案から第 8 号議案までの平成 27 年度補正予算 5 議案を一括議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。
町	長	第 4 号議案 平成 27 年度飯島町一般会計補正予算（第 10 号）から第 8 号議案 平成 27 年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 4 号）までの 5 議案につきまして一括して提案理由の説明を申し上げます。今回の補正は、3 月 28 日の飯島町議会 3 月臨時会後において補正の必要が生じたものについて予算を編成し、地方自治法第 179 条第 1 項

の規定に基づき 3 月 31 日付で専決処分をいたしましたので、同条第 3 項の規定に基づき今回の議会において報告し、承認を求めるものでございます。

まず初めに平成 27 年度事業につきましては、厳しい財政環境のもとではありましたが、おおむね計画どおりの行財政運営ができました。これも町議会の皆様初め町民の皆様の深い御理解と御協力のたまものと心より感謝を申し上げる次第でございます。それでは、第 4 号議案の平成 27 年度一般会計の補正予算（第 10 号）について申し上げます。今回の補正予算の規模につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 7,713 万 9,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 50 億 9,341 万 8,000 円とするものであります。主な内容であります。各種交付金は交付確定に基づき補正いたしましたが、特に特別地方交付税はおよそ 8,700 万円の増額補正となりました。また、町債につきましては、事業の確定等によりおよそ 2,800 万円の減額といたしました。次に歳出の内容ですが、農業振興総合対策事業につきましては担い手確保・経営強化支援事業の県補助金をおよそ 1,200 万円増額といたしました。また、繰越金につきましては、それぞれの特別会計の事業確定等により 3 会計合わせておよそ 2,900 万円減額といたしました。そのほか、平成 27 年度の決算処理に当たって必要な補正を行ったところであります。これから歳入歳出予算の調整を行った結果、将来の公債費負担軽減のための財源として減債基金に 2,000 万円の積み立てを行いました。

次に第 5 号議案の平成 27 年度国民健康保険特別会計の補正予算（第 4 号）について申し上げます。予算規模につきましては、歳入支出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,088 万 9,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 11 億 3,600 万 2,000 円とするものであります。内容につきましては、平成 27 年度における保険給付費の確定、これに基づく国、県からの交付金、また国民健康保険税賦課の変更、総務費及び保健事業費の執行状況に基づき、それぞれ増額及び減額の補正をするものです。歳入では、国民健康保険税国庫支出金を増額し、県支出金、繰入金、諸収入を減額するものであります。歳出では、総務費、保険給付費及び保健事業費をそれぞれ減額し、予備費につきまして平成 27 年度決算処理に当たって必要な補正をいたしました。

次に第 6 号議案の平成 27 年度介護保険特別会計の補正予算（第 4 号）について申し上げます。予算規模につきましては、予算の総額から歳入歳出それぞれ 2,290 万 3,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を最終歳出それぞれ 10 億 3,146 万 6,000 円とするものであります。内容につきましては、歳入では、介護保険料を実績により増額し、事業確定に伴う国・県支出金、社会保険診療報酬支払基金からの負担金及び補助金、一般会計繰入金を減額するものです。また、歳出につきましては、総務費、保険給付費、地域支援事業費、予備費について、事業確定に伴いそれぞれ減額するものです。

次に第 7 号議案の平成 27 年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）について申し上げます。予算の規模につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,349 万 6,000 円を減額し、歳入歳出それぞれ 3 億 9,135 万 2,000 円とするものであります。主な内容につきましては、事業の確定に伴い、歳入につきましては一般会計からの繰入金、分担金及び負担金、雑入を減額し、使用料及び手数料の増額をいたしました。歳

	出につきましては、各事業費と公債費及び予備費を減額しました。
	次に第 8 号議案の平成 27 年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 4 号）について申し上げます。予算の規模につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 546 万 4,000 円減額し、歳入歳出それぞれ 2 億 8,491 万 9,000 円とするものであります。主な内容につきましては、事業の確定に伴い、歳入につきましては一般会計からの繰入金と分担金及び負担金を減額し、使用料及び手数料の増額をいたしました。歳出につきましては、各管理費と公債費を減額し、予備費を増額いたしました。その他、細部につきましては、第 4 号議案の一般会計については担当課長からそれぞれ説明申し上げ、第 5 号議案から第 8 号議案の特別会計については御質問により説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御承認を賜りますようお願い申し上げます。
議 長	それでは引き続き一般会計補正予算について各課長から補足説明を求めます。
企画政策課長	（補足説明）
総務課長	（補足説明）
企画政策課長	（補足説明）
住民税務課長	（補足説明）
健康福祉課長	（補足説明）
産業振興課長	（補足説明）
建設水道課長	（補足説明）
教育次長	（補足説明）
議 長	ここで休憩といたします。再開時刻を 11 時 20 分といたします。休憩。
休 憩	午前 11 時 06 分
再 開	午前 11 時 20 分
議 長	休憩を解き会議を再開いたします。 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
1 番 本多議員	一般会計補正予算（第 10 号）について質問します。 交付金が確定したことによる専決の補正予算の 10 号だと思います。これが 27 年度決算の基本となる最終の補正予算ですが、歳入と歳出の差額 1 億 8,815 万円を予備費として補正し 2 億 2,877 万円の予備費とする創意工夫もない余りにも単純で短絡的な考えで作成した専決の補正予算ではないでしょうか。決算の不用額を検証して次期の予算に反映させるよう提言していますが、実行されていけませんので、不用額は例年のような金額になると思われます。過去 3 年の決算の不用額は予備費を除いて 24 年度が 7,414 万円、25 年度が 7,036 万円、26 年度は 9,973 万円です。3 年間の最低金額 7,000 万円くらい 27 年度は予想されます。町民税の歳入が予算どおりであれば 28 年度への繰越金は約 3 億円となり、28 年度の予算に 6,000 万円計上していますので、28 年度決算の歳入の繰越金は 3 億 6,000 万円になります。28 年度歳入予算の 7.5%にもなります。過去 3 年間の繰越金は 24 年度が 1 億

3,041 万円で歳入の 2.8%、25 年度が 1 億 1,315 万円の歳入の 2.4%、26 年度が 1 億 2,443 万円で歳入の 2.5%となっております。27 年度の決算はこれからですが、1 億 7,452 万円の繰越金は決まっていますので、恐らく歳入の 3.2%になると思われます。このような予想をすれば、いかに繰越金が多いかわかります。単純に 2 億 2,877 万円を予備費として残すことは考えられません。多くても 1 億 2,000 万円でよいのではないかと思います。28 年度の予算では、減債基金 8,923 万円、地域福祉基金 1,500 万円、公共施設等整備基金 2,900 万円の基金の取り崩しがあります。28 年度 1 号補正では財政調整基金 594 万円、2 号、これからですが、地域福祉基金 4,800 万円、減債基金を除いて 9,794 万円の基金の取り崩しがあります。以上のことから 3 つ質問します。1、なぜ創意工夫もない単純な補正予算を組んだのか。2、減債基金は 26 年度と同様に 2,000 万円の基金積立金を計上していますが、今年度、約 1 億円の基金の取り崩しがわかっていて他の基金に積み立てをする考えはなかったのか。私は、繰越金のことを考えれば 1 億円の基金積立金をすべきと考えます。3、今まで毎年 9 月定例会の補正で繰越金を計上し、予算計上した基金の繰り入れを戻しております。このやり方は正しいのか。私は、前年度の決算の中で創意工夫して基金の積み立て等を計上すれば、予算計上した基金繰入金を戻す補正は必要ないと考えています。以上 3 つの質問にお答えください。

企画政策課長

ただいま幾つかの点につきまして御質問をいただきました。今回の専決、10 号補正を編成する中で、確かにこの予備費の額が多くなってきてございます。先ほど具体的な数字が、予測の数字が出ましたけれど、そこまで行くかわかりませんが、かなりの額となってくるのではないかと見込んでおります。ただ、内容的に申しますと、社会資本を初め、その内示額がかなり低くなってきていることや、また、事業を精査する中での事業の取り下げ等もございます。それとまた、税においても、今、5 月に締めまして、それぞれ中を点検しておりますけれど、一部には税収の伸び等もございます。そういったこと、また、各事業担当においても節約の中で事業執行を行ってきております。そういった中で、この繰越額が多くなってきているものと思っております。それと、そのほかの質問と重なってまいりますけれど、今回そういった金額が多くなってきた中で、減債基金に 2,000 万円積み立てをさせていただきました。これ、昨年度も同じですけど、今までの起債やこれからの償還を考える中で、この積み立てをお願いするところでございます。それと、こういった中で、さらに別の基金への積み立ても考えられるのではないかとというところではございますけれど、この最後の専決のところ基金への積み立てることが適切かどうか、いろんな基金はございますけれど、場合によっては繰り越した中で 9 月の補正なりでそのことを、その積み立てについて、また議会の中で御審議いただき決定することも適正ではないかというふうに考えております。一旦、回答ここまでとさせていただきます。

議長

ほかに。

11 番

竹澤議員

歳入のですね、11、12 ページについてお伺いいたします。5 款の株式等譲渡所得割交付金、これが今回 382 万 2,000 円の収入増ということで結構ですけど、補正予算の当初予算が 70 万円ということで約 5.5 倍くらい増えているわけですね。次に、12 ページの自動車

企画政策課長

取得税交付金、これも当初予算 500 万円に対して補正が 987 万 4,000 円っていうことで 480 万円ほど増えております。申し上げたいのは、この 2 つについて収入増となった要因があると思うので、それをお答えいただくのと同時にですね、この当初予算の見積もりが適正であったかどうかということ、以上 2 点について伺います。

ただいま交付金の関係で御質問を賜りました。それぞれ当初予算に比べまして増に、それもかなり多くなってきましたが、それぞれにつきまして税や所得、それぞれのもとの金額に基づいて市町村に交付されるものでございます。なぜこのような数字、大幅に伸びたかにつきましては、ただいま決算の統計資料等をつくっておりますので、そういった分析を踏まえながら、また今後、当然 9 月には決算報告いたしますので、そういった中で御説明を申し上げていきたいと思ひます。

なお、その当初予算につきましては、やはりなかなか過大に見積もることは難しいんですけれど、今までの経過、国の動向等も踏まえまして予算編成を行っておりますので、御了承いただきたいと思ひます。以上です。

議長
10 番
坂本議員

ほかにありませんか。

23 ページの 2102 の臨時給付金事業なんですが、この給付率が 86.8% という形で、今、説明がありましたけれども、せめて 90% 近く入ってほしいと思うんですが、それに対する事業執行のための努力はされたかどうかということで、ちょっとお尋ねしたいと思ひます。

健康福祉課長

お答え申し上げます。当初対象人数に対しましてですね、該当になりますよという御通知を差し上げます。その後ですね、一旦区切って、時期を見て来ない方にもう 1 回通知を差し上げてですね、啓発を申し上げております。その後、対象になる方で、どうも来られないとか、そういうのは、民生委員等を通じてですね、いろいろの面で電話をかけたりとか、そういう呼びかけをしているんでございますけれども、どうしても、昨年もそうでしたが、大体このくらい、飯島町では、いつもこのくらい、大体、実質の数字がですね、大体出ておりますが、1,592 人に支給をしたいという、一応、まだ全部締めてはございませんが、一応この辺の数字までは行くというふうに私は聞いておりますけれども、そういうことで、昨年も 80 何% だったという気がいたしますので、ここにいらっしゃらない方も中にはいらっしゃるかもしれませんので、いろいろ啓発方法はやっておりますけれども、大体例年どおりかなという理解をしております。よろしく願いいたします。

議長

ほかにありませんか。

(なしの声)

議長

ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案ごとに討論、採決を行います。

最初に第 4 号議案 平成 27 年度飯島町一般会計補正予算（第 10 号）専決に対する討論を行います。討論ありませんか。

1 番

本多議員

反対の立場から討論します。先ほど質問した答えは納得できませんし、答えになっていません。創意工夫もない余りにも単純な補正予算です。1 億円の基金積立金をする修正が

必要だと思いますので反対します。

議長 ほかにありますか。

折山議員 それでは賛成の立場で討論します。繰越金の処分の時期とやり方のことなんですが、先ほどの説明は、一旦、予備費で繰り越しておいて、その間に、9月の決算までに慎重に議論をして、基金化をするのがいいのか、あるいはほかに急を要するところを債務を起こさずにその財源をもって手当てするのかというような答弁でございました。一旦そういう繰り越しが固まって、即何かって判断することも大切かもしれませんが、しばらく時間の中で、町民ニーズを聞く中で、改めてその用途について議会へお諮りすると、こういったような答弁ございましたので、その趣旨に賛成をするものでございます。以上です。

議長 反対討論ありませんか。

(なしの声)

議長 賛成討論はありませんか。

久保島議員 まことにですね、不適切ではないけれども好ましくないというような状況ではないかなというふうに思います。例年、この時期に補正が出る予備費はですね、補正額、大体3,000万円ちょっとぐらいの補正になっています。ということは、今期1億円を超すような補正ということはちょっと考えられないなあというふうなことでございまして、今後は是正を求める中で賛成といたしたいと思います。

議長 ほかにありますか。

(なしの声)

議長 ほかにも討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから第4号 議案 平成27年度飯島町一般会計補正予算（第10号）専決を採決いたします。

この採決は起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は御起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 お座りください。起立多数です。したがって、第4号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第5号議案 平成27年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）専決に対する討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それでは第5号議案 平成27年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）専決を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。したがって、第5号議案は原案のとおり承認することに決定しま

		した。
		次に、第 6 号議案 平成 27 年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）専決に対する討論を行います。討論ありませんか。
		（なしの声）
議	長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。
		それでは第 6 号議案 平成 27 年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）専決を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。
		（異議なしの声）
議	長	異議なしと認めます。したがって、第 6 号議案は原案のとおり承認することに決定しました。
		次に、第 7 号議案 平成 27 年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）専決に対する討論を行います。討論ありませんか。
		（なしの声）
議	長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。
		これから第 7 号議案 平成 27 年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）専決を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。
		（異議なしの声）
議	長	異議なしと認めます。したがって、第 7 号議案は原案のとおり承認することに決定しました。
		次に、第 8 号議案 平成 27 年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 4 号）専決に対する討論を行います。討論ありませんか。
		（なしの声）
議	長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。
		第 8 号議案 平成 27 年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 4 号）専決を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。
		（異議なしの声）
議	長	異議なしと認めます。したがって、第 8 号議案は原案のとおり承認することに決定しました。
		日程第 12 第 9 号議案 飯島町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。
副 町 長		飯島町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。非常勤消防職員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が平成 28 年 2 月 24 日に公布され、平成 28 年 4 月 1 日より施行されたことに伴い飯島町

	消防団員等公務災害補償条例の一部を改正するものであります。主な改正点は、消防補償年金と同一の事由により厚生年金保険法による障害厚生年金等が併給される場合の調整率を 0.86 から 0.88 に引き上げるものです。細部につきましては御質問により担当課長から説明させていただきますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。
議 長	これから質疑を行います。質疑はありませんか。 (なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 これから討論を行います。討論ありませんか。 (なしの声)
議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから第 9 号議案 飯島町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって、第 9 号議案は原案のとおり可決されました。
	日程第 13 第 10 号議案 平成 28 年度飯島町一般会計補正予算（第 2 号） を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。
町 長	第 10 号議案 平成 28 年度飯島町一般会計の補正予算（第 2 号）について提案理由の説明を申し上げます。予算の規模につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 969 万 2,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 48 億 9,830 万 5,000 円とするものであります。主な内容ですが、地域福祉センター石楠花苑につきまして福祉避難所としての防災機能強化及び診療所設置に関する経費、飯島町発足 60 周年記念事業につきまして秋の大博覧会開催に関する経費、また宝くじ助成事業の交付決定に伴う予算を計上いたしました。そのほか、新年度間もない時期ではありますが、緊急性のある当面の事業執行に必要な補正を計上いたしました。細部につきましては担当課長からそれぞれ説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決いただきますよう、よろしくお願いいたします。
企画政策課長	(補足説明)
総務課長	(補足説明)
企画政策課長	(補足説明)
住民税務課長	(補足説明)
健康福祉課長	(補足説明)
産業振興課長	(補足説明)
教育次長	(補足説明)
議 長	これから質疑を行います。なお、本案は各常任委員会へ審査を付託することとしておりますので、ここでは総括的な事項について質疑されるようお願いいたします。それでは質疑に入ります。質疑はありませんか。
7 番 三浦議員	13 ページの総務費なんですけれども、先ほど参議院選挙に伴って票の用紙の読み取り分

	離機というのを、分類機というのを購入するというふうにお話がありましたが、以前、長野県ではなかったように思いますけれども、選挙でこれを利用したことで票を読み間違えたというトラブルがあったように聞いたようなふうに思っておりまして、かえってそのときの開票には時間がかかったようですけれども、そういう点の安全性とか、確実なところは、確認をして導入することに決めたのかどうかお聞きしたいと思います。
総務課長	最近では県内でも各地幾つかで導入をしております、最近の実績によりますと正確性は正確に処理ができていうふうに聞いております。私も選挙管理委員会としまして実際に機械を二度ほど使いましてテストをしてみました。確かに確実に処理ができておりまして、これを裏表だとか天地ですね、これに関係なく票が読み取れるような仕組みになっておりまして、ある意味では人間よりもさらに判断、正確性は向上しているというふうに判断しておりまして、導入に踏み切ったところでございます。
議長 3番	ほかにはありませんか。
久保島議員	繰入金の件で宮下課長にお伺いいたします。先ほど地域福祉基金が2億円ほどありますよというお話ありましたが、この4,800万円を取り崩した後なのか、それともその前なのか、その辺のところを御説明いただきます。
健康福祉課長	すみません。取り崩す前でございます。現在2億円ほどございます。よろしく願いいたします。
議長 11番	ほかにはありませんか。
竹澤議員	10ページの60周年にかかわってちょっと意見を申し上げたいと思うんですけれども、要は、町は計画的に行政を進めなければいけないわけですね。先日も議長と一緒に全国町村会の正副議長会で研修会もありましたけど、本来、予算は、その当初予算できっちり予算を組み立てて、うんと緊急性があるものについて補正予算をするというのが基本的ルールで、また、万一やむを得ない場合に専決と、こういうことになるわけですね。この60周年ですけど、もともとはですね、飯島町の実施計画の中で1,000万円盛られているわけですね。そのときでは詳細なものができていないかもしれないかもしれませんが、1,000万円積み上げているということは何らかの根拠があったということだと思うんですね。本来ですと当初予算で1,000万円ばおんと盛ってやるべきであって、これ、経過を見ますと、当初予算で200数十万円ですね、それから臨時議会をやりまして、やりましたですね、今回、400何万円ということで、トータルで結果としては1,000万円になるんですけれども、この事業そのものについては、今後、常任委員会で付託されて議論されますので、異論申し上げるわけではありませんけれども、今後の財政運営、また対議会に対することも含めてですね、やっぱり計画的に、いろんな事業は、当初きちっと予算を計上して、それで必要なものは補正を逐次行うという財政運営をですね、行っていただきたい。このことについて理事者の考え方を問います。
町長	当初、飯島町発足60周年の大枠の予算として概略1,000万円を最初盛っていたということとは存じておりましたけれども、具体的に、さて、どんなことをするのかということが明

確じゃなかったもんですから、そのときそのときに応じてですね、皆様方に御相談申し上げてきました。しかし、そのことによってですね、期間が迫って慌てて事業を実行、急がなければならないけれども、予算の裏づけがなかったもんで、それができなかったと、こういうようなこともございます。今後、そういったことを十分加味した中で皆様方にお諮らいしていきたいと思っております。

議長
4番

ほかにはありませんか。

折山議員

以前も同僚議員から質問あったんですが、ちょっと協力隊員の採用とか、その使い方が、どうも財源的に全部国庫だからってという考え方の中で町に便利に使っているんじゃないかっていうのが、ちょっと心配を今お聞きしてします。協力隊員は住所を飯島へ移して、この地で生きていこうという人たちが集まってきておりますから、この3年間でもってですね、ずっと飯島町で生きていけるような手立ってというものをきちっと相談に乗り、考えて採用しているのかどうか、例えば道の駅へ2人新たにという、先ほど補正内容でございましたが、道の駅で協力隊員を置くということは、いずれは、3年後には、今度、道の駅で採用して財源捻出してやっていくっていう、そういうきちとした説明をした上で張りつけていく、こういうことが必要だかと思いますが、お尋ねしたいのは、協力隊員、基本的にはこの地域でずっと生きていこうという人たちを対象に採用をし、そのケアを今後していく必要のある皆さんであり、また、張りつける場所は、永続的にそこにその者が必要であるのであれば、3年後からは一般財源でそこへ手当てる者、あるいは町でなければ民間の会社がそこできちっと給与を払っていくっていう、そういった手立てを、あるいは事前のきちとした確認、こういうものは必要であるかと思いますが、この補正内容に絡めて、そういう、その点の考え、総括的に伺いたいと思います。

副町長

協力隊員の採用につきましては、今、議員の御指摘のとおり将来を見据えた中での面接をさせていただいて、将来どのように地区の中で定着して定住して活躍していただけるかということを面接の中で確認しております。特に今回は目的別にそれぞれ採用しております、道の駅につきましては道の駅に将来的には雇用をしていただく、それから農業関係の2人ですけれども、テッポウユリの産地の再興ということで、こちらについても、地域の農業者の皆さんのところに勉強に入りながら、将来的には農業で自立していただくということでございます。また、まちの駅の方につきましては、地域の中で空き店舗等を活用してお店を持っていきたいというような方もいらっしゃいますので、そういったことで、町としても当然いろいろな将来の起業につきましては支援をしてまいりますけれども、そういった自立を踏まえて採用しているということで御理解をいただきたいと思います。それぞれ道の駅につきましては道の駅の株式会社道の駅でも町の面接試験の後にもう一度面接をさせていただいて、その点は確認をさせていただいておりますのでお願いしたいと思います。

4番

折山議員

ちょっと私が確認を聞いたのは、道の駅は、これ、3年間、町から出しますが、あとは皆さんの力で、これ、採用になりますよという確認ができているかどうか、そこをしてい

		ないと引き続きという、ちょっとほかの駅とのかかわりになっていってしまうかと思いますが。
産業振興課長		田切の、道の駅の田切の里のほうには、採用を続けて、３年後も採用を続けていただきたいと、ぜひお願いしたいということをお願いしてあります。田切の里のほうも、従業員として３年やって、やはり従業員としてね、残っていただきたいということなら採用するということになろうかと思いますし、あとは、協力隊委員自身の気持ちですが、ここで働きたいのか、また飯島町で別の仕事をしたいのか、この選択肢もあると思います。今、副町長、答弁しましたが、どんな形であれ飯島町に残っていただくということでサポートしていくつもりでおりますので、その点よろしくお願いしたいと思います。
議 長		ここで質疑を終わりたいと思います。
事務局長		議案を付託するに当たり各常任委員会の審査区分について事務局長から申し上げます。
議 長	(審査区分説明)	お諮りします。第１０号議案の委員会審査区分については、ただいま事務局長説明の審査区分のとおり決定することに御異議ありませんか。
	(異議なしの声)	
議 長		異議なしと認めます。したがって、第１０号議案については、ただいまの審査区分により各常任委員会へ審査を付託することとします。
町 長		日程第１４ 第１１号議案 平成２８年度飯島町水道事業会計補正予算（第１号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。 第１１号議案 平成２８年度飯島町水道事業会計補正予算（第１号）について提案理由の説明を申し上げます。今回の補正につきましては、収益的収支に関する補正でございます。民間企業の進出に伴う消火栓新設によるもので、収入につきましては受託工事収益を、支出につきましては受託工事費として、それぞれ１３０万円増額し、収入総額を２億３,０９３万９,０００円、支出総額を２億１,３３４万６,０００円とするものでございます。細部につきましては御質問により担当課長から説明を申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。
議 長		これから質疑を行います。質疑はありませんか。
	(なしの声)	
議 長		質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
		これから討論を行います。討論ありませんか。
	(なしの声)	
議 長		討論なしと認めます。これで討論を終わります。
		これから第１１号議案 平成２８年度飯島町水道事業会計補正予算（第１号）を採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
	(異議なしの声)	
議 長		異議なしと認めます。したがって、第１１号議案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日の会議を閉じ、これで散会とします。御苦労さまでした。

散 会 | 午後0時30分

平成28年6月飯島町議会定例会議事日程（第2号）

平成28年6月13日 午前9時10分 開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第1 一般質問

通 告 者

久保島 巖	議員
本多 昇	議員
橋場みどり	議員
浜田 稔	議員
瀧本登喜子	議員
坂本 紀子	議員

○出席議員（１２名）

１番	本多 昇	２番	滝本登喜子
３番	久保島 巖	４番	折山 誠
５番	橋場みどり	６番	堀内 克美（途中退席）
７番	三浦寿美子	８番	浜田 稔
９番	中村 明美	１０番	坂本 紀子
１１番	竹沢 秀幸	１２番	松下 寿雄

○説明のため出席した者

出 席 を 求 め た 者	委 任 者
飯島町長 下平 洋一	副 町 長 唐沢 隆 総 務 課 長 宮沢 卓美 企画政策課長 堀越 康寛 住民税務課長 大島 朋子 健康福祉課長 宮下 寛 産業振興課長 久保田浩克 建設水道課長 田沢 義郎 会 計 管 理 者 堀内喜美江
飯島町教育委員会 教育長 澤井 淳	教 育 次 長 小林 美恵

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	宮下 務
議会事務局書記	宮下 弥紀

本会議再開

開 議	平成28年6月13日 午前9時10分
議 長	おはようございます。 これから本日の会議を開きます。 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。 日程第1 これから一般質問を行います。 通告順に質問を許します。 なお、一般質問は通告制ですので、質問趣旨にのっとり明確に質問するようお願いをいたします。 3番 久保島巖君。
3番 久保島議員	それでは通告に従いまして一般質問を行ってまいります。今回は、飯島町営業部とは何か、新町発足60周年事業はお祭り騒ぎでいいのかという2点について私から質問いたします。この2点は重要課題っていうことがありますでしょうが、今回、同僚議員の多くの方が取り上げております。重複する点が多々あるかと思えますけれども、視点は少し違っているというふうに思いますので、通告範囲をはみ出さない程度に注意しながら進めてまいりたいというふうに思います。町長も御合弁のほう御留意いただきますようお願いをいたします。 さて、第1点目の飯島町営業部でございますけれども、私がこの一般質問の通告をする、提出ですね、前までは飯島町の組織の中に明確な位置づけというのがされていませんでした。現に6月4日付、4日ですよ、飯島町のホームページから検索できる例規集の課設置条例もしくは組織規則の中にも記載はありません。ところが6月2日9時10分、議会全員協議会がございまして、そこで飯島町営業部設置規則が3月25日に施行されたと、説明ができて申しわけないというおわびとともに説明がございました。私の一般質問があったから慌ててつくったんでしょうとは言いませんけれども、このタイミングのよさには少々驚きを隠せませんでした。それよりも何よりも、第一、3月25日に決まっていた設置規則を6月2日に議会に報告するなんてのもってのほかですよ。違いますか。確かに、課設置条例とか行政機関の設置規則は、議決の必要はありません。だけど、事前に説明があつてしかるべきでしょう。風通しのいい行政ということでスタートされた下平町長ですが、ちっとも風通しがよくねえじゃないですか。上のほうでは、どうも嵐が吹いているようですが、我々議会や一般職員や町民のところには、嵐が吹き去るころ、そよりっとほほを風が撫でる程度、その程度の風通しですよ。これは議会軽視に当たる。私は思いますが、町長はどう考えているのか、また、その経緯について御説明をいただきます。
町 長	皆さん、おはようございます。きょうから一般質問ということで、また、よろしくどう

をお願いいたします。トップバッターの久保島巖さんの御質問にお答えしてまいりたいと思います。まず、飯島町営業部について、これは私の看板政策でございまして、飯島町を外へ売り出していくと、そういうための機関でございます。飯島町のどんな商品があるか、地域資源は何か、外へ売り出していけるものはないか、それを地域の皆さんと、それと行政と、それぞれ知恵を出し合って一生懸命売っていこうと、こういうための組織でございます。

飯島町営業部は、飯島町の特産品や観光開発などへ官民がともに取り組み、外へ向けて売り出す組織として、4月より早速、営業部がスタートしているところでございます。営業部は、議員の御質問のとおり課設置条例や組織規則には規定されていませんけれども、位置づけにつきましては飯島町営業部設置規則により設置しており、組織規則第3条 事務分掌では「企画政策課まちづくり推進室の事務分掌に飯島町営業部との連絡調整に関すること」を加えております。内容につきましては先日の議会全員協議会にて説明させていただいておりますが、しかしながらですね、こういうことで進んでおりますと、申し上げましたけれども、皆様方に対してですね、十分な御説明がなかったという部分には反省すべきところがあるかなあというふうに思っております。これは大事な部分でございまして、一つは、ちょっと最初ののろしとしてですね、早くこういう飯島町営業部というものをのろし上げたかった、それでみんなに注目を浴びて、ことし、ちょうど60周年でもございまして、新しい波を起こすいいスタートのときでございましたので、このタイミングということでタイミングを重視したこともございます。しかしながら、議会の皆様、行政の両輪でございまして、そこら辺の御理解を十分していくことが大切だったなあというふうに考えております。

久保島議員

確かにですね、町長の看板商品でございまして早くのろしを上げたかったというのはわかりますが、やっぱり踏むべき手続はきちっと踏んでもらいたいというのが私どもの考え方でございます。ちょっとですね、私もあのときに説明を聞いたんですが、ちょっとぴんとこなかったもんですから、急だったっていうこともありまして、もともと最初に情報がなかったもんですから、どういうことかなあというふうに思っていたんですが、この設置規則の中の第3条の2「営業部の組織は町長を本部長とし」とございます。地方自治法の規定によりますと、地方自治体の長及び議員は、補助金等ですね、交付金等を受ける団体の長を兼務することができないと規定されています。いわゆる兼業の禁止というやつですね。イベントの実行委員長程度なら構わないということになっていますけれども、これが常設機関となると、これはちょっと問題だということでございます。町長が本部長を務める飯島町営業部には交付金を発行できない可能性がある。この設置規則の中には運営資金をどこから入れるかっていうことが明記はありませんので、この規則自体は問題ないと思いますが、交付金は受けることができない。5月16日の臨時会の補正予算で飯島町営業部に交付金が209万2,000円上程され、可決しました。これがちょっと問題ではないかなあというふうに、後から私も気がつきました。土地開発公社、それからまちづくりセンターいいじまですね、これも理事長は副町長になっているじゃありませんか。12月の、私、一般質問の中で飯島町営業部がどんな組織になりますかとお聞きしました。そのときには町

長は、庁内組織ではなくて外郭団体を考えていると、町民が参画できるようなものにした
い、観光協会とかまちづくりセンターとは一線を画したものにしたいとお答えになりました。
そのときには、職員を配置するというお話は全くありませんでした。ところが4月の
人事異動の中で企画政策課付で職員2人が配置されました。私は、考え方が変わったんだ
など、役場の庁舎の庁内の組織になったんだなあというふうに感じていました。ところが
ですね、やっぱりこの設置規則が来たということは外郭団体と位置づけると、職員を配置
するためにはやっぱり何かの規定が必要ですので、これをつくったということだろうとい
うふうに思います。とするとですね、本部長を町長以外にするか、交付金は受けないか、
それとも行政の中の課もしくは係にするかという位置づけの見直しが必要があるとい
うふうに私の解釈ではしているんですが、町長、御見解をお伺いします。

副 町 長 営業部の組織につきまして、地方自治法に基づきます交付金を受けられない団体じゃな
いかという御指摘でございます。営業部につきましては、先般の全員協議会の中でも御説
明しましたし、今、議員さんの規則の説明にもありましたように、官民連携で調和のとれ
た総合的でかつ戦略的な儲かる飯島町を創出するために設置するということで規則を定め
させていただいたところであります。御指摘のありますように、町長が本部長を務める営
業部につきましては、交付金等の取り扱いについては御指摘のとおりでございます。町で
も規則を定めまして、副町長がその長になるような仕組みの中で交付金を受け取るような
制定をしたところでございまして、営業部につきましては、今後、法人化も含めまして、
近いうちにそういった組織にしていくという過渡的な状況でもありますので、その中でき
ちんと精査しながら今の状況を改めてまいりたいと思っております。

久保島議員 そうすると、副町長が今度は本部長になるということによろしいんですか。

副 町 長 組織のあり方は、また今後検討してまいりますので、私が本部長になるということでは
ございません。

久保島議員 どうするっていうんですか。じゃあ、ここで言うとおりでから、じゃあ町長は外すけど、
それは考えていないと、ほかの人に本部長を持っていくということなんですか。もう一度
お願いします。

副 町 長 その点については今後検討をしていくということをお願いしたいと思います。

久保島議員 ぜひですね、コンプライアンスにのっとって正々堂々とやっていただくようお願いし
ます。うそとごまかしはね、どこかの、東京のほうですか、あれですから、懲りています
から、よろしくお願いしますよ。

じゃあ、その2番目に行きます。1－2にですね、その通告時には不明確でありました
営業部ですけれども、一応、そういう不備があるというものの、一応体裁が整ったとい
うことでございまして、再任用の課長と現職の係長が配置されているということござい
ますけれども、それについては、ちょっと私も懸念がございましてですね、それなりの体制
づくりができたからいいかなあとも思いますけれども、急ごしらえの規則、設置規則、問
題点もある、大事な幹部職員が2人行っている、潰れりゃあしねえかなあと思って心配を
しているところです。公的にも問題あり、一般財団法人でもない、町の内部組織でもない、
この辺は不安定で、本人たちが非常に仕事がやりにくいんじゃないかなあと思って心配し

ているんですね。老婆心ながら職員の皆さんの気持ちを考えると、ちょっと心配がございます。先ほど、企画政策課の中にですね、所管事務のとして載っているということでございますので、本日終了までにですね、課設置条例、新しいやつですね、それから組織規則等をですね、写しを御配付いただきたいと思いますのですが、総務課長、いかがですか。

総務課長 課の設置条例につきましては、変更点はございません。それから、組織規則の中には、一部、企画政策課まちづくり推進室のところに連携に関する部分が載っておりますが、その部分だけでございます。その部分は用意できます。それから、職員の編成表でしたら用意ができますが、それでよろしいですか。確認をお願いいたします。

久保島議員 修正の後のもので結構でございますので御配付をいただきたいというふうに思います。さて、その職員についてですね、ちょっと、なぜ職員を配置したのか等も含めて町長の所感をお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

町 長 飯島町営業部はですね、町民の知恵と行政の知恵の融合ということを狙っております。したがってですね、ある意味、行政の各課の事情がわかっている人がそこにおられたほうがいろいろの窓口としては対応が広角的になるかなということでございます。そこで、役場関係者でない方がおられたとしても、住民が寄ってきたときにですね、この問題については、じゃあ、こういうところへ相談しようとか、あるいは、どこの予算が使えるかどうか、そういう予備知識があったほうがより事がスムーズに進むと、こういう考え方のもとでですね、行政経験者は頼りにするところでございます。

久保島議員 そうで、ならばですね、外郭団体にせずとも庁内組織の中でうまくいけたんじゃないかなというふうに思うんですね。外郭団体にしたということは、一線を画すということで、職員もそれなりの覚悟を持って外に出ていかなければいけないわけですね。その辺のところ、まちづくりセンターいいじま、観光協会等はですね、別の全く——全く別なんて言いませんけれども、現職の係長とか行っていないわけでございまして、兼務している、事務局長を兼務しているというところもありますけれども、それとちょっと違うわけでございますので、全く専任でいくということになると、それだけのリスクも負っていくんだろうというふうに思いますが、その辺のところの説明、仕事の説明等をですね、ちゃんと理解されて行ったのかどうか、その辺をお伺いします。

町 長 飯島町営業部という新しいネーミングの組織はですね、先ほど申し上げましたように飯島町の新しい売り出しのために地域資源を開発し、ブランド力を高めていこうと、こういうことでございます。こういう言葉があるんですよ。「新しいワインは新しい革袋へ入れよ」まちづくりについての、そういったですね、お話し合いというのは、過去何十回何百回、いろいろなところで行われてきたんじゃないかなというふうに思います。今回、もっと掘り起こしたいんだと、それで皆さんたちの知恵と役場の知恵、役場も出ていくから、ぜひここで出会って、みんなで相談していいものを売り出していこうよ、こういうことをですね、新しい飯島町営業部というものを使うことによって多くの人に知れ渡る、現に、それも新聞の1面、飾ることができました。行政って一つはそういった部分が必要なんじゃないかなというふうに思うんです。のろしを上げてみる、しかし、その内容は、火をたいしているところは、どこでもたいておったらいいかもしれないけれども、今回、規模一新に、

新たにスタートするっていう部分でですね、新しい革袋をつくって、新しいワインをここへ醸成しようよと、こういう思いでございます。ですから、それはそれなりの効果を期待しているということでございますし、現に、飯島町のみならず町外からもですね、ああ、新聞見たけれども飯島町にとってこういうことどうですか、こういうお話も舞い込んでいっているって言ったら語弊がありますけれども、いろいろの方からお話をいただくようになりました。それで、町民の皆さんからでも、あそこ、気安く寄れるもんですからね、たまに立ち寄っていただけると、こういうことでございます。今はどういうプロジェクトをどういうふうに進んでいくかという細かなことはわかりませんが、まずは町民の皆様が敷居の低いところで寄ってきていただける場所、そして何か開発していくことをみんなでやろうよと、こういう雰囲気になること、これをまずは第1年目の目的としているわけでございます。2年目、3年目となって具体的なプロジェクトが出てくるんじゃないかなというふうに思っています。今のあそこで働いているお二方については、まずは町民の皆さんとお話してくれと、この人はどんな商品を持っているんだ、どんな考え方をしているんだ、そういうことをまず調べることで大事なんだよと、こういうお話をさせていただいてあります。以上でございます。

久保島議員

彼ら職員がですね、ぜひ能力を発揮して効果を出していただきたいというふうに思うところでございます。

次にですね、その1－3なんですが、規則の中にですね、飯島町の産業振興にかかわる町民及び関係機関が一体となり、官民の連携と調和のとれた戦略かつ総合的に儲かる飯島町を創出するため飯島町営業部を設置するというふうにあります。しかし、今、取り組んでいるのは60周年のプレイベントっていうのでございまして、なぜそうなるかなあと、もちろん、その出店等があるからという話はあるんでしょうが、当初60周年記念は総務課が担当していて、各課横断的に若手の人たちが集まった検討チームで検討されて、今年度当初から実行委員会を立ち上げるというふうなことで話を聞いていました。しかしですね、いきなり営業部でプレイベントをやりますという話になりまして、おいおい、どうしたことだよということでございます。12月の一般質問の折にですね、私のほうも内容はどんなことなんですかという話を聞きましたら、下平町長のお話のあったように特産物の開発や販売、住民の企業などの手助けをする、それからインターネット通販などの応援をしていくと、それで町を売り出していきたいんだというお話がございました。それなら、先ほど町長が新聞に出たっていう話でありましたが、呉本圭樹さんが総合アウトドア地域っていう構想を町長に持ち込んだという話を聞きました。それこそが飯島町営業部が取り組むような課題ではないのか。60周年のプレイベントなんていうことは営業部の仕事ではないように思います。なぜ60周年事業が飯島町営業部になったのか、その辺をお伺いしたいと思います。

町長

ちょうどよく60周年記念ということでございます。来し方を反省し、また未来に向かってスタートしようと、こういう意味合いでの60周年をちょうど迎えたところでございます。これもですね、一つのきっかけにしたいなというふうに思っておりますね。その中でですね、その事業についてどんなようなことをやろうかと、大きな計画は総務課です。いまだ

に総務課でございます。この4月から一年間かけて、どんな催しをしようか、どんな事業をしようかと、事業全体は総務課の担当で相変わらず引き受けているいろいろの事業を展開してまいります。その中でですね、2つの外でやる野外のイベントがございます。これを飯島町営業部が引き受けた。引き受けたからには意味があるわけでございまして、そのイベントの内容はですね、大いなる田舎を誇ろうじゃないかということなんです。地方創生、我々の大きな課題としてのしかかってきております。都市へ都市へと人が向かって出ていってしまいます。しかしながら、都市からも田舎へだんだんに足が向いてきている。しかし、出ていくほうが多いから人口がどんどん減っていつてしまうということがございますね。その中でですね、都市から来る人たちは、やっぱ都会のコンクリートに囲まれたあの世界から脱して、人間回帰、普通の人間の自然の中で暮らしたい、田園回帰、田園のある風景で暮らしたい、農業回帰、土も触りたい、そういう思いなんです。ということは、田舎だって、いいところがあるじゃないかと、大いなる田舎を誇ろうじゃないかと、これが大きなテーマなんです。それで、私たちの生活の中で、田舎の里山暮らしの中で、いろいろの地域資源がある、もちろん、今、開発された商品もございますし、工業製品もありますし、今度、市民のグループの皆さんが開発したものもありますし、今まで発掘されている、いや、そんなところまで、売るところまでないですよ、博覧会なんてとんでもないですよって言っている人たちだったってその場へ登場していただく、これを、テント村をつくりましてね、そこで大いなる元気な市場ができないかなあと、これを担当したのが営業部なんです。もちろんステージもございます。文科系の踊り、ダンス、綱渡り、これも本当にその町民の中で皆さんが根づいていろいろ頑張っているんですけども、そういう出番をつくってあげる、場所をつくろうじゃないかということがイベントなんです。プレイベントですから、最初、こんなことあるよ、60周年、まだまだですね、町民の皆さんが60周年っちゅう認識をみんなが持って、持っていてですね、ああ、楽しいなあ、これから頑張ろうねっていうことにはなっていないと思います。その、まずのろしを上げなきゃいけない。60周年、船が出るぞおっていう合図をしなきゃいけなかった。それで、それはまずプレイベントという形でですね、本イベントは10月なんです。しかし、10月は、このプレイベントのちょっと大きなのをやりたい。しかし、大きなのをいきなりやってもどんなものが集まっていいかわからないから、サンプル的に今回6月18日に、こんなような形でみんなが集まってきている、ああ、こんなものでもいいんですよと、こういったものをやりたかった。それは先ほど言うように地域資源の開発なんです。発掘なんです。担当者が、ああ、その募集、テント村をね、募集することによっていろいろの方とお行き会いできて、ああ、あなたこんなことできるんですか、このグループ、こんなことできるんですか、観光体験、体験観光をやったときに、ああ、この人たちにお願いすればこんなこともできるんじゃないかな、そういう素材がいっぱい集まってくる。ですから、そこは飯島町営業部が担当すべきところだったんです。こういった思いで60周年の記念事業のうちのプレイベントと本イベントの外での作業のテント村とステージが飯島町営業部に任された次第でございます。

すよっていう位置づけだということでございます。

2-1にまいります。今、町長の話の中にも、それはいい機会だというお話がございました。私はですね、どうも、何かに誘導されているような気がしてならない。テント村に出店する方を集めるにしても期間が短過ぎはしませんでしたか。いきなり6月18日ありきで話が進んでいるもんですから大変だったなあというふうに思います。それでも結構な出店者がね、集まったということで、御苦勞には頭の下がる思いでございますが、どうもね、そのバタバタとありきで、目算もないうちにどこかに金が持っていられるようなイベントになっちゃいけないかというところを懸念するわけですね。総務課は最初「つなごう 未来へ」ということで60年を語る番組とか、それからパネルディスカッションとかっていうのを企画していました。実行委員会を立ち上げてやっていくということだったんですが、いきなり6月18日、プレイイベントがありますということで急遽決まった。実は、これ、補正予算もございまして、このときには既に半ば決まっているので何とか通していただきたい、そんなこと言っちゃいけないのかもしれませんが、そういう状況で、やむを得ず通しました。総務委員会の中には違和感と不快感が残りました。平成27年度一般会計補正（第8号）、これを修正議決した経緯があります。これは不適切ですよっていうことで。そんなことはたびたびしたくないわけですよ。議員と町とがですね、車の両輪だと言っている中で、摩擦や衝突っていうのはよくない。できるだけ回避したい。別に根回しを求めているんじゃないですよ。事業着手をする前に、仮契約をする前に、事業確定をする前に予算を通してください。これだけです。このところ、どうも事業着手をしたりですね、既に決まっていますとか、後説明というのが多過ぎませんか。この60周年のプレイイベントについてもそう見える。60周年が、プレイイベントが、なぜ営業部が担当したかっていう話は今聞きましたので、なぜ6月18日に急遽決まったのか、この点をお答えいただきます。

町 長 本イベントは10月29、30なんですね。それで、町民の、町民に、町民って、ああ、町民なんて高いところからすみません。町民の皆様方にですね、本年度は60周年ですよと、こういうことをまずはアナウンスしたかった。それで、こんな形で本イベントをやるんですよというサンプルを示したかった。ですから、このプレイイベントが終わった後は、ああ、こんなことをやるんですね、こんなテーマでやるんですねっていうことがわかっていただければ、これから本格的に、プレイイベントが終わった後ですね、こういうことを経験した後に本番の10月の29・30日に向けて実行委員会の皆さんに集まってもらって、これこそみんなで集まってもらって、じゃあ本番、どういうふうにこれへまた色を添えていこうかと、こういうことをやっていきたくった。ですから、今回はですね、サンプルを示す必要があったかなあということで、多少というよりも、久保島さんがおっしゃるには大きなばたつきだったと、こういうふうにおっしゃいますけれども、多少バタバタしましたけれども、予算づけもしていただきましたということで、とりあえずは6月18日のプレイイベントで船が出るぞおという合図を町民の皆さんにすることができたということでございます。おかげさまで60団体、83張りの点と、それとステージが10以上の出し物が集まりましてですね、大勢集まってきていただけることを期待しているところでございます。

久保島議員 バタバタ感は認められるんですが、どうも釈然としない。

2-2に行きます。今回、6月定例会に上程されている平成28年度一般会計補正予算(第2号)、事業コード1112 飯島町発足60周年記念事業435万9,000円が追加されてちょうど1,000万円になりました。この概略についてはですね、先ほどの全員協議会でお話がありましたけれども、改めてここでもちょっとお話しただけならなあというふうに思いますが、6月18日のプレイベントにはですね、300万円、イベント会社に払うというのが盛っています。60周年枠が1,000万円、一応とったというふうな、そんなことで、当初ね、ありましたので、60周年の冠をつければいろんなものに使えるじゃないというふうに決めたんじゃないのと思わざるを得ない。10月の本番にですね、向けてプレイベントでサンプル的なものを示したかった。それはわかりますけど、どうもイベント会社というのが気になる。そもそも私は、大道芸人を10人呼ぶようなイベントには意味わからねえから賛成できませんけれども、その意味はどこにあるのかと、何がやれるのかと、大道芸人呼んで。万に一つイベント会社に頼まなきゃなんないようなイベントがあったとしましょう。でも、それはその業者指名ありきではないはずなんです。こういうイベントをやりたいけども、各業者で入札していただけますかというのが本筋でしょう。そういうことがありましたか。特定の業者ありき、誰だか、それはいいとして、誰のためのプレイベントなのかと、その人の、そのプレイベント、イベント会社に金払うためのイベントなの。それじゃあつまんない。私は1,000万円がNGだと言っているわけじゃあないですが、1,000万円にするためにこじつけしているような気がして、そこにイベント会社が入ってきた、ちょうどいいからこれ使っちゃえよ、そんなふうに見えるんですが、そんなことはないでしょうね。町長。

町 長 先ほど申しましたように、皆さん、ちょっとイメージしてください。あそこにテント村が今回のプレイベントで83張り、農産物から工業製品から趣味の会から、みんなが集まてきます。それで、ステージでは芸能関係の方々がお出まします。私はですね、そこへ、やはり子どもの声を響かせたいんです。まちづくりってね、お陣屋祭りもあんどん市も中川のどんちゃん祭りも、みんな頑張ってやっています。あるとき疲れちゃって、大人はもうやめようじゃねえかと、金かかるじゃねえかと、こういうふうに言ったときに過渡期なんですわなあ。続けようか、やめるか、そのときにふと立ちどまって考えていかなきゃならないのは、このイベントは俺たちが俺たちのためにやっているんじゃないかと、ここへ来てくれている子どもたち、何かの心にやっぱり植えつけるんですよ。DNAが。小さいころ、あの市場へ行ったら何かわからん難しい変なことをやっておった大道芸人がおったなあ、そんなことがですね、心の片隅にふっと残るんです。私だって小さなときにサーカス連れていかれました。そういう人たちがいた。ピエロもおった。飯島町で、ああ、やったんだよね。ただ大人の文化祭だけで子どもさん方が見えるでしょうか。おじいちゃんの手を引いて、おばあちゃんが手を引いて、おお、大道芸人やるからなあ、見に行くぞ、そういうきっかけでもいいんですよ。そして、来ていただいて、じいちゃんは何か植木のところで関心があって見ておった、ばあちゃんは何かわらでわらじを編んでいるのを懐かしそうに見ておった、子どもも一緒にそれを見ておった、そのきっかけが大道芸人でもいいじゃないですか。子どもたちを呼ぶ力は、プロですからあります。その分は、

その方々にお頼りをしなければならない。もちろん子どもたちの演奏とか、そういったことも企画しております。ですから、お祭り騒ぎでやっているわけじゃないんですという考え方でございます。

私はね、その子どもを呼ぶためには、そういうものではないような気がしております。

2-3に行きたいと思いますが、単におめでどうおめでどうのワイワイのお祭り騒ぎでは、私はいけないんじゃないかなあというふうに思っているんですね。現に、いまだに4区の隔たり、飯島だ七久保だという色分けも存在している。個人的には何の隔たりもないですよ。個人的おつき合いの中でそんなことを意識することはないんですが、それが地区の問題、地域のこととなると話は違ってくるんですね。やっぱり地区のものが出てくる。悪い言い方をすれば、地域エゴといいますかね、そんなものが出てきてしまう。昔は与田切川の水を争ってですね、くわや鎌を持って水門警備に行ったり、ときには衝突事件もあったということも聞いています。その名残があるわけじゃないでしょうけれども、合併して60年、そろそろ融合してもいいじゃないですかと思うんですね。そこで、この60年を振り返る反省、現在の課題、乗り越えなきゃならない今後の障害等を徹底的に洗い出す、さらに70年、80年、100年に向けて新しい目当てや改善点、課題を町民全員で共有する、そういう機会が私は60周年であるべきだというふうに思うんですね。そこで、ちょっと前のことを申し上げて申しわけないんですが、高坂前町長もですね、60周年に向けて、いいねいいじま、これをつくりました。町民誰もが歌って踊れるソング、ソング&ダンスですね、心を一つにして60年を迎えようという意図があったというふうに、当時、聞いていました。橋幸夫さんの作曲。子どもコーラスも参加した。それから、何よりも特徴的なのは、序章、終章のついたような、この音頭、まさしくシンフォニー、交響楽みたいなですね、そんなたぐいまれなるすばらしき楽曲ができた。それに幾つかのパターンのダンスもできています。なぜこのプログラムの中にいいねいいじま町民大会というようプログラムがないのかなあと、いろいろなイベントの中で人集めのために宝投げをよくしますよね、いいちゃん産業祭りでもしました。しかし、そのとき人は集まってくるけれども、宝だけ拾ってさっと帰っちゃう、これを私流の宝投げ現象、宝投げ現象と言っています。私は、大道芸人のイベントっていうのは、まさにその宝投げ現象じゃないかなあと、子どもの心に本当に残るのかなあっていうふうに思うんですね。そのほかにですね、説明の中で大道芸人のおもてなしの心を学んでもらうっていう話がございました。よせ、よせと、俺は大道芸人になるつもりはありませんので、誰が学ぶのかなあというふうに思います。大道芸人のおもてなしの心は、プロはプロのことだから、我々の素人がそんなにちょっくらちよいとできるもんじゃない。それよりもいいねいいじまの町民大会と称したようなダンス&ソング大会とか、それから、子どもたちに参加した作文とか俳句とか絵画展、100年の、100周年の飯島町はどうなっているとか、そんなような子どもに参加できる、また大人も参加できる、そういったイベントが私は望ましい、そこにお金をかけるべきだ。もちろんこれらを記録映像してですね、後からDVDで見直すということもできるようにしたほうがいいでしょう。少なくともイベント会社に委託するような60周年ではないと思います。町民のための町民による町民大会にしてほしい。あと5日後に迫ってしまった18日のプレイベントはチ

ラシが入ってきていますので、今さらどうこうないでしょうけれども、その辺も含めて 60 周年の骨子について根本的に見直しを申し上げたい。お考えをお聞きしたいと思います。それから、本大会の内容について、総務課長でも結構ですので、概略、お話をいただきたいと思います。

町 長

60 周年のイベント、まあね、このイベントというのはですね、どんな内容を持たしても一過性になってしまう傾向にある、やっぱしそれは気をつけなきゃならない、こういうふうに思っています。そのとき大枚を使って終わりという傾向にしなければならぬということ、私ども、初めの一步から考えて物事を進めております。この 60 周年の記念イベントの中でですね、夢があるんです。一つ。飯島町が、先ほどおっしゃったようにですね、町政 60 周年ですから、飯島町というものが一つにまとまって 60 年たったということでございます。果たして心も一つになっているかどうか、これは問題なんですね。これは、60 周年イベントのみならず、行政を預かる者として、まちづくりをする者として、田切、飯島、本郷、七久保、この地域の心が一つにまとまっていけるという形にみんなが一つの方向性を向いてくれるということは、やっぱし理想のことで、そういう関連の御質問をされたんじゃないかなというふうに思います。この 10 月の 29・30 日のですね、本イベントはですね、そういった意味での種を植えつけたい。その場は、ひとつ、それをやって、ずっと飯島町全部がまとまったら、そんなことは無理なことだと思います。だんだんにだんだんにその気持ちが醸成されてくるんだと思います。その一つの種はですね、4 地区の方々が、何をテーマにしたら、みんなが一堂に会して喜んで、みんなで踊りたいほど楽しくなるか。踊りだったって強制的に踊れって言ったって心から踊っていないんですよ。何をテーマにしたら心から 4 地区が喜んで踊れるような雰囲気ができるかなあ、やっぱしそれは考えている。種をまきたい。じゃあどんなことを題材にするか。飯島町に限らず、日本が瑞穂の国であるということです。瑞穂の国ですからね、お米づくりから始まっていった民族。飯島だったって御多分に漏れず、飯の島って書くぐらいですから、農業、お米づくり、そのために一生懸命になって、昔は水戦争もやった、そういう経過がありました。歴史の皆さんに調べていただいた。確かに何度もこの地域の中で戦争をしとったということでございます。それほど稲を育てるための水というものには非常にみんな執着していた。飢饉で水が、雨が降らなかったとき、みんな雨乞い祭りした。そのときはみんな一緒に雨降ってくれって拝んだんじゃないですかねえというふうに思うんです。そのときに心が一つになったんじゃないかなというふうに思う。ああ、これかなあ、飯島町の町民の皆さんの心に共通している部分は、この自然の中でアルプスの伏流水が湧き出るように出てきた水、それが豊富であること、この自然も、それによって緑豊かであるし、我々の人間だったって 70%は水ですし、ここにやっぱし回帰してくるのかなあ、飢饉で——飢饉じゃない、雨が降らなくてですね、雨乞いをしたとき、光前寺に雨乞いの青獅子があるらしいですね、あれね、天然記念物だか国宝で、あれも駒ヶ岳の上へ山頂へ持っていったら 3 日後に雨が降ってきたと、こんなような歴史があって、これは雨で、その雨が降る瞬間のことを考えたときにね、雨乞いして、まずサアサアサアサアサアサアと風が吹くでしょう。雨風って言うんですかね。その後、ゴロゴロゴロ、ゴロゴロゴロゴロ、ゴロゴロ、ピシヤン

と雷が鳴って、雨がポツリポツリポツリ、ポツポツポツ、ザザザザアッと降ってくると、これで大騒ぎしたと、この瞬間を切り取ったときにですね、まずは風、風神を登場させようじゃねえかと、風神の行列、大きなうちわを竹でつくってですね、この風に当たると幸せが舞い込むぞ、まあ、それはどういう方々でもいいですよ、大人から子どもさんから衣装をつけて、私の空想ですから、夢ですから、しかし夢がないと動き出しませんから、ちょっと語らせてもらいます。時間過ぎたけど、すみません。申しわけございません。聞いてください。こういう行列がさあっと通り過ぎる。パフォーマンスしながら。その後、ゴロゴロ、雷神ですよ。飯島町の各地区に太鼓のグループがあるじゃないですか。それで各地区にお宮があつて、笛を鳴らして獅子舞が舞う、雷神がパフォーマンスをして通り過ぎる。そして、その後、水神様、女神ですから、女性の女神がドンと来て、考え方によってはね、トラックを飾ったトラックの中から、一斗だるからひしゃくで、ばあっと、こう水をまいて、雨が降ってきたような雰囲気、これが御利益のある、身が洗われるようなというような、それで、降ってきて、さあ、みんなで、そのときにいいねいいじまでもいいし、新しい子どもたちがつくったダンスでもいいし、いろいろの参加したグループたちがまた一堂に会して、風神、雷神、水神がみんな合せて楽しく踊る、コロコロして踊れるような、そんなことができないかなあ、誰かそういうことをプロデュースしてくれないかなあ、これは夢を語っています。夢を語るとは、まだ議会に許可得なくても私できると思っているんで、そういう話をですね、若いグループ、舞台の演出する人たち、音楽家、そういう人たちに何かいいアイディアないですかねえ。これはね、お祭りはね、行政がああします、こうします、こうしてください、このとおりにやってください、絶対だめですから、よし、その考え方おもしろいぞと、ああ、そういうのちょっとやってみようじゃねえか、7年に一度しかない御柱、あの衣装も7年後しか着られない、しかし、毎年あの衣装が着られるような場面があつたらおもしろいじゃないですか、みんなと一緒に、小さな御柱も、じゃあ引かしてもらおうじゃないの、最後、雨降ってきたときに、こんなことがね、できないかなあっていうふうに、その風神、雷神、水神の本当のしょっぱなの何かを植えて、最後の本番のイベントの種に、できればやりたいなと、それができれば将来の一つの種がまけると、このように思っています。あとは、みんなが集まってきた地域資源の掘り起こすこと、そういったことを重点にやっていきたいと、そのほか、まだいろいろ計画もありますので、時間がございましたらですけど、よろしいですかね。総務課長さん。すみません、時間をとって、ありがとうございました。

総務課長

今度の60周年の記念事業の中でですね、大事なのが基本的な考え方があります。ちょっとここで述べさせていただきますが、町民の一体感、やはりこれが希薄です、どうしてもこれを高める事業をやりたいということで、一体感が高められて、しかも未来に向けて元気が出る事業、こういった事業ができないかっていうことで考えました。それから、もう1点は町の魅力を掘り起こして外に向けて発信できるような事業、これができないかっていうことを考えました。それから、もう1点は、やはり60年の歴史を築かれてきた先人の皆さんに感謝をしながらですね、町の60周年を振り返ると、そして新たな時代を切り開く事業、こういった事業はできないかという、この3つを基本コンセプトとして全体

の事業を考えたところでございます。それで、事業メニュー、現時点でのメニューを申し上げますと、一つには町の未来を語るシンポジウムを計画しております。ここでは、小中学生の皆さんには自分の気持ちを意見発表してもらおう機会を設けたい。それから、2部構成で考えておまして、その第2部としては、これからの町を担っていく、もう少し、若い世代なんです、もう少し大人の世代ですね、この皆さんにこれからの町を語ってほしいと、未来への決意表明的なことをしてもらいたいなあと、これをパネルディスカッション形式でやっていきたいというふうに考えております。それから、60年の歴史を築いてこられた方々何人かの方々に、インタビュー形式かどうか現時点では不明ですが、過去を振り返る、そして未来を語ってもらおうと、こういう企画で、何人かの方の登場してもらって、これを一つの番組としてつくり上げたいと、例えば有線放送でそれを企画として流すとか、あるいは式典において流すとか、いろいろ方法は考えられますが、これからの映像記録にもなるだろうというふうに考えております。それから式典、記念式典、この10月に予定しておりますが、ここでは、やはり飯島らしさを演出した記念式典にしていきたいと、思い出に残る式典にしていきたいと、こんなふうに考えております。いずれにしても、先ほどのプレイベントを除きですね、基本的には手づくりのイベントというふうに考えております。必要に応じて企画会社等のノウハウを借りる場合もありますが、そういうことで御理解をいただきたいと思います。

久保島議員

終わります。

議長
1番

1番 本多昇君。

本多議員

それでは通告に従いまして4件の質問をいたします。

1番目の質問です。ICT利活用戦略についてです。ICTとは情報通信技術をあらわすITにコミュニケーションの概念を加えた言葉です。長野県企画振興部情報政策課では、平成27年2月にICT利活用に関するパブリックコメントを実施して答弁しています。その意見の中に「県民のインターネット利活用を進めることが必要であり、急務です。県民サービスの向上のためにも、全公民館のWi-Fi化を進め、観光以外にも広げるべきと考えます」との意見に対し、県では「下記の施設等で無料公衆無線LAN環境を整備する市町村等に対する補助制度を平成27年度に創設します」とのことです。施設とは観光案内等の観光施設、民間の宿泊施設、交通の要所、鉄道駅とかバスターミナル等です。「公民館のWi-Fi化やインターネット講習の実施につきましては、市町村とも連携しながら御意見を参考に検討させていただきます」との回答をしています。ICT利活用戦略の補助金があるので、検討をしてください。町は、観光産業の充実、強化を図り、飯島町の魅力を満喫してもらい、観光客の増加、その先には、定住を増やし人口の増加を、また産業振興に向け企業誘致の強化を図り、町財政の収益向上を目指しているわけですが、現在直面している課題が2つあると思います。1つは宿泊施設の少なさが致命的です。国内には自然豊かで風光明媚な景色に、さらに温泉施設、宿泊施設を充実させた観光地が多くあります。そんな中、「ふたつのアルプスが見えるまち」をキャッチフレーズに飯島町を

アピールしても観光産業を後押しするほどのアドバンテージを握るほどの効果は期待できません。また、姉妹都市との交流の場を町外の松川清流苑を利用している現状を見れば、観光客を受け入れる設備も態勢も整っていないことは明らかなです。滞在型の施設は必須ですが、近隣の温泉をまねたところで二番煎じとなる危険が高く、場所と時間と費用が大きなネックとなります。

2つ目、交通整備の弊害です。新バイパスの開通は地域発展の足かけになるケースが多いですが、伊南バイパスに限っては、飯島町にとってデメリットの方が大きい。飯島町内の通過地点は、両側は平坦な土地もなく、大型店などが出展する可能性は皆無であります。飯島町が存在も知らない通過地となることは明らかなです。東西を横断する大きなきっかけは中央道とのアクセスしかありませんが、中央高速道路においては、駒ヶ根インター、将来は駒ヶ根スマートインター、松川インターを利用する以上、飯島町を通過する理由はありません。与田切川の南北近辺にスマートインターが誘致できれば飯島町への集客力は向上すると思われます。これも場所と時間と費用が大きなネックとなります。問題解決には大きな壁があり、これまでの発想では簡単に行き詰ることがわかります。場所と時間と費用が必要であっても、実現の可能性があり効果も期待できる戦略を広く町民から募集し、アイデアの発掘を具体的に進めるべきであります。

1-1、観光産業の充実、企業誘致の強化の取り組みのため、ICT利活用の波を捉え、県の補助を活用するなど先取りした取り組みが必要ではないかの質問に入ります。これまで観光産業と企業誘致は別々のジャンルと捉え、連携するという発想は少ない。しかし、観光客の集客戦略と企業誘致戦略で特に誘致企業をIT企業にターゲットを絞ると実現性の高い共通戦略が見えてきます。これは通信ネットワーク技術の進歩と普及が大きく影響しており、国内では徳島県名西郡神山町がいち早く取り組みを開始している山村神山ラボがお手本となります。神山町は、徳島駅から50分、人口は5,200人、高齢化率46%に達する山間部の過疎の町です。神山町は、もともと県行政の後押しもあり、光ファイバーも充実し、低家賃、低経費を打ち出し、相手企業の誘致に動きました。光ファイバー網は他地域でも充実しつつあり、飯島町も同様であります。神山町が特出する点はNPO法人のグリーンバレーの神山アーティスト・イン・レジデンスという活動とコラボした点です。多くのアーティストが神山町に集まり、独自の作品を山の中から街中まで数多く展示するというもので、自然と芸術を融合させた活動は、田舎での不便さをカバーし、プライベートでも都会とは違った魅力を満喫できるとして、家族とともに、また単身で移住し、起業することを望む若者がIT企業の本社機能を持たせたサテライトオフィスを展開しております。さらに、サテライトオフィスは空き家を活用するため、老朽家屋の放置という地方共通の問題解決にも貢献しています。交通網が充実した地域でなければ観光産業が充実した地域でもない町が、まさに観光と産業のコラボが成功した実例です。自然環境の魅力を生かしたサテライトオフィス誘致を考えた場合、神山町のように成功する潜在能力は飯島町に十分備わっていると思います。特に立地面では、高速道路を中心とし、東京一名古屋の中間地点に位置し、将来はリニア飯田駅の利用も大きな加算になります。仕事をきっかけに飯島町を訪問したが、自然環境の魅力を体験し、口コミが観光客の集客につながると

いう図式は飯島町も十分可能です。さらには、都会で猛暑をよそに駒ヶ岳を望む千人塚の湖畔でパソコンを持ち寄り仕事やミーティングをこなす、こんな環境が提案できれば、飯島町を全国に向けて発信できます。これを実現するには必須条件があります。それはW i e F i スポットの充実です。神山町では、空き家を社屋として光ケーブルを引き込み、高速インターネットを提供することで本社機能の地方移転を実現しました。飯島町においてもエコシティ・駒ヶ岳とタッグを組むことですぐにでも実現は可能ですが、後発として新たな魅力を発信するためには有線と同時にW i e F i スポットの充実を手がけるべきです。先ほど言った千人塚でのイメージのように、ウッドデッキを利用した青空オフィス構想は、サテライトオフィスの進化型として、まだ手がける地域はないと思われます。社屋を飛び出し、W i e F i を経由して常にネットワークが生きる環境は、サテライトオフィスを画策する I T 企業には大きな魅力として映るはずです。現在、海外からの観光客が来日し、一番強い要望はW i e F i フリースポットの充実であることがわかっています。海外観光客の集客に主眼を置く優秀な観光地や主要都市ではW i e F i のフリースポットの拡大を始めていますが、日本人観光客を主にするチュウケイ以下の観光地では集客戦略としてW i e F i フリースポットに注目する地域は貴重です。アルプスをバックに動画をアップしたりライブ映像とネット通信するなど、W i e F i 経由で威力を発揮する最新モバイルの性能を発揮できる環境整備は産業と観光の両面に大きな効果を与えるはずです。千人塚や与田切公園、道の駅など、ポイントを絞ったW i e F i フリースポットの設置はサテライトオフィスの誘致とともに観光客の集客戦略にも有効な取り組みです。また、当然ですが、マイナンバーが交付され、行政へのさまざまな手続の申請、届け出がネットワークを介していつでも可能になることも I C 利活用戦略の王道であります。このように、飯島町として I C T 利用、活用の波を捉え、県の補助を活用するなど先取りした取り組みが必要と考えますが、町長の考えをお伺いします。

町 長

それでは、続きまして本多議員の御質問に答えていきたいと思ひます。

最初の御質問は、観光産業の充実、企業誘致の強化の取り組みのため、I C T 活用の波を捉え、県の補助を活用するなど先取りした取り組みが必要ではないかと、こういう御質問でございます。観光産業の充実や企業誘致における強化という意味においても I C T の活用は、議員御指摘のとおり有意義なものであると考えております。補助事業等を活用した中で取り組みを進めることができれば、財源的にも有利な中において効果が期待できるものと思ひます。現在、町内はエコシティ・駒ヶ岳により光ファイバー網が整備されております。このことは企業誘致を行う上で有利な有効なセールスポイントとなるのではないかとこのように思ひております。新たな産業の誘致に向けても、この部分を生かして取り組んでいきたいと思ひます。飯島町は、交通が、153 号線があきましてですね、インフラが、交通のインフラがしっかりと整う環境があります。おっしゃったとおり、これを通過されるだけではなくて、町の中へお客さんを呼び込まなきゃならないと、これが町のにぎわいでもあるし町の活性化でもあると思ひます。そのためには、やはり観光という産業は、これは重要な産業になるかなあというふうに思ひております。そういった意味でもですね、今の観光客となるとですね、やはり皆様方も使っているようなタブレットとかス

	マホとか、そういったネットワークのもとに、そういう人たちが集まってくるんで、その重要性は十分感じているところでございます。
本多議員	ぜひやっていただきたいと思います。これは飯島町営業部じゃなくて行政でチャレンジすることを要望して、次の質問に入ります。 2 番目の質問です。儲かる飯島町チャレンジ事業について、現在の予算は 1,141 万円、葛巻町長の講演関係費用 15 万円を除けば、飯島町営業部配属の地域おこし協力隊分 694 万円、飯島町営業部への交付金 431 万円です。ほとんどが飯島町営業部関係です。今のところチャレンジ事業はすべて飯島町営業部に交付金を支払い委託しているように見えます。2－1、事業コード 1165 は飯島町営業部運営の予算のために、予算措置のためにあるのかも質問です。交付金という形で営業部に事業を委託しています。チャレンジ事業で営業部に頼らない事業計画があるとは思えません。事業コード 1165 は飯島町運営の予算措置のためにあるのか、町長、お伺いします。
町 長	事業コード 1165 でございますけれども、議員の御質問のとおり、営業部運営の予算措置であります。事業コードの中で一般会計から直接支出するものは営業部に配置を予定している地域おこし協力隊等にかかわる予算で、交付金が事業部の事業運営に当たるものでございます。細部詳細につきましては担当課長のほうからお答えいたします。
企画政策課長	事業コード 1165 の主要内容につきましては、ただいま町長が申したとおりでございます。その中身としましては、地域おこし協力隊の関係と交付金となっております。交付金につきましては、営業部の運営委員の報酬費、また視察関係の費用、これは旅費も含めますが、消耗品、講師謝礼、また税務顧問の報酬等となっております。説明は以上です。
本多議員	先ほど久保島議員の質問で、交付金は、この 1165、使えなくなるというようなことに考えますけれども、この 1165、今後どうするつもりですか。
企画政策課長	交付金の扱いでございますけれども、飯島町営業部本部長から交付金の申請を出していただきますが、その受理、また審査、決定につきましては、副町長の決裁においてこれを行ってまいりたいというふうに考えております。
本多議員	ぜひですね、風通しのいいようにやってもらいたいと思います。 それでですね、2－2 です。費用対効果を考えてチャレンジ事業を計画しているかの質問です。大変失礼な言い方ですが、儲かる飯島町チャレンジ事業なんですが、思いつきで計画し、費用対効果を考えているとは思われません。例えば元気道場を 4 地区で行うみたいですが、163 万円の費用がかかり、どういう効果があるか疑問です。163 万円も税金を使うわけです。アイデアを出す場はお金を使わなくてもあるはずですよ。それを考えるのが理事者を中心とした行政の仕事だと思います。費用対効果を考えてチャレンジ事業を計画しているのか、チャレンジ事業だから費用対効果は関係ないのか、町長にお伺いします。
町 長	儲かる飯島町のチャレンジということで、一つは外へ押し出す意味での飯島町営業部を立ち上げたところでございます。これにつきましてはですね、飯島町を売っていく、売れる商品をつくる、このために何が必要か、やっぱり共通のコンセプト、共通の取り組み方、例えば、これからちょっと時間かかりますけど、時間をかけて観光という産業はつくられるんですけれども、そのときに町民はどういう心構えでなければならないのか、こういっ

たコンセンサス、いわゆる統一感のあるお迎えの仕方、おもてなしの仕方、これをまず連携をすることが大事だろうというふうに思っています。各それぞれの団体でコンサルを呼んできてお話が聞く機会っていうのもあると思います。ものづくりについて、商品づくりについて、特産品について、6次産業について、しかし、ばらばらですから、ひとつ統一の大筋でおもてなしとか、やあ、来た人に元気をお返しするんだと、そのためにはどうするんだと、オンリーワンをつくらなきゃならない、そのためにはどうしたらいいか、何に目を着目したらいいか、そういう基本的なですね、ものの見方とか考え方っていうのをできれば統一したかった。ですから、ある一部分の人がそのお話を聞くのではなくて、できる限りの多くの方々に同じ話を聞いてほしかったんです。私は聞いた、私は聞かない、こういうところは、やっぱしどんなに努力してもあります。私は聞いておらん。全部、全員が行き届くわけではないです。今回、こうやってね、放送をしながら、町民の皆様方にもいろいろお話をする機会がありますので、なるべく詳しくお話ししようと思っているんですけれども、そのために時間を食っていますけれども、多くの方に知ってもらいたい、そのために同一のコンサル、人間、今まで日本全国でまちづくりを経験してきた、あそこはあそこよかった、ここはここがよかった、あれはここがポイントだと、そういう知恵をね、みんなで共有したかったと、こういうことでございます。それで、費用対効果ということなんですけれども、まだビジネス等が始まっているわけではないんですけれども、儲かる飯島町のチャレンジのですね、大きなもうかるという意味はですね、飯島町が現ナマをガッポガッポガッポともうかると、こういう意味ではないんです。それは、町民の皆さんがその影響で波及的に事業でガッポガッポともうかってくれればいいんですけれども、飯島町が設営するもうかるというのはですね、「儲かる」という字を皆さん書いてみてください。にんべんに信じる、左は信じるですよね。それで、右が者なんですよね。もうかるっていうのは、信者を集めることなんです。飯島町のファンを集めることなんです。それが基本的にもうけにつながってくる。飯島町営業部は、飯島町の地域資源を掘り起こして飯島町のファンを集める、飯島町の信者を集める、こういう基本的なベースの部分で働きたいというふうに思っているところでございます。

本多議員 今、共通した考え方をと言っていましたけれども、この元気道場、4地区で分散してやるわけなんですけれども、1カ所でやれば費用が163万円かかるわけではないと思うんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

町 長 当初はですね、4地区に、それこそ気を使ってですね、私のところへ来なかったと言われないように、4地区回りますよと、こういうお話を申しました。しかし、それは時間をもってえええだろう、おめえ、1カ所でええぞということでございましたんで、それは、また変更してですね、1カ所の所でまとめてやるように、また4地区の区長さん等をですね、介して、そういう地域づくりの方々にもお出まし願うように、お越しいただけるような、そういう場所をつくりたいと思います。そういった部分で、もちろん、こういうお金があるから全部使っていいっていう意味でやっているわけではございません。できるだけその中で儉約しながらですね、有効なお金の使い方をしていきたいと思っております。

本多議員 6月の15日、葛巻町長さんが来て講演がありますけど、これは7時から、その前に6時

から何か元気道場をやるみたいですが、それと関係しています。

町 長 葛巻町長さんはですね、なぜ呼んだかっていうと、あそこはですね、自給率 160%というのを達成したんです。地域の農産物をまずは町民のために使おうじゃないかと、これからの農業問題、いろいろ農業問題抱えているんですけども、ある意味、一番頼りになるお客さんは、私は地元の人間だと思っているんです。お客さんだと思う。だから、地産地消という意味では、非常に大事なこれからの課題を農業を抱えているなど、地産地消を進めなきゃならないと考えています。そういった意味で、それが一つのまちづくりのポイントとなるんですけども、今回呼ぶ町長さんは、その 160%を達成できると、こういうことでございます。その前のですね、前座としてですね、そういうやっぱしパフォーマンスがございますもんですからね、一人で 10 台の楽器を弾きながら魅了するという、そういうパフォーマンスがございますので、それを見ていただいて、人をお呼びしておいて、本来はそこから葛巻町長さんのお話を行うと、こういうことでございます。

本多議員 そうすれば今の 163 万円の講演と 15 日にやる 6 時からの講演は全く別物という考え方でいいですか。

町 長 その細部の、ちょっと内訳については、よく明瞭ではないんですけども、わかりますかね。

企画政策課長 ただいま 6 月 15 日の関係で御質問いただきましたが、これは元気道場の一環として費用として考えております。以上です。

本多議員 私はですね、元気道場は 1 回やれば結構、何回もする必要は全くないと思っています。税金の無駄遣いです。それでですね、時間がないので、これから先ですね、事業コード 1165、これから注意して見ていきますので、よく気をつけて予算化してください。

それでは 3 番目の質問です。飯島町営業部について久保島議員とは別の角度から質問します。広報の未来飛行 5 月号を見て営業部の主な役割がわかりました。それによると営業部の役割は飯島町に存在している自然や文化、人、花を資源として発掘し、発掘した資源を仕事や観光へつなげていくこと、そして営業部と町民が一体となって事業を展開していく、さらには集客を支えるための仕組みを創出していくことを視野に入れ事業を進めます、もうかる形を生み出す場としての機能が飯島町営業部の役割となりますと書いてありました。

3-1 です。営業部はプロジェクトを立ち上げる役割で、それを町民や民間企業と一体となって事業展開を行うので独立採算制で運営すると思うが、この考え方でよいでしょうか。町長にお伺いします。

町 長 営業部は、もちろんですね、今後プロジェクトを立ち上げて具体的な事業を起こしていくということが目的です。しかし、まだその段階になっていないと、今はですね、関心のある人を集めている、それは一つの 4 テーマを持っています。自然、文化、花、食、これの 4 つを組めればまちづくりの一つの大きなジャンルが大体網羅できるんじゃないかなということですね、この 4 テーマを選ばせていただきました。自然、里山文化、食、花と、こういうことでございますね。それごとに、この部分に関係あるよと、関心あるよという人たちがですね、こんなものを持っていますと、そういうところでプロジェクトを立ち上

げていくと、こういう形で進んでいきたいと思っています。そして、それが膨らんでですね、いよいよ事業化し、例えばインターネット、楽天へ今は飯島町営業部自体を出店していきたいと思っています。その楽天飯島町営業部の一応予定で、今、段取りをしている、相談しながらいるんですけれども、その商品を売るページ、それと観光に伴う体験観光を売っていくページ、普通、楽天のページっていうと、商品、物を売るページと楽天トラベルと全然ジャンルが違うところに掲載されているんですけれども、今ですね、地方創生の中で地域支援っていう部分を楽天が一生懸命取り組んでおりまして、今回、飯島町の取り組みが、最初のほうだもんで非常に注目されているからおもしろいかなあと思っているんですけれども、今いろいろ研究しているところは、そういうところへ、ふるさと納税もそちらへリンクしてくれる、今、もちろん今出しているものはリンクされてくる部分はあります。アンテナショップ的に全国へ発信する商品のページができます。もう一つは、そこにあわせて工業製品も技術を売りたいよと、ええ。そんなことをやるんですね。それは、町としては産業を売りたいんだから、そういったページもできます。もちろん、もう張りつけてしまえばいいんですから。それで、もう一つは旅行に関する体験観光、これも一緒にのところでやりたいんだと、これが飯島町営業部のページをつくと、こういう段取り、そういうところでできて、だんだんにその事業が膨らんでくると、前方は一般社団法人を目途にしております。これに、しかも特定の一般社団法人で、税金についてはですね、有利になるような形で物事が進んでいけばいいかなというようにしております。まだ、それはちょっと動いていってみたいとわかりません。実際問題。

本多議員

次にですね、今、法人化して赤字にならないように、プロジェクトの中でしっかりした収入を稼いでいただいて、官民一体となって頑張ってもらいたいと思います。計画中の事業が5月ごろの広報に書いてありました。すばらしい計画がたくさんあります。その計画の実現に向かって進んでいけばいいと思っています。元気道場なんか必要ないと思われます。

3-2、まじいい元気道場、60周年記念のプレイベント計画などイベントばかり計画、実施しているように見えますが、本来の目的に向かって進んでいるのか町長にお伺いします。

町 長

本来の目的に進んでいるつもりでやっております。

本多議員

頑張ってください。もうかる形を生み出す場としては、機能は全くできていないと私は思っています。ぜひ頑張っていただきたいと思います。

飯島町営業部と業務内容が重複する組織があります。3-3です。まちづくりセンターの信州いいじまマルシェの商品の販売、飯島町観光協会の観光イベント、インターネット販売等の重複した部分があります。すみ分けが必要だと思いますが、すみ分けができていますでしょうか。町長にお伺いします。

町 長

信州いいじまマルシェにつきましては、町からの委託事業でございます。一方、飯島町観光協会事務局は、その任を担っていた振興公社が解散し、まちづくりセンターが発足した際に現在の形になったものでございます。営業部は、地域資源を掘り起こし、これを売り出す窓口です。このプロジェクトが熟成し、事業化したときに、ほかの組織とどのよう

	にかかわりを持っていくか検討することになろうかと考えております。
本多議員	私は、すみ分けは必要だと思いますので、よろしくお願いします。検討していただきたいと思います。 それで一つ提案します。3－4で、まちづくりセンターいいじまが管理している信州いいじまマルシェと飯島町観光協会事務局を飯島町営業部の管理にすると、まちづくりセンターの定款の事業目的である飯島町が設置、運営する施設業務の管理に合致しますけれども、町長の考え方をお伺いします。
町 長	先ほどの答弁を3と4と間違えまして、このただいまの質問についてお答えいたします。申しわけございません。信州いいじまマルシェにつきましては、町からの委託事業でございます。一方、飯島町観光協会事務局は、その任を担っていた振興公社が解散し、まちづくりセンターが発足した際に現在の形になったものでございます。営業部は、地域資源を掘り起こし、これを売り出す窓口です。このプロジェクトが熟成し、事業化したときに、ほかの組織とどのようにかかわっていくかについて検討することになろうかと考えております。先ほどのお答えに戻りましてまことに恐縮でございますけれども、答弁漏れになってはいけませんので、現在、飯島町観光協会の事務局をまちづくりセンターいいじまが担っているところでございます。各種イベント等での実際の運営の部分で、そのすみ分けがそれぞれわかりにくいものがございますけれども、事業計画、予算等、それぞれ設けておりますので、組織的にはすみ分けができていたものと考えておりますということでございます。よろしくどうぞお願いします。
本多議員	わかりました。きちんとすみ分けをしていただきたいと思います。 それからですね、上伊那郡内の8市町村の観光協会の会長ですけど、4市町村が首長が務めております。営業部との関係で飯島町も考えてみてもいいのではないかを私は考えておりますので、一応胸に置いておいてください。 4番目の質問です。飯島町発足60年記念事業について、久保島議員の新町発足60周年事業の質問要旨は、私が疑問と考えていることを質問してくれました。ただ、今の返答で住民が納得するか疑問です。私は町長と違い、町長のような夢がありません。現実のみしか考えられません。私の通告は、1,000万円の記念事業、住民の理解が得られるかの1点です。10年前に行われた50周年記念は、半世紀ということもあって、あったと思いますので盛大に実施したと思います。その費用は523万円でした。60周年記念式典は、高齢者に対する表彰等で節目として必要です。当初予算は記念式典の費用249万円だけでした。ところが突然、飯島町発足60周年記念、田舎の底力!!飯島町町民の飯島町町民による飯島町町民のための大博覧会を6月18日と10月29、30に計画されました。大博覧会のため750万円の追加予算となりましたので、60周年記念イベントが1,000万円になったわけです。 4－1です。1,000万円の記念事業、住民の理解が得られるかの質問です。60周年記念は単なる通過点で、盛大にする必要は全くないと私は考えます。100周年は別です。大博覧会、そんなお金があれば、飯島町運動場のナイター照明の増設とか道路の補修とか、別にやることはいっぱいあると言う住民がいます。1,000万円の記念事業、税金の無駄遣い

	と考える住民の理解が得られるか町長にお伺いします。
町 長	1,000 万円、大きなお金でございます。私もそのように思っております。50 周年とかです、丸周年というのはですね、それぞれのお祝いの仕方があろうかと思えます。意味合いもそれぞれあると思えます。今年度は 60 周年、これは還暦という意味では大きな節目でございますので、半世紀ごとという捉え方も大事だろうし、還暦という年も大事だろうし、もう一つは地方創生のスタートの年であるということも大事だろうし、後期計画のスタートの年でもあるってということでも大事だろうし、そういった意味合いでですね、このお金をですね、大切に、そういった意味では使っていかなければならないというふうに思っております。それなりの効果が出るような形の中の事業を常に考えております。
本多議員	今の言葉が住民に、要するに理解が得られるかという結論なんですか。はっきり住民理解は得られるという確証はあります。
町 長	住民の皆さんも十人十色でございまして、これに賛成してくれる方ももちろんおります。もちろん何かやると反対の意見も必ずあります。そういった意見をよくかみしめながらですね、無駄のないように使わなければならない、みんなが 1 万人こぞって賛成っていうものがあつたらいいなあというふうに常に考えております。
本田議員	6 月 18 日ですね、プレイベントがあるわけですがけれども、この結果でですね、10 月の実施の検討をですね、ぜひ要望、検討してほしいと要望します。この今のこと、検討するかどうかをちょっとお伺いします。
町 長	10 月の本番は、やはり実行委員会の中でですね、住民の皆さんに十分そこで参加していただいて計画を練っていきたくと、プレイベントは、60 周年だよおっていう、まずアナウンスの意味で大事な部分と捉えております。今度は、そのアナウンスによって集まってきていただいて、我々は参加されるという方々が本当に手づくりでですね、この 10 月の 29、30 に向けて充実したイベントになっていくことを期待しております。
本多議員	いや、そうじゃなくて、もし仮にですね、18 日、イベントが失敗した場合どうするかっつう、要するに 10 月のほうはどうするかということなんですけれども。
町 長	失敗したときのことは考えておりません。10 月 29、30 は、この計画どおり、その方向性で進めていきたいと思っています。
本多議員	わかりました。ぜひ大博覧会が成功することを願っております。以上で質問を終わります。
議 長	ここで休憩といたします。再開時刻を 11 時 10 分といたします。休憩。
休 憩	午前 10 時 51 分
再 開	午前 11 時 10 分
議 長	休憩を解き会議を再開します。一般質問を続けます。 5 番 橋場みどりさん。
5 番 橋場議員	それでは通告に従いまして質問いたします。

まじいい元気道場について、防災の取り組みに女性の視点を、子ども食堂の取り組みはについてお聞きします。先ほど来の町長の夢のお話を聞いていると、本当に、うんうん、そうだなあ、ああ、もう、何とか協力していかなきゃっていつも思うわけでありませうけれども、先ほどの儲かる飯島町とはというお答えを聞きますと、儲かる飯島町とは信者を集めることだとお話をされておりましたけれども、そうすると、ちょっと若干不安になってまいります。前の久保島議員とか本多議員がされておりますので、余り私お聞きする意味なくって、ちょっと非常に気持ちの悪い部分だけお聞きしたいと思っております。

最初に、滑り出しの部分でですね、2月12日に職員研修ということでしたが一般の人も入って研修がありました。3月7日に元気づくり講演会②としてまじいい元気道場が行われましたが、主催の表示はありませんでした。当日、呼びかけがあり参加いたしました。参加すると多数の参加者がいました。次に、4月7日に問答会がありました。これらには、有線放送等、何の呼びかけも聞いておりませんが、参加者がいたようです。4月13日には、まじいい元気道場参加者（花部会）、新しい飯島町をつくる会会員、観光協会役員宛てに飯島町営業部から参加通知がありまして、チューリップフェアの視察があり行ってまいりました。これらも、実行委員もないのに、行きますと、いつも参加者がいるわけですね。同じような顔も見られるわけです。これらはどうやって集めたのでしょうか。ちょっと一つ、最初にお聞きします。

町 長

それでは、続きまして本日3番目の橋場みどり議員につきましてお答えしてまいります。手元の質問で「まじいい元気道場、新しい飯島町をつくる会は飯島町営業部の中の組織か。構成メンバーを問う。まじいい元気道場は何年計画で行われるか」という、こういう御質問ですけれども、その中でも特に気持ちの悪い部分を今尋ねられたということでございます。いろいろお声がけをしたときにですね、同じような人が集まってきていると、こういうことでございます。どの時点でどういう人に声をかけたかっていうのは、営業部のちょっと記録を読まなくてはならないんですけれども、明確に答えられないんですけれども、もちろん特定の団体を呼んでいるということはありません。一番最初だから、まず出だしでっていう部分もありますでしょうし、その次には、こういう関係のある人、観光協会、お花の研究会では、富山へ行ったときのですね、バスの塩梅が30人だから、せめて100人ぐらいのお声がけをしないと30人はいっぱいにならねえだろうということの中でですね、元気道場に集まって花の関心のあるグループ、それと観光協会、もう一つはどちらでしたかねえ。そういうふうに声をかけましたけれども、普通の日の開催でありましてね、よほどそのことに関心がなければ集まらないと思います。そのときにですね、たまたま、その人たちに特別に声かけて集まれよって言ったわけじゃないんですけれども、たまたま同じようなメンバーが来られた、その人たち、熱心ということなんですよね、そういったまちづくりについて、こういう方を捉えて偏りしているというふうに言われたんじゃあ、また集まってきた人たちがかわいそうかなと思います。意志があって、特別な思いがあって、そういう方々、できるだけ多くの方に、段階を、減っていますからね、飯島町町民にアナウンスするっていうことでは、まだ、だんだんに多くなってきて、元気道場もですね、この4区、4区で一括でいいよっていうんだったら一括、ということで、全体に、あらゆる方々に

機会を設けて、そういうということは気を配っているつもりでございまして、気持ちの悪いことを無理やりやっているわけではございません。たまたまそういう人たちが集まってきてくださったのかなというふうに思っております。

橋場議員 気持ちが悪いというのは、私がどういう段階でどう進んでいっているのかなあという部分がわからないというところが気持ちが悪いということではなかったので、それらに人を集めるということについての気持ちが悪いということはありません。特定の団体はないということでしたので、どうしても考えてしまうのは、まず町長の取り巻きの方たちに声をかけたのかなあというふうにどうしても考えてしまうので、その辺でどうだったのかなということでお聞きをしました。町長のことですから、町で行き交う人にも気軽に声をかけて、こういうのがあるんだがどうだい。というような形で声がけをされたのかなとも思いますけれども、そういうことでお聞きをいたしました。

それで、次ですが、元気づくり講演会②としてまじいい元気道場がありました。ということは、1回目はいつ行われたのでしょうか。

町 長 その時系列については、今ですね、まじいい元気道場はあちらこちらで私も見ていますんで、いつのことだか、どんな場面でしたかね。一番最初、無料でやったやつじゃなくて。会場はどこでしたかねえ。ああ、すみません。逆質問になっちゃうんですけども、ちょっとその場を設定してくれば、思い出せば思い出したいと思いますので、よろしくどうぞお願いします。

橋場議員 これはね、3月7日の日ですね。これ、全協じゃない、議会の終わった日でしたかしらね。に声がけがありまして、文化館の小ホールに行きました。そのときなんですけれども、それが②になっておりましたね。っていうことは、1回目がどこかであったんではないかというふうに私は受け取りましたけれども。

町 長 多分、その議会の皆様にもお声がけして、あそこの小ホールでやったのですよね。大勢お集まりいただきました。ありゃあ、②っていうのは、あのまじいい元気道場が確かに2回目なんで、一番最初はサービスで職員を対象に、こんな人のお話、パフォーマンス、その後まちづくりについて、全国のまちづくりについてお話を聞く機会、職員だけで聞かせていただきました。それを1とカウントしたんだろうなというふうに思います。それが2回目でございまして、しかし、皆様に御案内したのは、それが1回目であったということだと思います。

橋場議員 そうすると、1回目のときは職員研修ということでしたけれども、一般の住民も入っていましたよね。それが1回目っていうのは、でも全員——全員というか、町民には声がけはしていないのに、じゃあ、それが第1回目になるんでしょうか。職員の研修という名目でしたよね。

町 長 1回目にはカウントしておりません。これはですね、その分は料金無料だよと、みんながちょっとお試しで、こんな感じの講師なんだけれども、どんな具合かなあと、こういう、試食といえば試食、無料の試食でございまして、役場の職員には、まずはそれを見てもらわなきゃいけないし、一般の町民が来たとするとですね、多分ですね、俵マラソンで御苦みなされた人たちがいましてね、どういうふうにまとめたらいかなというような部分も、

	その前の町長とのホット懇談の中でありましたもんですからね、こういう機会、ちょっとこういう話があるけれども、その部分、胸のつかえている部分があったら参考にしたらどう。というようなことをお話したことはあります。
橋場議員	私は、そこもちょっと納得できないんですね。職員研修であるのであれば、職員の研修でいけばいいと思います。一般の人に声をかけるのであれば、そこで第1回のまじいい元気道場として声をかけていただければよかったのではないかというふうに思っております。しかも、元気づくり講演会②ですけれども、これに花部会っていうのがついてたんですね。花部会というのもあるということは、何かほかにも部会が幾つかあると思うんですけれども、その部会はどんな部会があって、それは何年計画でやっていくのか、60周年の記念式典のみの部会なのか、そこもお聞きしたいと思います。
町 長	まちづくり全体の講演会でございましてね、この町、飯島町をどういう切り口から見たらいいかと、まちづくりの切り口を考えたときに、自然、里山文化、食、そして花、これを切り口に外へ売り出していくものを考えていこうやと、その後、その4つのところへプロジェクトが生まれてくればいいな、一番大きなテーマとして、みんなが寄り集まるところのテーマとして、この4つ、それで、部会っていうのは、その4つのテーマのうちの一つだということでございます。
橋場議員	それは、それでは60周年の記念事業だけのものではなく、これからも続くんですか。
町 長	この切り口のテーマはですね、今後、まちづくりの一つのベースとして、そこら辺を捉えた中で、いや、これは続けていこうと思っていますし、加わる場合もあるでしょうし、もしかしたら減る場合もあるでしょうし、これは、ものの流れとして、まずスタートの投げかけ、一石を投入するっていう部分で、この4つのジャンルをつくってみました。
橋場議員	わかりました。
	では、次に、まじいい元気道場というのは一体何なのかっていうことがわかりません。これはどなたの発想で、どなたが長でやっていらっしゃる道場なんでしょうか。
町 長	まじいい元気道場っちゅうのは、飯島町をまず元気にしようという思いでございます。飯島町が元気になるということです。まちづくりについて誇りを持つということでも元気になりますし、お迎えして、その元気をお客様に伝えるという元気でもございますし、そこには当然笑顔がなくてはならないということで、まちづくりについての基本をですね、感覚的にみんなで共有しようと、こういう思いの道場というか勉強会でございます。これはですね、一通り、その思いが、コンセンサスというものが完全にとれるかどうかわかりませんが、こういう思いでまちづくりをやっていますよということが、まず、この一年間ぐらいで、半年で済むかもしれません。で、終われば、この元気道場というのは、そう毎年毎年やっているもんじゃないというふうに思っております。
橋場議員	その元気道場っていうのは、主体は大道芸の人たちが主に計画とか立てられるんでしょうか。
町 長	毎回、話すパターンは、約同じです。どこで話されても同じ内容で、まちづくりについて、おもてなしについて、各地の特徴的なまちづくりについて、お話するのは同じでございます。その場所、この場所、この場所でやりましょう、やってください、お願いしますっ

てお願いするのは、飯島町営業部の企画の中で、それがやっております。それで、コンサル、いわゆるコンサルというか、そのお話をしていただける方は、その1人、何人も呼んでいるわけではございません。統一した話をみんなで聞いてコンセンサスをとっていこうと、こういう目的でやっております。

5 番 (橋場みどり君) わかりました。先ほどからお話聞いていますと、大枠は総務課でやるということですが、何か営業部だけが目立っているように、しかも、あたふたとして進んでいるような感がありまして、ああ着実に進んでいるんだなあという安心感がないんですけれども、そして、このように参加するたんびに何か新しいものがポッポッと出てくるわけで、あと何が出てくるんだろうかという不安が本当にあるんですけれども、あと何か出てくるものがあるんでしょうか。

町 長 60周年記念事業ちゅうものの大きな流れは総務課がやっておりますですね、一つは記念誌というか行政要覧。行政要覧を60周年に備えたものにしていきたいということと、あとは、過去を振り返る行政経験者、あるいは各種のいろいろの経験された、産業界で経験された方々が、この60年に思い出になるお話をいただき、それはCEKの番組の中でちゃんと放送できて保存もきくと、そんなようなことも企画しております。また、将来に向けては、若い——若いといっても、近未来、10年・20年後にしっかり町の行政に参画できるような、そういう若い年代から、もう少し夢のある、夢を語る子どもさん、中学生くらいの、こういうキッズの方々の夢というようなものもかたれる場所をつくったり、そんなようなこと、全体的には流れを組んでおりまして、営業部のイベントだけが目立つって言われてましてもですね、目立つためにやっているわけでございまして、目立っているということは目的を達成しているというふうに思っております。しかし、内容についてはですね、しっかり真面目に、そういった将来を見据えた中で、私の夢も盛り込みながら進んでいきたいというふうに思っております。

橋場議員 未来に向かって語っていくようなことも考えているということですね。60周年記念事業は、町民が飯島町に住んでよかったと自信を持てる事業でありたいと考えます。そう思えることがIターン・Uターンにつながっていくのではないかと考えております。派手なお祭りに終わることなく、町民があしたに向かって頑張ろうよと一つになって盛り上がっていくようなプレイベントになり、手づくりの60周年記念事業になることを希望しております。

次の質問に移ります。防災会議に女性視点をということでお聞きします。内閣府の男女共同参画局による27年度都道府県防災会議の委員に占める女性の割合は、長野県は29位です。27年度、長野県男女共同参画課による市町村別に占める女性の割合を見ますと、飯島町は総数40人のうち女性が8人入っており、4位に入っています。26年度と変わりはありませんが、危機管理係に町の防災会議に女性の参加はあるのかと聞いたところ、そういう会議はなく、女性もいないというお答えでした。防災全体研修会というのがあって、そこには区長、総代、自治会長が来ているということでした。私の聞き方が悪かったのかもしれませんが、町に防災会議と委員もいるということが県の調査に載っていますが、危機管理係では勘違いだったのでしょうか。また、町の防災会議の委員のメンバーと、それ

	から年に何回行われているのかということをお聞きします。
町 長	2 番目の 1 の質問でございます「防災計画の中で女性活躍の位置づけは」ということでお答え申し上げます。当町の地域防災計画中では、今のところ女性に特化した具体的な役割等の位置づけはいたしておりませんけれども、女性の活躍の場はさまざまな場面であるかと思います。例えば、災害時は日赤奉仕団として負傷者の手当てを消防団と連携して行ったり、避難所では炊き出しの役割を担ったりすることが考えられます。また、避難所が男性を中心に運営される傾向が強い中、女性の視点を取り入れた配慮が求められると認識しております。さらに、防災会議の委員の中でも女性に、まことに申しわけございません。女性にメンバーとして加わっていただく中で、男性では思いつかない視点から助言や提案をいただけるものと期待しております。今後も防災の場面で女性の活躍の場がより一層重要となってくると考えて、各自主防災会において地域の女性の視点を活用するなど、災害時のより具体的な役割を検討していく必要があると考えております。会議の回数等につきましては課長が答弁いたします。お聞き苦しくてすみませんでした。
総務課長	飯島町にも防災会議という組織がございます。ちょっと担当のほうで聞き間違えた回答をしてしまったかと思いますが、会議は 40 人以内で構成されておりまして、主には防災に関係する上部機関等の関係者、それから地域の代表の方、それから各種団体の代表の方等で構成をしております。会議の回数でございますが、通常は年 1 回開催をするんですが、例えば地域防災計画の変更ですとか、大きな検討事項がある場合には、その都度、開催をしております。
橋場議員	ちょっと関連で先にお聞きしてしまったんですが、そのことを、すみません。お答えをいただいてしまったんですけれども、ちょっと認識だけでね、非常に、まだその女性の視点の必要性っていうのを理解されていないように思います。阪神・淡路大震災では、男性の視点でつくられた災害対応に対し女性のさまざまな悩み、不安が指摘されました。新潟中越地震、東日本大震災にもその教訓は生かされませんでした。しかし、東日本大震災では、内閣府、地元自治体、民間団体が共同でホットラインの開設などの取り組みが始まりました。けれど、安全面では余り知られていないんですけれども、避難所へ行けば安全・安心だと皆さん思っておられるんじゃないでしょうか。ところが女性にとって避難所は怖い場所になってしまうんです。石巻の方に「避難所は怖いところです。わかりますか」と言われましたが、私も、その避難所生活の経験もございませんし、そういうことがわかりませんでした。想像もできませんでした。それは女性に対する性暴力、DV被害です。被災者の方が被害に遭っていますが、ボランティアに入った方も遭ってしまう、体を触られたり卑わいなことを言われたりのぞかれたりと、昼間でも人の目に届かない場所やトイレ、トイレには 1 人で行かなくて数人で集まって行ったそうです。照明のないところは特に注意が必要になります。避難所内では私たちの隣来る人も入れかわり立ちかわりと新しい人が入ってくる、それによって非常に怖くなる人もいるということで、もう仲よくしたりとか、近所に知り合いの人で固まっていないと安心してそこにいることもできないと、個人では怖くて声を上げられなかった、数人集まっても。声を上げようにも怖くて声を上げることができなかったそうです。それに気がついた男性が守ってくれて、トイレにも一緒

についていってくれるようになったとのことですが、今もなお、その影響による精神的ケアが難しく、大変だと聞いております。若い女性は下着の要望は出しにくく、また女性の下着を干すところも少なくてぬれたものを着ていたり、生理用品なども、トイレに用意しておいても高齢者の人が尿漏れパットのかわりに使うなどして足らなくなったとか、お弁当を配るところでも人数分が届かなかったときには女性が上手に分けて皆さんに届くようにできたということもあった。避難場所では普段にも増して声を上げることができない環境だと考えると、情報を集め、普段にも増して相談しやすい配慮と男女のリーダーが必要だと考えます。犯罪は許さないという強い男性リーダーや相談しやすい女性の存在は必要だと思いますので、認識でとどめておくだけではなくて、女子の活用ということをぜひ真剣に考えていただきたいと思います。

次の質問に入ります。支え合いマップの取り組みは具体的にどのようなものかについてお聞きします。被災すると他の市町村から保健師さんや看護師さんが入ってこられ、そのたびに1から同じことを何度も聞かれるので、高齢者はそれにパニックになってしまうそうです。近所の顔を知っている人が対応すると落ち着かれる、近所の顔が見られる助け合いが特に必要だとお聞きしています。防災を、防災意識を高めていく上でも災害時以外でもマップの活用はつながっていくと考えますが、支え合いマップというのは、具体的にはどのようなものかお聞きします。

総務課長

支え合いマップに関する御質問でございますが、有事の際に役立ちそうな情報を一つの地図に記号とか色分けでわかりやすく落とし込んだもの、これが支え合いマップでございます。この支え合いマップをつくる取り組みについては、耕地自治会の自主防災会の単位に町の社協が中心となりまして平成20年度から始めたものでございます。この年には、各自主防災会とも最初の支え合いマップが完成をしております。このマップに盛り込む内容でございますが、例えば有事の際に支援が必要となるひとり暮らしの高齢者ですとか障害を持っている方、その世帯を表示をしまして、その方を誰と誰が支援に行くのかと、こういった情報を記載するほか、例えば有事の際には井戸水がどこにあるのか、それから重機を所有している世帯はどこなのか、それから隣組で避難する場所はどこなのか、さらには、消火栓の位置がどこか、それから、あと、人的には、医師、看護師、介護職員、行政職員、こういった役職、職のある方はどこにあるのかと、こういった情報を1枚の地図にまとめたものでございます。このマップの作成に当たっては、地域をよく知る住民同士が相談しながら作成をいたしますので、情報としては非常に正確でありまして、有事の際には役に立つ情報というふうに考えられます。この作成したマップにつきましては、自主防災会と、それから社協がそれぞれ保管をしております、有事の際にはこれを利用するという事としております。それから、一方で、支え合いマップにつきましては常に最新の状態であることが求められるわけでございますが、少なくとも毎年くらいには更新、情報を更新していくことが望ましいわけでございますが、多くの自主防災会では、毎年とは言いませんけれども、定期的に更新をしております、このマップの必要性については一定の住民理解が得られているものと考えております。それから、町と社協では、毎年、耕地総代、自治会長会ですとか、それから女性部長の会議、日赤奉仕団の会議などを通じましてこのマッ

	プの定期的な更新をお願いをしております、有事の際には、支え合いマップをですね、安否確認ですとか避難誘導、それから場合によっては救出活動とか飲料水の確保、それから避難所での人材確保、支援ですね、こういったものにも役立てていただくようお願いをしているところでございます。
橋場議員	地図は毎年更新しているということですが、これ、有事の際に利用しているのでは遅いと思うんですね。現実的ではないと思うんですよ。地図を囲んで話し合い、情報を共有していくということが大事ではないかと思うんです。そういうときには、やっぱりおばさんたちのそのおしゃべり会、おしゃべりとかですね、それが非常に活躍すると思うんですけれども、個人情報等もあると思うんですけれども、そういうものを余り外に出さなくて、皆さんでそのマップを見ながら、じゃあ防災について、ここはどうだ、あそこはどうだというような話し合いをする場が必要ではないかと思うんですけれども、その辺はどうお考えでしょうか。
総務課長	個人情報はどう守るかっていうのは非常に重要な部分でありますので、原則としては有事の際には利用できるということにしておりますが、日常使えるかというところ少し疑問が残りますので、日常の中では、このマップ云々ではなくてですね、日ごろから、どこにどういう人がいて、こういう支援が必要だよとか、ここにはこういう危険な所があるんで、何かのときにはここを避けて避難したほうがいいよねとか、そういう話し合いをですね、集まった皆さんでしていただければいいのかなあというふうに考えております。
橋場議員	女性の地域の役割として、かたい会議ではなくて、いわゆる井戸端会議が威力を発揮して地域力を高めるのではないかと思いますので、その辺のところももう少し緩やかな何か使い方ができればとかいうふうに考えますので、検討いただければと思います。 次に、防災訓練に高齢者、子ども、女性が参加しやすい訓練ができないかという質問です。東日本大震災の被災者のお話によると、どんなによい避難場所があっても顔を知っている隣近所の支え合いが一番、共助にまसारものはないとお聞きしています。要支援者の避難には地域力がより必要だと考えます。今後、避難する場所、経路が町民に周知徹底されているのかを確認する地域や学校等の教育現場の防災訓練の見直しの必要はないのか。具体的に言いますと、地域で避難所訓練ゲーム、HUG（ハグ）というのがあります。それを実施したらどうでしょうか。2年ほど前に国際協力会がまち室の協力を得て区長、耕地自治会長さんに参加していただき、この避難所運営ゲーム、HUG（ハグ）を実施しました。東日本大震災において釜石の軌跡と呼ばれた「津波てんでんこ」の教え、あの震災で子どもたちが日ごろの防災訓練を体で覚え、まさに、いざというときに自分の身を守るだけでなく、中学生は小学生の手を引き、介護施設のお年寄りに手を貸したとされています。マンネリ化した防災訓練については同僚議員もされています。防災訓練に高齢者、子ども、女性が参加しやすい訓練などのお考えはあるのかお聞きいたします。
総務課長	まず、HUG（ハグ）等ですね、こういった訓練を地域で行ったらどうかという御提案でございます、実は既に田切地区の自主防災会ではこういった訓練をしております。できるだけ多くの地区、あるいは耕地自治会、自治組織、自治会の自主防災会でこういった訓練をやっていただくことは大変重要だと思ひまして、できるだけ進めてまいりたいと考

えております。それから、今、釜石の奇跡という話をされました。まさにそのとおりでございまして、訓練でできないことは本番でもできないというふうに言われております。釜石の奇跡は、日ごろ訓練したことの上に、さらに機転をきかしたということが非常に大きな部分だったというふうに思っております。したがって、すぐにそこまでできるかということではないんですが、いずれにしても、常に最悪の事態、有事を想定した上です、いろいろなさまざまな年代層の方が参加できるような、参加しやすいようなといいますか、そうした訓練を工夫してまいりたいと考えております。それから、参加にやすさということを配慮しますと、世代別の訓練っていうことも一つありかなと考えておまして、訓練、講習会ですね、例えば、高齢者向けには地域支え合い拠点施設などでお年寄りが集まったような機会、こういった機会を利用して短時間で体に負担のない訓練や講座、これでもって防災知識を身につけていただいて、さらに防災意識を高めていただきたいというふうに考えております。それから、小さい子どもさんを持つ女性向けということではないわけですが、移転新築をして、来年度開始をする予定の子育て支援センター、こちらは福祉避難所という機能もあわせて持たせておりますので、これらを活用する中で、利用者の親子でもって何かゲーム感覚で学べる講座や訓練を行っていききたいというふうに考えております。

橋場議員 世代別の訓練もされていくということで安心をしました。やはり普段の訓練の中で機転をきかすというようなことも出てくると思いますので、お願いしたいと思います。

次の質問です。防災士は何人飯島町にいるのかお聞きします。

防災士とは地域の防災意識の啓発、防災力の向上に努め、災害発生時には避難誘導、救助に当たる人、日本防災士機構の認定する民間資格ですとされています。この防災士は何人いるのでしょうか。

総務課長 飯島町民で何人いるかという御質問でよろしいでしょうか。

橋場議員 はい。

総務課長 この日本防災士機構、主催するところの発表によりますと、本年の5月末現在で、町内、町民で15人が登録されております。

橋場議員 15人ですね。例えば箕輪町では男性29人、それから女性2人が防災士の資格を持っており、15区ある中で2区を残してすべて防災士が配置されております。飯島町は、まだまだ15人ということで非常に少ないと思うんですけれども、今後そういう防災士を各地区に配置するというようなお考えはないのでしょうか。

町 長 防災の専門知識を有する防災士や防災リーダーが地域に大勢いることは地域防災力を高める上で大切なことと考えております。自主防災組織の防災・減災に向けた活発な活動が期待されることから、防災士の資格取得の支援は前向きに検討していく必要があると考えております。現状や考え方については担当課長から答弁をいたします。

総務課長 先ほども町内で15名が登録されているという答弁を申し上げましたが、その内訳を申し上げますと、実は消防特例といいまして、消防団経験者もしくは消防職員経験者の方は、先ほどの資格取得の試験の一部の免除の制度がございます。その関係で取得された方が13名というふうに認識をしておまして、残りの2名の方は一般企業に勤める方というふうに想

橋場議員

定がされるわけですが、将来的にはといいますか、近い将来といいますか、できるだけ個の防災士が地域にすることが地域防災力を高める上では理想と考えますので、できるだけそういう方向で支援をしてまいりたいというふうに考えております。

町 長

箕輪町でもですね、まだまだ増やしていくということですが、箕輪町では防災士連絡会というものをつくって防災士の養成ですとか地域住民の防止再意識の普及、啓発、防災訓練への支援、助言など、具体的な活動をしています。今、飯島町でもそういうふうに行くというようなお話でしたので、非常に安心しております。発災時には自主防災組織が自主的な活動が行われるよう、平常時からの啓発、防災訓練をしていくということで大事なことだと思いますので、ぜひ配置のほうをしていただきたいと思います。それに絡みましての質問が次の防災士の資格習得に助成金をということなんですけれども、地震や水害ばかりが災害ではなく、道路にはタンクローリーですとか危険物を搭載した車も走っております。いつどんな災害に見舞われるかわかりません。住民意識の向上、それから地域力を高めていくには男女ともに防災士の資格取得に助成金をつけるなどして防災士の養成が必要だと考えますが、これに助成金をつけるというお考えはないのでしょうか。

総務課長

防災士の資格取得に支援につきましては前向きに検討しております。それにつきましての現状については担当課長から再度御説明いたします。

防災士の資格取得支援に入ります前にですね、この防災に関するリーダー的な研修が、実は県に2つ、2種類ございまして、その概要について先に申し上げさせていただきます。一つは自主防災リーダーというものでございまして、これは県と一般財団法人日本防火・防災協会が行っている講習でありまして、県内で毎年2会場、2日間の講習、通算——通算っていいですか、1回につき2日間の講習を行っています。町では、この研修会に各区の役員の皆様に参加を呼びかけておりまして、積極的に受講をいただいております。この自主防災会リーダー研修会には、実は参加のない市町村も多いわけではありますが、当町から毎年10名ほどが受講をされておりまして、この受講自治体の中でも一番多い状況です。これまでに延べ39名の方が自主防災リーダーの研修を受講しておりますが、いずれも区ですとか、あるいは自主防災会の役員という立場で受講していただいているという現状でございまして、役職退任後にどう生かしていくかが課題となっているということでございます。それから、もう一つ県の制度で自主防災アドバイザーという制度がございます。この制度は、市町村が候補者を推薦をしまして、自主防災リーダー研修よりもさらに中身の濃い研修を受けていただいた後に県知事が自主防災アドバイザーとして委嘱をする者でございます。任期は3年でありまして、当町では2人が委嘱をされております。このように県が主催する無料で中身の濃い研修については、より多くの皆さんが防災・減災に関する知識や技能を身につけていただけるよう、今後も引き続き受講を呼びかけてまいりたいと考えます。

一方で、議員、御提案の防災士につきましては、資格の取得までに旅費等を除きまして一般的には6万円ほどかかる、費用がかかるというふうに言われております。県内の松本大学で受講する場合には3万円というふうに聞いておりますが、こちら、受講人数にも限りがあるということでございます。費用がかかるということで、みずからの意思で積極的

に受講される方は今までは少なかったという現状かと思います。そこで、町としては、地域防災力強化に向けまして防災士資格取得の費用の一部を補助をして、資格取得後は地域の防災リーダーとして地域で活躍いただきたいというふうに考えておりまして、今後、制度設計を進めてまいりたいと考えます。

橋場議員 少し安心しましたが、ぜひその中にも女性を入れていただきたいと思います。そして、役職を離れた方がまた配置をされても、役職を離れてしまうと、もうそれで終わりというようなことに、いろいろ、いつもなっておりますので、いろんなところで、そうではなくて、もう、できる限りそこにいて啓発に努めていただけるような配置をしていただきたいと思います。町長にお伺いしますけれども、60周年記念事業は……。すみません。間違えた。すみません。60周年記念事業のキャッチフレーズ「つなごう未来へ!!」のもとに準備が進んでいますが、未来につないでいくには町民の命があつてのこととございます。いつどんなときでも訓練が生かせる状況になっているのかの確認については、まだ町長も就任されてから日が浅いので、されていないかなあとと思いますけれども、町民の命と財産を守る立場では、すぐに確認する必要があるかと考えておりますが、町長いかがでしょうか。

町 長 まずは、安全・安心なまちで、いかに飯島町が安全かという部分は常に念頭に置きながら、その部分を確認していく必要があるかと思っています。

橋場議員 では、ぜひ未来につなぐ子どもたちのためにも真剣に考えて確認をしていただきたいと思います。

では次の質問、子ども食堂の取り組みについてお聞きします。今や6人に1人と言われるのが子どもの貧困です。子ども食堂というのは、主に貧困家庭やひとり親家庭の子どもを対象に栄養バランスのとれた食事や地域の人々の触れ合いの時間を無料または安価で提供する取り組みで、十分な食事をとれなかったりひとりで食事をしていたりする子どもたちを支援するための活動です。ことし、箕輪町のあるグループが子ども食堂の活動を実施します。運営に必要な人材、労力、地域資材を地域住民が主体的にかかわり運営をするということですが、町では、このような取り組みを考えていらっしゃるのか、また、NPOが立ち上がったとき支援をする用意があるのかお聞きします。

健康福祉課長 子ども食堂の関係につきまして私のほうからお答えをさせていただきたいというふうに思います。一昨年、その前あたりから東京近辺で、労協さんという団体を中心でありまして、子ども食堂を展開しているようでございます。県内でも長野、松本あたりでだんだん広がってきているように認識をしております。月2回ぐらいというふうにお聞きをしているんですが、上伊那ではですね、箕輪町さんが、今度7月にイオンスーパー内にですね、子育て支援センターですか、それから生涯の学習の地域活動支援センターを併設するということ、絡みもございまして、その中で、その労協さんに委託をいたしまして子ども食堂をというお考えでいるようでございます。今、議員がおっしゃいましたように、家庭のさまざまな事情、孤食、ひとりでとる食事ですとか、栄養バランスが乱れているということがございまして、そこでいろいろの行き届いた食事をとるということは、今、必要になってきているのかというふうには思います。子どもさんは無料ということで、基本的にはボランティアの中で対応するというところでございます。その中には、いろいろ人が

		集まってまいりますので、プラスアルファ、コミュニケーションがとれるとか、子どもたちにとってもよい面があるのではないかというふうに考えられるというふうに思っております。趣旨は大変いいことだなというふうに思っているんですがございますけれども、飯島町といたしましても、この質問をいただいて、初めてそういう団体、それから箕輪町にもちょっと確認をさせていただいてですね、検討し始めたところでございます、取り組みの多くにつきましては、人材確保の面ですとか、そういう面が必要になってくるのではないかと思いますし、それから、だんだん、市町村の規模によりましてですね、子どもの数、それから貧困家庭ですとかひとり親家庭のですね、事情が変わってまいります。暮らす子どもたちの心と体を健やかに育てるということは大変必要なことでございますので、今後ですね、その実態を踏まえ、それから地域周辺のですね、やってこられた方の御意見等をお伺いしながらですね、今後検討して、学校の関係ですとか保育園の関係ですとか、そういうのも必要になってくると思いますので、そこらとも連携をさせていただいて、実態把握も踏まえて今後検討をさせていただきたいというふうに思っております。以上でございます。
橋場議員		子ども食堂は、単に子どもが御飯を食べる場所であってはならないと思います。今お話のようにコミュニケーションもとれる、コミュニケーションによってつながりを得られる場としても必要ですので、今後、実態を踏まえ、本当に検討をしていただきたいと思います。以上、終わります。
議 長		ここで昼食のため休憩といたします。再開時刻は午後 1 時 30 分とします。 休憩。
休 憩	午後 0 時 0 0 分	
再 開	午後 1 時 3 0 分	
議 長		休憩を解き会議を再開します。休憩前に引き続き一般質問を行います。 8 番 浜田稔君。
8 番 浜田議員		それでは通告に従って一般質問を行います。午前中のような華やかなテーマではなくてですね、いささか地味なテーマになるかと思いますが、一番目の質問を地元材での格安住宅実現への道をお尋ねするものであります。まず質問全体の趣旨をあらかじめ述べておきたいと思いますが、実は、この間、地域資源の活用にかかわる研修の機会が幾つかございました。一つは、議会の新しい試みである議員間討論でですね、町の定住促進室長からこれまでの取り組みの報告がありまして、それに基づいて討論を行ったわけですが、飯島町では転入者が転出者を上回って、この 5 年間、社会的人口増が続いているという担当部署の熱意が伝わる報告でありました。それを報告するのはこの場ではありませんので割愛いたしますけれども、その転入者の一つのハードルが、その住宅の取得だということだったというふうに記憶しております。空き室の提供の少なさや耐震構造補強などの改修コストを考えるとですね、空き家自身も単純に活用できる資源ではないのか

など、そんなことを感じながらその研修に参加していたわけであります。もう一つは、町の林務委員会との共同研修で、町長も御参加なさっていると思いますけれども、民有林の団地化や間伐が計画的に進められている現地視察の後にですね、上伊那森林組合の説明を受けた、いずれの取り組みもですね、町長の掲げる3つのチャレンジの一つである飯島町田舎暮らしランキング日本一につながる要素ではないかと考えながら、それぞれに参加してきたわけです。ところで、その町長の掲げる田舎暮らしのランキングの日本一の一つのテーマとして、地元のヒノキや杉を活用してですね、共同で飯島企画の農地付格安住宅を研究開発し販売すると、そういう夢が含まれているというふうに私としては記憶しております。ただ、先ほどの、今の住宅の件、それから間伐の研修、それから里山文化の要素である森林整備などのテーマがですね、町の中でいろいろ掲げられているんですけれども、ちょっと私の理解の中では、それぞれがまだ点の段階にとどまっていて、全体としてどういう構想でまとめ上げられていくべきかという、もう少し長いスパンでのですね、理解が必要なんではないかということをお尋ねしたいというのがトータルな趣旨であります。そうは言っても抽象論から始めるわけにはいきませんので、まず、具体的にですね、質問第1番目の地元材を活用した格安住宅というのは本当に実現可能なかと、このあたりの見通しをまず端的にお伺いしたいと思います。

町長 引き続き午後も、ひとつよろしくどうぞお願いいたします。浜田議員にお答えしてまいります。地元材での格安住宅、これは実現可能かということでございます。この可能性の御質問でございます。地元材での格安住宅は、私が掲げる外から呼び込むための田舎暮らしランキング日本一へのチャレンジの施策の一つですが、地元材とは飯島町産材を含めた信州産のヒノキや杉で、格安住宅の格安という意味は都会から見た田舎の住宅の格安感になるかなあというふうに思っております。地域の関係者が共同して企画し、農地付格安住宅研究開発を販売してまいりたいと思っております。近隣の伊那市では、地元産材を活用した若年層や子育て世代を対象にした生活スタイルの変化に応じて改築等を可能にした比較的格安な住宅キットハウスがございます。キットハウスとは、当初、トイレや浴室など必要最低限の間仕切りのみ造作した住宅のことでございます。その後、住居する方がですね、自分の生活スタイルに合わせて可動式の間仕切りキッドなどを利用したり壁を造作することで新たな住居スペースの確保をしたりすることが可能となります。このような事例がありますので、課題もありますが、当町でも同じような取り組みは可能ではないかというふうに思っております。この地域の材木を使うとですね、地元産なら安いじゃないかって、いや、なかなか、それは手間がかかってくると1本の材料にしたときにはお値段が張ってきますよと、こういうことでございます。しかし、資源がありますから、それをやっぱし使わない手はないだろうということで、そういう方々に——方々についていうか、建築の若い方々にですね、この、何とかならないのと、いい方法はないのというお話を聞いたり、トータルとしては土地も含めて住宅が安く入るよということは田舎にとって一つの売りではないかなということでございます。この部分が格安住宅という表現を使わせていただいているところでございます。

浜田議員	多少構想のほうがわかってまいりました。それは、ちょっと後のほうで、トータルにどうするかというお話、また後のほうでお伺いしたいと思いますけれども、まず、直接ですね、住宅自身が格安になるのかということについては、住宅そのものがですね、地元材を使うと格安にできるのかということについてはですね、実は、林業に従事しておられる方ですとか、それから実際に個人住宅を設計しておられる方に幾つか御意見を伺いました。非常に率直に言ってですね、答えは大変否定的だったというのがその結果なんですが、何人かにお伺いしても比較的共通のダメだという理由を述べられたということでもあります。一つは、住宅、トータルの価格の中で木材の占める比率が実はそんなに大きくないと、例えば3割〜4割ぐらいが木材の価格なので、それが安くなったといっても格安にはならないだろうと、そういう建材の構成部分の問題が一つ、それから、それほど安くはないという意見もありましたけれども、外材のほうはやはり2割ぐらい安いだろうと、そうするとですね、県産材の補助制度を仮に使ったとしても、その埋め合わせるのは非常に困難ではないかと、そういうビジネス面からのアドバイスもありました。それから、もっと否定的だったのが、これは林業の方も、それから木造住宅を建てておられる方も異口同音にお話されていたんですけども、実は国産材っていうのは非常に強度が弱いんだと、ひずみやすいと、それに比べて外材はですね、非常に緻密で太くてですね、建材としては、もう圧倒的な格差なんだと、そういう意味で、特に躯体ですね、家の構造物としての国産材というのは、実は使用に耐えないんじゃないかと、もちろん木曾ヒノキのようにですね、ちゃんと樹種を選定して、それで造林っていますか、育林といいますか、育てる環境も含めて育てた用材には非常にすぐれたものももちろんあるんですけども、特に、その戦後の、このような長い時代を経た中での間伐材であれ何であれですね、切り出した用材っていうのは決してそんなに外材に比べて競争力がないと、こういう否定的な意見ばかりでですね、実は私かなりがっかりしたというのが本音であります。先ほどの土地も含めてという話はさておいてですね、そういうその不利なところを使うのだというふうな認識っていうのは町長におありかどうか、改めてお伺いしたいと思います。
町長	そういう現実問題として、そういう状況にあるというお話は私もたびたび聞いております。しかしながら、地域の資源を有効活用をするということは、ほかにもできるんじゃないかなあということでですね、格安住宅っていう、住宅自体を格安にするということは、先ほども、ちょっと大義の、広義の意味でのことになるんですけども、地元の木材を使うということは、こういう地域において、すぐ手の届くところに森、山、里山がある中において、この資源を使わない手はないじゃないかなということは、基本的には考えております。
浜田議員	実は、1－2でちょっとつけ足しで加えたことがあるんですけども、先ほど空き家が使いにくいという中でですね、例えば、その新しい戸建て住宅ではなくて、現在の空き家や住宅のリフォームのために地元材を使うという構想は、町長の中にはおありなのかどうか、ちょっとついでですけども、あわせてお尋ねしたいと思います。
町長	町有材を建築、住宅建築や住宅リフォームに使っていただくことは可能性があると考えております。木材の価格や流通の仕組みなど、整理、検討しなければならないことが多く

ございますけれども、町としては、今後、公共施設新築・改築等の際には、できる限り地元材を活用していきたいというふうに考えております。

浜田議員 先ほどの町長の御答弁の中でですね、この地域の森林の全体的な整備にもつながるんだというお話がありまして、実は、その件について私も質問、1－3番目に含めておりました。要するに、この農地付の格安住宅というのがですね、住宅そのものに対する政策にとどまらず、地域の林業再生といえは大げさかもしれませんが、この地域全体の林業の産業につながる構想を含むのかどうかと、さらに言えば、それが雇用の場としての寄与も狙っているのかどうかと、そういうつながりも含めて町長がお考えなのかどうかということについて改めてお尋ねしたいと思いますが。

町 長 地元材を活用した住宅の新築及びリフォームなど、これが軌道に乗れば、その需要が軌道に乗れば、使用する建築材も需要も比例して増えることが見込まれると思います。そういった観点から、伐採後のその後の植林、下草狩り等の一連の育樹業務というものが行われるようになって、林業再生とあわせて林業業界の雇用にもつながるのではないかなというふうに想像しております。

浜田議員 実は、その件もですね、それぞれ関係の方にいろいろ意見を求めたんですが、私、誤解を招くといけないので、町長のアイディアを否定するつもりでこの質問をしているわけではなくてですね、地元材で格安住宅というフレーズは非常に共感を呼ぶものだというふうに思っています。それ自体は決して悪くないアイディアだと思いますし、それから、そういう発想というのはですね、思い立ってすぐに実現するような簡単なものではないのが普通ですね、むしろ1回壁にぶつかってからが本当の仕事だろうと私自身も思っています。ですので、住宅単独でコストが合う合わないという問題はひとまず置いたとしてもですね、その以外の効果も含めればプラスがあるという判断はあり得るかもしれない、じゃあどうなんだろうということではいろんな意見を求めてみたわけですがですね、実は、これもかなり否定的な意見が多かったというのが実際のところなんです。というのは、今までのその間伐作業でですね、山主に黒字還元できる場合がそんなに多くはないと、どちらかというと持ち出しで山をきれいにさせていただくという程度にとどまっているのが飯島の町の、飯島に限らずですけども、間伐作業の多くの場合でですね、若干の補助的な制度があれば別ですけども、そういったのが現状だと、だとすればですね、格安を狙えば狙うほど山主の利益とは両立せずにはですね、それ自身が林業振興の動機にはならないんじゃないかと、こんな意見が実は多かったというのが率直なところであります。問題点ばかりを並べたような感じになっておりますけれども、だからといって格安住宅を、それを否定するつもりはありません。ただし、先ほど申し上げたようにですね、決して簡単ではないからチャレンジなんだろうと。もしそうだとすればですね、そのための手だてといいますか、課題をもっと具体的に浮き彫りにする必要があるんじゃないかなというふうに私としては考えるわけです。もう半世紀も前に読んだ本、哲学者の本、岩波新書があったんですけども、大変印象に残っている文章がありましてですね、「思想は熱い心臓と冷たい頭脳を必要とする」と、つまり、熱い情熱はもちろん必要だと、だけれども、それを実行するためにはですね、非常に冷めた頭脳でもって問題点を一つ一つ明らかにしていくのが必要だというお話があ

町 長

りまして、今、熱い心臓の部分はよく理解できました。熱い心臓は理解できたんですけれども、じゃあ冷たい頭脳に当たるべき、これから解いていく実現のための課題は一体どんなものがあるのだろうか、これについて町長の認識を伺いたいというふうに思っております。

多少風邪っぽいもんですから、心臓もちょっと熱めに 38 度ぐらいで動いておりますけれども、今度、冷たい頭脳の部分でですね、冷静がそれが実現可能かということをやりなさいと、確かに、そういう柔、硬、織り交ぜた中でやらなければならないというふうに思っております。住宅、格安住宅の建築につきましては、まず建築資材の格安、価格を抑える必要があると思っております。地元材だから安価ということは必ずしもないというふうに認識しております。ということで、国や県の補助金等を受けることが必要になってくるのかなあというふうに思っております。その細部につきましては、課長、担当課長のほうからどのようなことが考えられるのか答えます。よろしくお願いします。

産業振興課長

それでは私のほうから補足の説明を申し上げます。

国県の補助というのも当然あるわけなんですけれども、価格補填、今、町長申し上げました価格補填という感じで考えますと、やはりその補助事業の効果というのは若干なりとも大きいと思います。ただ、その補助には、やはり一定の条件といいますかがございまして、今、現状でいいますと、こういった補助事業を町内の方が利用しているというのは、なかなか申請が上がってこないというのが現状だというふうに思っております。また、国県がだめなら、じゃあ町でというような流れになってこようかと思うんですけれども、町の補助についても、今現在は正確なものはございません。財政上ですね、やはりそこら辺まで、どのくらい新たな補助事業ができて予算確保をできるか、この問題については、やはりちょっと検討が必要かなあというふうに思っております。また、建築資材の価格を抑えるという点で申し上げますと、木材の流通ですね、この点についても、市場へ出して入札で落とした材を使うという一般的なルートで材を仕入れてしまうと、やはり価格的にはそれ相応の価格になるとですので、そういったところの中間マージン等が省けるような仕組みが、もし可能であれば、農産物でいうと直売所のようなイメージなんですけれども、そういったことが可能であれば、またちょっと研究をしていきたいなあというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

浜田議員

まだまだ、その実現の道筋は途上なのかなという、率直に言って印象は受けました。やはり町の補助、あるいは自前での流通というのは、気持ちとしてはよくわかるんですけれども、それが今の木材の巨大な流通に対してですね、対抗できるだけの力を持ち得るのだろうかということを私としてはかなり心配しています。世界の流通、前、ざっと調べたことがあるんですけど、最近一番最大の輸出国は、今はカナダやなんかではなくてロシアですかね。最大の輸入国が中国だというふうに聞いたことがあります。お手元に、ちょっと資料を掲げましたけれども、世界の木材の森林率と自給率の一覧表がございます。線を引いたところが 100%の自給、つまり国内ですべての材を賄えているところ、大きなところで自給率をはるかに超えているところ、要するに輸出も十分可能というのがマレーシアですとかカナダ、ニュージーランド、インドネシア、ロシア、スウェーデン、フィンランド、

山岳的には厳しいところもありますけれども、出している。こういった森林率の高い国々
はですね、かなり自給を達成しているわけですが、一国だけ異常な国がありまして、
それが一番右にある日本ですね。森林率が64%でありながら自給率は20%、つまりほとん
どが、山が手が入らないほどあるのにほとんど輸入に頼っている、そういう意味では、森
林国日本っていうのは全く異常な国だというふうはこのグラフから見てとることができる
と思います。それは、じゃあ日本はもともとそうだったのかということなんですが、もう
一つ小さなグラフが掲げてありますけれども、戦後の日本の木材の自給率のグラフが書い
てあります。昭和30年代には94%、戦後の植林もありましてですね、ほとんど日本は材
を自分たちで賄っていたと、恐らく、さっきは日本の材が非常によろしくないという話を
しましたが、多分、これは樹種の問題だけではなくてですね、やはり育林、造林に
対して真面目な取り組みが行われていた結果ではないかというふうに思います。今、確か
にドイツや北欧の国っていうのは、ヘンゼルとグレーテルのお話のようにですね、子ども
が森の中を歩いて行けるぐらい下草も少なく、日本のような熱帯雨林でもないのです
ね、森の育成はもちろんいいわけですが、そうは言っても山地に近い、アルプスに
近い地方もありますけれども、どちらの国も10万ヘイホウキロメートルという日本とほと
んど同等の森林を抱えていながらですね、戦後の歴史の中でこれだけの差がついてしまっ
たというのが我々が目の当たりにしている事情ですし、その結果、山は荒れて、そこから
切り出す間伐材もですね、決して国際的な競争に耐えられるような品質でもなければ価格
でもない、こういう状態に至ったんだということが日本の木材、林業の現在抱えている
現状かなというふうに私は思いました。ですので、町長が取り組もうとしている問題とい
うのはですね、いきなりおっきな話になってしまうわけですが、実は、こういう国
際環境の中で、一つの町からの、一つの町からの抵抗運動かもしれませんけれども、それ
がその先に日本の林業の再生につながるような、おっきな運動のですね、たとえ1万分の
1でもいいから、そういう動きとしてつながってほしいというふうに質問者の私としては
心から願うものであります。じゃあ町の計画はどうなっているかというところもざっと調
べたんですが、第5次の基本構想、それから前期計画、これを林業とか森林とかと
いうキーワードで検索してもですね、実はほとんど見るべき項目がヒットしてきません。
つまり、率直に言いますとね、これは県も同じなんです。森林件である長野県において
もですね、実は森林を50年80年という長期にわたって、もともと森林、林業っていうの
は1世代2世代にわたっておっきな計画を立てなければ立ち行かない性格の産業だと思う
わけですが、こういう長期的なビジョンが欠けたまま、そうは言ってもヨーロッパ
ではやっているような大型機械、ハーベスターですとかプロセッサースとか、そんな機
械を入れたらどうだとかですね、あるいは作業道をもう少し拡充したらどうだとかです
ね、言ってみれば、その応急処置にとどまっていて、じゃあ天然再生はどの地域にやるべき
だとか、あるいはどこの部分は活用すべきだとか、あるいは日本特有の林業機械は開発す
べきではないかとかですね、そういう大きなビジョンがまだまだできていないということに
つくづく思い至ったわけです。これは、飯島町は、じゃあ、それ以外ないのかと思ったん
ですが、そうでもなくて、何か小さな気がして、ローカルな計画はありましたですね。ちよっ

と題名は忘れましたが、30 ページぐらいのかなり丁寧な計画は立っていました。ただ、それも、やはり県や国の補助制度の中で民有林を団地化して、その中でどうしていくかという、補助政策の中の枠の中で精いっぱい頑張ろう、そういう中にとどまっていたということでもあります。ちょっと風呂敷広げましたけれども、話をもとに戻してですね、私から提起したい問題っていうのはこういうことです。ぜひ農地付格安住宅、これは推進していただきたい。その推進を始めるに当たってはですね、補助制度を使い、さまざまな工夫を凝らし、農地も含めてですね、推進するというスタイルをとるんだと思いますけれども、それは決して楽な道じゃなさそうに思います。日本の林業が置かれている状況からすれば。ですけれども、それは何とか突破していただいて、さらに、その先に、この飯島町全体の、飯島町の7割以上を占めるこの森林のですね、整備の大きな計画を、やはり立てていただいて、下平町長時代に50年先、100年先の大きな計画が立てられたんだというふうなところにまでつなげていただいてこそ、初めて、その入り口になった定住住宅のですね、構想っていうのが後世にも残るんじゃないかというふうに私は思うわけですが、こういう考え方について町長の見解を伺いたいと思います。

町 長

実は、この6月の4日と5日に植林祭が長野でございました。天皇皇后両陛下がお出ましいたしまして、1泊で、ともに植樹祭へ臨んでまいりました。長野県ではですね、52年ぶりだったそうでございます。全国各地で回り番でその会場を受け持っているということで、エムウェーブで置かれました。そのときに感じたんですけどもね、やはり、日本、山国と言われる中で70%の森林を抱えていると、この、やっぱし森林をちゃんと健全に管理していくっていうことは日本の経済の基本かなと、こういうふうに思っております。もちろん森林ですから、緑、マイナスイオン、森林の中ではそういったものが享受できます。それで、その有機質の土地、染み出ていった水が川となって海へ流れると豊富なプランクトンとなっていていい漁場になると、これは世界に誇る漁場になると、こういった部分ではですね、森も山も海も、その里も、こういう一連の大自然の中で生かされているんだなということをつくづく感じる次第でございます。戦後、日本経済というのは、やはり重工業から軽工業、工業に特化して世界の工業は日本で売ってきたわけでございます。それと裏腹に、そういった森林資源っていうものがおろそかになってきましてですね、手の入った山、手の入らない山、ほとんど手が入らなくなったんでしょうね、そういった部分で無駄な資源が寝ていると、有効に利用をされていないということはつくづく感じているところでございます。私のこの格安住宅という一つのこういう売り文句がですね、日本の森林政策の大きな流れを変えるとまでは、そこまでは考えていませんけれども、しかし、私たちが、本当に、先ほど申しましたように、手の届くところに里山があり、森があつてですね、そういう環境が、都会ではない、それもまた田舎の誇りでございまして、大いなる田舎、きのうも世界マレットゴルフ大会でごあいさつ申し上げましたけれども、そういう森の中で、近くのところで、カーンカーンといってですね、その森の中で遊べるという環境があるということは、やはり田舎ならではの、こういう資源でありますし、資産でございます。そういったものを、やっぱし身近にあるこういった文化ということを皆さん大切にしていきたいと思いますというお話をさせていただきましたけれども、格安住宅っていう切り口

で、今、ランキング日本一っていうことをやっていますけれども、例えば、こんなところがあるじゃないですか、根羽村で、根羽村におうちを建てようとした人には丸太を 30 本進呈するとか、50 本進呈するとか、そういうお話をお聞きしたんですけれども、先ほどの話でいくと、木材なんかは、その部分の建築費の微々たるものだよと、そういうふうにおっしゃいますけれども、しかし、それは、この地域で暮らそうという人たちにとってはですね、ありがたい地元材をもらえるチャンスではあるのかなあと、おもしろいことやっていらっしゃるなあというふうに思っております。そんなようなことを参考にしながらですね、もう少し森林に親しんでいこうというきっかけになればということは、そこまで広がってくればありがたいというふうに考えております。

浜田議員

政府の森林政策にそこまで私は遠慮する必要はないんじゃないかなあというふうに思っておりますけれども、少なくとも飯島の大きな資産ですのですよね、これを活用する要求は、やはり山を抱える地域が声を上げていかないと変わらないのではないかなあというふうに私は考えています。ちょっと余談になりますけれども、東海道五十三次の絵を見るとですね、日本の山は大体はげ山で描かれているそうですね。本当は江戸の大火かなんかがあるとですね、やはり木が切り出されて、日本の山はかなり荒れていたと、それを防いだのは、実は江戸幕府です、ちゃんと植林のさまざまな図鑑やなにかをつくって、逆に木を切った人間は打ち首にするぐらいの厳しい政策です、崩壊を免れたと。「文明崩壊」というかなり大きな本がありまして、ピューリッツァー賞か何かを受けたジャレド・ダイヤモンドが書いているんですけれども、イースター島だとか何だとかですね、大体森を荒らしたために崩壊してしまった文明の歴史が何千年にもわたって記されていますが、その中で、実は成功例として紹介されていたのが今お話した江戸の文化でした。けれども、江戸時代にこれだけのことをやった文化がですね、さっきここでごらんに入れたように、戦後の半世紀の間にですね、これほどまでに荒んでしまったと、この最大の理由は、やはり、関税障壁も含めて、自然を単なる国際競争にさらした結果じゃないかなあというふうに思いますので、これをもとに戻そうとすれば、やはりそれなりの措置もとるべきだろうと思います。以前、西春近で林業に関係する方々の勉強会に参加していただく機会があってですね、大変印象的な発言をなさっていた方がありまして、「日本の農業がどうなるのかということ、TPPでどうなるのかということを知りたいければ、今の林業を見ればわかるだろう」と、こんな発言をなさっていました。全く私は似たような経過をたどった結果かなあというふうに思っています。そういう意味では、決してあきらめることなくですね、格安住宅をまず起爆剤にして、地方ではこういうことで林業を有効活用をしているという先進事例をぜひ示していただいて、それを日本林業のですね、1 万分の 1 かもしれませんけれども、回復の起爆剤にさせていただきたいということを要望して、この質問を終わりたいと思います。

2 番目、教育格差、引きこもり対策への進捗についてお尋ねするものであります。実は、この質問は 12 月に一度させていただきました。当時です、その前の補正予算で、経済的に非常に困難を抱えている家庭が急増したということで補正予算が組まれた、大変ショッキングな出来事が起こったことにかかわる質問だったわけです。平成 22 年に 34 名

だった準要保護児童がですね、27年には倍以上の87名になったと、要するに、飯島が例外だと私も思っただけかもしれませんが、教育格差の拡大がですね、この飯島にも及んでいるということを非常に痛感したわけでありまして。きょうは華やかな60周年の光の当たる話が随分出ましたけれども、光の反対側には当然影があるわけですね、この影の部分にも目を配るのが行政ではないかというふうに思っただけでこの質問をしているわけでありまして。当時の大きな要因はですね、ひとり親家庭、それから保護者の失業、それから外国籍の方々ですね、もともと仕事になかなかありつけない、実際に私もいろんなボランティアやっていますが、大半の方々がアルバイトですね、非常に不安定な雇用です。そんなことがありまして、その12月の質問以降、教育長もかわられました。それから年度も改まって、恐らく4・5月の家庭訪問も終わったのかなあというふうに思っておりますので、まず最初に、昨年急増した準要保護児童家庭、このあたりがその後どういうふうになってきているのか、あるいはそういうことに対する対策はどうなっているのかについて概要を、これは教育長にお尋ねしたいと思います。

教 育 長

ただいま準要保護の児童、生徒についての御質問をいただきました。毎年4月に学校から全員に児童、生徒にこの事業の案内の通知を行っているわけでありまして、その後、援助を必要とする家庭から申請をいただきます。その後、今、御質問にもありましたように家庭訪問、あるいは民生児童委員の所見、教育委員会の判断から保護すべきという判断をしているところであります。今年度、現時点では、認定作業中ではまだありますけれども、平成28年度の該当見込みの児童・生徒数は80人で、就学援助費はおよそ609万円を予定しております。この児童、生徒に対する、全体数に対する割合ですけれども、11.1%、昨年の11.8%とほぼ同じような割合となっています。御質問の中にもありましたが、平成22年の4.2%、平成23年の7.0%というのと比較しましても、経済的に苦しい状況におかれているという家庭が増えているというのが現状であります。これは年度途中におきましても、給食費とか学年費の未納の状況に合わせて、生徒の、あるいは児童の学校での生活の状況から担任と校長の調査などに協力していただいて、教育委員会の申請、あるいはその後の準要保護の認定につながるように、できるだけ早く対応していきたいというふうに考えております。

浜田議員

実は、昨年もこの数字を見て、私、ある意味でちょっと心配になったんですが、全国平均に比べると低いんですね。教育格差があれだけ叫ばれている中で、それは、飯島がそれほど厳しい家庭が少ないということなのか、見損じがないということなのか、そのあたりはどんなふうにお考えなんでしょうか。

教 育 長

飯島が特別低いという認識ではおりません。これは、やはり、そういった事業を必要とする家庭にできるだけうまく手を挙げていただくということを我々が周知していかなければいけない。直接は、児童、生徒ですので、学校で担任あるいは校長がかかわっていますので、そういうところと定期的に情報交換しておりますので、個々の生徒の状況についても、課題のある生徒について情報交換をしながら、いち早くそういった発見や対応に努めていくべきだというふうに思っております。

浜田議員

ちょっと、実は横道にそれてしまうんですけど、前回、質問してですね、実は答弁のと

ころが明確に私が確認しないまま進んでしまった件がありまして、これ、ちょっと再確認させていただきたいんですが、実は、こういう援助に対する国の支援金がですね、最近、交付税の中にそのまま織り込まれてしまっていて、消費税が8%に上がったときにですね、本当は、その分をちゃんと区分けしなければいけないんですが、市町村によっては5%のまま、要するに、そういう援助の必要な家庭に配付されたということが報道されていきました。飯島は大丈夫かということを質問して、後で口頭では大丈夫ですというお話をいただいたんですけども、これ、記録に残っていなかったので、再度確認させていただきたいというのとですね、一応10%の消費税は延長になりましたけれども、消費税に対する連動はきちんとやるというお考えがあるのかどうかの、ちょっと横道ですが、このあたりについてお答えをいただきたいと思います。

教育次長 飯島町では、国の平成20、今度28年度になりますけれども、その基準表を用いて準要保護の算定をしている、作業をしているところでございます。こちらのほうは、準要保護につきましては、それぞれ実費のもとと、それから国の基準表によるもので算定していますので、よろしくお願いいたします。

浜田議員 それでは、消費税増税分は反映されているという意味でしょうか。

教育次長 実費のものにつきましては消費税の増税分を反映されております。

浜田議員 前回も申しましたけれども、教育格差に関してはですね、子どもの力ではどうすることもできない課題であります。引き続き強力な支援をお願いしたいということとですね、それから、前教育長もですね、生活格差が教育格差につながるようなことはあっては決してならないということです、その精神をぜひ引き継いで運用に努めていただきたいというふうに思う次第であります。

2つ目のテーマに移りますが、隠れた社会問題である引きこもりの対策と進捗はという質問を昨年いたしました。この半年前にですね、いただいた答弁は、それは非常に重要な問題だとして捉えているということで、庁内連携でもって、この年度、新年度から新しい仕組みを考えるんだというお話をいただいたので、きょうの質問はですね、じゃあ、その結果どうなったのかという流れについて御説明をいただきたいということなであります。ただしですね、ちょっと、私、この対策という言葉を使ったことを、実は今ちょっと反省しています。反省しているというのは、お手元に新聞記事を配りましたけれども、先週ほどの、あ、2週間ぐらい前ですかね、信濃毎日新聞に、これは不登校なんですけれども、不登校対策ということでですね、登校させればいいのかと、その圧力が実は深刻な自殺未遂を引き起こしたと、そういう記事がありました。ですので、対策というのがですね、目の前から問題が消えてしまえばいいと、そういう乱暴な話であってはならないだろうと、そうではなくて、やはりそれぞれの事情に心を寄せてですね、時間をかけてでも正しい解決策を見出すという意味での対策なんだということを質問の趣旨として留意いただいた上で御答弁をいただきたいというふうに思うわけです。よろしくお願いします。

教 育 長 引きこもりへの、今、対策という言葉が適切かどうかというようなお話がありました。その学齢期、児童、生徒の、この引きこもりというのは、不登校も非常に大きなつながりもありますのは、今、御指摘のとおりであります。現在はどのようにしているかということです

が、健康福祉課あるいは保健師、民生児童委員、児童相談所、保育園、学校、それからスクールカウンセラーと、こういう人たちの中から、その子その子の状況がありますので、ケース会議を行っているわけですが、そのときに、その対策というか、ケース会議に必要だと思われる方をお招きしながら個々の児童、生徒についてケース会議を行っております。もちろん教育委員会からも教育相談員あるいは家庭相談員が加わった形で、外部につなげてほしいのか、あるいは家庭支援につなげてほしいのかということもあわせて検討しているところであります。全体的な県や国の施策も進んでおりまして、最近では県の引きこもり支援センターも長野市に設置されましたし、それから、本年度からスクールソーシャルワーカー、南信地区2名だったのが4名に増員されるというような状況の変化も起きております。そういったところとも連携をしていく必要があると思いますので、今までのその体制にプラスそういう県機関をどう組み合わせていったらいいのかということは、現在、調整とか取り組みを行っているところでありますが、これをあわせて、成人期といえますかね、の対策にもつながりますので、健康福祉課とも連携しながら話を進めているところであります。ちょっとついでの話になりますが、今年度から飯島小学校に保健師の席を飯島小学校に置いてありますけれども、手厚くその支援をしていただいて、それまで学校になかなか来られなかった子どもが登校できるようになったというような取り組みもあわせながら行っているという状況であります。

健康福祉課長

12月に御質問をいただきまして、その後の教育委員会と調整をまいりました。今、教育長が申した教育委員会関係はそのとおりだというふうに思っておりますけれども、18歳までは教育委員会、それから、それ以上は健康福祉課のほうで、福祉の関係、保健師の関係を含めましてですね、対応せざるを得ないのかなというふうに思っております。早期に見つけたものはですね、支援がうまくいなくて大人になってからもというのは、多分、引きこもり等はあるというふうに考えております。対策は十分行き届いているかということについては、ちょっと、これ、こういう社会になりますと、いろいろの問題、ケース、多くなりましてですね、はっきりとは申せないんですがございますけれども、うちの課、それから上部機関とは、連携をもう一度、再確認をさせていただきました。ケースによって、保健師、それから社会福祉士等が入って対応していくというようにしております。就労の関係につきましても、本人が望めば、幾つかのケース、幾つかのところを紹介をしたりとか、人それぞれでございますので、引きこもりになってしまいますと、どうしても社会性が落ちるといえるかなとですね、なかなか復帰するのが難しいということがございますので、一つのところではうまくいかないというケースが幾つか、多々見られる場合がございますが、粘り強く対応するようにしております。それとあわせてですね、あと、民生児童委員の皆様方にもですね、お願いをはっきり、これからしていこうかなというふうに思っております。ここのケースではですね、民生児童委員さん方もですね、幾つか拾ってきていただいたケースはございます。ですので、自分の職務としてこっちへつないだケースはございますので、その中からは対応させていただいておりますけれども、対応の仕方をですね、民生児童委員会のほうで、もう一回、再確認をさせていただいてですね、今後、そういう児童委員、それから健康福祉課、教育委員会、連携をとる形で連絡会議等を持ちな

がらやっていきたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

浜田議員

昨年お伺いしてから具体的な取り組みが始まったということは理解いたしました。私自身、個人的にもですね、さまざまなケースとの接点がありまして、大変デリケートな問題だなというふうに思っている一方ですね、実は、飯島町は少なからぬ該当者がいるのかなあというふうに思っています。今の話ですと、こういう理解でよろしいのでしょうか。ある程度、定期的な取り組みは始められた、それから具体的な把握も進み始めたということですか、それと、その一つとして民生児童委員の具体的な職務の一つとして位置づけられるようになったと、こんなふうに理解したんですが、そういう理解で正しいでしょうか。

健康福祉課長

民生児童委員さんにつきましてはですね、ケースの対応はですね、当然もともと対応するケース、周囲の問題でございますので、持っておりますので、教育委員会と話をしましたことにつきまして、まだ、はっきりとですね、会議の中でお願いしたことはございませんので、それについて、こういう対応の仕方をですね、もう一回、再確認、会議でしようかなと思っておりますので、そういう意味で申し上げたということで御理解を願いたいと思います。

浜田議員

時間も押してまいりましたので、残りの3、4についてはですね、すごく概括的に、特に教育長に御質問させていただきたいというふうに思います。不登校や引きこもりを生み出す社会的背景をどんなふうにお考えなのかということとですね、唐突に見えるかもしれませんが、理工系偏重教育ですとか、あるいは全国学力テストですとか、こういったものに対してどんな見解をお持ちなのか、教育長がかわられたのでお尋ねしたいと、これ、実は関連してしまってますね、私から見ると、ある種の教育圧力というのがですね、やはり共通の根源としてあるんじゃないかという私の認識があるわけですが、教育長としてのお考えをお尋ねしたいということで、これで質問を終わりたいと思います。

教 育 長

不登校や引きこもりと理工系偏重教育あるいは全国学力テストということですので、あわせてお答えしたいと思います。不登校につきましては、県と国の調査があるわけですが、県の平均でいきますと、小学生で0.47%、中学生では2.62%となっております。これは何らかの不適応を子どもたちが起こしてなかなか学校に行けなくなるという状況ではありますが、調査項目の中では、不安などの情緒的混乱、あるいはいじめを除く友人関係、親子関係をめぐる問題、あるいは無気力というようなことが挙げられております。学齢期のその子どもたちが、いわゆる引きこもりというのは、この不登校の中の180日以上も欠席してしまうというようなケースを指していると思いますけれども、この180日を超えてしまうのは、その不登校の中の生徒でいきますと、小学校で1.8%、それは低学年です。高学年で7.8%、中学校で16.9%、つまり、不登校をしている生徒の何%かが、そのまま180日以上を超える、いわゆる引きこもり状態になってしまうということになります。この引きこもりについての社会的背景はということになりますけれども、復帰できる、不登校から復帰できる生徒が約4割います。そういった子どもたちは、何らかの人間関係が学校の中にあるとか、居場所がある、あるいは高校入試で環境が変わったというようなことが要因になっておりますので、多くの課題のうちの一つは人間関係とかコミュニケーションに関するものだろうというふうに思っています。また、高校なんかではソーシャ

ルスキルトレーニングというかわりに関する授業を行っていて一定の成果を上げているということがありますので、そういった要因を考えています。

現在では、その核家族化が進んで親の働き方も変化してきたと、子どもたちの愛着に関する問題が増加した、不安になっても身近な、かつてのようにお年寄りが近くにいるわけではない、相談しようと思っても、群れて遊んだ経験が少ないので、なかなか友達と腹を割って話をするができないような状況があるんじゃないかと思います。ですが、インターネットという便利な道具がありますので、いわゆるバーチャルの中では孤独ではない、ただ、実生活の中では自己有用感とか自己肯定感を醸成するということがなかなか難しいことが、その社会的な状況の一因ではなかろうかというふうに思っております。

続いて、理工系教育と学力テストのことでありますが、理工系偏重教育、多分、大きなのは2つあると思いますが、昨年の6月に文部科学省が大学に対して特に教員養成系、人文・社会学系学部、大学院については組織の廃止や社会的要素の高い分野への転換に積極的に取り組むといった通知を出しまして、それから、3月にですね、理工系人材育成戦略というのを文部科学省から出されております。昨年の6月については文系軽視だということで非常に批判を浴びまして、文科省は釈明に追われて、結果的には教育学部の中で教員免許をとらなくても卒業できると言われる、いわゆるゼロ免過程のへの課題だというようなことで落ち着きはしたんですけども、実は大きな流れの中にあって、いわゆる国立大学では30以上の大学が文系学部の見直しを行ったり6つの大学が教員養成系の学部を廃止するというような動きがあります。これは私見でありますけれども、こういった話題の最中のときに日本学術学会の大西会長がですね、「人文・社会学系の軽視は大学教育全体が底の浅いものにしかねない」というコメントを出されて、私も大変それに共感をしております。背景には18歳人口の減少とか大学の学問的質の保障、あるいは企業の体力が低下して即戦力が欲しい、国際競争力を維持したいというようなことがあろうかと思います。確かに技術は日進月歩で進みますので、特に開発分野については即戦力が欲しいというようなことは承知はできますけれども、ただ、そういう大きな国みたいところがですね、学問の領域を、両方伸ばすならともかく、こっちを縮小してこっちを増やせっていうような方向は、ちょっと共感できかねないっていうところがあります。バブル経済以降、理工系というのはずっと偏重されてきたわけですけども、博士課程修了者の就職問題をとっても、まだまだ歴史的な検証は必要じゃないかというふうに思っています。また、学力テストでありますけれども、5月に行われました。これは、公立学校は悉皆で行うということになっております。これはいい面と悪い面と両方あると私は思っております。いい面は、悉皆で行いますので、すべての学校で自分たちの学校のその教育力をチェックできるということです。例えば、自分の学校は基礎的な力はあるけれども資料を使って応用する部分が苦手だとか、そういった部分については各学校で全国の様子を見ながら判断できますので、これは、それぞれの学校、全部、悉皆でやる意味があるというふうに思っております。一方で、ちょっとこれは考えなければいけないのはですね、やっぱり平均点の取り扱いだと思います。県ごとの平均点はもちろん公表されておりますけれども、その点数そのもので教育力全般の評価が下されるということは、本来が学力の調査ですので、教育力全般にわ

たって、その平均点のみで評価されるのはいかがなものかというふうに思っております。東京の、いわゆる私立の進学校、小中校一貫というところの学校は受験率が低いというようなことも聞いております。教育活動全体がそれによって評価されるというのはまずいというふうに思っておりますので、そこら辺の扱いは当然慎重にしなければいけないし、悉皆で行っていくのでありますから、県全体はもちろんですが、各学校で学習状況調査とあわせて分析をしっかり行っていくべきだというふうに思っております。以上です。

議長
2番
瀧本議員

2番 瀧本登喜子さん。

それでは通告に従いまして2件の質問をいたします。

質問事項の1でございますが、3月議会において私が質問した中で3点、今年度においてどのように取り組まれたかお伺いいたします。まず1つ目でございますが、飯島火曜学校として4回の講座が開かれました。儲かる飯島町へのチャレンジで女性や年寄りの知恵を生かしたブランドづくりの一つとして農産加工部グループの育成も図った講座だったと思いますが、田切の里の加工施設もできまして、これを含めて新しいグループの育成はできたのでしょうか。現加工施設で活動中のグループの田切の里での販売に対して支援はどうなっているのでしょうか。現施設で活動をしているみそ加工研究会では田切の里への販売に意欲的に取り組んでおりますが、増産しても保管場所は狭く、保冷設備はないので長期保存には無理がある、早急な対策が必要だが、どのような支援ができるのでしょうか。また、七久保の花の里のパン屋さんは、その後どうになりましたか。現状と取り組みについて端的に町長にお答えいただきたいと思います。

町長

それでは瀧本議員の一般質問にお答えしてまいります。まず、火曜学校開催後の女性グループや地域住民グループの育成についてということでございます。私のほうから改めて昨年開催しました火曜学校というものの目的と内容をまずはお話ししておこうと思います。飯島町の農産加工グループを初めとするさまざまなグループの組織運営や担い手確保の知識習得を目的として昨年2月～3月にかけて4回にわたり火曜学校を開催いたしました。現在、町内には女性グループとして8団体、352人が加入しておりますが、グループの高齢化等、さまざまな問題も抱えているのが現状であると認識をしております。昨年度、火曜学校を開催したことで新しい視点から飯島町を知ることができました。本年度は飯島町発足60周年、また田切の駅の道の駅、田切の駅も、田切の里もオープンいたしますので、町の生産物を生かした新商品の開発や元気な高齢者、子育て中のお母さん等、地域の中でも埋もれている人材の発掘を行うなど、グループの育成に努めてまいりたいと思います。細部につきましては担当課長のほうから説明申し上げます。

産業振興課長

具体的な御質問を幾つかいただきましたので、私のほうからお答えをしたいと思います。まず田切の里の加工グループの関係です。それとあわせまして田切の里、道の駅田切の里を使つての支援というようなことがあったかと思ひます。御存じのとおり、田切の里が7月の16日に道の駅、オープンします。今そのオープンに向けて会社組織でどのようにあの施設を使うか、またお客様にどう対応していくかということを検討しております。した

がいまして、今すぐ、ちょっと加工部ループのほうでどういうふうにできるかとかいうことは、田切の里との調整が必要になってこようかと思しますので、まず第一は、田切の里をまずオープンし、順調に営業をさせると、していただくということがまず最初に取りかかりたいことかなあと思しますので、順次、そういったグループの関係も進めてまいりたいというふうに思っております。また、みそ加工グループの関係でございます。私も総会に出させていただきます、グループの皆様からの御意見も頂戴しております。加工場所の問題、また温度が高くなって品質的な問題、いろいろございます。ちょっと総括的に、また施設の整備の問題もございますので、また、その点については、こちらでも研究してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

それから七久保の道の駅にございましたパンの関係の店舗の件でございますが、前にもちょっと御説明しましたが、行政財産の使用許可というような形で町が利用をしていただく団体に貸し付けるというような形にしております。業者が決定しておりまして、先般、行政財産の使用の申請が出てまいりまして、こちらでも許可をしたようになります。ただし、営業につきましては、以前の利用したものの備品とか、証文とか、いろいろ、ちょっと店舗の中に残っておりまして、その整理がやっとなりましたので、これから新しい業者さんにあそこを利用していただくようなことが始まるところでございます。ちょっとオープンについては、まだ確定しておりませんので、きょうお話できませんが、次の業者が決まって店がオープンするということで御理解いただきたいと思います。以上です。

瀧本議員 関連したことでお聞きしたいと思いますが、田切の里の出店業者などはどのような数になっておりますでしょうか。

産業振興課長 田切の里、道の駅田切の里につきましては、指定管理で会社のほうに渡して管理をお願いしてございますので、出店の関係も田切の里で決めるということになりますので、ちょっと行政的には、今、何社があそこに入るかということは承知しておりません。

瀧本議員 では次、2つ目の質問でございます。教育長にお伺いいたします。子育て勉強会は昨年度2回開かれました。今年度、回数を増やすということですが、予定や内容はどうなっていますか。また、参加者のアンケートの結果では地域や企業の連携が必要という要望が出たということですが、そのことの対策はどうなりましたか。前教育長は「子育ては、仕組み、制度をつくるのではなく、地域みんなで子育てをしようという意識が盛り上がることで」とお話いただきましたが、現状では、子どもが少なくなり、地域の人も子どもとかわる機会も少なくなっています。意識を盛り上げることには、ただ思っている、それは伝わらないし、行動して意味のあるものになると私は考えます。学校支援ボランティアや見守り隊などのボランティアグループが活動していますが、この勉強会から地域での新しいグループなどの立ち上げはできたのでしょうか。お伺いいたします。

教 育 長 子育て勉強会について御質問いただきました。地域の子育て支援の連携を進めるために昨年度からこの事業はスタートしました。昨年は、御質問にあったとおり2回ほど講師をお招きして勉強会を実施しました。今年度は、9月11月3月と合わせて3回、同様の勉強会を予定しております。これは、子育て支援のネットワークの基盤を定着させるためには、もう少し同様の勉強会が必要だという判断であります。ネットワークを進めるためには、

もう少し時間があるものと感じております。こういうようなことを通じまして基盤となる人材の育成と地域全体で子育てが大切であるという意識を高めていきたいと思ひますし、子育て支援センターの中にも、事業の中にも祖父母等を初めとする子育てに配慮するといったようなこともあわせてやっていきたいと思ひております。いずれにしても、その子育てに配慮する、その働きやすい職場環境の整備が企業等でなされること、あるいは仕事と家庭の両立を図りながら働き続けることができる職場が増えていくように、町内の企業などに、昨年と同様、この勉強会への参加を呼びかけてまいります。また、引き続きそれぞれの立場や対象者に合わせた内容を勉強会に盛り込んで次のステップにしていきたいと考えております。御質問にありましたように、高齢者の方とのかかわりも、子育て支援センターの移転もあわせて事業内容の中に考えていきたいというふうに思ひております。

瀧本議員

では3つ目にまいります。観光と都市との交流についてですが、飯島は自然が美しく、水や農産物おいしいなど、移住者の方たちは口をそろえてお話しされていますが、これらを生かした観光メニュー、体験プログラムはできたのでしょうか。また、観光については、町の商工観光係、商工会、観光協会が携わっておりますが、町と同じ方向で事業などの計画推進を図ることが基本ですが、連携すること、独自で行うことなど、見直して協議する必要があるのではないのでしょうか。そして、営業部が楽天でネット販売を行うと聞いております。観光協会では、他のネット業者に委託して現在展開しているようですが、今後どのように観光協会との連携を図っていくのか、楽天一つにするのか、また、ネットに載せる写真など創意工夫が必要だと思ひれますが、出店者の方々はどういうお考えでいますか。そこら辺をどう町では捉えていますか。以上、お聞きいたします。

町 長

観光メニューの計画はできたか、商工観光課、商工会、観光協会などの観光面の連携はどうなっているのかと、またネット販売のことについてという御質問でございます。飯島町が、今後、まちづくりとしてやらなければならない、どんなまちづくりかという、人を呼び込む、にぎやかさをつくるまちづくりのことなんですけれども、それにつきましては、やっぱり観光は欠かせないということは、先ほど来、就任来、申し上げております。観光で一つのオンリーワンを持ったり、飯島町の観光、いいものあるよ、そういうふうに言われて、日本国中、あるいは海外から来てくれるようになるには、やはり戦略的にしっかり時間をかけなければならないというふうに思ひております。もちろん、今までにも観光協会とかまちづくりセンターの中で、観光の部分、桜のね、イベント等ございました。それは既存のものとして引き続き継続して行っていかなければならないと思ひています。そのほかにですね、飯島町の観光資源、掘り起こすために、今、飯島町営業部というものを立ち上げました。これは、やはり、どの方向性で行くか、一つはお花畑構想、アルプスのお花畑構想というものがございます。これにつきましても、どういう形でどんな花を植えるのかというしっかりとした組織が必要かなというふうに思ひております。また、この自然を生かした、少しちらっと、先日、新聞にも載りましたが、飯島町にアウトドア、総合アウトドアのメッカとなったらどうかと、これは日本中にどこでもやっていないぞと、飯島町の地形はいろいろ、川あり、谷あり、山ありということでですね、アウトドアスポーツのいろいろな遊び方ができると、こういう御提案をいただきました。これは非

常におもしろいな、この部分を押ししていけばオンリーワンになれるかしらん、飯島町のこの自然を生かした中で、そういう箱物をつくらなくてもですね、そういう自然を利用した中でまちづくりという部分では、おもしろい観光になるんじゃないかな、それにつけても、それは一長一短にできるものではなくて、大きな全体の観光デザインというものの中でしっかりと検討されていくことがいいのかなというふうに思っております。ネット販売につきましては、楽天へ飯島町営業部を出店しようと思っておりますけれども、それにつきましても、どなたが、どんな、どなたのどんな商品を、いつ、どのくらい売ったらいいのかなあ、それはそれぞれお店を出展される希望のある方と御相談申し上げながらですね、その選別というか、要望をお聞きしていきたいと、そのためにも、このプレイベントの中でテント市、テント村を出店していただく方をまずは手がかりにですね、そういったネット通販の題材というものもだんだんにそろえていきたいというふうに思っております。

期待が大きいって、まことにありがたく思いますけれども、まだスタートして2カ月でございますので、しっかりとそこら辺を御期待に添えるように頑張っていきたいと思っております。

瀧本議員

では質問事項の2に移ります。2の①まち・ひと・しごと創生の戦略4の施策①にありますアルプスを一望できるビューポイントとはどの場所で、どのように整備するのでしょうか。東は日曾利から、西は傘山から眺める町の風景はとても素晴らしいと思います。それぞれの地点からそれぞれの場所を眺められる所があればよいと思いますが、先日、日曾利で移住者と町民の交流会の大宴会が50名の参加者があり行われました。そば打ち体験と日曾利の歴史、史跡の探訪と2班に分かれ、それぞれ得るものがあり、発見もあり、楽しい交流会でした。田舎の風には恋人たちの椅子やハートマークのお花畑など設置されておりましたが、多くの町民は、田舎の風の場所を含め、こういうことをまだ知らないと思います。山の日イベントなど活用できるイベントを町で計画してはどうでしょうか。お考えはあるのかお聞きいたします。

町長

知名度と魅力の向上で活力飯島町の、活力ある飯島町の創造ということで、アルプスを展望できるビューポイントはどの場所でどのように準備するのかと、こういう御質問が届いております。当町でのまち・ひと・しごと創生は人口増につながる地域の活性化、子育て支援、安全・安心なまちづくり産業振興、それらに必要なインフラの整備等、総合的な取り組みでございます。地域の皆さんはもちろん、行政として役場全体を挙げて取り組んでいるところでありますので、各施策につきましては総合戦略で中心となる部署を備えていますので、担当課長よりお答え申し上げます。産業振興課の課長がお答えいたしますので、よろしくお願いします。

産業振興課長

まず、町内にはアルプスを眺望できるニューポイントという所は幾つもあるというふうに思っております。また、町民の皆さん一人一人がですね、気に入っている場所、そういった場所も自慢したい場所、そういった場所もあるかと思います。まだ具体的に、そのビューポイントの場所、そういったものについては、選定や整備はしてございませんが、これから、先ほど言いました町民の皆さんから募集するなどしてまとめていくのも一つの方法ではないかというふうに考えております。また、田舎の風のところに、今度整備しま

したソバ畑の中に花が咲いているというか、そういうベンチも設置したところでございますが、定住促進のほうで手がけているわけなんです、これから、また第2弾等が、また計画されるのではないかとこのように思っておりますし、田舎の風でも多分PRをしていくと思いますので、タイアップしながら観光資源の一つとして捉えていきたいというふうに思っております。

瀧本議員 ぜひ期待しております。町民と交流者と、また年寄りも子どもも一体となって遊べる里山、そんな風景が目当たりでできたらいいと思います。

では次の2になります。戦略4施策①の資源を利用したイベントなどの企画、運営への支援ですが、今、飯島の米を普及、PRしようと始まった米俵マラソンは、民間の実行委員会で組織され、ことしは第4回、11月27日行われる運びとなりました。この実行委員会へは、町では職員の協力、資料印刷や物品の貸し出しなどの御協力をいただいておりますが、このような支援のほかに具体的にはどのようなものがあるのでしょうか。また、コスモス祭りは、ことしは行わないということをお聞きしました。このコスモス祭りも長年続きまして、町内外より多くの人が訪れて秋の風物詩としてなじんできておりますが、楽しみにしている方も多いと思いますが、イベントは行わなくても、狭い範囲でもいいんです。1つか2つかコスモス畑を残してもよかったのではないかと、私も名刺に使っておりますので残念に思います。そこら辺のことで、ほかに米俵マラソン以外のイベントということに対しまして支援などはどのように取り組むのかお答えいただきたいと思います。

産業振興課長 戦略にございますイベント等の企画、運営への支援ということでございますが、町民の皆さんが地域資源を活用したイベント等、米俵マラソンもその一つであると思いますけれども、そういった企画を新たに開催したいというふうに考えていただいた場合には、その企画、運営につきまして、町としてもぜひ協力をさせていただきたいというふうに思っています。その方法につきましては、人的な支援、それから金銭的な支援、いろいろあるかと思いますが、その新しく計画されたイベントの内容や組織等と一緒に話をしながら、それぞれのニーズに合った支援をできるようにと考えております。

瀧本議員 今、人的支援、それから金銭的な支援というお話もいただきましたので、米俵マラソンは、県の支援金はことしで打ち切りとなります。来年からは実行委員会の組織で本格的に対応していかなくてはならないと考えておりますので、そこら辺のところも、また町のほうで、ぜひ御支援、御協力のほど、お願いしたいと思います。ぜひお願いいたします。

③の施策2のほうに移ります。

議長 滝本議員、答弁漏れがありますのでお待ちください。

産業振興課長 申しわけございません。コスモス祭りについての答弁をできなくて申しわけございませんでした。昨年度まで行ってきました果実選果場の周辺のコスモス祭り、コスモス畑でございますが、実行委員会のほうでいろいろと検討した結果、行わないということになっております。したがって、今、現場を見ていただければわかるとおり、コスモスは、現在、植栽の計画はないようになっておりますので、1枚2枚残したいというような、残したらというような御提案ですが、実際は、地権者や実行委員会の関係上、ちょっと難しいかなあというふうに思っております。ただ、場所を変えてコスモス、またそのほかの植栽

をして、集客というか、つなげたいというような動きがありますので、また、そういったほうには支援ができたなら支援をしてまいりたいというふうに思いますし、そういった住民活動が上がってくることにはぜひ期待をしたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

瀧本議員

では御期待申し上げます。

次の質問にまいります。③施策2の町民が来訪者におもてなしの心で接するための取り組みとありますが、おもてなしというものをどう捉えて考え、それを町民が理解してどう実行に移していくのか、具体的な取り組みを町長または課長にお答えいただきたいと思います。おもてなしを形や物品で目で捉えることはできますが、おもてなしの心というものをどうやって来訪者に伝えるのか、漠然としています。元気道場でのお話の中に幾つかヒントが出てきていますが、それらを含めて、どういうコンセプトで町民にアピールし、理解してもらえるようにするのか、ただ単に何々してくださいでは心からのおもてなしには通じないと思います。なぜそうする必要があるのか町民も学ぶ必要があると思うのですが、これに対して田切の里ではどのように取り組むのでしょうか。また、七久保花の里とも連携して同じ対応でおもてなしの心を伝えるべきだと思いますが、どうお考えになりますか。

町 長

おもてなしの心をどのように考えて、町民が理解してどう行動するか、具体的な取り組みは、また田切の里ではどのように取り組むのかと、こういう御質問でございます。これができる日本一の観光地になれるというふうに思っております。町が、これがおもてなしの心ですと、こういうことを町民の皆さんに押しつけて、皆さんに理解していただくとは考えておりません。皆さんが御自宅にお客様をお招きするときに心遣いをなされると思いますけれども、そのような具体的な方法はそれぞれ違うと思います。そういった心遣いが、まさにおもてなしの心の基本だろうと考えております。飯島町に来てくださった皆様に町民の民さん一人一人がそういった心遣いをしていこうと考えていただくことが大切と考えております。田切、道の駅田切の里におきましては、飯島町の北の玄関口として町の観光や移住、交流に関する情報発信機能を担っていただきますので、町との連携を常に図りながら、株式会社道の駅田切の里、従業員全員が町の魅力を来訪者にわかりやすく丁寧にお話できるような体制の構築を図るために研修等の機会を検討してまいります。しかし、研修してもみんながすごいよくなるとは思いません。やはりですね、その人の人間、人間力といいますかね、基本的には対応する方の人間力だと思います。それは、若い人は若い人なりに伝えたいという気持ち、この力があるかどうか、お年寄りはお年寄りなりに経験を生かした中で、ああ、こういうことを教えてあげたい、こういう気持ちがあるかどうか、それを素直にお客様に伝える、飯島町を紹介する、言葉なんて気取ってなくていいんですよね、きっとね、地元の方言でよろしいじゃないですか、そのほうが温かみがございます。こういうお客様に対して対応ができたらいかなと、私、心遣いだと思います。よく聞くのはですね、観光地で行って、それぞれお店がございます。その中で、お店に対応してくれる方々が、日本全国いるんですけども、一番のおもてなしができていところはどこか、一つの例がですね、能登の朝市のおばちゃん、こういう話をよく聞きます。おばちゃんたちは、魚を売ったり、山からとった芋を持ってきたり、売れるんですけども、

自分のつくった、持ってきたものですよ、それは親しくお話しして、今朝なあ、わしなあ、行ってきてとってなあ、こういうことの会話がいかと思います。ああいう道の駅はですね、その特産品を、地域の特産品を売っているんですけども、物とお金の交換の場所ではないというふうに私は思っています。それぞれの道の駅に従業員さんも、そのとおりにまずは認識していらっしゃると思いますけれども、やはり、お金と物の交換だけじゃなくてですね、そこに私の心を乗せると、こういうことが大事かなというふうに思っております。それは、一言二言であったり、雨が降っているで気をつけてやあ、濡れなんで行きなよ、こういうことでも大事な、リピーターとりには、そういう心でしっかりとリピーターになれるというふうに思っております。ただ単の物販でしたらスーパーマーケットでよろしいじゃないですか。道の駅というのは、その地域の土地柄を生かしたおばちゃんたち、商品もさることながらおばちゃんたちが地元の言葉でお客様に話しかけて、御案内する、商品をお届けする、そして、この地域にあるイベントも紹介できると、こういうことがおもてなしだというふうに思っています。どこかのレストランみたいに木で鼻をくくったような当たり前の一つのワンワードでかっかっかとお客様に伝えていくことではないというふうに思っております。やはり、そのためにも、人間力を磨くというのは、常にその事業に携わる人間は永遠の課題かなというふうに思っております。道の駅、両道の駅ができて、2つの南の玄関口、北の玄関口、やはりあそこを門としてそこを通過するわけですね。両方がいいイメージをお客様に持っていただきたい、おもてなしをしていただきたいという意味では、合同の現況会を開催しようと思っております。

瀧本議員

研修ということは形から入ることなんですけれども、それもまた一つの手だと思いますので、ぜひ研修会をなるべく多く、町民の方にもわかりやすい研修ということで開いていただきたいと思います。

では次の質問に入ります。④戦略5の施策③です。飯島ブランドとはどのようなものかを考えるのでしょうか。ブランドとは商標、銘柄などのことですが、何に対してどのようにつくのでしょうか。例えば特産品ですが、それぞれの企業やグループでの取り組みはどうなっていて、町ではどう支援、協力していくのでしょうか。お答え願いたいと思います。

町 長

ブランドとはどのようなものかということでございます。非常に大きな問題ですね。滝本登喜子町会議員、これも一つのブランドだと思います。下平洋一というのも、これは一つのブランドです。ある意味、名前をつけるということは一つの差別化ですから、広義の意味では、それはブランドになります。そしてだんだんに滝本議員もブランド力を高めていくんだというふうに思っています。それが生きているうえでの使命、ブランド力を高めるということは、やはりファンを増やすことであるし、信者を増やすことであると、このように考えております。飯島町の商品、商品名もそれぞれついております。それはやっぱりブランドです。全部ブランドです。しかし、ブランド物のバッグって言われたときのブランドというのもですね、多くの人たちの知っている商品、これもブランドって簡単に言いますよね。同じ発音ですよ。ブランドですから。しかし、これは、言いかえればブランド力のある商品だというふうに考えています。飯島町の商品も、まずはみんなに知っていただいて、できるだけビジネスチャンスをつくって、多くを売っていただくことによって

買っていただいて、またそれに惚れていただいお客さんが増えると、こういうことの繰り返しでブランド力を高めていくんだなあというふうに思っています。これは一つの商品のことです。それで、もう一方、飯島ブランドってね、飯島自体も、これはブランドです。飯島というブランドを高めなければなりません。これはどうしてかという、やっぱり観光産業につながるからでございます。そのために飯島というブランドを高めなきゃならない、じゃあ、どうしてやるのか、観光産業はその中に何があるのかと、オンリーワンの商品がどこにあるのか、お花畑にするのか、アウトドアにするのか、いろいろ戦略があると思います。そういったことで、やはり多くの方に認知されて注目される、注目を集める、こういうことが繰り返されてブランド力になっていき、それが単に飯島はブランドだぜというような表現にされることになるんじゃないかなというふうに思っております。時間のかかることだと思っています。

瀧本議員 その中で、費用などはどのように考えてブランド力というものを発揮するようにしているのか、そこら辺もお伺いしたいと思います。

町 長 そのとおりですね。ブランド力を高めるには、全国区の新聞を買い切って名前を売るとかですね、テレビ番組で出すとか提供するとか、そういう方法もあると思います。しかし、身の丈というものがございます。しかし、今は一つ便利なものがありましてね、SNSですね、このインターネットを使った通販、通信販売、これは多くの方々が見に来られる、多くの方々の目にさらされる一つの場所でございます。それは、自分でホームページをつくったとしても、なかなかそこへたどり着いてくれる人はいないんですけれども、一つの楽天という大きな通販の日本のトップのところに出店する、飯島町営業部、物自体が出店するということで、非常に多くの人たちのクリックがもらえる場所ではないかなと、そういうところへ出店するというのは、一つの効率のいいブランド力のつけ方だと思っております。例えば、楽天、どこでもそうなんですけれども、出店すると月 5 万円、年間で 60 万円、この中で営業していき、あるときには広告を打って、みんなに注目してもらって、多少薄利になったとしてもメールアドレスを集める、注目を集めて買ってもらって、買ってもらうことによってお客様のメールアドレスを集める、通信販売の一番の問題点は、何を集めなきゃいけないって、メールアドレスを集めなきゃいけない、宣伝するにおいても、その人たちに提案できる、こういうイベントがありますよ、こういう商品が今回お安くなっていますよっていう案内を出せるメールアドレスの確保というのが大体そういうところでは重要になってくるわけでございます。そういうような形ですね、予算に合った販売戦略というものがありますので、そこら辺を使っていければいいかなというふうに思っております。

瀧本議員 時間も押し迫っておりますので次の質問に移ります。5 番の戦略 5 の施策①ボランティア団体の人材確保及び人材育成への支援とはどのようなもののでしょうか。社協関係のボランティア団体は 32 団体、個人ボランティアは 83 人、ほかの組織でもいろんなボランティアを行っていると思いますが、ボランティアをしたいがどこでどのようにしたらいいかわからない人もいと多く聞きます。多くの人がかかわることが地域での支援活動につながっていくことと考えますので、そのように人材の確保、育成にはどのように取り組むの

でしょうか。お願いいたします。

健康福祉課長

ボランティア関係につきまして私のほうでお答えをしたいというふうに思います。今、議員さんもおっしゃいました関係で、最新の情報でございますけれども、福祉のボランティアの関係で町社協に携わっていただいている現在の団体は最新数で 28 団体、550 人、個人が 73 名ございまして、中には、もうほとんど重複をしているというのが現状でございます。そういう気持ちのある方はですね、団体にも属しておりますし、それから個人でもいろいろやっただいていただいているというところでございます。ただし、年々高齢化をしております、数が減っているというのが実情となっております。実際問題といたしまして、そのところをですね、急に増やすということですね、なかなか厳しいものがございまして、社協のほうでもですね、やрмаいか講座ということですね、マージャン教室から始まりまして、しめ縄づくり、防災講座、何でも興味のあるものをやりまして、そこへ寄って人を集めると、中から興味を持っていたいて、そういうところへやっただくとか、そういう取り組みは逐次やっているんでございますけれども、なかなかこういうのに参加している方がいないというのが実情でございます。それと、子どもさんの関係につきましてもですね、小学校 3 年～中学校 3 年までを対象といたしましてスリーハート塾ということで、福祉体験というのがございます。これをですね、思いやる心ですとか素直な心、優しい心というのを育ててボランティア活動に結びつけようということで、子どものうちからですね、そういうことを体験していただいて、やっただいていただいているというのが現状でございますけれども、なかなか、このところでもですね、人数が少ないというのが悩みの種でございます。はっきり言って、一朝一夕にですね、人材育成とか、そういうところはできるものではございませんので、ただ、今後ですね、高齢者福祉の関係でもですね、総合事業等も始まりますと、地域の潜在力と申しますか、そういうところで活躍していただける人材が必要になってまいりますので、社協さんとも協力しながらですね、できるだけそういうことに関心を持っていただくような取り組み、広報をやってまいりたいということで、簡単にはまいりませんが取り組みをしてまいりたいというふうに思います。よろしくお願ひいたします。

瀧本議員

ぜひ、いろんな方面、いろんな人たちにお声をかけていただきまして、少し、一つでもグループができればいいなと思っておりますので、御努力いただきたいと思います。

では最後の質問にまいります。戦略 5 の施策②の高齢者の能力、知恵、経験を地域で生かす仕組みづくりはどのように取り組むのでしょうか。お答えいただきたいと思います。

健康福祉課長

高齢者の能力、知恵、経験ということでございますけれども、少子高齢化という時代に突入をしているわけございまして、高齢者の方の役割というのは大変大きいというふうに理解をしております。今まではですね、働き手が主になっていろいろのサービスを展開をしてまいりましたが、これからは、高齢者自身もですね、サービスをする主体というものへ踏み込んでいかないと、先ほど申しましたように、できない時代、いろいろが回らない時代になってまいりました。その中には、住民同士の助け合い、地域づくりを進めるという観点からも、それが必要だというふうに考えております。

それから、介護予防も機能訓練重視の受け身のものから本人の社会参加により介護予防

		に結びつけていくというようなものが大数になってきておりますので、高齢者が役割を持ちながら地域の中で今まで培ってきました能力、知恵、経験を生かせる場所や高齢者が参加したくなるような集いの場所をどれだけあるかをですね、社会参加がつくれる場所をですね、知ることがこれからは必要になるということで、当町といたしましても今年度から高齢者支援員、生活支援コーディネーターを配置をいたしました。役割として、生活支援サービスの検討、それから、高齢者、住民の培ってきた能力、知恵、それから経験などを住民同士が集う場所で生かすことができる場所をですね、だんだん情報を得ながらですね、つくっていく、それから人と人をつないでいく役割をしていきたいというふうに思っております、その中でですね、地域にある資源を生かして、カラオケの会ですとか、お茶のみの場、ハーモニカクラブですとか、そういうのが、各地区ではですね、支え合い拠点施設を使っただいてやっているところが多数ございます。そういうところをですね、紹介しながらですね、それぞれのところでですね、能力や知恵を発揮できるところをですね、見つけていただく、それから、情報は町のほうでも提供していくというような格好で高齢者の能力、知恵、経験を生かして、これからのですね、社会の主役としてですね、やっていっていただくっていうところを、これからやっていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。
瀧本議員		ぜひ多くの人たちがかかわるような組織的なこと、また情報などを伝えていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上で質問を終わります。
議長		ここで休憩をとります。再開時刻を 3 時 35 分といたします。 休憩。
休憩再開		午後 3 時 16 分 午後 3 時 35 分
議長		休憩を解き会議を再開します。一般質問を続けます。 10 番 坂本紀子さん。
10 番 坂本議員		それでは通告に従いまして一般質問をいたします。地域複合への道パートⅣについてであります。飯島町では昭和 61 年に営農センターが設立され、専業農家も兼業農家も、全戸参加で町ぐるみ、地域ぐるみによる地域複合営農を展開し、農業の振興とともに歩むまちづくりを進めてきました。しかし、この 30 年の間に世界は、そして日本もグローバル化の波に飲み込まれております。人口減少や少子化による米の消費量の減少、農業者の高齢化と担い手不足、昨年改正になった経営所得安定対策がじわじわと悪影響になるのではないかと、日本型直接支払制度や担い手への農地集積でよい方向に行ってくれるのか、また、TPP はどう農業や経済に影響してくるのか、そのような状況で農業者は先の見えない中にあります。町長の付託により地域複合営農への道パートⅣの後期 5 年計画が今年度から始まります。幾つかの柱となる政策はあるのですが、重要となる 1,000 ヘクタールの環境共生農場づくりと農業者育成の具体的な取り組みについて順を追って質問していきたいと思

います。特に環境共生栽培における認識の再確認をしたいと思います。

1-1として、環境共生栽培、以前は自然共生と言っていたのですが、商標がとれず今は環境共生となっております。この栽培は、有機資材の活用を高め、化学肥料と化学農薬の使用を50%以上削減する農法であり、町が4法人に勧めております。米、麦、大豆、ソバ、栗における農薬散布状況と化学肥料の使用状況はどのようなになっているのかお尋ねしたいと思います。

町 長

本日最後の一般質問ということで坂本紀子議員にお答えしてまいります。この質問は農業の問題でございます。日本の農業環境は非常に厳しい中だ、今、正念場を迎えていると、このように捉えております。まずは農協改革がございました。農地改革法が通りました。農業委員会法も通りました。あわせてTPPが大筋合意、あと国会の批准を待つと、こういう状況でございます。四重苦プラスこの地域では高齢化ということでございましてですね、四重苦、五重苦の苦境の中での農業をいかに再生していくかと、活気づけるかということで、非常に大きな問題になっております。地方創生の課題は、やはり解決するには農業問題の解決と観光の解決、観光問題だと、このようにざっくりと評する方もおられるぐらい、やっぱしこの地域の基幹産業であります農地というものをもって、そのすばらしい環境を享受した中でみんなが生活していると、こういうことにつきましては、やはり農業というのは基幹産業になる、重要な問題であるというふうに捉えております。その中で、農産物を、いかにこの地域の特色ある生産物をつくって消費者に支持をされるか、先ほど来、申しております農業の、やはりブランド化ということがここでも大事な要素になってくるのかなあというふうに思っております。そういった意味においても、このたび営農センター30周年を記念して第4次地域複合営農への道パートIVという計画が立てられました。その中で環境共生栽培ということの中でですね、減農薬、化学肥料、農薬を使わないと、50%以上減らすということで、全国平均的にも見ても高い率での、そういう化学薬品や農薬をセーブしようと、こういう目標のもとに飯島町のブランド化がされているということでございます。やはり、このことは非常に重要だなというふうに思っております。このことをみんなでどしどしと推し進めていってですね、飯島町の農産物が、それこそ知れ渡るところのブランド力を蓄えるような、そういう産業になっていただければありがたいというふうに思っております。また、細部につきましては担当課長のほうより御説明を申し上げます。

産業振興課長

飯島町が目指しております1,000ヘクタール環境共生農場づくりですが、自然環境の保全や安全・安心な農産物を供給するだけではなく、減農薬、それから減化学肥料、この実践によりまして飯島町で生産される作物や多様な生物にも優しい農業活動への改善と、これを目指すことで高い自然価値を持つ生産物としてのブランド化、これを目指すものであります。飯島町の米、麦、大豆、ソバ、栗、それぞれの農薬散布状況や化学肥料の使用の状況についてでございますが、基本的にはJA上伊那が示しております栽培基準がございます。これに基づき肥培管理を行っているということでございます。これは長野県の示しております地域環境基準というのよりも化学肥料と化学農薬の使用料は少ない、そういったJA独自の基準でございますが、ただ、50%以上の削減ということにはなっていない状

況です。米につきましては、環境共生米での取り組みを拡充を今年度から始めておりますけれども、ほかにも酒米やMOA栽培などは、逆に取引先のほうからの要請で、そういった農薬や化学肥料の使用の制限を受けて栽培されているのもございますので、よろしくお願いしたいと思います。以上です。

坂本議員

私は、先日ですね、JAの栽培者指導者の方とお話をして、その書類ですね、栽培状況の書類も見せていただいて調べましたが、JAの基準の中、栽培状況の中に、今言われていますネオニコチノイド系という農薬は、やはり入っております。大豆の防除の中にもありましたし、ちょっと栗に関しての栽培の状況のはいただかなかったもので、栗に関してはちょっとわからなかったんですけども、それと、あと果樹に関しての、そうですね、栽培上の書類もあったんですが、それもちょっといただいてこなかったもので、ちょっと調べが浅いんですけども、でも、一般的にはネオニコチノイド系の薬品というのは一般に使われております。それで、日本の単位面積当たりの農薬使用量っていうのは2010年のOECDのデータの中でも1位であります。次に韓国、オランダとなっており、決してよい状況ではありません。消費者が安全・安心を求めるならば、多少大小の大きさ、例えば虫食いなどがあっても買っていただきたいと、私たち生産者も多くは農薬はかけたくないのだと、やっぱり声を大にしてPRしていかなければいけないという現在の状況であります。殺虫剤のお話をしますと、1940年代につくられたのが有機塩素系の薬品で、DDT、BHCなどです。戦後の日本にアメリカから入ってきましたが、残留性が世界的に問題となり、日本では1970年代初めに禁止されました。有機リン系も同じころ化学兵器として開発され、第二次世界大戦後に殺虫剤としてつくられるようになりました。多くの薬品の特許はドイツが持っておりますが、ベトナム戦争ではアメリカ軍による枯葉剤が使われ、今もその被害に苦しむ人々がベトナムにはおります。有機リン系は残留性は低いのですが、例外もあり、塩素気を持つ有機塩素系のクロルピリホスは残留性が高いわけです。この仲間に、あのサリン、サリン事件のサリンですけれども、これが入っております。有機リン系は神経の毒性が明らかになり、2007年、欧米では大幅に制限し、毒性評価の末に禁止となりました。しかし、まだ日本では現在全体の4分の1の農薬がこれに当たります。子どもにとっては、低用量というのは摂取というか、食べた物に含まれているということですが、それでもADHDという発達障害とか多動性などの確立が2倍になると米国での研究結果があります。その後、無臭、無色ということで安全・安心とうたわれて1990年代にネオニコチノイド系の農薬があらわれました。この10年でこの農薬が3倍も増え、現在400トンも使われており、その用途は農業、林業、家庭用の住宅建材やペットや殺虫剤、ガーデニングなどの多くの場所で使われております。ネオニコチノイド系、有機リン系は神経伝達のメカニズムを狂わせる働きがあり、特にネオニコチノイド系はたばこのニコチンと似た毒で、水溶性があり、植物の根や茎から取り込まれ、洗っても落ちない、残留性が高く、成分分解しにくいので環境にも蓄積します。ミツバチでは、薬に直接触れるというよりも、花の蜜とか花粉、水などに含まれるネオニコチノイドをミツバチが口から摂取するほうが毒性が10倍以上に強くなると言われております。その中でも日本で開発されましたアセタミプリドは、他のニコチノイド系の薬の中でも植物体内や水中での分解が遅く、嘔

乳類の脳に蓄積しやすく、排せつしにくい薬品です。そして、日本での残留基準が現在緩い状況となっております。病状としては、シックハウス症候群や残留農薬が高い果物なんかを多量に食べると鬱病とか記憶障害、多動を引き起こすと医師の報告にあります。

1－2として、このような人体被害や全国でのミツバチの大量死など、町は認識しているのかをお尋ねしたいと思います。

産業振興課長

農薬の使用によるミツバチの被害の関係でございますが、国でも平成25年度から3年間にわたり調査中ということで、平成26年度に中間に報告がありました。その報告ですと、平成25年度は全国で69件の被害実例が報告されております。被害の時期を分析しましたところ、水稻の開花時期ですね、これが多く、想像としましては、水稻のカメムシ防除、これに使用した農薬が原因ではないかという可能性が高いというのですが、死んだミツバチを分析しましたところ、複数の殺虫剤の成分も合わせて検出されているため、このネオニコチノイド系の農薬が原因で死んでしまったという、可能性はあるわけなんです、特定までは至っていないというのが中間報告でございます。それから、なお、人体への影響についてでございますが、被害についての詳細は、ちょっと町のほうでも把握はしておりません。よろしくお願いいたします。

坂本議員

そうですね。町の中でこういう、その身体的な症状が出たというのは、私もちょっと町内では聞いていないんですけど、実は、このネオニコチノイドのことでは、長野県内では、滋賀のほうで松枯れ防除に使ったのの中に含まれていて、あちらでは市民団体の方たちが住宅と密接しているところで使われているので皆さんで反対運動をしているという今の現状であります、県としてのネオニコチノイドに対する考え方が、まだ統一見解がとれていないということで、県のほうでは、これをやめていくというような形にはなっていないということを聞いております。ミツバチの大量死ということはですね、ミツバチというのは自家受粉とします。自家受粉というのは、同じ同種の花の間でもするし、別の花同士の受粉も手伝うわけで、自然界ではミツバチやマルハナバチ、チョウやハナムグリという昆虫によって受粉がされて種子をつくり、次世代を残しています。ミツバチは環境が悪化したときにそのことを知らせる指標生物となっていますから、ミツバチの大量死というのは非常に環境にとっては悪影響を起しているという問題になっております。

それで、1－3です。1－2でネオニコチノイド系や有機リン系の農薬の危険性についていろいろと述べてきましたけれども、日本は世界の中でも単位面積当たりの農薬使用量が一番高い国だとも言ってきました。2009年、フランス、イギリス、ドイツ、イタリアでは、ネオニコチノイド系の農薬の一部を禁止する方向にかじを切ったそうです。そういった状況の中で、日本は、まだ動きが起きておりません。町は、環境共生栽培と銘打って少しずつ低農薬に取り組んできています。これをさらに進め、ネオニコチノイド系や有機リン系の薬物も減らし、それをですね、フェロモン剤や脱皮抑制剤などのものに変えるよう、農協と取り組むよう提案したいと思います。農協の担当の方とも話したんですけども、完全にネオニコチノイド系をとかっていうふうには今の状況ではできない状況で、共生栽培という地域の中では、こういう薬物は使わないという方向で動いているが、まだ全体としては町内でも取り組みがおくれているということを言っております。なので、ぜひ、

もっとですね、強力にやっていただきたいと思います。実現が加速されれば町の農産物の大きなPRになります。ちょっと質問にはないんですが、町内の松枯れのことの、調べたんですけれども、以前は天竜川流域の日曾利あたりでも空中防除をやっておりましたが、現在はやっておらず、やっているところが与田切公園と坊主平の松枯れ防除にネオニコチノイド系の薬品が使っています。現在、やっぱり効果は、はっきりとした効果が私は余り見られないのではないかなと思うわけです。まずはですね、やっぱり寿命が来たら枯れるものだし、あとは、この温暖化の影響で、やはり低いところの松というのは弱くなってきているのは現実だと思うので、私は、その防除はやめたほうがよいと思っています。与田切公園には小さな子ども連れの家族の方たちが集う場所ですので、安全・安心の環境ということであればやめていただければと思いますが、この2点について町の考えをお聞きしたいと思います。

産業振興課長

現在では、農薬中のネオニコチノイドを含めまして、農薬を余りよくないものというか、悪いものというか、そうやって捉えるよりは、農薬に使用回数を減らすとか、そういったことも、取り扱い方ですね、そういったものも考えていく、また、代替の技術の導入ですね、こういったことも進めていく方向も検討していかなければいけないのかなあというふうに思っております。今後、JAや農業改良普及センター、そういったところと連携を図りまして、技術的な面、また代替技術の有無、そういった点についても検討を進めてまいりたいというふうに思っております。それから、2番目の松枯れの対策として地上散布をしているのは、議員おっしゃられたとおり、ネオニコチノイド系の材料を使って現在やっています。ことしも既に実施をしております。効果については、目に見えてあるとも言えませんし、ないとも言えないという判断をしております。ただ、これをずっと続けていくかというのは、やはりちょっと研究をしていかなければいけないのかなというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

坂本議員

ぜひ考えていただきたいと思いますが、やった後、立ち入り禁止時間はどのぐらいとっていらっしゃるでしょうか。

産業振興課長

すみません。ちょっと対応は承知しておりませんので、また後日、回答させていただきます。

坂本議員

農薬はですね、やっぱりやった直後から1時間とか、私も畑にいて、自分のところはやらないんですが、ちょっと遠くで柿、栗とか、果樹やっているのが流れてくる場合もあるので、やっぱにおいを感じますので、やっている最中は嫌だなと思って畑から離れることがあるんですけれども、ぜひですね、やっぱりやって立ち入り禁止にさせていただいてということを考えていただきたいと思います。

次に1-4です。環境共生栽培は、まだまだですね、町内の生産者に浸透しているとは思えません。家庭菜園をする方など、県外から来た方たちの中に農薬を使わない農法でやっている方々がいらっしゃいます。私自身も20年ほど前から農薬も化学肥料も使わないで野菜づくりをしてきております。畑は適当に草が生えていますし、ミミズやクモやテントウムシやカメムシもいますが、土壌のバランスと地表の虫たちのバランスがよければひどい被害は出ておりません。自然堆肥でさえも多ければいいというものでもなく、それは害虫

も発生することもあります。また、近くの果樹園でカメムシが大発生したときは、私の大豆は全くだめだったこともありました。だから、単一栽培を大きな面積でつくるということは、やはり自然界にとっては負荷がかかるということだと思います。

花が咲けばにおいによって多くの虫たちがやってきます。すると害虫も発生しやすい環境になります。今回の取材でJAの方とも話をしたんですけども、今後、国の栽培面積が広がると、栗というのは花を咲かせる時期に強いにおいを放ちまして、1反歩2反歩の面積でその花が咲いたときのおいには周辺にかなり広がっておりますので、それによるガの発生というか、シラガダユウかな。その虫の状況っていうのがどういう状況になってくのか、ちょっと先が読めないなあという話をしましたけれども、ちょっと心配に思いますが、栗に関しては、初期のころは2回か3回という防除暦だったと思うんですけども、やはり、それも回数が現在は増えてきていると聞いております。町内には道の駅が2つあります。家庭菜園の方たちにも生産者になっていただきたいと思うわけで、それぞれの生産者の実力に合わせた勉強会とか生産者同士の田んぼや畑の見学会など企画し、有機資材の活用や低農薬栽培に力を入れるようにしていただきたいんですが、そういうことに対してはどういうふうにお考えを持っていられるかお尋ねしたいと思います。

産業振興課長

環境共生栽培ですが、今年度、米の栽培から取り組みを積極的に進めております。環境基準の半分の農薬、それから化学肥料で栽培する環境共生米、これを試験的に各地区の担い手法人の方々を中心に約40ヘクタールの作付をお願いしております。この栽培には新しい肥料を使っておりますので、今年度は試験的な位置づけとし、状況を見てさらに拡大してまいりたいというふうに思っております。ちなみに、この環境共生米でございますが、町内の非農家の皆様や学校給食に提供する地産地消の仕組みを営農センター幹事によるプロジェクト会議で検討中でございます。今後、普及に向けて研修会等の開催を行ってまいりたいと思いますが、先ほど言われました野菜の栽培についてのほうにつきましても、道の駅が2つできます。そうしたところで野菜づくりをして出していただく方の教室も今開催しておりますので、そちらのほうにもぜひ多くの方が参加いただければありがたいなというふうに思っています。以上です。

坂本議員

今の課長が言われた40ヘクタールということで、平成28年度の取り組みとしては30ヘクタールだったので、既にクリアしたということですかしら。そこら辺はどうでしょうか。

産業振興課長

一応40ヘクタールの作付ということですので、数字的にはいいと思います。

坂本議員

1-5としまして、Iターン、Uターン、若い農業者、新規就農者に対する支援の取り組みをどのように考えているのかという質問となります。法人に関しては、それぞれ取り組んでいるので、それ以外の個人の方たちに対する支援についてお尋ねしたいと思います。

産業振興課長

Iターンなど町外からの移住を含めた就農希望者の場合でございますが、定住促進室へ相談があった段階で営農相談や町内での研修先などの紹介、それから農業経営を始める場合の農地の借り入れに関しまして各地区営農組合での調整を行いまして、農地を確保するなどの支援を行ってきております。また、補助金などの支援についてですが、45歳以下の方であれば国の青年就農給付金という制度を活用した給付金の受給というのができます

ので、これを使ったらどうだという指導をまず行っております。こういった国の補助に該当しない場合も中にはございますので、そういった場合は、例えば親の農業経営を継いだってというような場合でございますけれども、そういった場合につきましても、農業再生協議会、こちらのほうで27年度から就農支援金ということで10万円、本人の申請ですけれども、そういった形で支援を行って現在おります。いずれにしましても、個人の現生産者、また担い手法人などの里親としまして、里親の強力ですね、それからJAの指導員、それから上伊那農業改良普及センター等、関係機関によります全面的な支援、こういったことをやっていくようなことを定着していただくようサポートしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

坂本議員

今のお話は、本当に個人の1軒1軒の方たちへのサポートということなんですが、私は、その個人の方たちもいいんですけど、それをこれから、その大きな集団に、法人のような組織に入っていくのか、それとも小集団の中で同じ農業のやり方でまとまっていくのかということも一つのテーマであると思っています。というのは、野菜なんか、町内の生産者の方を見ていると、ネギ、それからブロッコリー、キャベツ、カリフラワー、アスパラガス、キュウリ、スイカ、トマト、タマネギという、この今言ったジャンルの方たちは、それぞれ専門家の方が多く、面積も広くやっていて、栽培方法も確立されていらっしゃると思いますし、出荷ルートも上伊那JAルートとか御自分で持っていていらっしゃるんですが、道の駅に出し、花の里に出していらっしゃる方たち、それから駒ヶ根のJAなんかに出していらっしゃる形もだんだんと高齢化になってきていて、つくったはいいいんですけども、その納品に行くために車を運転していることがちょっと大変になってきたりとか、そういう方もいられるんですよね。それは、キッチンガーデン田切でもそういう話があったんですが、もう、今のキッチンガーデンでは、生産者のおうちまで出向行って行って、それを持ってきて袋に詰めるとか、そこまではできないということで、ちょっとそういうことはやっていないっていう感じなんです。それで、私の提案としてはですね、高齢者の方とか、家庭菜園で少し多くたくさんつくったとか、そういう方たちが地域にいられたら、そういう人たちで3、4人のこういう小さなグループをつくってですね、その中心になった方が3、4軒を回ってそれぞれの直売所に持っていくとか、そういう小さな塊をね、つくっていくこともね、一つの、何ていうのかな、大きく農業をやるのではなく、生きがいとか楽しくやっていかれる、そのセミプロになっていく段階の一つの、何ていうのかな、やり方だと思うんですよね。だから、そういう人たちをまとめていくとか、そういうことも一つテーマではあると思うんです。そうすると、一人一人で動くよりも、ガソリン代とか、そういう持っていく時間が省けて、集中的にそれ以外、農業にもう少し力を入れることができるということになりますし、また、3、4人で集まるので、地域の交流と活性化も図られると思うわけです。そういった小グループをたくさんつくるっていう、そういうようなテーマに関してはどういうふうなお考えを持っていますでしょうか。

産業振興課長

特に野菜等のものについて、七久保の道の駅へ今出荷している、いただいているグループがありまして、今度、田切の里ができるということで、現状ですと、想像ですが、野菜

を出荷する方々、両方に出荷する方もいたり、自分の農場とか家の立地条件によって偏りが出たりとかいうことも考えられると思いますが、ちょっと行政的に考えましても、やはり、今、野菜をつくって出荷していただきたいということに力を入れて、教室等も今開いてやっていただいております。ですので、あとは、今、議員の提案あった出荷ですね、生産したものを出荷する方法、これについて、そういったニーズがあれば、また考えていくことも一つの方法かなあとと思いますが、やはり、そのグループの人と人との、その意思統一といいますか、グループ形成、これができないと、こちら側からグループをつくって言うのもなかなか難しい部分がございます。気の合った仲間であってというほうが、やはりお互いに理解し合ったり何なりできるというふうに思いますので、また、そういった声があれば、ぜひ当課のほうに相談に来ていただいて、また支援ができれば、そういうことも考えていきたいと思います。

坂本議員 お声かけは私のほうもしたいと思いますので、何かあったら相談していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

1－6であります、小型耕耘機、中型トラクター、小型コンバイン、稲刈り機など、0.5ヘクタールから2ヘクタールくらいまでの畑や田んぼは大型機械を使えないということで、中古でも若い新規就農者には買うとなると大変になります。機械のリサイクルとか貸し出しシステムづくりなど、新規就農者たちと課題について考えてみてほしいと思うんですが、町では、現在、大型のパイプハウスには補助金を出していますけれども、10メートル規模の小型のパイプハウスにも補助金を出していただければ、大きく農業をやるというよりも、別の仕事とともに農業をやっていくという形の人たちも農作業に入っていくかと思うし、直売所の販売者となれると思うんですけれども、そういう点はどういうふう考えていらっしゃるでしょうか。

産業振興課長 昨年度、地域複合営農への道パートⅣの第2期計画の策定の中でも、圃場整備などを行っていない、あるいは山際で小規模の不整形な農地は受け手が見つからないといったような問題が多くなっているという現状が論議されてまいりました。町が進めてまいりました集落営農、これについては、このように単に受け手のないケースでは、最終的には、できれば地区の担い手法人が対応していただくというようなことが基本になっております。ただ、担い手法人につきましても、なかなか、経営上とか、労働力の関係とか難しい面もあると聞いております。今後、提案のあった新規就農者の皆さんの機械等の関係でございますが、新規就農者の皆さんと、ちょっと話を聞く機会を設けさせていただいて、どんなニーズがあるのかなと、どんな形ならいいのかなということも、ちょっと一緒になって話をしてみたいなというふうに思っております。また、パイプハウスの関係でございますけれども、昨年度から町の財政的、町から財政的な支援を行っている町の再生協議会、こちらのほうでパイプハウスの設置費の2分の1の補助制度、それから、J A上伊那にも補助制度がありますので、ぜひ、また補助事業の内容を聞いていただいて、対応できる部分もあるかと思うので、ぜひ御活用をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

坂本議員 今、課長が言われたように、新規就農の方たちと話をさせていただけるということなので、困っていることはそこから出てくると思いますので、ぜひ相談に乗っていただきたいと思

いますし、私のほうでも、パイプハウスの件に関しては、ちょっと詳しいことをもう一度聞きまして、生産者の人たちにつなげていきたいと思います。1,000ヘクタールの環境共生農場といっても、現在、4法人のうち、先ほどのお話でいくと40ヘクタールということで、面積は平成28年度の予定の30ヘクタールをクリアするような形になって、広がってきておりますが、まだ飯島地区は加盟していないということですが、この環境共生農場というのが、なかなかハードルは高いのかとも思っております。面積も、1,000ヘクタールといっても、現在そうになっている面積が全体でまだ半分、30で100も行っていないとも思うんですけども、とりあえず40ヘクタールは今回やるということなんで、これらが1,000ヘクタールとなるのは、いつ実現できるのかなあと、私はちょっと、もう少し早いスピードと望むところですが、減農薬での農産物は、買っていただける消費者の理解がともに進んでいないとできないことであります。生活クラブ生協に出荷する米は生産量の20%、町内の米生産量の20%だと聞いております。そういう中で、国の基準がですね、農薬に対する基準が緩いからということで同調せずにですね、町は、環境共生を進める以上、もっと積極的に動いてほしいと思います。生活クラブ生協に出荷する米をですね、検討に入っているということですが、同じ共生米ということなので、それをぜひ町内一般の販売ルートに乗せていただいたりですね、学校給食に使ったりしてほしいと思います。現在、学校給食に納品している生産者の方からは、学校給食の納品のレベルが高くて途中で嫌になってしまったという話も聞いております。当町の給食における自給率は確か40%くらいだったと思います。宮田などは60%ぐらい行っていますので、もう少し、こういう点もですね、頑張ってやっていただきたいと、だから、生産者のどういう点が納品するのに、学校給食に入れるのに難しいかとか、そういうことも聞いていただいてですね、そのレベルが高いというところが、お互いがもう少し寄り合っていないと自給率の高さは上がっていかないとしますので、それをやっていただきたいと思います。地産地消ではなく、地消地産ということに力を、地消地産、とりあえず町でつくったものは町でもっと使うように働きかけをするというふうな方向をやっていただきたいと思うのです。2つのアルプスの見える美しい伊那谷の自然とともに健康に生きる農業のあり方と食の考え方の確立を早急に町民に根づかせてほしいと望むものです。最後に、町長のこれらに対するお答えを、町長の考えをお尋ねして質問を終わりたいと思います。

町長

今後の農業のあり方、それとまた安心・安全を追及していくということの中でですね、飯島町の農産物の7割でしたかね。お米、米の生産ということです。ということで、お米に偏っているかなあとは思いますが、しかし、それはですね、系統で販売したり、それぞれの売り先があったりして、ほとんど足りないぐらいに片づいていると、こういうことでございます。JAのほうでももっと系統のほうに出してくれと、足りなんで困っているんだと、こういうようなことでですね、今までの販売ルートに頼っていれば、つくった物はすべて片がつくというか、売れてしまうと、こういうことでございますね。しかし、このTPPが進んだ中で、価格競争が当然この地域にも、そのお米にものしかかってくると、いつ何どき、1円の違いでですね、それがひっくり変わるかわからないと、これは、やっぱりビジネスの常でございますから、永遠にその売り先が保障されているものである

とは私自身も思っておりません。そのために、やはりお客様に好まれる安全・安心の部分を目指した、あそこなら安心だという顧客をつくるのがまず第一なんですけれども、その顧客を全国から集めても、それぞれ、皆さん、そういう目的を持って商売なさっていますから、当然、全国区で戦えば厳しい競争が待っているということだと思います。その中で一番頼りになるのは地元の人たち、この1万人の胃袋、まずここにあるじゃないかということですね、そういう方々に、まず地元の人々の製品を食べていただく、地消資産と言うんですか。それが最終的にはこの地域の農業の強みになると、その対応をとれないと、この農業っていうのはちょっと難しい問題になるのかなというふうに思っています。そのためには、なるべく品数が多いことが大事だと思います。多種多様な小さな産業が、農産物生産物が幾つも集まること、これが強さになってくるんじゃないかなあというふうに思っております。学校給食も、今、地域のもので供給できれば、それはいいんですけども、宮田に比べて40%であるということにつきましては、やはりお米で、お野菜のほうの供給について足りないのかなあというふうに、これは想像だけど、私は調査した部分はないんですけどね、やっぱし、そういった自給率を上げていくためには、お米だけではなくて、お野菜、それと畜産ですかね、乳製品、そういったものも、全国区を相手にすると大きな投資が要りますし、採算もとるまでには時間かかるんですけども、放し飼いの地鶏の卵、放し飼いのヤギの乳、放し飼いの牛乳の乳、それまたの肉、そんなようなものも、この地域の胃袋を満たすだけだったら、そう苦労することはないで、効率のいい生産ができるんじゃないかと、農業の野菜を、普通の今までのルートだと東京、名古屋の市場へ行って、運賃をかけて行ってですね、そしてまた帰ってきてここら辺の近くのスーパーで買うと、こういう無駄が非常にあるんじゃないかなあということが予想されるわけなんですけれども、ここで作った物をこの人が食べれば、買った人はいつもよりも安く買って、売った人はいつもよりも高く売れると、こういうようなビジネス環境もできてくるんじゃないかなあというふうに思っております。ただ、農業っていうのは、今、高齢化の中でね、現役世代が少なくなって、生産人口が非常に少なくなってきている部分です。この部分をどのように補うかっていうと、第4次産業革命って言われていますようにね、いわゆる、今まではIT産業で情報を産業に生かした。しかし、これからはですね、今度は、その動作を、作業を人間に手助けする、いわゆる機械化が今後進めてこられるだろうし、あるいは、その一歩先で第5次産業革命が望まれるのは、AI、人工知能を使いながらですね、そういった製品をつくっていく、ハウスの中で、全部人工知能の中で、太陽の当て方、水の栄養の取り方、そういったものを開発されてくるとですね、どんどんどんどん進んでいくんじゃないかなあというふうに思います。ですから、それは、この地域の中でコンパクトに、この地域の食料はこの地域の人で生産できるという、こういう未来像も、今、近いところに来ると、こういう時代が今語られているわけで、これは夢物語じゃなくて、そういう時代が来るんじゃないかなあというふうに思っております。そういった時代の対応も見据えた中でですね、今後、この地域の農業っていうのをみんなで考えながら、多種多様なものをみんなでつくっていくという環境が望まれるんじゃないかなあというふうに私は考えております。

議 長	以上で本日の日程は終了しました。これをもって散会とします。御苦労さまでした。
散 会	午後４時２３分

平成28年6月飯島町議会定例会議事日程（第3号）

平成28年6月14日 午前9時10分 開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第1 一般質問

通 告 者

折山 誠 議員

竹沢 秀幸 議員

堀内 克美 議員

三浦寿美子 議員

中村 明美 議員

○出席議員（１２名）

１番	本多 昇	２番	滝本登喜子
３番	久保島 巖	４番	折山 誠
５番	橋場みどり	６番	堀内 克美
７番	三浦寿美子	８番	浜田 稔
９番	中村 明美	１０番	坂本 紀子
１１番	竹沢 秀幸	１２番	松下 寿雄

○説明のため出席した者

出 席 を 求 め た 者	委 任 者
飯島町長 下平 洋一	副 町 長 唐沢 隆 総 務 課 長 宮沢 卓美 企画政策課長 堀越 康寛 住民税務課長 大島 朋子 健康福祉課長 宮下 寛 産業振興課長 久保田浩克 建設水道課長 田沢 義郎 会 計 管 理 者 堀内喜美江
飯島町教育委員会 教育長 澤井 淳	教 育 次 長 小林 美恵

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	宮下 務
議会事務局書記	宮下 弥紀

本会議再開

開 議	平成28年6月14日 午前9時10分
議 長	おはようございます。これから本日の会議を開きます。議事日程についてはお手元に配付のとおりです。 日程第1 一般質問を行います。 通告順に質問を許します。 4番 折山誠君。
4番 折山議員	通告順に質問をしてまいります。項目の1番、町営業部の創設による町民益を問うという項目に入りますが、昨日3名、本日は私を含めて2名、合計5名が今回の質問で営業部を取り上げております。これ、言いかえれば町民の営業部に対する関心の高さのあらわれかなあというふうに思っております。昨日の3名は、町長の熱い思いをもって創設したこの営業部、また町民の関心の高い営業部が、その期待に応えてほしい、そういう思いからの質問だったと思います。私も、以下、同様の願いを込めて伺ってまいります。 初めに質問要旨1-1、組織の現状はについて伺うんですが、ほとんど昨日の議論で、これ、語り尽くされていると思うんですが、ちょっと一部整理が必要なやりとりがあったのかなあということの中で確認をさせていただきます。昨日は、最初に久保島議員から、過日示された町営業部設置規則、これが予算審議後、ほんの数日前に出されているわけなんです、あわせて第3回の、やはり過日の臨時会で営業部に対する交付金、これが予算措置をされている、これに関連いたしまして、行政外部の団体であって、町が補助金や交付金を交付する団体の町を町長が兼任することは特定の団体への利益誘導になるから、そういった自重の精神に抵触するのではないかと質問がございました。これに対しまして副町長からは、町営業部は、将来を見据えた場合には、例えば株式会社化、こういったものを展望しており、現在はその過渡期であると、過程の途上なんだと、法人化をする中でそれらは整理をしてまいりますという答弁だったかと思います。続く本多議員の質問は、予算措置の後に示された町営業部の設置規則で町長が長を務めることとなっているその団体、交付金を町がその団体に支出することが好ましくないのであれば予算執行はどうするのかというか、先ほど確認しましたところ、それじゃあトップを変えて、土地開発公社と同様、国の指導に基づいて長を入れかえて交付金を交付するような、そういう対応をするのかどうか、こういった質問がございました。これに対しては、過渡期ということで、決裁権も町長ではなくて団体に属さない副町長にして対応するといったような御答弁だったかというふうに思います。ちょっとその点の整理が必要だかと思うので、今、私の申し上げた昨日の過程、議論の過程、誤りがないかどうか、町長でも副町長でも結構です。お答えいただきたいと思います。

副 町 長 おはようございます。本日最初の質問でございますけれども、町営業部創設による町民益を問うということで、その1として組織の現状はという御質問でございます。その前に、昨日の答弁の内容の確認を求められましたけれども、2点については、そのとおりでございますので、よろしくお願いします。

折山議員 そうしますと、ちょっと私の見解を申し上げてみたいと思います。儲かる飯島町の核として営業部を外部に創設するという新町長の強い思い、これを持った組織として創設された営業部でございます。町長のその強い気持ちは十分理解できるんですが、大変失礼ながら、この組織は設置規則を根拠にして行政部内の組織だというふうに私は理解します。町長のいう外部という意味は、通常の課設置条例に基づく課等の外に置くんだよと、自分の思いを実行に移すのを行政内部、課等の外に置くよ、こういう意味だかというふうに理解をせざるを得ないというふうに考えます。理由はですね、外部へ町が経費を負担する、あるいは債務を保証するような特定団体を設置するのに、議会の議決を経ずに町長権限でできるというふうには考えられないからであります。また、予算の措置を見ますと、営業部職員の給与等人件費、加えて一部所管することになった60周年記念事業予算、すべて町営業部が執行するであろう予算は一般会計に計上されているものでございます。そこから直接執行する、この団体が行政部外というふうにはなかなか考えづらい、しかも常勤の職員がすべて町職員です。以上の点をもって行政部内の組織であって、自治法の交付金交付の制約を受ける団体には該当しないのではないかと私は理解をするものであります。

町長は町長の思いとして、世間に公表するときに、今までになかったものを外へ立ち上げますと、そういうことでセンセーショナルに、ちょっとアピールしたかった部分もあるかと思いますが、ちょっと、またそれは先の話なのかなあという、副町長の御答弁からそのように受けとめました。では、なぜ町部内の組織に運営費を交付するという形で予算計上したのかということについては、これは営業部そのものが未知の内容の多い営業活動、これを求められるわけでございます。見積もりをしてもなかなか難しいのかなあということの中で、支出の細目に縛りを持たせない、活動の自由度を高め、営業部の裁量権を強めることを狙いとした予算措置ではないのかなあというふうに、よく解釈すると思えるんですが、またさらに、これは暫定的な対応であって、将来は、副町長答弁によれば行政外部組織として法人化を目指していくんだと、その折には補助金、交付金、あるいは委託料、こういったものの対応をもって完全な行政外部団体としての事業展開をもくろんでいるのではないかなというふうにきのうの答弁では受けとめました、私のただいまの見解、それでよろしいかどうか伺います。

副 町 長 議員の申されるように暫定的な措置ということで、将来は法人化を目指す中で今回の課題については整理をさせていただくと、きのうの答弁のとおりでございます。

折山議員 ちょっと質問に入る前に、これまで整理させていただいた理由なんです、昨日、外へ、この関係が終わって外へ出たときにマスコミの関係者から「あの議論は誤った予算だったということなのか」という確認を求められました。ちょっと私も、そういう誤解を受けている町民も多々いるのではないかなということを印象として感じましたので、ちょっと議事録に残る形で整理する、ここの場でしておく必要があるのかなと、こういうことで確認

をさせていただいたものであり、他意はございません。ぜひ、違法、適法の判断、これを御答弁される際には、ちょっと慎重な御答弁をされる必要があるのかなというふうに当局には希望するものでございます。しかし、そうであるならばということで次の質問に入らせていただきます。

質問要旨 1－2、業務の現状は、3、本年度の成果目標は、4、目標到達には人的体制、予算措置、部職員の発想や活動に対する自由度の担保が必要だということを一括して伺います。本部長を町長が兼任しては、せっかく高めた営業部の自由度を拘束することにはならないですかということを伺います。現に町長の意向でしょうか、誰の意向でしょうか、60周年を所管させることになっています。この理由は、チャレンジの窓口を広げていく、そのことで儲かる飯島町への門戸を開いていく、こういったことの取り組みなんだろうが、私も他の議員同様、町長がトップに座る、これ、反対です。チャレンジの窓口は、全課がそれぞれの所管の業務の中で拡充を担って全庁体制でやるべきじゃないでしょうか。さらに、本部長は公務多忙で、事務所に常駐できないような町長ではないほうがいいと思います。

みずからの組織ということは今お認めになりましたので、その一部の部署のトップを町長が兼任すること自体、極めて不自然です。もう少し、部員に対する信頼、これを厚くして、町長の見据える目標に向けて、これは、俺はここを見据えているんだと、それをもって部員みずからが企画をし、自由に行動できるような組織であるべきではないでしょうか。町長の御見解を伺います。

町 長

おはようございます。2日目の一般質問、よろしくどうぞお願いいたします。飯島町営業部の本部長に町長の権力があって自由度がないんじゃないかと、こういう御心配をいただきました。今、営業部がスタートして2カ月でございまして、具体的な事業は、まだ手がついておりません。具体的な事業というのは、今、60周年の中のイベントのテント市、これを募集することが今始まっております。これはですね、今後、飯島町の地域資源を発掘して、それを外へ売り出していこうという、その題材探しでもあるわけでございます。これをどのようにプロジェクトを組んで売り出すかということは今後の課題となっておりますけれども、今、この2カ月、スタートしたばかりでは、地域資源を発掘していると、これが60周年のイベントの中のテント市の役割、これは、やっぱり営業部が適切だろうと、こういう、一応、営業部じゃなくて総務部、総務部がまちづくり全体、60周年全体を受け持っていますけれども、そのイベントの中のテント市、それと野外のステージ、この民間の活力を集中してくる部分については営業部がふさわしいじゃないか、最初の情報交換、町民との交流と、こういういった意味で重要な部分だから営業部がやりましょうと、こういうことでございます。そういうことでですね、今は、そういう地域住民の方々との話し合い、情報交換に徹していますけれども、私がですね、飯島町営業部本部長の名前をいただいているのは、こういう思いなんです。町長はトップセールスマンでなければならないと、こういう思いからですね、飯島町を売るに、町長が先頭に立って飯島を売っていくよと、こういう思いでございます。しかし、売る商品を開発し、こういうふうに売っていきたいというのは、営業部に集まってくる皆様方、先ほど、去年、きのう申し上げました花、

食、文化、自然そういった4つのジャンルに分かれたところへ住民が集まってきていただいて、そこでプロジェクトが立ち上がる、そのプロジェクトができたものを、これ、売っていかうということなんで、じゃあ、それを町長が先頭に立って、トップセールスマンとして、あるところへ行ってお話を申し上げますと、こういう意味合いの営業部本部長と、こういうことなんです。私の名刺には、最近、飯島町長、隣に飯島町営業部本部長、こういうふうに書いてあります。これをいろいろ、今、配っているんですけどですね、やはりそこが注目されてね、「ああ、飯島町、これから売っていくんです。はい。またよろしくどうぞお願いします」と、こういう形の中でお話にもなりますし、先頭に立って、こういう町長が飯島町を売って歩くという、こういう姿勢はですね、多くの方々、あるいは先生方にも評価されております。組織的なものには、これから十分考えなければなりませんけれども、一つの思いとしてですね、飯島町本部長に私になるよと、みずから名乗り出たのは、そういった飯島町を町長が先頭に立って売っていくと、こういう気持ちからでございます。

折山議員

トップセールスの一番有名なのは宮崎県知事だったかと思います。直近ではね。別に、宮崎県営業本部長としてトップセールスに歩いたわけじゃなくて、県知事がみずからトップセールスに歩いているわけでありまして、名前にそれほどこだわる必要がなく、私がお聞きしたかったのは、もっと自由度を高めて、職員の創意工夫にお任せするべきではないかと、町長、予算編成のときにこういうふうに私の質問に対してお答えになりました。「私の思いを課長の皆さんにお伝えをした」と、「その思いをかなえるべき課長の皆さんが努力して今日の予算をつくらせていただいた。私は極めて感謝している」と、同様の感謝を営業部にもしてくださいよと私は願うものであります。これ内堀醸造の内堀信吾会長に伺った話であります。大分以前ですが。会長は、若かりしころ、まだ、あの内堀醸造が小さな醸造の工場であったころの話であります、唐草模様かどうか分かりませんが、私のイメージとしてはそんなようにお話を伺いましたが、唐草模様の風呂敷に酢を包んで、工場のある岐阜県八百津町から電車に乗って上京していき、帝国ホテルの厨房に椅子を持ち込んで料理人に味を見てもらい「うちの酢を使ってくれませんか」と、これを行脚して歩いたそうでございます。その繰り返しの中で、今日、シェアが4位なんでしょうか、5位なんでしょうか、3位なんでしょうか、私ちょっと調べてありませんが、全国の醸造会社の酢のシェアは、そんな位置へまで高めているわけであります。今日ではインターネットは効果がありますし、大切なものと私も思います。利用しない手はないと思います。だけど、営業とは本来そういう地道な努力の積み重ねの上に結果が乗ってくるんじゃないかというふうに考えるものであります。ですから、営業部は、一過性の派手なイベントの打ち上げに力を注ぐのではなくて、本年度は地道に、まず一つでもいいからもうかる実績を積み上げていくことが町民益に、増進につながるんじゃないでしょうか。町長に改めて伺います。営業部の本年度の成果目標をどこに置くのか、これを含めて伺いたいと思うんですが、イベントが成功すれば、町民との一体感が醸成し、町の中にある資源が発掘でき、その基盤ができるから、それでよしとする、その段階を見据えていらっしゃるのかどうか、本年度も成果目標をどこに置くか、これも含めての御答弁、お願いします。

町 長	営業部、何を営業するか、やはり商品開発をしなければならない、何が飯島町の商品か、これを確認する必要がある、そのための今回のイベントのテント市というのは、町民の皆さんから集まってきてもらう地域資源ですから、それを発掘し確認する意味において大きな意義がある、飯島町営業部の皆さん、私が別に感謝していないなんていうことはない、非常に感謝していますよ、この短い間にまとめて 60 団体、83 張りのテント、集めていただきました。その間に大勢の飯島町の隠れた資源を発掘してきていただきました。これを題材にですね、今後、売り出していこうと、こういうきっかけをつくっているわけです。今、その足固めですから、売る商品を確認し合う、それからでなければ成果も何もないわけでごさいます、商品開発がまず第一、ことしの一年間は、そういった飯島町の地域資源というものはどんなものがあるか、農産物から工業製品から手芸から、この地域資源の地域の自然から、そういったものをどんどんどんどん洗い、これは一年で完結するわけではごさいません。それは引き続き続きながら、引き続きながらプロジェクトをだんだんに立ち上げていく、しかも、そのプロジェクトは、住民の意思によってですね、委員会も構成されます。そういう方々の自由度を持った中でやっていくわけですから、私の命令一下のもとに、そういったものが強制されることはありません。そのほかにですね、この 2 カ月間の間に、飯島町営業部というのが新聞に出た関係上ですね、いろいろまちづくりについて御提案を外部からもいただきました。御紹介申し上げますと、一つはパラグライダーの日本チャンピオン、世界第 8 位という方がですね、飯島も空をパラグライダーで飛んだときに非常にスイスに景観が似ていると、こういうことで、飯島町をいろいろ、山、川、谷、いろいろ、里、いろいろ精査したところですね、アウトドアの総合アウトドアに非常にいい場所であると、飯島町っちゅうのはいろいろの種目の、そういったアウトドアのスポーツが展開できるんじゃないかと、今、世界的にそういったものが注目を浴びているから、いい題材がありますよと、こういうお話をいただきました。私も興味を持っております。 それとですね、NPO の団体が……
折山議員	議 長。ちょっと私の質問に対しての、ちょっと答弁がずれてきていますので……
町 長	ことしはどういう目標かだもんですからですね、そういう方々のお話いただいているという話と……
折山議員	今年度の成果目標をお聞きしています。
町 長	ん。
折山議員	本年度の成果の目標をお聞きしています。
町 長	だから、こういうような方々のお話が集まってくることを期待しているということ、それと、今はチューリップの視察に行つてまいりました。飯山の菜の花祭りも研修に行つてまいりました。これはお花畑構想の研究材料となっているわけです。こういうことの下固めを、今、している段階でございます。これが一年間にしっかりとだんだんに固まってくればいいなあとこういうことでございます。そのためには、いろいろの方の意見を、今、いただいている最中ですよということを細かく説明したほうがよろしいかなということでお話申し上げさせていただきました。

折山議員 再度お聞きします。今年度は、それじゃあ、そういう情報収集をすることを一つの成果としてお考えなんでしょうか。

町 長 とりあえずは、まずは営業部にかかわる情報をしっかり集めることが第一義だと思っております。

折山議員 特産品づくりでありますとか地域の資源を外部へ打って出ようということは、歴代ずっと続けてきていることであります。新たに始まったことではございませんので、歴代積み上げてきた財産もぜひ活用いただきながら、一日でも早い営業部の本来の姿っていうものをぜひ追求していただきたいなあというふうに思います。ちょっとほかの皆さんも、ちょっと発言がありましたが、何となく派手な演出というところに町長は、今、興味を持たれて動かれているのではないかなという印象を持ちますので、いや、そうではないんだと、地道な成果も上げていくんだという部分をぜひ今後の活動の中で手短にお見せをいただければというふうに思います。

それでは2番目の項目へ入ってまいります。土地開発公社への財政支援の現状と見通しはについて伺ってまいります。これは、前回、私、項目に載せたんですが、時間の関係でかわれなかったものでございます。この質問は、今日、議会選出の理事として就任している私自身に対する反省、戒め、こういったものも含めての質問をさせていただきます。また、今回の質問内容は、外郭団体の経営の内容に踏み込んでしまうわけでございますが、町が100%債務を保証する団体でありまして、当然、町長として経営内容は把握し、経営の健全化や今後のありようの検討、町民に対する説明責任、これは免れないものというふうに考えるものでございます。そういった意味で、ちょっと外郭団体の経営にまで踏み込む私の質問に対しまして、議長には、その趣旨を御理解いただき、お認めをいただきたいことを初めお願い申し上げます。

さて、先ごろ公社理事会で認定されました公社の前年度決算によれば、当期純利益は2,100万円余となっておりますが、町が税金で補助をした3,000万円を除くと900万円の赤字となります。流動資産を見ますと、預金と現金が4,100万円、保有土地等を合わせますと合計4億800万円、約の数字でございます。一方、流動負債を見ますと、短期の借入金ほか合計4億7,400万円となっております。短期の資産、負債で比較してみますと、差額は6,600万円の債務超過でございますが、実質はもうちょっと多いんではないのかなと考えるものでございます。なぜなら、流動資産のうち1億9,400万円は完成土地であり、これ、早期に処分をしなければならない内容を含んでいるものです。この土地の中には、多年にわたり処分ができず、担当部署の努力にもかかわらず、近々には売却見通しの立たないものも含まれてございます。事業計画では未処分保有地の早期処分を毎年掲げておりますが、ここ何年も思うように処分が進んでいないのが実態かと思われまます。公社の経営は、決して、そんなようなことの中からいい経営であるというふうには言えないと思います。これら負の資産の多くは高度経済成長期からバブル崩壊の過程の中で歴代の町政により積み上げてきたものが多いわけでありまして、公社組織の特性や時代背景から考えると、これ、やむを得なかったものも多いんではないかというふうに推察をされます。また、これは当町のみの問題ではありません。全国各自治体の公社の多くがそのような状況にあつ

て、むしろ当地の公社は、自治体の規模的な比較では他の自治体の公社に比べて負の資産は少ないのではないかと、これは、毎年度、相当額を一般会計のほうから繰り入れて、目に見える形の処分を、処理をしてきている、その当町のその結果がよそに比べて負の資産は少ない状況にあるんだと、こういったことがあろうかと思います。一方で、今日までに公社の実績による多くの住宅団地や工場用地の造成、販売、こういったものを通して町の活力を高めてきたという大変おっきい実績も公社には存在するわけでございます。このような両方をあわせ持つ歴史を有する公社なんです、現状を分析して町民に公開し、また、将来展望の中で公社存続のありようを厳しく検討しなければならないときに来たんだ、現在はその思いであります。

そこで、質問要旨 2-1、これまでの支援実績と今後の見通しについて、この点について伺います。どのような経過と今後の展望でしょうか、端的にお答えをいただきたいと思っています。

町 長 まず、第三セクター等におきましては、経営状況が著しく悪化した場合に地方公共団体の財政に深刻な影響を及ぼすことが懸念されることから、国では平成 21 年度から第三セクター等の抜本的改革を集中的に推進してきたところでございます。当町におきましても、土地開発公社の経営状況に注視し、支援を行ってきております。具体的には、一般会計からの補填処分として補助金交付による支援をしてきております。今後につきましても、引き続き土地開発公社みずからの経営努力が行われていく中で、町の支援も必要であると考えております。なお、支援の実績と今後につきましては担当課長から申し上げます。

企画政策課長 それでは私のほうから支援の実績と今後について触れさせていただきます。まず土地開発公社への補助金の交付実績ですが、直近では平成 27 年度と 25 年度に 3,000 万円の補助金をそれぞれ交付してきております。その支払いの方法としましては、一度に補填する方法や毎年コンスタントに補助していく方法、また土地開発公社が所有している土地等を販売した時点で発生した損分を直後に補填する方法等が考えられますが、何分、町の財政状況も余裕があるわけではございません。今後も町の決算状況を見ながら、その都度、判断し、予算措置をさせていただくよう考えているところでございます。以上です。

折山議員 額については、確かに予算の状況を眺めながら決定されるっていうことなんです、まだ引き続き 3,000 万円単位くらいの支援が必要なのかなあというふうに理解はします。もう 1 点、支障がなかったらお答えいただければと思いますが、処分の見通しに立っていない現在保有土地の中で、直近の取得はいつなのか、また、その取得面積と町が債務保証をしている額、すなわち取得価格や造成価格、この合計つつうのは幾らくらいになるのか、支障がなければ御答弁ください。わからなければ結構です。

産業振興課長 今、ちょっと資料を持っておりませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

折山議員 それじゃあ、ちょっと聞き方変えます。バブル崩壊以降、ここ数年来にそういう事実はありますか。バブル崩壊以降、ここ数年来、あるいはリーマンショックの前後といったようなことで、保有をして未売却のような用地はございますか。あるか、ないかで。ちょっと資料が手元に、ちょっと通告の細かい数字のこと言っておりませんので、お手元がないようですので結構なんです、簡単に言うと、今後もあり得るのかなという、ちょっと心

配をするという、そういった内容の質問でございました。

次の要旨に移ります。質問要旨 2-2、有識者による今後の存続あり方検討委員会設置を提案するものであります。この公社には、全国共通なんですが、問題点があるというふうに言われております。経営責任を負うべき公社の理事は、その多くが行政関係者、例えば、うちでいきますと行政の理事者、町長、副町長、建設や総務を所管する、いわば理事者の命令下にある課長、その他の理事は、商工会であるとか、農業委員会であるとか、各種団体の代表者、それぞれは、その職にある期間、それぞれが代表している見地から町の、あるいは公社の公共地取得に対する視点で理事としての検討を加える、こういった内容でありまして、行政で決定されて公社へ先行取得をしるよって言ったものが理事会で覆るっていうことはまず考えられないような、町イコール公社の意思、こういったような組織であると言って過言ではないというふうに思います。もう一つ、公社の用地取得は、町政のお目付役であるこの議会の審議や議決を経ずに行えることにあります。すなわち、町民の知らないところで億の金が動き、議会に予算という形で上程されるときには、ただいまの話のとおり、幾ら赤字が生じている、これを一般会計から予算の補正をという結論ありきの段階に至って議会に出てくるものであります。このことから、土地開発公社というのは、下平町長の最も忌み嫌う、いわゆる風通しの極めて悪い団体、こういうものでございます。しかし、高度経済成長期のように一晩寝れば土地が値上がりしている時代、必要な公共用地を購入するのに一般会計で議会の審議、議決を経たら倍に値上がりしてしまう、そんな時代、この時代には町民益として公社の果たしてきた役割は確かに大きかったというふうに思われます。ある国の土地の価格の上昇率、上昇の率ですが、それはその国のGDPに比例するというふうに言う識者がおります。諸説あるんでしょうが、その説っていうのは私のような素人にも説得力があるというふうに考えます。人口減少とともに我が国のGDPの減少が今後予想されております。この地域はリニア開通っていう固有の環境変化、こういったものも加味されるんでしょうが、今後、当町の土地の飛躍的な価格上昇っていうのは考えられないんじゃないかというふうに思われます。もはや公社の役割は時代的に集結しているんじゃないかというふうに思われますし、住民の見えないところで経営が可能な後者は今日的な組織ではないというふうに考えるものです。したがって、全国で公社解散の動きが始まって久しいものでございます。近隣では伊那市が平成25年に解散しております。解散をするには、先ほどの負の資産を整理しなければなりません。伊那市もかなり長い時間かけて、その資産を整理をする。ところが、幸いにも、先ほど申しましたとおり、当町の公社は、それが他に比較して少ないように思いますので、決断をすれば、そういったリスクはよそに比べて少ない中で解散できるんじゃないかなというふうに私なりに分析するものであります。今後、公有地の取得が必要であれば、一般会計に計上して議会の審議を経て予算化しても何ら支障がないと思われます。これは、もう本年に入って第3回の臨時会をいるわけでありまして。必要に応じて臨時会を開催し、やれば、時期をそれほど逃すことなく対応できるんじゃないか、また、それが町長の目指すさらに風通しのよい行政につながるんじゃないか、そのように思います。これらを踏まえて、町公社の解散に向けた外部有識者会議設置、これを提案いたしますが、町長の見解を伺います。

町 長	続きまして有識者による今後の存続あり方検討委員会設置を提案すると御提案でございます。土地開発公社につきましては、国からの指導もあり、全国の自治体でそのあり方について検討をしてきたところでございます。当町も、その例にもれず、存続、解散、整理などについて検討をしてきた経過があります。その中では、柏木工業団地造成事業を進めてきた案件もありまして、継続した事業推進を図るため存続することで一定の方向づけをしてきたところでございます。しかしながら、そのあり方については、継続的に見直しを検討し続けるよう考えており、理事会においても検討しなければならない事項となっております。検討委員会の設置についても理事会等の中で検討してまいりたいと思っております。
折山議員	先ほど申し上げましたが、やっぱり経営、一つの企業を経営するという視点では、やっぱり専門家の分析、どのくらいの資産を持っていて、どのくらいの負があるのかっていう、そういうことが必要だと思います。町長、私くどく申し上げますが、町長、風通しのいい行政を目指しているんですから、こんなに風通しの悪い団体は役を終えたら当然すぐ着手するのが町長の姿勢ではないでしょうか。もう一度お答えください。
町 長	その団体は必要があつてつくっておりますし、こういうときの流れで、そういう継続審議というものがあつた中で、現状の三甲さんの件もありですね、その都度、その都度の御判断を皆さんしてきたかと思います。一段で、独断で、ズバツと切ることも可能でしょうけれども、皆さんの合意によって、理事会という組織もございますので、御相談申し上げながら御検討いただきたいというふうに思っております。
折山議員	年2回開催、事業計画を出し、決算の承認をする、そういった理事会が、果たしてそれだけの機能を担えるとお思いでしょうか、町長、伺います。
町 長	そういう委員会の責任を果たしてですね、見据えた中での検討することがよろしいかと思っております。
折山議員	理事会では、そういう専門的な外部の、そういう検討機関を設けることの検討をするというふうに受けとめました。ぜひ、私の一番言いたのはですね、やっぱり、今日は、やっぱり町民の見えるところで、別に土地開発公社でなければ用地の先行取得できないわけではないんですから、もっと町民の見えるところで議論ができ、予算が計上される、そういったところへのシフトを求めているものでございますので、町長、行動の町長でございますから、ぜひ短期のうちにそこら辺の検討を始めていただければと、そのように公社へ指示をしていただくようなことを求めまして、質問事項3、町のさくらの女王設置を提案、こちらのほうへ移ってまいります。 質問要旨でございますが、桜祭り開催など桜の名所を標榜する当町をさらに売り出すため、制度の制定と活用を提案するものでございます。これはまた町民要望に基づく提案です。近隣では大鹿村にさくらの女王がおります。毎年、日本さくらの会中央大会では、当町のさくら功労者・団体が、ここ数年、毎年度、受賞しておりまして、桜守の会員、事務局等が、その都度、出席をしているところでございます。ここには、世界各国のさくらの女王に混じりまして、長野県では大鹿村さくらの女王が出席し、大鹿村を全国や世界にアピールしております。下平町長は、内なる固めにより全町民の力を結集し、もうかる飯島

町を目指し、外へ打って出ようという施策に取り組まれているところでございます。当地は、これまで各地区の自主性、取り組みは力強いものの、4地区の一体感に乏しく、全町挙げての取り組みが弱いと言われてきました。一日だけの大道芸も大切かと思いますが、全町一体感を醸成する一つの手法として、60周年を記念して永続性のある町さくらの女王の制度化とその活用を提案するものでございます。当町には各地区に桜の名所、銘木があります。また、季節には与田切川、与田切公園、千人塚公園、こういったところで桜まつりを開催しております。さらに、このたびオープンいたします道の駅田切の里に隣接する藤巻川沿線の桜並木、これは、今後、当地を屈指の名所となる、そんな期待がなされるものでございます。そのほか、町屋の桜、文化館周辺の桜、西岸寺伊那三女ゆかりの桜、慈福院の桜などなど、枚挙に事欠きません。そこで、さくらの女王を核とした桜祭り、これでもって全町の一体感を醸成し、さらに中央への参加し、桜の名所飯島町を世界に発信することを提案申し上げます。町長の御見解を伺いたいと思います。

町 長

続きまして、桜祭り開催など桜の名所を標榜する当町をさらに売り出すため制度の制定と活用を提案すると、さくらの女王の設置を提案していただきました。おっしゃったとおり、町内には見事な桜を見るところがございます。数カ所ございます。桜の時期になれば、桜祭りなどをPRし、町内からも、町内外からも桜を見に来られるお客様も多くいらっしゃいますので、当町におきましては、桜は大きな地域資源のうちの一つであると認識しております。しかし、町民の皆さんの地道な活動によりまして、桜以外の花も町内の各所で見るができますし、私の公約でもありますアルプスのお花畑構想も順次検討を進めているところでございます。桜のみに制限せずにですね、飯島町の花というものを、今後、飯島町のランドデザインの中で取り入れて、それを全国に発信していきたいと思っております。現在のところ、さくらの女王に関しましての設置の考えはございません。

折山議員

提案ですが、お考えはないということですが、桜にこだわらないということであれば花の女王でもよろしいかと思いますが、60周年を記念して、何かこう一過性で終わってしまうようなものではなくて、何かこう継続していけるようなものが組み込めればいいなあと、いうことを求めます。また、町長、町民としておられて、50周年、これ大きい節目の事業だったと思うんですが、どんなことがあったのか思い出せるでしょうか。それじゃあ40周年はどうだったか。確かに地方創生の年であったり、いわゆる還暦、町長、言われるとおり還暦の節目であったり、いろいろするわけなんです、意外と記念行事って人々の記憶に残らないんですね。ひとつ商売の基盤固めができればというような町長の御希望のようなんですが、イベントっていうのは、そんなような人々の記憶から楽しいことも早く消えていってしまう、前に町長に言われたとおり、おじいさんと孫が遊びに来た、孫がそのときの思い出を持つわけですが、そのイベントよりも、おじいさんと一緒に行った、そのことを思い出すのかなあというふうに思いながら町長のお話を聞いておりました。では、もう一度申し上げます。花の女王、これではどうでしょうか。

町 長

それではソバの女王はいかがでしかと、いろいろ題材はございますので、選定には苦労しますね。いろいろと考えてみたいと思います。

折山議員

終わります。

議 長
11番
竹澤議員

11番 竹澤秀幸君。

通告に基づき一般質問を行います。今回は3項目について質問いたします。まず、慈福院しだれ桜を町天然記念物に指定することを提案するものであります。公益財団法人日本さくらの会主催によりますところの第51回さくら祭り中央大会で我が七久保小学校が桜の保護や育成などに貢献したといたしまして表彰を受けたところでございます。慈福院のしだれ桜、推定樹齢400年で、まあ、朽ちるおそれがありましたので、2011年のときに七久保区が申請をいたしまして、長野県元気づくり支援金を受けてですね、樹木医による手入れを行いまして、その後、七久保小学校の児童の手入れなども行われる中で、樹勢もですね、回復いたしまして、毎年美しい桜が咲いているところであります。現在の幹回りが450センチほどに回復いたしまして、5年間で50センチほど太くなったところでございます。町長は、このことについて桜の保護活動が子どものふるさと愛を育てるきっかけとなっているというふうに評価しております。また、学校長は地域の桜を守ろうとする地道な活動と評価しております。昨年度6年生を担当した教諭からは、桜の世話だけで終わらず、地域の人たちに桜を知ってもらおう、児童が自分たちで活動を広げた例えば桜ウオークなどの行動力をたたえたいというふうに申しております。この6年生たちは、今中学1年ですが、七久保の宝を自分たちで守ろうというふうに取り組んできたところでございます。先日、また新聞報道もありましたが、この子どもたちの後継者ということで、現在の4年生がその志を引き継ぎましてですね、冬の施肥の作業ですとか、桜開花時期におきます所のライトアップの作業などを行うこととしたところでございます。また、慈福院ですけれども、1678年に創建されたものでございまして、当時は寺子屋が開かれておりまして、1873年から2年間、現在の七久保小学校の前身ということであった場所でもあるところでございます。そこで、飯島町の宝として、飯島町の指定文化財が現在35指定されているわけですが、この中に、うち天然記念物が4つ指定されております。これは具体的に何かと申しますと、南羽場のシラカシ、それから西岸寺のカヤ、それから高遠原にあります宝光山座禅岩、それから御嶽山の松並木であります。慈福院のしだれ桜を天然記念物に指定する時期、そしてタイミング的にもいいんじゃないかと思うわけでありまして、町の指定を提案いたしますので、御答弁を求めます。

教 育 長

竹澤議員より慈福院のしだれ桜に関して町の天然記念物に指定をという御提案をいただきました。お話の中でもありましたが、子どもたちがさくら功労賞を受賞したということは、私も大変名誉なことだし、すばらしい活動だというふうに思っております。さて、町の文化財を審議する機関として飯島町文化財調査委員会があります。指定を検討すべき文化財指定候補リストを整備しておりますが、慈福院のしだれ桜は既にこのリストに載っていて、その委員会でも指定にふさわしい物件ではないかという前向きな声が上がっているところであります。一方、町内では、平成13年に町の天然記念物に指定された権現様のミズナラが指定した後になって樹勢が衰えて、平成26年に根元から倒れて指定が解除になりました。また、辰野町では平成25年に辰野町天然記念物であった巨木、天龍界のケヤキ

が前触れもなく突然倒れて死者が出る事故が起きて、責任の所在が法廷で争われるという事態も起きております。近年は、一見、樹勢がよく見える樹木が突然倒れるケースが全国で増えておりまして、こうしたことから古木の天然物指定には慎重な判断が必要だと思っております。慈福院のしだれ桜は、立地条件もありまして、平成に入っところはかなり弱って心配されたということをお聞きしております。その後、樹木医の指導のもとに、七久保の区や、近年はお話のありました七久保小学校の児童による取り組みによって見事回復しているということでもあります。地域のシンボリックな樹木となっている現状は、飯島町の宝と言うにふさわしいと考えております。天然記念物の指定に当たっては、まず専門家の意見を聞いて学術上の価値を確かめるとともに、今後の樹勢の見通しを判断する必要があります。この木につきましては、保護にかかわり小学生の取り組みを支援していただいております樹木医さんからは、適切に管理を続ければ当分、当分というのは100年くらいのことですけれど、枯れることはないという見立てをいただいております。指定となった場合は、その後は教育委員会が管理に責任を持つというわけではなく、必要な助言や指示を行うことができるという立場であります。古木が樹勢を維持するには良好とは言えない立地条件の中で、管理される皆さんが毎年肥料を施すなど経費をかけて管理し、長年にわたって責任をもって見事な状態を維持していくということが必要だと思っております。そうしたことを関係者と相談しながら、総合的には指定に向けた検討を進めてまいりたいというふうに思っております。

竹澤議員

御答弁いただきました。

学芸員の方からもお話聞きましたけど、教育長答弁にもありましたけれども、町の指定文化財の中にはですね、建造物、彫刻、考古資料、工芸品、書籍とか、いろいろ幅広くあるわけで、このうちの天然記念物、自然のものは、確かにその寿命の問題がありましてですね、心配される向きもありますけれども、今のお話にもありました地元での管理とか、そういうことも含めてですね、やっていく覚悟でございますので、ぜひ、これが実現のために御努力をいただきたいというふうに思います。加えてですね、町で今後において指定をしていただいた暁になりますけれども、ワンランク上の長野県指定文化財への指定というものも御検討いただきたいなあとと思うわけであります。現在、飯島町には5つの長野県指定文化財があります。史跡としての伊那県庁跡、それから書籍関係が西岸寺に2つあります。それから彫刻で木造大覚禅師倚像、そして天然記念物の南羽場のシラカシと、これ5つあるわけでありますね。そこで、現在の町の天然記念物の県への格上げということで、慈福院のしだれ桜につきましても県の指定文化財への指定を求めるわけですが、こちら辺の可能性とか方向性についてはいかがでしょうか。

教 育 長

県の天然記念物への指定は可能かという御質問であります。県の天然記念物に指定を申請するには、通常は町の天然記念物に指定されているということがまず条件になります。県指定の判断基準は、長野県宝等の指定等に関する基準によりまして、その中に県の自然を知る上において学術上重要なものという項目の中の植物の中に大木、名木という項目がございます。こういったことに関しては、専門家である県の文化財審議委員が調査をして県の審議会に諮られるということになります。それで、まずは町指定となった後に、さら

竹澤議員

に高いレベルの学術的な価値、あるいは保存性を検討して、県への指定を申請するかどうかということについて、そういった中で判断をしていきたいというふうに思っております。

御答弁いただきましたので、そういうチャンスがあればまな板に乗せていただければと思いますので、以上といたしまして、2つ目の質問に入ってまいります。

次にですね、子育て支援策として幼児ワクチンの公費補助を、お母さん方、また町内の医療機関から要望があるわけでありまして、幾つかあるんですけど、また細かくは後ほど申し上げますが、当面、おたふく風邪ワクチンを補助することを提案するものであります。ことしの3月22日の日に町長に対して町内の4つの医療機関から自費ワクチンへの公費補助をぜひやってほしいというお願いがあったと思います。その内容でありますけれども、最近、ワクチンの開発、普及が進んでおりまして、種類も増えてきているわけでありまして、お母さん方の小児のワクチンへの問い合わせも多くありまして、接種希望も大変増えてきている現状にあります。しかしながら、公費扱いにならないワクチンもまだあるわけでありまして、家庭の出費も高額になっているわけでありまして、昨今、各家庭の経済状況も好転していないと、こういう状況もあるわけでありまして、そこで、飯島町が公費助成すれば、子育てに対してもプラスになるわけでありましてといったような趣旨のことが先生のほうから提案があったと思います。過去に、私、一般質問を通じまして高齢者肺炎球菌ワクチンを飯島町で早くやるようにということを提案いたしまして、当時、長野県で77市町村あったんですけど、我が町が4番目にこの制度を導入して補助をしていただいて、高齢者の皆さんにもワクチンを接種していただいて、喜んでいただいているところであります。先般のある会議である先生から、75歳以上を過ぎた方でこのワクチンを接種していない方がいるよと、これ、実態調査をしたほうがいいよとちゅう提案があったやにお伺いしておりますが、いずれにいたしましても、お年寄り、また小さい子どももですね、いろいろな病気を事前に予防するため、ワクチンなるものを有効に活用するのも大切なことではないかなあと思うわけでありまして、飯島町がこの制度などを先行して行うことになりますとですね、町長が目指している田舎暮らしランキング日本一ということにつながる政策になるのではないかとこのように思うところでございます。先般の一般質問の通告書にはですね、ロタウイルスが公費となるというふうに記したわけですが、私の誤りで、実はB型肝炎ワクチンがことしの12月から国で行うということになったところであります。医療機関からの要望は、まずですね、ロタウイルスワクチンが生後6週で3回接種が必要でありまして、費用が1回8,000円で計2万4,000円かかります。これがロタウイルスワクチンであります。それから、おたふく風邪ワクチンが生後2カ月で2回接種、1回6,000円で計1万2,000円かかるわけでありまして。ほかにもインフルエンザ・H1N1ワクチンなどの要望もあるところであります。そこで、とりあえずおたふく風邪のワクチン接種補助を実施したらどうかということを提案するわけでありまして。

子育て支援センターも来年の4月からオープンするわけでありまして、新年度に向かって同時スタートで行ったらどうかかなあと思うわけでありまして。子育て支援のトップを切っている飯島町として、他市町村に先駆けて、未来を担う宝物である飯島町のお子さんの健康で育っていくような、そういう支援を提案するわけでありまして、町長の見解を求め

るところであります。

町 長

続きまして幼児ワクチンの公費補助をということで、当面はおたふく風邪ワクチンの費用補助をしたらどうですかと、こういうお尋ねでございます。子どもの任意予防接種の費用補助につきましては、ことし3月の町内医師会の折、先生方全員連名の要望書をいただいております。町では、任意予防接種であります中学3年生の季節性インフルエンザ予防接種及び成人の麻疹・風疹予防接種につきまして、町内医療機関の先生にお願いし、費用補助を行っているところであります。先生方の予防医療への御理解、御協力について感謝をいたしているところでございます。子どもの予防接種の動向といたしましては、ここ数年間にヒブ、小児肺炎球菌、水痘など予防接種法で定めた正規の予防接種となり、ことしの10月から新たにB型肝炎予防接種が定期化されることとなり、感染症から子どもを守る対策が進んでいるところでございます。詳細につきましては課長より申し上げたいと思います。

健康福祉課長

それでは、詳細につきましては私のほうからお答えをさせていただきたいというふうに思います。お尋ねのおたふく風邪のワクチンの予防接種でございますけれども、昭和63年にですね、麻疹、風疹、おたふく風邪の3種混合の通称MMRというのが定期化をされて行われたわけでございますけれども、接種後に副反応が多く出まして、平成4年をもって中止となった経過がございます。その後、麻疹、風疹につきましては定期化になってきておりますけれども、副反応が多かったとされるおたふく風邪につきましては、まだ、その当時はですね、国で検討課題ということになっておりまして、定期化には数年かかるだろうというふうに思われておりました。一方、近年になりましてですね、日本小児科学会のほうでですね、平成24年におたふく風邪の早期定期化予防接種の要望書を国のほうへ要望をしております。それから、長野県内におきましてもですね、木曽地域を中心にいたしまして10カ所ほどの自治体が費用補助を行っている状況がございます。また、薬剤メーカーの研究によりましてですね、おたふく風邪のワクチンが混合せず単抗接種、単抗原接種というそうでございますが、単独で行いますと副反応が少ないという、そういう情報もだんだん出てきておりまして、これから検討するのがふさわしいのかなということを、情報をこれから集めているところでございます。町といたしましてはですね、今、議員さんがおっしゃいましたようにですね、おたふく風邪につきまして、いろいろな情報を集めた中でですね、お金は大変あるわけではございませんので、年齢等、ターゲットを絞る格好にはなるかもしれませんがですね、来年度の接種に向けてですね、検討をしてみたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

竹澤議員

来年度実施に向けて検討という答弁をいただきました。

先ほどの答弁にありました中学生の3年生、受験前のインフルエンザワクチン接種については、私、以前に一般質問で提案させていただいて、これも実現した制度であります。おたふく風邪のワクチンの関係ですけど、おたふく風邪の発症した場合ですが、専門の医師にお伺いいたしましたところ、これが発症した場合にですね、合併症として、例えば難聴ですとか、それから髄膜炎、脳炎などが発症する、こういう例が結構あるということでありまして、おたふく風邪ワクチンを接種することによる有効性は高いのではないかなと

	いうふうに思うところであります。加えて、このワクチン接種がですね、制度化された場合に、付随的なことで提案申し上げますけれども、以前にも町長にはいろいろと記者会見をやったほうがいいよっていうことを提案してありますが、いろいろな新しい政策を進めていく場合に、世の中に知らしめて、それで効果を図っていくということも一つの手法じゃないかなというふうに思います。飯島町が他市町村に先んじていろいろ子育て支援をやっているわけでありまして、そういうことを知られることは、飯島町に、また住んでいただく一つの要素にもなるのかなあと思うわけですし、その手法として医療関係者の情報誌に「医療タイムス」というのがございますので、これを活用することを提案するわけでありまして、昨年9月議会で医師確保マニュアルの開業医向け飯島町の医療圏資料ですとか開業医の個別相談会などを秋に行ったりしたわけですが、このときも「医療タイムス」を活用したというふうに記憶しております。これは結果として、先般、町長から議会に報告がありました医師確保にも大いに効果があったのかなあというふうに思っているわけでありまして、こうした情報発信の手法としての方法を提案いたしますが、担当課長のほうで答弁を、はいじゃあ、お願いします。
健康福祉課長	確かに、昨年度から「医療タイムス」という医療専門の新聞にお世話になりまして、開業医支援の広告の案内を載せさせていただきましたし、D2Dというインターネットを活用させていただいております。メディアを使ってですね、いろいろな面でPRしていくことはですね、必要なことだと思いますので、今後につきましてもですね、こういうことがございましたら、そういうのを入れて、発信できるもの、内容的なものもいろいろ精査をしなければございませんが、そういうことを考えていきたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。
竹澤議員	それでは3つ目の質問に入ります。質問の3つ目ではありますが、具体的な施策は防災士資格取得のことをお尋ねするわけですが、これに関連いたしまして、まず冒頭、消防団員の現在の定数でありますけど、300人でありますけれども、聞くところによると定数削減というのでも検討し始めているということでございます。例えば現在より40人減らすといたした場合にですね、5つの分団があるんですけれども、その中の年齢構成なども考慮して減らしていくということが必要になるわけでありまして、具体的には消防委員会の中で検討し、削減するということになろうかと思います。この課題について、削減する理由、それから想定している削減数、それから実施時期はいつなのかについてお尋ねします。
町長	続きまして、地域防災担い手の育成という大きなくりの枠の中からですね、消防団員削減計画の動向はと、こういう御質問でございます。消防団員の定数の見直しにつきましては、平成27年度から2年をかけて検討を進めておりまして、本年度は一定の結論を出す年であると認識しております。平成27年4月の常備消防の広域化に伴い常備消防が充実してきていることに加え、消防団員の適齢人口が減少していることを踏まえて、29年度から団員定数を削減する方向で検討が進んでおります。細部につきましては担当課長から答弁をいたします。
総務課長	それでは、これまでの検討経過と、それから定員削減の今後の実施予定等について申し上げます。これまでに、まずは消防団幹部会において団員定数の検討を進めてまいりまし

た。具体的には分団ごとに今後の入団者予測の調査を行っております。これに加えまして町の住民基本台帳のデータから入団適齢年齢人口の推計をしまして団員定数の検討をしまいったところでございます。その結果、各分団に差はあるわけでございますが、全体で確実に団員が減っていく傾向が鮮明となってきました。本年度団員定数 300 人でございますが、実際には 294 人が団員となっております。やや定数割れの状態ではありますが、この中には団員登録はあるものの訓練や行事に一度も参加しないという団員もあります。いわゆる実働人数ですね、は、これより少なくなっているというのが実態でございます。できる限り実際に活動できる人数、いわゆる実働人数を大院定数とすることが重要でありまして、この方向で定数の検討を進めている状況でございます。この消防団としての検討状況を本年 4 月の消防委員会に報告をしまして、委員会としての意見をお聞きしたところでございます。この委員会の中では、先ほどの検討状況、それから近隣自治体の状況を踏まえると、40 人～50 人の定数削減が妥当ではないか、つまり団員定数から言いますと現行の 300 人を 250～260 人くらいにするのが妥当ではないかという意見がありました。この消防委員会の議論を経まして、現在、再度消防団に持ち帰って、再度検討していただいているというところでございます。今後の予定としましては、7 月の消防団幹部会におきまして消防団としての方向をまとめていただきます。これを報告をいただいた上で町としての考え方を整理し、消防委員会に諮問をし、答申を得ていく予定でございます。その結果によりまして適切な時期の議会に定数変更の条例案を提出してまいりたいというふうに考えております。なお、このまま進んだ場合には、来年 4 月からの定数削減が見込まれるところでございます。

竹澤議員 今お話ありましたように、削減の理由は、上伊那広域消防が昨年の 4 月スタートしたわけですが、このことと、それから消防団員の適齢人口の減少、これらが理由だということ、現在の 300 から 250～260、40 ないし 50 人を減らすことについて 29 年度から実施すると、こういうことであります。それで、40～50 人減ることによって飯島町の町民の皆さんの命や財産を守る消防団の活動について支障がないかどうかについてお尋ねします。

総務課長 まず実働人数が 250 ないし 260 と想定した場合には、この範囲では確実な活動ができると思います。ただし、大規模な災害が起きた場合ですね、これでは、消防団だけではとても対応できないことが想定されますので、そうした場合には近隣の消防団の応援を求めますとか、あるいは、状況によっては自衛隊、警察等の応援を求めるといような広域的な応援体制を求めることが必要かというふうに思います。

竹澤議員 わかりました。来る 19 日の日かな。町の消防団のポンプ操法大会あります。選手の皆さんには優秀な成績が出ますように頑張ってくださいことをおつなぎしておきます。さて、そこで、そうした状況を踏まえてですね、防災士について、昨日、同僚議員からの質問で方向性は確認できましたけれども、もう少し議論を深めて、実施設計に向けて議論を深めたいなあと思います。まずですね、阪神・淡路大震災を教訓に民間の防災リーダーを育成しようということで 2003 年に始まった制度で、NPO 法人日本防災士機構が防災の専門家として認定する制度として防災士の制度ができております。このことによりまして、さきの東日本大震災や熊本地震でも現場で活躍をしているところであります。昨日も説明あり

ましたが、防災士の認定を受けるためには松本大学などが実施をしております防災士育成研修講座に受講料と受験料で3万5,000円ほどかかるんですけれども、そうしたことを受ける必要があります。ただし、消防経験者で分団長以上の方につきましては、その受講が消防特例で免除されるわけでありまして、認証登録料1万円がいて、こういうことになっております。飯島町では防災士が現在15名いるわけですが、個人情報の保護のため15名がどなたであるかということは把握ができていないようであります。先ほど質問いたしました消防団員の派遣などを受けましてですね、消防団のOBなどに資格取得を促して資格取得費用の補助を行い、全自治組織に配置して、協働のまちづくりとして地域の減災や地域防災向上のために取り組んでいく必要があるのではないかと思います。昨日は箕輪の例が出ましたが、私のほうからは駒ヶ根市の例を申し上げます。駒ヶ根市では28年度よりこの制度に対する補助制度を導入したところであります。担当者にお聞きしましたところ、今年度は総額25万5,000円の予算でありまして、5名の受講補助に1人3万5,000円補助、消防団幹部経験者など10名に1人1万円補助で15名を確保すると、こういうことであります。飯島町におきましても、分団長以上経験者の防災士資格をですね、基本としながら、1年でやるのは無理かと思いますので、少し時間をかけて計画したらどうかなあと思うわけであります。具体的には、消防団の幹部の皆さん、それから、昨日も話がありましたが、県が行う自主防災リーダーですとか自主防災アドバイザーの方にも取得を呼びかけて、3カ年計画くらいですね、全自治会、全耕地に配置をすればですね、町長、今1年目ですので、最終年、町長の最終年に目標達成ができると、こういうことになるわけであります。よって、この課題について平成29年度から予算化することを求めるわけでありますけれども、いかがでしょうか。

町 長

消防団員の人数が確保できない状況の中で、地域の防災の担い手の育成という観点から消防団OBなどにこの防災士の資格取得を促して、地域の防災意識の高揚と活動に、その向上を目指すべきではないかと、こういうお尋ねでございます。これまでの事例から、自主防災組織が日ごろの活動や発災時の活動をどの程度行えるかによって被害の軽減につながったり適切な避難所運営につながったりと言われております。防災の専門知識を習得した防災士が各地区の長や防災アドバイザーと一体となってみずからの地区を守っていくことは、とても重要で有効だと考えています。地域防災力を高めることは欠かすことのできないことであり、防災士の資格取得の支援につきましては前向きに検討する必要があると考えております。細部の考えにつきましては担当課長から答弁いたします。

総務課長

それじゃあ、再度考え方について申し上げますが、御案内のとおり飯島町の地形は変化に富んでおりまして、ひとたび大きな災害が発生すると、道路ですとか、それから斜面の崩壊で地域が分断されるというような事態も想定されるわけでございます。それから、災害の種類ですとか規模、それから発生する時間帯によっては、いわゆる防災リーダーとなるべき方が飯島町を離れていたり、あるいは家屋に閉じ込められたり、それから地域分断のためにその任務に当たれないということも考えられるわけでありまして、すべての自主防災会に防災のリーダー的存在が複数いることが、やっぱり、この減災ですか、地域防災力を高める上では理想的な姿というふうに考えるわけでございます。御提案のあった防災

士に関しましては、各自主防災組織に1名、これを当面の目標としていきたいと思っておりますが、ただいま申し上げましたとおり、有事に際しては、防災士が、防災士ほかりーダーですね、こういった方が複数いることが理想でありますので、将来的には各自主防災組織に複数の防災士がいて、こういうことを目指してまいりたいと考えております。防災士の資格取得の候補者としましては、今、議員から提案がございましたとおり消防団の幹部OB、分団長以上の経験者ですと、試験の一部免除等、受講の一部免除等がある、いわゆる通常より安価で資格取得ができるということもあります。それから、消防職員OB、消防士ですね、消防士の方も適任というふうに考えております。加えて、時期でありますので女性の防災士のぜひ資格を取っていただきたいなあという思いもございますし、自主防災会のバランス、ある地区に集中しないとか、そういった地域バランスも含めて、できるだけ大勢の方が資格を取得できるように環境を整えて取得を促してまいりたいと考えております。当然ながら、防災士の資格を取得した方には日ごろから地域において講習や訓練をリードしていただいて、住民の防災意識を高めていただく、それによって減災につながっていただくということ、有事の際には、当然ながら地域のリーダーとして役割を担っていただきたいという思いでございます。いつから補助を実施していくかという御質問もありましたが、まず、災害はいつ起こるとも限らないわけありますので、地域防災力を高めるという観点からも、できるだけ多くの防災士がいる体制を築きたいわけありますが、実際に資格を取得していただく有力な候補者であります消防団幹部、あるいはOBですね、この皆さんとも相談しながら意見を聞いて制度設計を進めていく必要があると考えておりまして、まずは3カ年の実施計画にこのことを盛り込んでまいりたいと思っております。その上で、来年度の予算に計上をして、来年4月から補助する方向で検討を進めてまいりたいと思います。

竹澤議員 昨日の同僚議員の答弁とあわせて明快な答弁をいただきました。そこですね、消防団OB、消防士のOB、また女性などを含めて複数の防災士を配置していくと、こういう方向性であるんですが、資格取得した方々の防災士の情報交換をしたりですね、また研修をする場として、町にその防災士の連絡会みたいな組織を立ち上げる必要があるのかなあということも、きのう箕輪の例もありましたが、このことについては、担当課長、お考えはいかがでしょうか。

総務課長 大変大事なことだと思っておりますので、その方向で検討してまいりたいと思います。

竹澤議員 先日、うれしいことがありましたので、ここで報告させていただきたいなあと思います。東日本大震災で被災しました宮城県南三陸町と交流を続けているわけでありまして、あの3・11の大震災で南三陸の防災センターから町民の命を救うために最後まで頑張った遠藤未希さん、当時、1万7,700人の人口であったですけど、その約半分、志津川地区の皆さんがそのアナウンスによって避難して助かったわけですね。彼女は当時24歳で、秋には結婚するはずだったわけですが、「高台に避難してください」と言葉を叫びながらこの世を去ったわけでありまして。この南三陸町といろいろと縁がございまして、過去に同僚議員と一緒にボランティア活動を体験いたしました。また、飯島町クラブで2回ほど被災地の仮設住宅へ慰問講演なども行ってきたわけでありまして、ことしは御柱がありまし

		たので、山出し祭に南三陸の方々を御招待したわけであります。そしたら、先週ですけど、南三陸の知人から電話がありました。今、復興の作業が進んでいるんですけども、おかげさまに仮設住宅から新築で新しいうちへ住む方がだんだん増えてきているということで、ついでにはですね、この新築祝いに飯島町のお酒を届けたいと、こういうお話がございまして、10 升送ってくれということでございましたので、町内の酒屋さんに頼んで「アルプスの風」を 10 升、先日送ったところであります。先方では、新築祝いにこの「アルプスの風」を届けていただき、また飯島町のことも宣伝してくれると、こんなうれしい話でございました。今回の議会でもですね、飯島町は何かでかいことにチャレンジしていくかのごときでありますけれども、些細な交流で、遠くの方とのですね、交流もでき、友達にもなる、そんなまちづくりというのが今必要ではないかなと、昨今、感じる次第であります。最後に、もう一度、町長の防災に関する所見を求めて、質問を終わりたいと思います。
町	長	東北大震災、もう本当にだんだんにいろいろな災害があるもんですから記憶から薄れていってしまいます。しかし、その当時の熱き思いとか御縁がいまだに続いていらっしゃると、その災害が起きた、その場は助けなきゃと、そういう思いは誰でもお持ちでしょうけれども、いまだにそれは心の支えとなって御縁を結ばれているということに関して、敬意と、また感謝を改めて申し上げたいというふうに思います。日本、飯島のお酒が新築祝いに飲まれると、どこからどういう発想が生まれてくるのか、それはわかりませんが、ありがたいことかなあというふうに思っております。まちづくりはですね、決してお祭り騒ぎで目立ったことをやっているつもりはございません。そこを醸成する、やっぱし人の心、町が好きです、愛しています、そういったことの表現ですから、一番根本は住民の皆さんが自分の町が好きですよと、こういうことから始まっているということは間違いありません。一つの事業に起こすことにおいては、それが人に見られるようにやらなきゃならないということも、これも一つのテクニックかなというふうに思っております。地道にですね、まちづくりなんちゅうのは、そう簡単にはいはいとできるもんじゃありません。ずっとずっと長い間をかけて飯島町という今のこれができ上がっているわけでございますから、ガラッと変わったものが、あした掘っ立て小屋みたいに見えるわけではございません。それは十分わかっています。防災もですね、やはり日ごろの心がけ、心の準備、いざというときの心の準備がいかに行きわたっているかということだと思います。そういった意味で、こういう消防団が減る中、心細いわけでございますけれども、専門知識を得た人たちが地域におられてですね、その時折で、その観点から、知見を生かした中での地域の住民の皆様には防災意識を高揚するという事は非常に大切なことだというふうに思っております。ありがとうございました。
議	長	ここで休憩といたします。再開時刻を 11 時といたします。休憩。
休	憩	午前 10 時 41 分
再	開	午前 11 時 00 分
議	長	休憩を解き会議を再開します。一般質問を続けます。

6 番 堀内議員	6 番 堀内克美君。 通告に基づきまして一般質問を行います。今回は、下平町長の目玉事業であります営業部事業につきまして、それとあわせまして工業振興と通告しましたが、企業振興のための企業要望の町の取り組みについて、この2点についてをお伺いをしていきたいと思います。 まず1点目として営業部事業の取り組みについてをお伺い申し上げます。この問題につきましては多くの同僚議員から質問が行われております。重複するところもあろうかと思いますが、私のお尋ねしたい内容もありますので、通告におおむね沿いまして質問をさせていただきたいと思います。まず、飯島町営業部の目的及び事業につきましてお伺いをいたしますが、実は、一般通告、一般質問通告期限後の6月2日に実施されました議会全員協議会の折に飯島町営業部の規則設置が示されました。そういうことですので、それを参考にお伺いをしていきたいと思います。まず、目的につきましては第1条に示されておりますが、産業振興のための関係機関等が一体となって、儲かる飯島町、これをつくっていかうということがおおむね記述されておりますが、そのように理解してよろしいのか。また、事業の内容は第2条で示されております(1)～(5)の事業、それに加えてその他目標の達成に必要なためというふうに書いてありますが、そのように理解していいのか。まず、その点についてをお伺いをいたしたいと思います。
町 長	堀内克美議員の一般質問にお答えしてまいりたいと思います。営業部の目的についてということでございます。営業部の目的及び事業についてですけれども、目的は飯島町の産業振興にかかわる町民及び関係機関等が一体となり、町民の連携と調和のとれた戦略的かつ総合的に儲かる飯島町を創出するために設置されたものでございます。事業につきましては、今までお話してきたこと等ございまして、本年度は、まずは地域資源の掘り起こしを重点的に行い、視察研修等も行っていきたいというふうに思っております。さきの御案内のとおりでございます。
堀内議員	規則が示されましたので、そのように理解をさせていただきます。ただ、私も後からいろいろお伺いする内容もありますが、この規則の中にもう一つ入れてもらったらいいのかなあというのがあります。それは、それぞれの事業をこの営業部で実施するについての総合的なその管理、マネジメント、その機能も行政機関との連携を図る中には必要じゃないかなと、そんなふうに思いますので提案をしていきたいと思います。それから、概念図というものが一緒に示されましたが、産業振興に加えてまちおこし事業への取り組みということが漠然とした内容でうたわれております。規則の設置目的に産業振興ということも入っていますが、この漠然としたものは、もう少し概念図の中でもはっきり示していただいたほうがよかったんじゃないかなあと、というのは、この事業の中でそれぞれいろいろ質問がございしますが、60周年プレイベント、この事業も実施するというようなことがここで取り扱われるということは、こういうことに、このところに示した内容でやられているのかな、そんなふうに見ておりますが、その点についてお伺いしたい。
町 長	まず、行政との絡みの組織を入れたほうがいいんじゃないかと、いろいろ御意見をいただいておりますので、また、ちょっと見直す中でですね、そこら辺の体制を今後整えてい

	く必要があるかなというふうに認識しております。
堀内議員	私も一般質問を中座した時期がありますので、皆さんのお話、全部お聞きしていませんので、私は私なりの質問をさせていただきますが、御容赦をいただきたいと思います。 また、昨日の同僚議員の質問の中で総務課長は、企画政策課の中に営業部の連絡調整、その機能があるというふうに言われておりますが、私は、逆に言うと、その企画政策課の中に入れるんじゃなくて、営業本部っていうのは外に出して、そちらで各課の調整もしてもらおうと、それがいいんじゃないかな、そんなふうに思いますので、要するに営業本部というのは町長直属の組織ということにしたほうがいいんじゃないかなと、そんなふうに思いますので、その点についてもお伺いしたいと思います。
堀内議員	また私のほうから、後から提案したいこともありますので、そんなふうに今の段階ではお聞きをしておきたいと思います。次に営業部の設置規則についてですが、6月2日の全協で示されております。きのうも同僚議員から3月25日の交付と4月1日の施行、このところに6月2日の議会全員協議会での提案、提示と非常に時間的な間があってちょっと不自然ではないかなあというお話がありました。実は、私もこのところは同感でございます。事業に規則をさかのぼってつくったんではないかなあ、そんなふうな疑問をちょっといただいております。通告事項ではありませんが、大変重要な関連事項でありますので、議長の許しをいただいておりますが、よろしく願います。設置規則は平成28年3月25日付、規則第6号ということで示されております。当然、役場の内部機関であります法規審査委員会というもので審議をされていると思いますが、この法規審査委員会、いつ審議をしたのか、それについてをお伺いしたいと思います。これについては副町長が会長だと思っておりますので、副町長からお伺いしたい。
総務課長	法規審査委員会につきましては総務課長が主催するということになっております。私のほうからお答えします。3月24日の法規審査委員会でこの内容を審査しております。
堀内議員	ここで、私、今、町の週間行事予定表を持っております。実は、いろいろと繰って法規審査委員会という会議の中を調べたんですが、2月以降、5月末までに法規審査委員会では2回やっているんですね。1回目が2月9日、2回目が5月13日、今言われた3月23日かな、24日、この日の行事予定の中には、それが入っていないんです。いろいろと不自然の部分があるんで、もうはっきりをさせていきたいと思って、あえてこの質問をさせていただきますが、本当に3月24日に行われたとしたら、この週間行事予定表の中には入っていない日程をつくってやったんだと、お伺いしたいと思います。
総務課長	ちょっと私ごとで大変恐縮ですが、当時、けがのため入院しておりまして、そこ不在中でございました。それで、事務局と連絡——事務局というんですか、総務課と連絡をとりまして、私の代理として健康福祉課長を指名をして、健康福祉課長が開議を主催して、この日に実施をしております。
健康福祉課長	週間行事予定には入っていなかったかもしれませんが、当日8時40分から法規審査委員会を開催いたしまして、確かにその規則について審議をいたしております。よろしく願います。

堀内議員	それだとしますと、いろいろの行事がその日には入っていますので、全員の課長が出席をされておらないというふうに理解してよろしいですか。
健康福祉課長	全員いたかと言われますと、ちょっと、確かに総務課長はけがのため不在でございましたが、私のほかに、法規審査委員会でございますので、所定の人数が集まりませんと審議ができませんが、審議ができたということは大体の方は出席したというふうに理解しております。ちょっと何人いたかというふうに、ちょっと私、記憶が今ございませんけれども、確かに審議したことは確かでございます。以上でございます。
堀内議員	どうも、ちょっと答弁も曖昧のようでございます。また、この設置規則の中で、事務局の所在地が飯島町飯島 1117 番地ということになっていますが、これは今の営業部の事務所と理解してよろしいんですか。
堀内議員	何か、ちょっと曖昧な部分がありそうでございます。少し取り扱いにつきましては議長さんにお任せして、次の質問に移りたいと思います。それでは、次に組織構成についてをお伺いをしたいと思います。一般会計の営業部交付金につきましては、6 月 2 日に規則が示されましたので、飯島町営業部の運営経費と理解をいたしました。また、将来、一般社団法人化もしたいということもそのときにお伺いをいたしました。ただ、民間と行政のよいところを活用してと言われておりますが、民間の力も行政組織の中でも十分発揮できるのではないかなと、私はそういうふうに思っております。ちょっと飯島町が合併して以来の飯島町の独自の特徴的な行政事例、それを幾つか参考にお話をしてみたいと思います。まず、林務委員制度でございます。この制度はほかの市町村には恐らくない組織、飯島町の独自の組織というふうに私は理解しております。合併前のこの昭和 35 年ごろだったと思いますが、町有林の立木が盗伐されるという事件が起きております。合併の間もなくの時期でありまして、町有林の場所なんかを把握している職員が限定をされていたというようなことで、十分な管理ができなかったのが原因だというふうに当時はお聞きしておりました。当時の理事者は、早速、町民の中から山の管理をしていただく、監視をしていただく委員の皆さんをお願いをして、職員だけでなく町民の目からも一緒に町有林の監視をする体制を設置したと、これが林務委員会制度であります。これは行政組織の中の地方自治法の第 202 条の 4 による附属機関ということで、町が、町長が設置したものというふうに理解しております。以後 50 年有余、町有林の適正な管理が行われていると、私はそんなふうに思っております。このことは、逆に言うと役場の職員の人事異動なんかで職員がわからないところも林務委員の皆さんが把握していただいているということで、非常にこれは、町の管理体制では非常に特徴的であります。有効な方法だと思っております。次に、県営圃場整備事業でございます。これは昭和 40 年代後半から 50 年代に実施をされまして、飯島町の水田を中心に約 1,000ha の農地を 30 a 規模の規格の大きさに再整備をした事業でもあります。この事業につきましては、ほかの地区、市町村では、土地改良法に基づきます土地改良区という法人組織を設立して、その組織が事業主体となって実施をしているというのがほとんどであります。飯島町の場合には、この土地改良事業も町が事業主体となって町の事業として受益者代表によります地域の委員会を設置して、町の一般会計予算の中

で実施をしてきております。町が事業主となって実施してきまして、道路、水路の整備につきましては受益者の皆さんの土地を提供いただく中で整備をしておりますし、受益者の皆さんも町が実施したことによって受益者負担も少なく済んできた、そんなようなことで、現在の飯島町の田園風景をつくり出してきていると、そんな状況でございます。また、同じころ始まった水田の転作事業につきましてですが、これも町と農協と連携をとりながら、一応これは外部団体という、組織は外部の組織をつくってありますが、役場の職員と農協の職員が連携しながら農家の皆さんと一緒に進めてきて、これも50余、約50年間、いろいろ問題がなく事業が進められてきていると、そんなふうになっております。それから、もう一つは飯島町営農センター事業でございます。これは昭和60年代に圃場整備後の、圃場整備を実施しているときには農業できませんので、兼業化が非常に進行的にしました。それから農業従事者の高齢化ということで農業の担い手不足が発生をしてきております。昭和50年代後半から、いろいろ各地区の水稻協同組合というものが大規模圃場に対応して水田の作業をしてきたところですが、この水稻協議会をベースとしまして各地区に営農組合を組織をして、その後、4地区の営農組合に水稻組合が吸収されて、担い手組織をつくって飯島町が農業を継続できる体制整備を続けてきております。これも、町の営農センターというのは、これも規則でつくった組織ですが、町の中に役場の職員と農協の職員を中心に農業関係機関の皆さん、農家の皆さんで組織したもので実施をしてきております。その後、平成17年には担い手法人というものがつくられまして、2階建て方式の地区営農体系ということで全国的にも評価されまして、農林水産省の集落営農体系の一つとして取り上げられ、視察も多く、現在でも来られていると思いますが、来られているということで、これも30年に歴史を要しておりますので、これも成功事例ではない中あと、そんなふうに思います。そんなようなことで、飯島町の農業農村整備計画、町の基本計画と地域複合営農への道というのが一体となっておりますので、町の農業振興の骨格として営農センターも一緒になって進めていると、こんなようなことをしてきております。幾つか、今、事例を申し上げましたが、それぞれ飯島町がよその市町村とは違う特徴的な成功事例ではないかなあと私は思っています。下平町長の目玉事業として、飯島町営業部事業、これも取り上げられております。これもよその行政には恐らく前例がない新しい取り組みではないかなあ、そう思っております。ただ、この問題を現在の規則、それから今までのそれぞれの一般質問の中での質疑等をお伺いしていると、外部組織としてつくっていくということではありますが、これは、私の考えは行政の組織の中で、今幾つか事例をお話しましたが、十分やっていけるのではないかと、また、町長が本部長となって進めるということが飯島町の取り組みとして非常にインパクトがあるんじゃないかなあ、逆に言いますと、私の考えは、飯島町が飯島町、もうかる飯島町をつくるために町を売るということは、町長がトップセールスマンだと、当然そうだと思います。そのためには、やはり町の中へ置いて町長が本部長としてやっていく、これが大事ではないかなあと、そんなふうに思っております。また、最近では、先ほどの同僚議員の質問にもありましたが、土地開発公社なんかは大きな赤字を抱えて解散するという行政も少なくありません。安易に外部へ法人化をして、万一、大きな赤字なんかをつくった場合には非常に問題になりますし、これにつ

いても議会が直接関与ができない、そんなようなことになりますので、非常に私は危険があると思います。よく町長と議会は車の両輪とよく言われております。先ほども言いましたが、町長が本部長になるということのインパクトと行政組織の中で営業部事業を実施してこそ車の両輪の機能が発揮できる、そんなふうに考えております。今後、今までの質問の答弁の中では組織のあり方について再検討していきたいというようなことを申ししておりますが、ぜひ、その再検討の中に町の組織の中でもやっていくということも検討課題の中に入れて検討を進めていただきたいということで、その点についてを、町長の考えをお伺いしたいと思います。

副 町 長 組織の御質問でございますので私のほうからお答えしたいと思います。議員さんの言われましたように、町の歴史の中で民間と行政のよいところをそれぞれ組織の中でやってきたという事例を挙げていただきました。この最初につくりました規則、これもですね、町の営農センターのやってきた事例を参考にしながら、そういった組織で当面はやりながら、将来的には法人化をしていったらどうかということで検討してきた経過もございます。ですので、議員さんの言われたとおり、言われました事例のとおり、今までの経過の中で、そういった優良な事例を参考にしてきたことをまず答弁させていただきます。それから、この営業部でありますけれども、リスクは伴いますけれども、収益事業、それから新たな事業展開のための資金調達、こういったところもできる組織ということで位置づけておりますので、外部の行政の外に位置づけるというような形で検討しているところでございます。なお、営業部としましては、そういった収益事業を行いますけれども、前段での御質問等でありますように、やはりいろいろな組織、既存の組織がありますけれども、そういったところと連携しながら、また行政とそういった地域の組織を総合的にまとめていく地域の総合マネジメント的な組織というようなことでも位置づけておりますので、そういった点からまして、将来的には外部組織にしていきたいということでございます。なお、行政の監視の行き届かないような場面も出てくる可能性もございますので、今、各地区営農組合が特定の一般社団法人となっておりましてけれども、営業部としても、そういった町がある程度議決権を持つ特定の一般社団法人化していくということも内部では検討させていただいているところでございます。

堀内議員 お答えいただきましたが、どうも法人化にはこだわっているようでございますが、それぞれ、この規則にある事業は、例えば産業振興課、そのほかの課にもいろいろかかわってくると思うんですが、営業本部で全部これを取り上げてしまうと、その課の皆さんの士気にも影響行くんじゃないかなあ、言い方は悪いかもしれませんが、いいところは営業本部が持っていて、悪いところだけ我々に押しつけられる、そんな考えに陥るのではないかなというようなことも予想を私はしますので、ぜひ、その町を挙げてやっていくということでやってもらうというのが町長が本部長の重要な点だというふうに私は理解しておりますので、営業本部は各課が連携してできるような、そういう体系をぜひ検討していただくということが重要じゃないかなあ、それから、先ほども言いましたが、法人化をされるということになると、議会の手が、意見が直接届かない、間接的には届くとしても直接届かない、そういう組織になってしまう、そういうことがありますので、ぜひ町長部局直属

	のものにしていただきたい、そんなことを、ぜひ検討をするということの項目に加えて、慎重な対応を求めて、次の質問に移りたいと思います。 工業振興についてと通告しましたが、町内の企業振興ということでお伺いをしていきたいと思います。まず、町内の企業の経営状況につきましてですが、それぞれ担当、町長あるいは担当課長等が町内企業等の訪問等を実施をされているようですので、現在の状況についてを、まずお伺いをしたいと思います。
町長	続きまして、町内企業の経営状況はいかがですかと、こういうことでございます。昨年度実施いたしました企業訪問時のアンケート調査の結果から見ますと、設備投資の計画につきましては、およそ半数の企業が計画はあるとしておりますけれども、その内訳を見ますと、新製品製造、増産、新規事業と合わせておよそ3分の1程度にとどまっており、およそ半数は設備の取りかえ・更新となっているところでございます。また、雇用につきましては、設備投資計画のある企業のうち、増員計画のない企業が半数以上となっており、1人～4人増がおよそ半数となっております。一方、人員削減につきましては、およそ4分の3が予定なしとしているものの、人員削減を予定している企業も少数ではありますがございます。総合的に見ますと、現状はよい、あるいは変わらずということではありますが、今後の見通しにつきましては厳しめに考えていらっしゃる経営者の方が多いように伺ってまいりました。細部につきましては担当課長のほうより御説明……。ああ、いいですか。これが一応、現状でございます。
6 番	(堀内 克美君) 少し景気も落ち着いているっちゅうといい言い方だか知りませんが、少し停滞気味かなと、そんなふうな状況でございますが、今のお話の中では、飯島の場合にはよい、変わらず、普通だというようなお答えであります。町内企業の中の景気のいいところもあると思いますので、少しお伺いをしていきたいところは、実は、七久保の柏木工場団地には大手企業が進出をされまして、今、工事中であります。春から操業開始が予定されているというふうにお伺いをしておりますが、町内企業の中でも大規模な用地確保をして業務拡大を計画しているというような企業のあるというふうにもお伺いをしているところでございます。差支えなかったら企業名の公表と、また、複数、もしあるようでしたら、どのくらいの企業がそんなようなことを検討されているのか、それらについてをお伺いして、また、その内容が現在進行しておるのか、それについてをお伺いしたいというふうに思います。
産業振興課長	それでは私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。企業の経営状況につきましては、今お答えさせていただいたとおり、全体にはなかなか厳しい状況というような中ではありますが、一部の、町内の一部の企業におかれましては、用地買収も含めまして工場等の拡張を検討している企業もありまして、現在、相談を受けております。現在、相談を受けているのは一応3社でございます。ただ、その進行状況につきましては、それぞれまちまちでありまして、土地取得ということもございますので、企業名と、あと、ちょっと詳しい内容については御勘弁いただきたいというふうに思います。
堀内議員	どうも、まだ発表する段階ではないということのようでございますが、それぞれ用地の取得方法についてもいろいろの方法があると思うんですが、土地開発公社が実施するとい

うやり方と町が間へ入ってやるかと。また、もう一つは企業独自で取得して開発するというやり方、企業独自で取得する場合には、それに対して町が中間へ入って支援するというようなことが、そういうやり方もあると思います。上伊那の中でも、箕輪、南箕輪、あつちのほう、その市町村は、町村は、確か土地開発公社を持たなくて企業が独自で話をするということで、それを町村が仲介するというような形をとられているというふうに以前にお聞きしております。そんなようなことでいきますと、やっぱり地元の行政が間へ入ってやらないと地権者との間の問題の解決になかなか厳しいことが見込まれます。町として、この間へ入って積極的な対応が求められていると思います。企業の業務拡大というのは、将来的には町の税収増ということにつながっていくということになりますので、どうしても町の発展には欠かせないと思いますので、この体制をどの程度お考えになっているのかお伺いします。

産業振興課長

今、御質問いただきました中で、土地開発公社が行う場合とか、やっぱり行政が直接行う場合と、それから、民間、企業が独自でやる場合と、確かにございます。今、相談を受けている企業の一緒になって検討している内容も、そのどれが一番ベストなのかっていうのをお互いに話し合いながら進めております。企業側にとって、やっぱり時間的な制約があって、早くやらないと増産計画ができないというような場合にあっては、土地開発公社が間に入りますと、どうしても農耕法の計画の変更等がございまして、時間が、年を単位の時間が必要になってくることも考えられます。そういうこともあります。用地買収という部分が入ってきますと、これは公社が間に入れば特例控除があると、所得税の特例控除があるということも、またメリットの点ではございます。いろいろなケースを、ちょっと想定しながら、企業側に提示をさせていただいて、どの方法でいくのがベストかなあっているのを検討して進めております。また、町の支援体制に対して充分であるのかという御質問でございますが、現在、新規企業の誘致につきましても、また町内で操業されております既存の企業の皆さんからのあらゆる相談につきましても、窓口を一本化ということとワンストップで各種案件に対応するように態勢を整えております。相談の中には、道路に関すること、いろいろございますが、まずは産業振興課の商工観光係へ企業との相談いただくように企業にもお話をして、その後、関係課と調整をとるというようなワンストップで進めているところでございます。十分な対応ができていくのかということでございますが、それぞれの課題や御要望、また計画がありまして、その評価はさまざまと思いますが、町としましては、現在できる限りの対応をさせていただいて、それぞれのケースに対しまして企業側と一緒に検討を進めているところでございます。よろしくお願いします。

堀内議員

いろいろのケースが考えられるというお話でしたが、土地開発公社で用地を抱える場合には、その公社での資金繰りの問題もありますし、万一、お土地が企業の都合で売れなくなったりした場合には土地開発公社でその土地を抱えるというような、非常にリスクが出てくる、そんなふうになりますので、これからは行政が仲介して企業の皆さんに利便性を図っていくというのが一つの方法かなと思います。そのように私は思っております。業務拡大やなんかをいたしますと、町の財政に将来的には有効になります。それから、工場の拡大ということになれば雇用の拡大にもつながる、ひいては人口増加対策に有効な手段と

町 長

ということになりますので、ぜひ、企業の皆さん、結構わがままでありますので、あんまりぐずぐずしていますとよそへ行ってしまうっていう企業中にはありますので、ぜひ町のほうで積極的な対応をしていただくということをお願いし、できる限りじゃなくて、積極的な対応を求めて、それに対するお答えをいただいて、質問を終わりたいと思います。

工業振興についてでございます。企業を都会から飯島へ呼んでくるのも一つの振興ですけども、まず大事なことは地元の企業に引き続きいて頑張ってくださいと、こういうことかと思います。これがまず第一で、地元の企業の中にも、今、拡張を考えられているところがございます。そういうところにはですね、過去も苦い経験がございますので、しっかりと寄り添って、まずはお話、気持ちをお聞きしろと、どういうことを望んでいるのかと、こういうことでやっております。これは本当に地道な、いわゆる作業ですね。私もお話を、これは私の、いわゆる派手な部分で苦手な部分なんですけど、寝技の部分なんですけども、これも実は得意なんです。そういったところでですね、お話を聞きながら、社長さんたちのお話を聞きながらですね、希望を聞きながら、関係を太く持った中でですね、御要望にお応えしていきたいというふうに思っております。土地等の取得については、それぞれのパターンが今ありますんで、それぞれに合わせた形の中でベストな方法を進んでいきたいと、いつか、こうなったんだということが皆様方に目に見えるようにしたいなあと、今お話しなくて忸怩たるものがありますけれども、今ここではしゃべらずにですね、結果を見ていただきたいなというふうに思っております。

議 長

ここで昼食のため休憩といたします。再開時刻は午後 1 時 30 分といたします。
休憩。

休 憩

午前 1 1 時 4 3 分

再 開

午後 1 時 3 0 分

議 長

休憩を解き会議を再開します。一般質問に入ります前に、さきの 6 番議員の一般質問において議長に処理を一任されました法規審査委員会の審議につきまして町当局に資料の提出を要請しましたので、この件につきまして町側の説明を求めます。

健康福祉課長

それでは、今お手元にお配りした資料をごらんいただきたいというふうに思います。3 月 24 日の法規審査に係ります法規審査委員会の開催通知から時の会議録でございます。法規審査委員会につきましてはですね、2 月の 8 日 16 日、それから、あと、この 3 月 24 日に開催をいたしまして、新年度に向けた条例、規則、定例会、それから臨時会もございましたので、その中に提案するもの、それから整備するものを合わせまして審議をした内容でございます。その会議録の中の第 11 回法規審査委員会と書かれました規則、要綱の改正の中の 1 番のところに飯島町営業部設置規則（新設）ということで審議をしてまいりました。先ほどはメンバーまでよく覚えておりませんでしたので、会議録を提出をというふうに議長さんに指示をされましたとおり提出をさせていただきました。内容につきましては、一部修正ということで、審議された内容等につきまして、そこに黒字の太字で書いたものが検討した当時の事項、それから一部修正というのは第 7 条のところの第 1 項の

「当たる」の漢字を直した程度だというふうになっております。そういうことで、3月の24日に確かに審議をいたしましたので、そういうことで御報告を申し上げたいと思います。以上でございます。

総務課長

関連をしまして、昨日の一般質問の中で営業部設置規則が例規システムに載っていないという御指摘をいただきましたので、この経過について申し上げます。通常の例規を制定または改廃をして町長名で公布をするわけでございますが、これらについて例規システムの委託業者にデータを送ります。送ったデータが例規システムに反映されるまでに通常で3カ月の期間を要します。したがって、この営業部設置規則も含めて3月末に業者に送った例規が例規システムに反映されるのは6月末以降ということになりますので、御理解をお願いしたいと思います。

議 長
7 番

それでは、7 番 三浦寿美子議員。

三浦議員

それでは通告に従いまして一般質問を行いたいと思います。最初に高齢者が安心して暮らせるまちづくりをするためにということで質問をしたいと思います。来年度から介護予防日常生活支援総合事業が本格実施となります。現在は、要支援1・2の介護予防サービスの利用者は介護保険の介護認定を受けています。その上で地域包括支援センターが中心となってサービスを利用するための介護予防プランを立て、介護保険の介護予防サービスを利用しております。このように、今は介護認定は専門家の調査と判定によるもので、要支援1・2は介護予防として介護保険を利用することができ、訪問介護でも通所介護でも地域密着型サービスでも、介護予防サービスの提供は介護福祉の資格者によって提供をされています。資格者でなければサービスの提供ができない仕組みになっています。来年度からは、現在の高齢者全体を対象として1次予防事業、要介護状態等になるおそれのある高齢者を対象とした2次予防事業に介護予防、生活支援サービス事業として介護保険から要支援1・2が通所介護、訪問介護等の自治体の事業に加わり、新しく介護予防日常生活支援総合事業となって実施がされます。現状の介護保険の介護予防サービスとは違い、自治体が事業主体となるものです。サービス利用者の身体機能などの維持が可能か、私は不安でなりません。日常生活に必要な支援と使える機能をできるだけ低下させないように支援する体制が必要となると考えています。事業を具体化するに当たって、将来を見据え、対象者の介護度ができるだけ緩やかに、できることなら現状維持ができるように検討されているものと私は期待をしているところです。準備状況についてお聞きをいたします。

町 長

それでは三浦寿美子議員の一般質問にお答えしてまいります。高齢者が安心して暮らせるまちづくりをするためにという大きなくりでの問題でございます。これまでの介護予防事業は、要介護予備軍を対象に要介護状態にならないことを目指して機能訓練重視の取り組みを行ってまいりました。しかし、介護保険法の改正に伴い、これからは、すべての高齢者を対象に社会参加を促し、住みなれた地域で生き生きと暮らし続けるための生活支援体制の整備に重点を置いた事業展開が求められていると思っております。このことにつきまして詳しくは担当課長のほうから御回答申し上げます。よろしく申し上げます。

健康福祉課長

それでは、詳細につきましては私のほうから、現在の状況、準備状況をあわせまして説明をさせていただきたいというふうに思います。飯島町におきましても、高齢者の方が住みなれた地域でみずからの足で歩き、健康増進に取り組み、介護予防教室を通してまちづくりに参加できることを、今、目的として、準備段階でございますが事業を進めてきております。ことしもですね、昭和病院と連携をした歩く歩く塾、歩くことを重点を置いた事業、それから、民間活力を生かしてですね、町内事業者と、こういう目的で事業を提案していただけないかということ、ちょっと2業者、応募をさせていただいたんですけれども、提案をいたしまして、応募をいただいたものがございます。それが元気宅配飯島といひまして、機能訓練、それからサービスでお宅へ訪問するような事業でございます。それから、健幸教室という、「健康」の「健」に「幸」という字を書きましてですね、これは拠点を決めてそこでやるという事業でございますが、それも若干機能重視のような、機能訓練重視のような事業でございますけれども、そこに参加をしていただけるように呼びかけをいたしましてですね、これは事業者に委託をしているわけでございます。ということですね、来年度から、どうしても生活支援、地域で暮らすということがメインになってまいりますので、社会参加を継続にできるようなことを念頭に置いて事業を展開しなければならぬということで、新しい試行ということでことは行っております。こちら辺のところをですね、最後、今年度の最終段階というか、秋あたりから、これ、検証をしなきゃならぬなあというふうに思っております、検証を含めてですね、来年の介護予防総合生活支援事業に向けて準備をしたいと考えております。また、現在ですね、要支援の認定を受けた方でサービスを利用している方につきましてはですね、総合事業移行後も現在のサービスを維持できるということでございますので、利用者の生活支援に応じた希望等を取りながらサービスの移行をしていきたいと、そんなふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

三浦議員

ただいま準備状況についてお聞きをしました。ぜひ支援が必要な人たちが困らないような、安心してまたサービスが受けられるような態勢をとっていただきたいなあと、準備をお願いしたいと思います。今年度から先行して近隣でも実施をしている自治体があるわけですが、これから実施をする当町としては、既に実施をしている市町村の取り組みが参考になるというふうに考えております。よきにつけ悪きにつけ検討をして、当町の取り組みに生かされることを私は望んでおります。既に実施をしている自治体の状況をどのように見ているのかお聞きをしたいと思います。

健康福祉課長

上伊那、近隣の市町村でもですね、3月に駒ヶ根市が実施をしまして、4月から辰野町ということになっておりまして、それぞれスタイルが違います。市町村のスタイルに合わせたやり方ということが望ましいのかなというふうに私も考えますけれども、形が変わっておりまして、駒ヶ根市の場合にはですね、市主体のような事業を各事業所を集めて展開をしているような格好でございますし、辰野町さんにおきましてはですね、事業所、各介護保険の事業所が提案をしたものをだんだん取り上げてやっていくというような恰好なものが出ているのではないかなというふうに、周りから見てそういうふうに思っております。ただ、そういうのを参考には確かになると思うんですけど、まだ始めたばかりでござ

ざいましてですね、事業体制がですね、どう見てもまだ整っていないなという感じを受けておりまして、また、各上伊那管内の連絡協議会というか、全体では難しいので、まだ、実質的には伊南で一応話し合いを何回か持っておりまして、それぞれのいい点、悪い点をですね、出し合いながらですね、進むのがいいのかなという格好で、駒ヶ根市産が中心になりまして、そういう連絡会を年に何回か持つようになっております。そこで意見交換会をする中で、現状を把握しながらですね、やっていくのがいいんじゃないかなというふうに思っておりまして、どっちにいたしましてもですね、町に合った取り組みというのをですね、考えていかにやあならんと、飯島の事業所の現状、それから介護者、支援者という状況を踏まえてですね、どんなものがあるかというのを考えなければならないなということで、国が求めています。いつまでもその地域で人間らしく生きるということでございすけれども、日常生活をやるのに支障が出てきた方につきましてはですね、なかなか難しい面があると思います。そこら辺のところをどういうふうに把握して、どんなものややっていくかっていうのはですね、今ある地域資源の活用ですとかボランティアの活用ですとか、そういうことがどうしても必要になってくるのかなというふうに思います。もうやらなきゃならんところへ来ておりますので、そういうところをですね、よく見極めた中で、近隣の様子を見ながらですね、この町に合った支え合いと、そういう仕組みをつくっていききたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

三浦議員

ぜひ、そのような形でよい制度をつくっていただきたいと思います。利用料の自己負担分が利用者の経済的な負担になっているというふうなお話を聞いているんですけど、飯島町は農業を中心の町として今日に至っております。国民年金を頼りに生活をされている方が多い町だというふうに認識をしております。利用者の負担が重いことでサービス利用を控えるなど、本来の予防の目的が逆の効果を生まないように配慮が求められるというふうに思っております。低所得者対策として利用者負担の軽減などの制度が必要と私は考えていますが、対策を検討しているのかどうかお聞きをしたいと思います。

健康福祉課長

介護保険もですね、年々、その介護給付費が伸びております。っていうことは、本人負担も増えるんですけども、また、こちらの介護保険分、町の負担っていうかですね、全体負担も増えてきているのが現状でございす。そうした中でですね、サービスにかかった費用の1割で、残りの9割は介護保険から給付されるという状況でございす。ただし、昨年の8月からですかね、一定所得以上の方には2割負担を求めるようになってきておりますので、その方は、8割は公費というふうになります。また、世帯でですね、介護保険の医療額が高額になるということになりますと、上限額を越えたときにはですね、高額介護サービス費として後から支給をされます。さらに介護保険と医療保険の利用負担が高額になったときにはですね、高額医療と高額介護の合算制度によって、超えた分が、超えられた部分が後から支給されるという、そういうことで、低所得者にもそのほうが限度額が低く抑えられておりますので、そちらにも有利になるようには、一応システム的にはなっているというふうに理解をしております。さらに、低所得者の方につきましては、施設利用が困難とならないように、申請により食事と居住費の一定額を保険給付されますという、されるような仕組みになっております。所得に応じた負担限度額まで負担し、残

りの基準費用額との差額分は特定入所者介護サービス費として介護保険からも支給をしております。このように定植者の負担軽減制度はある中、町に相談をいただくケースといましてですね、介護費用の負担に加えて食事代の実費負担というのが多分あるんじゃないかなというふうに思います。そこら辺のところですね、ケアマネさんとかと相談をしていただいてですね、無理のない計画をまず立てていただくということを基本にいただいて、それ以上どうしてもというふうになりましたら、ちょっと町の包括のほうへ御相談をいただくということで、今のところですね、その制度をですね、そういうふうに使っていただいているというふうに理解をしておりますので、来年の総合事業が始まりましてですね、ある一定のところまで、ちょっと様子を見させていただきたいというふうに考えておまして、そこのところはですね、やってみてということを考えておりますので、実態がですね、その総合事業になったときにですね、どういうふうになっていくか、ちょっと、まだ予想がついておりませんので、そこら辺のところを様子を見ながらということにさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

三浦議員 様子を見ないとわからないという部分があるということがよくわかりましたので、ぜひ、制度が変わったことで、このサービスが受けられなかったり、だんだん介護度が重くなるなんていうことのないような取り組みをよろしくお願いいたします。もう一つのことなんですけれども、これは介護保険を利用しないで自宅で介護をしている家庭があるという、している方がいらっしゃるということを知りましたので、そのようなことを町のほうで把握をしているかどうか、お聞きをしたいと思います。

健康福祉課長 町といたしましてもですね、ある程度は把握をしているというふうに思います。介護慰労金ですとか、そういうのをお支払いをするときに一応調査いたしますので、そういうのがわかってくる場合もありますし、自宅でですね、実際、御家族の方が介護していらっしゃる、ちょっと困ったなというときに御相談があるときがありますので、そういうときには、ああ、介護保険使っていないなというのはわかるんですけども、全部が全部、ちょっと、順調に介護している方はですね、出てこないのわからないっていうのが実態なのかなと思います。そこら辺のところはですね、また民生委員さんと協力をさせていただいてですね、調べることは可能かなというふうには思いますので、実態把握してもですね、私はしないよっていう方も中にはいらっしゃいますので、そこら辺のところも、御本人、御家族の御意向がございますので一概には申し上げられませんが、一応、情報収集だけはですね、してみたいなというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

三浦議員 全体を把握はしていないけれども、そういう御家庭があるということはお聞きをいたしました。実は、戦争を体験し、家族を守り支えてきた 100 歳を超えるというお母さんの介護をされている方になぜ介護保険の申請をしないかというお気持ちをお聞きいたしました。年齢を重ね、ここ数年、おむつが必要になっていて、認知症もあるようです。この方は、今までと変わらない毎日を過ごさせてやりたい、介護保険を利用しない理由はたったそれだけのようです。この方のお母さんへの温かい思いやりときずなを感じて、私は衝撃を受けました。介護保険を利用すれば他人が入り込むことになって生活の環境が変わり、御家族の思いが台なしになってしまうんだらうと、そのとき感じたものです。今は自分たち家

健康福祉課長

族でお風呂も何とか入れてやれる、おむつの交換もできる、ただ、おばあさんのわずかな年金ではおむつは買えないので、おむつを1日最低5枚は使うが、自分も年金のみの収入になったので、おむつ代を少し助けてもらえるような制度はないだろうかと、そう言われました。介護保険の認定を受けずに、今、御紹介した御家族のようにできる限り家族で介護をしたいと頑張っている家庭に対して、現状で介護保険に準じた支援策があるのかどうか、その辺についてお聞きをしたいと思います。

確かにですね、そういうことを私も聞いたことがございまして、介護保険ではないけれども何か支援策はありませんかというのを、御家族であるか、ちょっと周りの方か、ちょっと覚えておりませんが、言われたことがございます。現状ではですね、余りそういうもの、100歳の方ということでございますので、高齢者の関係の祝い金ですとか、そういうことはあるんですけれども、介護保険を使っていれば確かにあるというふうに思いますが、あと、ほかのボランティアのなされる買い物支援ですとか、それから、若干これも、見守り支援、それから集いの場づくりというのがございますけれども、ちょっとそこら辺のところを使ってもですね、御家族だけで介護をしていらっしゃるということになりますとですね、他人が入ってはいけないということになりますと難しいのかなというふうに思いますので、先ほど申し上げたような祝い金を差し上げる程度かなというふうに思いますけれども、ちょっと、地域に入ります総合支援、生活の総合事業になりますとですね、生活支援コーディネーターがですね、中へ入っていくことになると思います。その中で拾ってきた実態と合わせたものをですね、構築していくことは可能かなというふうに思いますけれども、そこら辺のところもですね、多数のサービスでとか、少数のサービス、いろいろ出てくると思うんです。そこら辺のところは29年度になってから、実際に中へ入り始めてからですね、その実態を拾ってくるようになるんじゃないかと思います。そこら辺になりますと、民生委員さん方のまた御協力を願って、いろんなものが、どんなことがあるかということと一緒に検討する、意見は多分、民生委員から出てくると思いますけれども、包括の中で近隣の市町村のものも合わせて検討していくという機会を持たないと、そういうことはだんだんできないのではないかなというふうに考えておりまして、今のところ介護保険オンリーでやってきたものがですね、ここへきて変わってきておりますので、町のそういう社協へ委託している事業ですとか、そういうものも使っていただくことは今でもできると思いますけれども、なかなかお金もかかるということになればですね、そのところで、御家族のところで頑張ってくださいということしか、今のところはですね、ないんです。これからですね、そういうニーズを拾っていくということになると思いますので、その中でですね、また検討させていただきたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

三浦議員

ぜひ実態を把握をしていただいて、介護に本当に優しい、そういうまちづくりのために検討をしていただき、よい施策をつくっていただきたいということを望んで、次の質問に移りたいと思います。

次の質問は、災害の危険、産廃の瓦れきの撤去についてということで質問をしたいと思います。豊岡地籍の民家と通学道路の上部にある竹やぶに瓦れきが保護柵もなく無造作に

	大量に廃棄をされています。災害の危険が高く、一刻も早い撤去が必要です。いつから町は知っていたのか、経過と現状についてお聞きをします。また、教育長には承知をしているかどうかお聞きをいたします。
町 長	産廃の瓦れき撤去についての問題でございます。三浦議員からの御質問の場所につきましては、町道仏石線と町道本郷飯島線の間にあります。周知のことであると承知しております。町として、いつそのことを知ったのかということでございますけれども、4月の26日、火曜日に地元の区から該当箇所についての要請文書をいただき、承知したところでございます。また、その時点で、災害等の危険性、通学路の関係等から、関係する部署との情報共有をいたしましたところでございます。
三浦議員	では、今までどのような対応をしてきたのかお聞きをします。
住民税務課長	それでは今までの対応を申し上げたいと思います。4月に要請を受けました後、5月6日の日に現場の確認をいたしました。現場の確認状況から産業廃棄物と判断される状況でしたので上伊那地方事務所環境課に協議をいたしまして、現場の立ち会いについて依頼をいたしました。5月11日に上伊那地方事務所環境課と町の生活環境係で現場立ち会いを実施いたしました。そのときの地方事務所の御判断としましては、現場にある物については産業廃棄物であることが疑わしいんですが、本庁、長野県になりますけれども、そちらに確認をしてから対応をしたいということでした。また、私有地であるために慎重に対応するよという御指示がございました。また、この日とは別に地方事務所のほうで行為者であります業者と私有地の管理者であります方に聞き取りを行っていて、管理者は土地の所有者から現場の管理を依頼されていることと、業者は管理者から依頼をされて宅地造成のために瓦の2次製品を現場に入れているということを確認していただいております。その後、5月19日に長野県の資源循環推進課と地方事務所環境課で現場を確認していただき、産業廃棄物であるという御判断をいただいたところでございます。
三浦議員	それでは県として正式にこれは産廃というふうに判断されたということによろしいですね。
住民税務課長	そのように御連絡をいただいています。
三浦議員	それでは、お手元にお届けしました写真が届いていると思います。ごらんいただきますと、私の一般質問資料、三浦と書いたすぐですが、ここに2014年2月7日の当初の、私が発見した当初の写真を入れさせていただきました。これは、ここに「認定飯島町役場」ということで書いてありまして、この立札に、住所、氏名——住所、苗字ですね、それから電話の番号が書いてあります。それから、その先に、右の写真ですけども、その土砂がここにこのように積まれておりました。左側に矢印のあるところは、町道から少し入ったところにあるガードレールが見えているところです。これは私が発見したときに役場の環境係に行きまして、何を認定、認定とは何なのかということをお聞きしました。環境係と林務、それから建設、3課にまたいで、これは何を認定したのかということをお聞きをしましたが、どこにも思い当たる、そのような認定をするようなことはないということをお聞きをいたしました。そのときの住民税務課長が、この電話の番号の、最寄りのこの電話

番号に電話をするということで、後々聞いたところによりますと、電話をかけたようですが、それ以来、この立て看板はなくなりました。伏せてあるというか、なくしたというか。それからしばらくしまして、私がですね、この写真を見ていただいて、次の写真は、この左の下の写真ですけれども、6月5日のものです。これは、御近所の方に聞きましたら、業者が来て、この瓦れきをガラガラと入れたら1杯幾らと、何回を入れたかということで正の字を書いていくのだというふうに言われました。これは6月5日に私が写真を撮ってきたものです。この右側ですけれども、ずっと入れてきて、上の写真の場所がこのように瓦れきで埋もれているということです。先ほど4月の26日に地元の区から要請があったと、要請書が出たと、それで初めて知ったというふうにお聞きをしましたが、私は、この14年の2月7日以来、とてもこの場所が気になりまして時々様子を見に行っていました。環境係もここについては承知をしていると思いますし、このとき、この竹やぶについてはどなたが地主かというふうにもお聞きをしましたので、関係者の関係機関は皆このときのことを、私が言いましたから知っているはずだというふうに思っています。知っていなかったら私は何だったのかと思います。それでですね、このときに、この6月5日ですけれども、私は大変、もう4月の22日とか、ずっと様子を見に行っています。5月の31日にとても気になりまして行きましたら、4月の数日前には変えていなかったのが、この5月31日に行きましたら、ここに見えるように「6」というふうに数字が書きかえられていました。これは何か気になるなあとと思ひまして、この6月の5日ですね、5月31日に行つて「6」と書きかえられたのを見て、6月の5日にこの現場に行きましたら、このように正の字が書いてあって、瓦れきが山のようにまた入っております。裏側の写真を見ていただきまして、右の石がいっぱい積んであるこの奥のほうに少し山になって何となく見えると思いますが、6月5日に私が見た新しい瓦れきです。私は、本来なら3月の一般質問でこの件について一般質問、質問をしたいと準備をしておりましたが、通告ができなかったために質問はできませんでした。しかし、準備のために地方事務所の環境課にも行って担当者とお話をしてきました。担当者は私に、仏石の不法投棄の産廃が露出しまして、それを通告しましたので、それを見に来ました。町の環境係に言いまして、環境係が県の担当者呼びましたので、私はずっと一緒におりました。そこに。そのときに、このような状態を県の担当者は見ましたといひました。私は、これは産廃じゃないかと、こと瓦れきは産廃じゃないかと詰め寄りましたが、曖昧な返事をして、業者と話をしたいと思っていた、じゃあ、いつするんですかとお聞きしましたら、近いうちにしたいと思っています、いつですかつて言いまして、はっきりした返事はしませんでした。産廃ではないですかと言ひましたが、産廃とは言ひませんでした。町の対応は、そのままでないでしょうか。そのことを知らずに、4月の26日に区長から、飯島区から要請が出たと言ひますけれど、実は私が区長に、ぜひ危険な所なので見に行つてほしいと、そのようをお願いをしました。それ前には、1月には本郷の子どもたちの通る通学道路なので、本郷の区長には、危険なので1回様子を見てほしいと、一緒に行つて現場を見ていただきました。副町長も現場を見ています。その後に行つていただいたというふうにお話を聞きました。このとき、私が初めてこのようなところを提示したときに対応をすれば、このように、見てくださ

い。初めは、初めてのときは、ちゃんと車1台の道路だったんで、通れる道路だったんですよ。裏のページ、裏を見てください。この瓦れきがいっぱい積んで、何台も大型トラックがとまるじゃないですか。これ、みんな瓦れきですよ。ここに入れる、こんなふうになる前には、仏石の民家の横に同じようなものをガラガラと入れました。それは浜田議員も知っています。私も知っています。環境係にも言ってありますから知っていると思います。県にも言いました。対応はありませんでした。余りにも危機感が少ないんじゃないでしょうか。この結果をどうされるのか、今後の対応についてお聞きをします。

町 長 町といたしましては、現場の確認を再三実施する中で、通学路の隣接地でもあり、民家にも近くにありますので、危険箇所として把握し、早急に対応しなければならないと認識しております。今までの過程において少し時間がかかったという御意見でございました。私有地であることとか、そういった部分での判断が正確にした中で、確約をとってからの行動がちょっとおくれたのかなというふうに想像はしております。具体的な今後の対応につきましては担当課長、教育長から申し上げます。

住民税務課長 今後の対応でございますけれども、地方事務所環境課と協議をしながら対応を行ってまいります。まず、行為者である業者に対しましては、長野県の資源循環推進課と上伊那地方事務所環境課で業者社長と、実は先週になりますが、7日の日に面談しております。現場の産業廃棄物の早急な撤去、また、撤去時に埋設部分から産業廃棄物が出た場合には同様に撤去するようという指導をさせていただいております。また、管理者に対しましては、町から現場が私有地でありますので第三者が安易に出入りできないような表示等をしていただくこと、隣接に民家や通学路がありますので安全対策として防護策等の設置を早急に実施するように申し入れをしてまいります。今後も引き続き地方事務所と密接な連携をしまして、一刻も早く現場の安全対策と廃棄物の撤去が行われるようにしてまいりますので、よろしくお願いいたします。

教 育 長 通学路という御指摘がありましたので、教育委員会としましても現場の確認をいたしました。この件につきましては、通常時、その子どもたちが私有地でありますので私有地に立ち入らないこと、それから、危険な場所には近づかないことを、再度、小学校、中学校へ周知をして、子どもたちに指導させていただいております。また、もし、今話がありました業者の対応が間に合わないようなときに、例えば大雨、あるいは地震があつて集団下校しなければいけないというような場合があった場合には、ケースにもよりますけれども、集団下校であれば教職員が現地まで引率していった様子を見ながら子どもたちを安全に帰すと、あるいは、場合によっては6年生まで対象を引き上げましたスクールバス、本郷地区の子どもたちをスクールバスに乗せて帰すと、あるいは、場合によっては、ちょっと大回りになりますけれども、町道本郷飯島線を迂回して、ちょっと東回りになりますけれども、そういった道を選択するように指導するというふうなこと、どれがいいかは、その状況に合わせて対応していきたいと思っておりますけれども、いずれにしましても子どもたちの危険の回避を最優先で考えていきたいと思っております。

三浦議員 ごらんになったとおり、皆さんごらんになったと言われますので、初めの竹やぶはほとんどなくなっています。道路、通学道路から見て瓦れきの山が透けて見える、その状態に

なっています。万が一のことが起これば大変な災害が起きると、人命にもかかわるというふうには、私は再三、危機感を持って訴えてきたつもりです。しかし、それが伝わっていない。私、再三言っても全く動きがないので、試行錯誤した結果が、通学道路が下にある、民家があるということが前提で、それまでは、私は、これは産廃ではないかということを経験してきてきました。対応できないので、通学道路のこと、民間のこと、それでいいのかということを経験してきました。すぐに動きはありませんでした。先ほど言いましたように、県はそのような曖昧な返事だったからです。県がそう言えば、行政は飯島町の担当も動かない、本当に住民の命やこの産廃や災害に対する危機感が担当する場でないということをつくづく感じました。ぜひ職員の教育をしっかりといただきたい。それから、この瓦れきが産廃ということになれば、仏石の民家の脇、奥のほうまでたくさん同じ物が入れられました。それも産廃になります。それから、昨年7月に私が発見しました。それは仏石の場所から与田切川の左岸です。そこに以前から私は産廃が埋まっているから調査をするようにと県にも言ってきましたが、ボーリングをしたけれど何も出なかったと言われていました。ところが、新たな方がそこを買い取りまして、太陽光パネルを設置するというので、産廃が埋まっていることを知らない業者が掘削をしました。深くまで掘ってしまいましたので、今まで隠していた産廃が出てきました。私は汚い水が流れているので様子を見に行きましたら、大変なことになっておりました。それで、担当課の係を呼びました。現場を見ました。係が県の環境係、環境課の担当者を呼びまして、県から来るまでずっとお待ちしております。そして一緒にそこを、現場を見ました。その後が、私は、産廃を、これからはっきり産廃の不法投棄だとわかったので、撤去をする対策を県がするのかと思いましたが、ここから流れている水はさびた水が流れているだけで危なくないのでそっとしておきましょうみたいな、そんなことを言いました。最近どうかといいますと、そっとしておいて、そこに太陽光パネルを設置を計画が出ていますと、そっとしておけば、そこへそっと設置をすればいいというような話も何となく聞こえてきました。まさか、そんな所に太陽光パネルを設置することを町が許可するとは、私には信じられませんが、そういうことが本当に大変な問題だという認識が余りにもないんじゃないでしょうか。これは、県が幾ら曖昧でも、飯島町の住民、また、万が一の災害が起きたら天竜川流域の多くの皆さんに大変な御迷惑のかかる大変な問題です。県が何を言おうと、動かなかったら動くまで、撤去を全部するまで求めるべきではないでしょうか。再三にわたって県へ、町として住民の命や暮らしを守るために。本来、これは不法投棄ですから司法で裁くべき問題だと思っています。それを県が動かないから、こう言ったからといって飯島町は黙っているのでしょうか。余りにもずさんじゃないでしょうか。これから、この問題についてもどのように対応していくのか、まさか県が動かないからといって黙っているとは思えませんけれども、町長の所見を聞いて質問を終わりたいと思います。

町長

廃棄物の問題は、日本全国でいろいろの吹き出ている部分かと思っています。この部分で、一番最初、県に相談した経過があったということでございます。そのとき、まず気をつけなければならないのは、私有地であるから気をつけなさいよということですね。そして、これが産業廃棄物かどうかという認定については、またいろいろの見地からあって、

		私有地と絡めて廃棄物かどうかという認定があるっていうこと、これをしっかりと確認するのに時間がかかった、その裏づけをとるに時間がかかったというようなことかと思います。いずれにしろ、役場としてはですね、早急な対応は常に必要だと思っています。しかし、こういう、一つはですね、法律にかかわる部分につきましては、町単独というよりもですね、県、地方事務所、こういう方々と連携した中で、それらの、どうせ法的な論争になるとするならばですね、そうした法的根拠もしっかりと見極めながらじっくりと対応しなければならない部分もあるんじゃないかなというふうに思っております。いずれにしろ、この問題については、今、県が動き出しております。町も誠心誠意、この部分についての解決に向けて努力をしていきたいと思っております。
議	長	ここで暫時休憩とします。そのままお待ちください。
休	憩	午後2時17分
再	開	午後2時19分
議	長	再開いたします。
9番		9番 中村明美さん。
中村議員		それでは通告に従いまして一般質問をいたします。今議会での最後の質問者となりました。あと50分おつき合ください。それでは、今回は4つの質問をしまいたします。 1、飯島発足60周年の佳節に当たり、全町民が先人への感謝、未来に向かって希望の一步を仲よく踏み出す年に、この中では3点質問してまいりますが、一つは60周年のイベントというか、行事について、もう一つは町の課題でありますこれからの飯島が一つになる課題について、もう一つは、この節目を次の一步として、今度は教育というものに特化した取り組みをしてはという3点で質問してまいります。 ①当町にとって節目の年、先人への感謝と希望の未来を見詰め、飯島家族のきずなを再確認するときでは、プレイベントの目的を飯島町ブランドの形成のためにとしているが、この佳節をどのように捉えイベントを開催するのかについてでございます。この質問に関しては昨日から町長が答弁されています。したがって、その答弁内容から伺えたことに対して申し上げながら質問をしまいたします。新町発足60周年の佳節の事業では、町長の思いに大きく2つあるのではないかと思います。1つは、プレイベント、大博覧会を契機にもうかる飯島町への思いに拍車をかけること、2つ目は、4区の心を一つにとの思いから町の新たな催し物を起こそうとしていることではないかと受けとめました。昨日、町長は、儲かる飯島町とは、ガッポガッポもうかるのではなく、飯島ファンを多くすることを意味しているのだと言われました。確かに、もうけるは利己的で、もうかるは利他的考えです。利他的考えであれば当然理念があるべきでしょう。利他的とは、自然に相手のために一生懸命やることで、自然にもうかってくるということですよ。それには当然理念が必要である。その理念は制定されているのか、後ほど答弁の中でお聞きいたしますとして、このもうかるというこれは、町民ならず、ほかの人にも読み取れるにはね、困難だと思いま

す。町民の方から「もうかる、もうかるって、ちょっと下品だよね」と言われました。確かに、大阪なら「もうかりまっか」が普通のあいさつです。しかし、信州人には、儲かる飯島は、自分たちの利益ではないんですけれども、利益ありきに見えてしまいひんしゅくを買うように思います。もうかることはどこの地域も根底に持っていることですが、表現、響きが露骨になると町の印象もマイナスになりかねません。活気ある飯島町となれば、景気もよく、町民が生き生きとしていることがうかがえ、明るい気分になりませんか。町長は発想に富んでいますよね。誰もが素直に理解できることがなかなかできない。大変残念に思います。説明に説明を重ねないと納得できないような表現は町民目線を欠いているように感じます。今後は表現の配慮をお考えいただきたいと思います。また、飯島4区の心を一つにとのお考えは、私も前回の質問で節目の年を契機に取り組むことを望んでいたことです。夢といって語られましたが、ことしのイベントに対してですので、夢と言いなから町長の心には実現への意志が強いようにうかがえました。しかし、飯島の心を一つにするために、風神、雷神、水神と、神をその手段に使うのはいかがなものでしょうか。昨日、諏訪の御柱を例に言われましたが、この御柱は氏子が主体になって行うもので、行政や首長が指導しているわけではありません。どうか、町長の発想だけで突っ走るのではなく、今、既存のイベントの充実、その中で町民が一体感を持つていくことに力を注いでほしいと考えます。私は、節目の年とは、先ほども申しましたように、先人への感謝と希望への未来を見詰め、飯島家族のきずなを再確認するときであると考えています。もちろん、町長の昨日の答弁でも同様な思いが感じられましたので、少々安心いたしました。しかし、全体像を思い描いてみますと、本当にこれでいいのかとの思いに駆られてしまいます。せっかくの思いが町民に伝わらないのは本末転倒になりかねないかと残念に思います。60周年の節目は、記念イベントで儲かる飯島営業部の発信の場と町を一つにするための神を手段に意思の疎通を図ろうとするものだとして町長の思いを認識いたしましたが、私の認識について町長の所見を伺います。また、先ほど言いました、その儲かる飯島町の理念がございましたらお答えを求めます。

町 長

それでは最後の中村議員につきまして、最後ではありますけれども丁寧にお答えしてまいりたいと思いますので、よろしくどうぞお願いいたします。儲かる飯島町へのチャレンジ、これはですね、選挙に出馬以来、このキャッチフレーズが——キャッチフレーズといえますか、政策の一つに据えております。基本的にですね、もうかるっていうのは、私たちがせこせこお金を貯め込むということではないということは御認識いただいているかと思います。飯島町に活気を持たせるっていう、ひいてはそういう形になるかと思いますがね。この言葉はですね、活気のある町という言葉は使い古されていますので、こういうキャッチフレーズの場合には、ある意味、センセーショナルな言葉遣いを使わせていただきました。しかし、最近はですね、農業も、もうかる農業とかですね、もうかるまちづくりとかですね、こういうことが言われる、ストレートに言われるようになりました。もう遠まわしではなくて、やっぱしもうからなければ後継者ができないっていうのが現実でございます。幾ら、その農業がこの地域にとって大事な産業だから苦しくても続けろというのは、なかなか難しいことでございます。ですから、そこに一つのワードとしてですね、も

うかる農業ということは、もう、そんなに心に難しく入らないという言葉ではないのじゃないかなあというふうに思っております。基本的には、飯島町の産業をおこして、飯島町の地域資源を掘り起こして、それを外に押し出し、売り出していき、それを求めて人が来てくれる、観光もおこして、そして人が来てくれることによって人のにぎわいがある、人がにぎわうと、また、そこ何でにぎわっているのっていうことで、人がまた集まってきてくれると、そういう循環の中で、人が流れる中で、都市と農村の交流が行われる中で、やっぱり、その産業が育っていく、産業が育っていくということは、はっきり言ってもうかると、こういうことにつながってくるのかなあというふうに、経済の活性化という意味でございすけれども、それではなかなか平穏でおもしろくないなあということでですね、「儲かる」という言葉を使わせていただきました。今までの行政の首長がもうかる、もうかるってなかなか言っていないよということなんですけれども、それはそれ、私は私でですね、一つの民間の感覚の中で、「儲かる」言葉をストレートに言って方向性を示していこうということでございます。しかし、大意は、そういったことでございますので、地域の産業の活性化を目指したものでございます。もう一つは、何でしたっけ。

中村議員 理念。

町 長 ん。

中村議員 「儲かる」に対する理念。

町 長 ああ、理念。難しいですね。経済の理念ですね。これ、やっぱりですね、人間、オギャアって産まれて出てきたっていうことは、息を吐いて出てきているということなんですよ。人間って最初に世の中に産まれたときに、まず息を吐く……

中村議員 議長。理念があるかないか、それを……

町 長 ああ、理念あります。それを……

中村議員 はい。端的にお願いします。

町 長 うん。吐いたものを、吐くと今度は吸えるんで、呼吸も吐くから吸える。だから、人に幸せを与えるとか、おもてなしをすとか、まず、そこから吐いたものが戻ってくると、取り入れ、取り入れ、取り入れでは、たらいの水のように外に出ていってしまうと、基本的には、ものを吐く、人に与えるから入ってくると、これが一つの「儲かる」という理念だというふうに考えております。

中村議員 人に与えるから「儲かる」というのが理念。ちょっとそれを理念にするっていうのは、ちょっと、それを徹底されて営業部が取り組んでいるのかとなると、ちょっと私は心配になりますね。ちゃんと理念というものをきちっとして、その営業部の部員というか、委員がすべて我々の理念はこうですというものをきちっと語れるようなものにしてほしいものです。町民のきずなを強めることは、町民みずからの心に変化することではないでしょうか。一時的な政に頼るのではなく、根本的な施策を講じることが得策と考えます。時代を考慮して進めること、しかしながら、今月末の、今週末のプレイベントは予算化され、間近に迫っています。決まったことでもあります。ぜひ、皆でですね、関係者が心を一つにして大成功を築いていくことを申し上げまして、次の質問に移ります。

②未来を担う子どもたちに当町の歴史を通し町民の団結の大切さを伝えていくことが必

要だと思う。近い将来見据えたとき、若い世代がリードし、町づくりの推進を図れることが望ましい。子どもたちから飯島は一つとの認識に立つことが住民の意識変革につながる重要な力になると考えます。七久保と飯島が合併して60年、その長い年月の中、町が本当の意味で一つになれない負の歴史となっているのが4区の壁です。町の発展の足かせになっていることも事実でしょう。今やグローバル社会にあって、時代に沿った考え方に切りかえることが町の発展に欠かせません。社会においてすべての根幹となるのが教育だと自負しています。したがって、飯島区間の壁を取り去り、本当の意味での一つになるためには、未来を担う子どもたちに当町の歴史を通し町民の団結の大切さを伝えていくことが必要です。近い将来を見据えたとき、高齢化も進み、若い世代がリードし町の推進を図ることになるでしょう。また、若者が町をリードしているところは活気を生んでいます。なかなか古い確執は、大人たちの中から取り除くには難しい課題ですが、教育現場において子どもたちから飯島は一つとの認識に立てるよう取り組むことにより住民の意識変革が生まれてくるように感じますが、教育長の見解をお伺いいたします。

教 育 長

子どもたちから飯島は一つという認識をという御質問をいただきました。私のころ、かつては分校が幾つかありました。小学生が年齢とともにより大きな集団で過ごすようになるという環境をごく自然に受け入れておりましたし、高学年になるほど行動範囲が広がりまして、子どもたちなりに、他地区のお祭りに行ったり、そういった交流は盛んにしていました。飯島町は、そのせいか、成人式や厄年会とか還暦会という自主的な取り組みは大変町全体として盛んに行われていると思います。御指摘のとおり、行政の区割りが確かにありますし、各地区での歴史や、あるいは習慣、文化も異なっているところがあるかと思えます。一方で、自主的な一体となった取り組みも、今申し上げたように多くなされております。これを一層進めるには、若い世代が自分の地区の歴史や風習をよく知る、それから、ほかの地区の歴史や風習についてもよく理解して尊重し合う態度を育てるということは、御指摘のとおり飯島町の歴史や成り立ちを学習することでより醸成されるのではないかというふうに思っています。交流という意味では、飯島小学校と七久保小学校の6年生の交流だとか子ども音楽会などを通じて2つの地区の子どもたちが小学生のうちから交流する機会を設けておりますし、2つの学校の校歌が一緒だということは、私、小さいころ、その場に出くわして大変驚いたんですけども、それは、60年ほど前、2つの小学校が統合するときに飯島は一つという当時の皆様の思いだというふうに推察できますので、こういったことを、そういった行事の事前学習で触れていただくのも一つの考えだと思います。それから、小学生の地域学習の副教材で「ふるさと飯島町」という資料集がございます。これは、自然、農業、経済、行政、歴史と広い範囲にわたってわかりやすく編集して、中学生まで使う資料として教育委員会が編集しているんですけども、歴史の部分では、縄文・弥生時代から町政の始まる60年前くらいまで扱っておりますが、それ以降、その若い世代が一体となったまちづくりを進めるためには、60年前から現在までどんなことが行われてきたのかというようなことも大切な歴史だというふうに思っておりますので、次の改訂時にはですね、そういったことも含めて、その「ふるさと飯島町」というこの副教材を編集していきたいというふうに思っています。いずれにしましても、歴史や文化を

中村議員

お互いよく理解して、一体感がさらに醸成するような取り組みという方向性は大切にしていきたいというふうに思っております。

今後の教育現場の力を期待いたしまして、③の質問に移ります。

当町は、いい感じの田舎といえますか、ちょうどいい田舎かなあというふうに思います。子どもたちの育つ環境としてふさわしく思っております。今後は、知恵の向上を図れる環境づくりで学力・スポーツ・芸術面などの能力が引き出せるような学習施策、トップアスリートの努力または一流の芸術に触れる小学校で高校見学、中学校で大学見学などを進め、子育て支援の次のステップとしての取り組みを考えていくべきではについて質問いたします。澤井教育長は、高校教育の現場経験が豊富であり、中学生の課題となる高校進学に対しても力になっていただけるのではと大変期待をしております。当町は、近隣へのアクセス、買い物など、そこそこの不自由はある感じはするものの、孤立するわけではなく、ほどよい田舎と言えるのではないのでしょうか。一年の四季を五感で感じられる、子どもが大声を発して遊べる、子どもたちの育つ環境として申し分ないと思っています。子育て支援センターも新築の運びとなり、子育て支援の充実も図られてきました。今後は、子どもたちの個々の能力の発掘や知恵を広げる施策にも重点を置いてはと考えます。既にスポーツは、アスリートの交流、また、近々山雅の選手の指導も予定されています。子どもたちにとってプロとの触れ合いは夢が膨らむ瞬間でもあります。スポーツ以外にも学力面、芸術面などの能力を引き出せるような取り組みを加えては、例えば一流の芸術を鑑賞しに行く、小学校の5・6年生で高校見学、高校見学、例えば、文化祭でですね、高校の雰囲気を見ることで自分の進む道を考えられるように早い段階からなるのではと思います。また、中学時で大学を見学するのも同様で、ワンステップ先を見ることが重要だと感じています。中学・高校生活の充実につながる上でも、ワンステップを見ておくと今をどう頑張ったらいいかということが子どもたちに育まれていくのではと提案するものです。本年の事業で地域未来塾、夢の塾もできますので、その延長線として取り組んでいけるのでは、将来の目標がなかなか見出せない子どもたちにとっても、実際に本物を見聞きすることは自発性を育む上でも重要なことではと思い、早い段階で将来へのプラスに働くような取り組みを考えます。このような特徴を持った学習支援策をと考えます。飯島発足60周年の節目より、子育て支援の次のステップとして、今後は子どもたちの知識向上への環境づくりに取り組み、子どもの才能を育むまちとしていくことを考えますが、教育長の所感を伺います。

教 育 長

学校教育、特に公立の学校教育におきましては、子どもたちの年齢が上がるほど共通性と多様性といえますか、卓越性、これらをどう担保していくかというのは大変大きな問題となります。御質問の趣旨は、子どもたちの個性や能力を一層向上させるためにはどんな取り組みをしていったらいいかというような趣旨と承りました。公立の小中学校では、学習、芸術、スポーツにおきましても一定の力を身につけるといところで重点が置かれております。さらに、その個性や能力を伸ばすというところは、学校とは少し場面を変えて行われることがあります。例えばピアニストになりたい子が東京へレッスンに通うとか、一流スポーツ選手になりたい子が遠方のスポーツクラブに通うとか、そういった場面で、いわゆるトップアスリートの育成等が行われている現状がございます。公立の教育であり

ますので、家庭の状況などによって伸びる力が生かせないというようなことではいけませんし、力をつけるために時間がかかる子どもたちもおります。これらの取り組みは、学校の教育課程の中に織り込むというのは、なかなか時間的な制約もあって難しいところがあります。部活動、あるいは個人的な研究など課外活動の利用も必要となつてまいります。今年度は、今お話にありましたようにサッカーの松本山雅の選手がスポーツ面では見えまじすし、夢の先生ではオリンピックに出場経験がある選手が夢を持つことの大切さについての授業を2つの小学校で行う予定であります。また、音楽分野では、伊那文化会館でコンサートに出演する一流アーティストが触れ合いトリオコンサートという名前で2つの小学校で演奏やそのお話をしていただけるということを取り組んでおります。また、その学力の伸長に関しましては、今申し上げたように、公立はどうしてもある一定の力をみんなにつけてあげたいという気持ちがありますので、昨年から中学校に配置しております学習サポーターを引き続き配置しておりますし、今お話がありました飯島未来塾、あるいはその土曜塾とも呼んでいますが、平日や土曜日に補修講座を開いて生徒に一定の力をつけさせるとともに、特にその中で逆に伸ばす力を伸ばすというので、専門的な知識を持った身近な方にいろいろなお話をしていただいて子どもたちのやる気に火をつけるというようなことに取り組んでいきたいと思っています。こういったのは、広い意味ではキャリア教育という形でこれに取り組まれておりますけれども、各学校と相談しながら、総合的な学習の時間の発展でそれが必要であれば、また町外の施設への見学等もあわせて考えていきたいと思っています。なお、この地区は割と、その高校進学等については無風な地域なんですけれども、中高一貫校が通う通学圏内の中学校におきましては、地元の中学へ進学をして地元の高校へ行ってほしいという地元の願いがありまして、小学生が中学校へ体験入学をする機会に、私、高校現場にありましたけれども、中学校に招かれて、小学生と小学生の保護者相手に地元の高校の魅力などを一生懸命説明したことがあります。こういった取り組みを既にやっている、その都会に近い地域もありますので、こういったことも参考にしながら、今、御指摘いただきましたので、どんなことができるかということ、そういったことを参考にしながら考えていきたいというふうに思っています。

中村議員

わかりました。私が今回このような質問をしたのはですね、親御さんたちが心配するのは、田舎ではね、知識が広げられないからねっていう、その不安の声を聞いて定住を望まないという若い世代もあるということから、そうじゃない、田舎でもね、豊富な知識は得られるのだというような、そんな町になっていったらいいなあという観点から質問いたしました。

それでは2番目の質問に移ります。飯島発足60周年の記念誌は希望者配付とし、記念品に防災危機意識を高めるために1戸1台の防災用ヘッドライト配布をについて質問いたします。ネット社会の現在、果たして記念誌を全戸に配布することは必要でしょうか。配布は希望者や図書館、各耕地自治会、診療所など待合のあるところではよいのでは、住民の声を聴く中で、配布を歓迎しない、それよりもっと実用的なものをもらったほうがうれしいとの声ばかりでした。確かに記念誌は、歴史を振り返り町の歩みをすることは大切だと、私、町民も認識しています。しかし、保管をする家庭はかなり少数のように感じます。全

協で1冊1,000円かかると説明がありましたが、その記念誌が開かれることなく古紙に出されたら、お金をどぶに捨てるようなものですね。そのような無駄を生まないために全戸配布の考えを見直すべきと考えます。昨今の頻発する自然災害は多くの犠牲者を出し、安全と思われていた地域にも思わぬ災害が起こっています。活断層が走る当町、とてもよそごととは思えません。このようなときにあって、町民の命を守るために役立つものを記念品にできないかと考えたのはヘッドライトです。災害のときの多くは暗い時間帯、そのような暗闇でもヘッドライトであれば両手が使え、安全に移動できること、また、普段でも夜のジョギング等、つけて、またはヘッドだけではなく、首にも下げて使える、両手があくということで、快適に歩けたりということにも有効です。普段から使いなれていることも災害時の対応に効果を発揮することでしょう。金額はピンキリですが、1,000円ぐらいでLED災害用があります。記念誌と同じくらいの金額です。また、台数を多く注文すると割引もあります。この60年の節目を契機に防災への危機管理強化にも取り組むことを考えます。いつ起こるかしない自然災害への危機管理意識を高める一環として記念品のヘッドライトは得策に思います。幾人かの町民の方に伺ったところ、10人が10人、それはうれしいと言われました。ぜひ記念品のヘッドライトを考えてはと思います。また、今後、町民の防災意識が高まるよう、安心・安全、安価な防災グッズの紹介や相談窓口、また防災カタログの展示や販売も検討していくことを提案いたします。記念イベントに1,000万円、記念誌代に400万円を見込んでいますが、価値的に使うべきだと思います。その中で賄えるように考えてはと思いますが、見解を伺います。

町 長

60周年記念誌につきましては、全世帯への配布、町内の事業所、式典に参加される方々への配布、このほかに対外的な利用も想定して5,000部の発行を予定しております。潜在的な魅力も含め、新たな視点からの町の魅力に改めて触れることができるような要素を盛り込んだ上で、先人への感謝と町全体で還暦を祝い、未来へ向かって新たな一歩を踏み出す節目の年の刊行物という趣旨で昨年度から準備を進めておりますので、御理解いただきたいと思います。記念品としてヘッドライトの全戸配布や防災グッズについての御提案につきましては担当課長から答弁をいたします。

総務課長

防災危機意識を高めるために、この60周年の記念品としてヘッドライトの全戸配布という御提案をいただきました。町民の防災意識を高めるということ、これはとても大切なことと認識しているわけですが、その防災用品の配布によって、この防災グッズとしては当然役立つものと考えますけれども、例えば1戸に1台でよいのかという課題もありますし、この防災用品、こういったグッズを配布しての意識啓発というのは、そのときには一時的な効果が期待できるわけですが、この防災意識を継続していくという視点からは少し疑問符のつくところかなと考えております。さきの議員の答弁をお借りしますとですね——答弁って、失礼しました。意見をお借りしますと、まさにこれは一時的なことであって、根本的なことではないのじゃないかというふうに考えるところでございます。議員、御提案のとおり、この防災用品の中でも特に暗い中で行動する際のライト、この類は絶対に欠かせないものでございますので、そうしたライトも含めてですね、各家庭で防災用品を一式そろえていただいて、有事の際にはいつでも利用できる、あるいは持ち出せる

というように、例えばリュック等の袋に用意していただいくこと、これはみずからの命をみずから守るという、この基本中の基本な事項でありますので、ぜひ各家庭の責任で行っていただきたいと考えております。御指摘のとおり、防災意識を高めるということ、なかなか難しいことではあるわけですが、町民の皆様には、ぜひ、いろいろな訓練や講座に参加いただいて、まずは自分の命をみずから守るにはどうしたらいいかというすべを身につけていただきたいと思います。当然、最悪の事態を想定する中で、家族の間でどういう連絡をとるのか、さらには、今の防災用品は一体どこにおいてあるのか、果たして、いざというときに持ち出せる状態にあるのかということを確認しながらですね、こういったことを家族の中で時々相談していただくこと、これがまさに有事に備えて意識を高めていただくことにつながるというふうに思いますので、ぜひ、こういう取り組みをお願いをしたいわけでございます。

次に、相談窓口について御提案がありましたが、専門の相談窓口ではございませんけれども危機管理系の職員が防災、減災について常に相談に当たっておりますので、ぜひお気軽に御相談いただければと考えております。それから、あわせて防災グッズの展示販売という御提案がございました。防災の基本となる物品については、玄関脇の防災展示ホールにも展示してありますので、ぜひ一度、御確認をお願いしたいと思います。それから、防災グッズの販売等に関してですが、御案内のとおり、こういった購入手段とか物品の種類、機能も多種多様でございまして、これについては、町が販売ですとかあつせんを行うという予定は今のところございません。

中村議員 ええとですね、ちょっと観点が違うんですけれども、今までずっとそういうことを言っ
て、自分の安全は自分で守る、その家庭で守る、そんなことはわかっているんですけれども、なかなかできないのが町民です。そのきっかけづくりというのが、やっぱり、そのライトをもってなんです。ライトは、でも、どこに幾つあっても困らない、そのライトが来ることによって、暗いところで試してみたらこんなに明るいのか、ああ、暗いときに両手があくってということは大事だね、じゃあ、もう一つぐらい欲しいよねとか、そういう話題に行くんですね。そろえてください。そろえてください。実際のものがなければ町民は災害に遭っていないので、その危機管理を持とうという意識にならないですよ。町が本当に町民の命と安全な暮らしを考えているならば、今この記念品ということを言いましたけれども、そうでなくしても、そういうものを、もっと危機感が持てるような、町側が努力して、家庭に任せるといことはいかがなものかと思ひます。それでまた、こういうライトっていうのは、夜、子どもたちがね、部活で帰ったりするときにもあつたらいいなあということで、私は、今後ね、中学生が入学したときに、このライトを入学の記念品ではないんですけれども、贈呈して、部活で遅くなる、塾で遅くなったときに、そのライトがあれば足元が明るい、また、それが防災にすぐ使えるような身近なものになっていくという、そんな観点からね、今後、考えていくべきではないかということを思ひます。

3番目の質問に入ります。食品ロス削減に向けての取り組みを。日本は世界中から食品を輸入する一方で年間約642万トンの食品のロスが発生しており、現在、与党からの政策提言を行っており、首相も国民運動として消費者の意識向上など幅広く取り組んでいく必

要があると削減目標の設定を検討する考えを示しています。食品ロスのうちの半分は家庭からの廃棄が占めており、この数は国民1人当たり何とお茶碗160杯分の食べ物を捨てていることになるそうです。これは日本だけでなく国際的にも大きな課題になっており、何と農業生産から消費に至る過程で世界の生産量の3分の1が毎年廃棄されている、これは国連食糧農業機関が発表しています。大変驚きました。当町のある飲食店の状況を伺ったところ、宴会の席での食べ残しが多いとのことでした。お持ち帰りも物や季節によって禁止することもあり、廃棄するしかないのが現状のようです。このようなことをなくすために、隣の駒ヶ根市では宴会開始の20分と最後の10分は席を立たずに食事を楽しむ時間と決め、2010運動を行っています。ぜひ当町も、食品の購入、調理での食材活用、ストック用の食品管理、外食時の注文の仕方、残さず食べるなど、命の無駄を出さないような取り組みを行っていく必要があります。また、食育の観点からももったいない精神を呼び起こすことも大事であるとの観点から食品ロス削減への取り組みを前向きに検討できないか伺います。また、ぜひ当町もですね、宴会の席の2010でも3010でもよいわけですが、このようなことを徹底して、命を大切にするというですね、取り組みをぜひしてほしいですが、いかがでしょうか。

町 長

食品ロスの問題でございます。食品ロスにつきましては、宴会などの食べ残しや家庭で食べられる食品がごみとして出されていること、それに対して国や県のさまざまな方面からの取り組みが始まっていることは認識しております。町といたしましても、この問題につきまして何らかの対応が必要だと思いますので、今後の町の対応につきましては担当課長より説明を申し上げます。

健康福祉課長

それでは町の取り組みにつきまして御説明を申し上げたいというふうに思います。今、議員も申されましたように、食品ロスの大半は一般家庭からというふうに言われております。そのうち過剰除去と申しますのが5割、賞味期限と消費期限切れによるものが2割、食べ残しが3割というのが国の調査の結果だというふうに聞いております。農水省と、それから環境省が調査をいたしまして、642万トンの食べ残しというのが出たのが昨年、一昨年ですかね、ということで、今まで実態が把握できなかったというのが現状ではないかというふうに思います。国におきましてもですね、環境省、農林水産省、それから消費者庁、それから文部科学省などで進めているというふうに聞いておまして、長野県でもですね、平成22年度から食べ残しを減らそう県民運動ということで、eプロジェクトというんですかね、が進んできているというふうにお聞きをしております。ことしの2月からですね、そういう結果が出たせいでしょうか、県も力を入れてきております。食への感謝、それからもったいないという気持ち、それから誰でもできる食べ残しをしないとか、ごみの減量ということで活動の一つとして呼びかけをしておりますので、だんだんだんだん浸透してきているというのが現状ではないかなというふうに思われます。この間の私も一つ宴会に参加をいたしましたらですね、参加者の1人の方が飲んで乾杯をしてすぐですね、立って歩くのはですね、松本市が3010運動、駒ヶ根が2010運動をやっていると思うんですけども、飯島ではやらないのかという話をちょっと聞いたことがございまして、そういうのをだんだんだんだん意識の中にあるんだなというふうにちょっと

理解をしております。ですので、町といたしましても、教育も必要だと思います。住民の教育、消費だとか賞味期限だとかいうものをですね、正しく理解をしていただいて、正しき適正に買い物をする、それからつくり過ぎない、食べ残し、食べきれないものはつくらないというような観点に立った料理をしてもらうという啓発活動も必要かなというふうに思いますし、子どもさん方にも食べ残しをしないように食べるとか、そういうことは必要ではないかというふうに考えております。これから、町といたしましてはですね、検討しなきゃならんというふうに思っておりますけれども、ことしはですね、健康づくり計画の一環で、食育計画をですね、策定する年に当たっておりますので、その中でですね、この課題に取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、またいろいろと御意見をいただければというふうに思います。よろしくお願いいたします。

中村議員 ぜひ、今後、取り組みの中で進めていくことを要望しますが、この2010、3010という、こういう宴会の席のね、ルール決め、例えば幹事さんが始まってから、まず一言言って、30分間は座って食を楽しみましょうとかね、終わる10分前は、もう一度、自分の席に戻って食をという、こういうことを飯島も進める考え、進めたらいいと思っているか、やりたいと思うか、その辺を伺います。

健康福祉課長 ええとですね、確かに私も、酒を飲み出しますとですね、物を食べないですよ。どこかでちょっと慌てて食べて、もう、あと、万歳でおしまいということがあるので、食べ残しをつくらないということに関してはですね、そういう運動必要かなというふうに考えております。私の体形を見ていただければわかりますが、あんまり食べてはいけない、飲んではいけない体系でございましてけれども、健康の面とはですね、また、ちょっと切り離れたところでですね、そういうものをちゃんとやっていくということはね、必要だと思っておりますので、先ほど申しましたようにですね、食育の基本計画の中でですね、それも含めて検討させていただきたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

中村議員 ぜひ検討を求めまして、最後の質問に移ります。

4、祖父母の子育て応援に祖父母手帳配布を考えては。これは最近のテレビ番組でさいたま市が実施している祖父母手帳が紹介され、見ていた町民の方々から当町もこのような支援があったらいいよねとのお声があり、質問をいたします。内容を調べたところ、子育てにおいて祖父母、親、双方の手助けになっていると感じました。さいたま市の例で申し上げますと、祖父母手帳作成の趣旨を、祖父母世代や親たちの愛情に包まれて子どもが健やかに成長し幸せになってほしいとの願いから、我が家の、地域の、また同居などで孫育てでの役に立ってほしいとの思いから作成したとありました。手帳の内容は8項目でした。1、祖父母の孫育ての祖父母、子ども、親、家庭全体のメリットについて、2、祖父母、親、双方の考え方の違いを理解し、上手な付き合い方、3、子育ての新常識、4、事故予防、5、遊び、6、お出かけスポット、7、祖父母の力、8、孫育てを支えるサービスがイラストを交えてわかりやすく紹介されています。また、作成に当たって市では双方の子育てに関するアンケート調査を行い、祖父母側、親側の不安な思いや喜び、またアドバイスなどを掲載しており、そのほか、地域課題に寄り添った祖父母手帳となっています。そこで、当町においても、祖父母と親の考え方にギャップがあり、悩まれている方も少なく

	ないと感じています。子育てにおいて互いの思いを理解し合い、子どもへ真心の愛情が注げるための環境づくりに一役を担える、この祖父母手帳の作成を提案いたしますが、いかがでしょうか。また、本年、新事業、ファミリーサポート事業、これは地域の中で育児の総合援助活動を行う事業ですが、この事業にも大いに活用できると思いますが、見解をお伺いいたします。
教 育 長	今、御質問がございましたさいたま市の祖父母手帳でありますけれども、御指摘のとおり子育ての今と昔を比較して、常識の理解、あるいは世代間のギャップを埋め、相互のコミュニケーションが円滑になるという願いでことしの1月に発行されたものであります。この冊子につきましては、市内の在住者は無料で配布されているほか、インターネットから電子書籍、あるいはPDFという形で見ることができ、インターネット環境があれば情報収集をすることは可能となっております。今後ですが、子育ての支援講演会などを通じて、高齢の方、要するにおじいさんおばあさん世代の方からお話をお聞きする中で、必要性も含めながら、あるいは既成のものはありますので、そういったのがうまく活用できるかどうか、じゃあ配布はどうするかというようなことをあわせて検討してまいりたいというふうに考えております。
中村議員	ぜひ、核家族化が増えている時代です。私の考えでそれが理想と自分では思っているんですけれども、その考え方が古いのかわかりませんが、やっぱり3世代っていうのは、とても、一緒に住んでいようが、近くにいようがなんですけれども、3世代の意見がうまく、こう、何ていうのかな、通い合うっていう、そういう家庭環境っていうのは、子どもが成長していくのに、とてもね、大事だなあというふうに私は思っています。そのような観点から、ぜひ、この祖父母手帳、今の時代に必要なものと私は受けとめました。町民の方も欲しいという声がありましたので、なるべく早急に検討を始めていただくことを求めまして、質問を終わります。
議 長	以上で本日の日程は終了しました。これをもって散会とします。御苦労さまでした。
散 会	午後3時05分

平成28年6月飯島町議会定例会議事日程（第4号）

平成28年6月17日 午前9時10分 開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第1 諸般の報告

日程第2 第10号議案 平成28年度飯島町一般会計補正予算（第2号）

日程第3 第12号議案 お試し居住用トレーラーハウス購入に関する物品売買契約の締結について

日程第4 請願・陳情等の処理について

日程第5 議会閉会中の委員会継続調査について

1 町長あいさつ

1 閉会宣言

平成28年6月飯島町議会定例会議事日程（追加日程第1号）

平成28年6月17日

追加日程第1 発議第3号 「国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める意見書」の提出について

追加日程第2 発議第4号 「義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書」の提出について

追加日程第3 発議第5号 「TPPに関する情報開示の徹底と国会決議の尊重、持続可能な農業政策の確立を求める意見書」の提出について

○出席議員（１２名）

１番	本多 昇	２番	滝本登喜子
３番	久保島 巖	４番	折山 誠
５番	橋場みどり	６番	堀内 克美
７番	三浦寿美子	８番	浜田 稔
９番	中村 明美	１０番	坂本 紀子
１１番	竹沢 秀幸	１２番	松下 寿雄

○説明のため出席した者

出 席 を 求 め た 者	委 任 者
飯島町長 下平 洋一	副 町 長 唐沢 隆 総 務 課 長 宮沢 卓美 企画政策課長 堀越 康寛 住民税務課長 大島 朋子 健康福祉課長 宮下 寛 産業振興課長 久保田浩克 建設水道課長 田沢 義郎 会 計 管 理 者 堀内喜美江
飯島町教育委員会 教育長 澤井 淳	教 育 次 長 小林 美恵

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	宮下 務
議会事務局書記	宮下 弥紀

本会議再開

開 議	平成28年6月17日 午前9時10分
議 長	おはようございます。町当局並びに議員各位には大変御苦労さまです。これから本日の会議を開きます。本日をもって今定例会も最終日となりましたが、会期中は、それぞれ本会議を初め各委員会におきまして提出されました案件について大変御熱心な審査に当たられ、感謝を申し上げます。 去る6月9日の本会議において各委員会へ付託をしました補正予算案件1件、また請願・陳情案件5件につきまして、それぞれの委員長よりお手元に配付のとおり委員会審査報告書並びに請願・陳情審査報告書が提出されております。 本日は、これらの委員長報告に基づく審議などを願うことになっておりますので、議事運営の諸ルールにのっとり慎重に御審議の上、適切な議決をされるようお願いをいたします。 本日の議事日程については、お手元に配付のとおりです。 なお、日程第3の第12号議案につきましては、町長から追加提出のありました議案で、本日、会議開会に先立ち議会運営委員会を開催いただき、委員会での審議を経て日程の追加を行いましたので、御報告申し上げます。 日程第1 諸般の報告は特にありません。 日程第2 第10号議案 平成28年度飯島町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。本案につきましては、各常任委員会に審査を付託してあります。各委員長から本案に対する審査報告を求めます。 初めに久保島総務産業委員長。 それでは、10号議案 平成28年度飯島町一般会計補正予算（第2号）分割付託分につきまして審査を行いましたので、その結果を報告いたします。去る6月15日、9時10分より関係課長の出席を願い慎重に審査を行いました。結果、お手元の報告書のとおり可決すべきものと決しましたので御報告いたします。なお、審査の中で出されました質疑について御報告いたします。問い「大博覧会の飯島絵巻とは、風神、雷神、水神の話の内容か」答え「まだ決まっていないが、今のところほかの案は出ていない。詳細は今後の実行委員会で決定する」問い「その衣装代として130万円が盛られているが、太鼓や獅子舞なら改めての衣装は必要ないと思うが」答え「出し物によっては不用になる。その分の費用は削減したい」問い「10月の大博覧会には大道芸人は呼ばないと考えてよいか」答え「盛り込まれていない」問い「なるべく自前で取り組むと言っているが、業者委託の部分は何か」答え「サーカステント、音響システム、パンフレットやポスター、この辺は業者に委託し、他はリースとなる」問い「60周年記念事業実行委員会に議員も参加できないか」答

え「60 周年実行委員会と大博覧会実行委員会が重複することから、大博覧会の実行委員会のみとした。いいちゃん産業祭り、いいちゃん文化祭の各実行委員会にも参加してもらう考えでいる。議員代表については検討課題とする」問い「宝くじ交付金を使った防災関連があるが、全自治体での防災グッズの充足率はどうか。地域性を考慮して備える必要があるが」答え「自主性に任せているので温度差や格差が生じている。感覚でしかないが 50% に届いていないかもしれない。今後、推奨備品などのリストを作成し、適切なものの普及に努めたい。ただ、高額なマンホールトイレの要望には精査せざるを得ない」次に主な賛成意見を申し上げます。60 周年記念事業は 1,000 万円ありきでなく、なるべく節約し、業者委託から自前の運営を増やすことを求め、賛成とする。60 周年に限らず、町民の税金を使う以上、何が何に使うかではなく、意義ある結果をいかにもたらすかである。こうしたイベントは多くの住民を参加させる方法や心をついにできることが重要視されるべきだ。その点を十分に留意されることを期待し、賛成とする。以上です。

議 長 これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

久保島委員長、自席へお戻りください。

次に中村社会文教委員長。

社会文教委員長 (中村 明美君) それでは社会文教委員会審査報告を申し上げます。当委員会に付託されました第 10 号議案 平成 28 年度飯島町一般会計補正予算(第 2 号)分割付託分について、6 月 15 日、午前 9 時 10 分から関係職員の説明を求め慎重に審査を行いました。結果は、お手元の報告書のとおり全員の賛成をもって可決すべきものと決定いたしましたので、ここに報告いたします。審査の中で出された主な質疑等を申し上げます。問い「診療所設置に関する支援 4,800 万円はよいが、医療機器に関してはどのように考えているか」答え「機械は、基本的にはリースとする。今後、機械は先生と協議していく。町に負担をお願いすることもあると思う」問い「サッカー教育の対象は町の子どもたちだけか」答え「飯島町内で F C ジュニアが対象だが、近隣から参加することも拒まない。町内チラシは回覧で行い、そのほかは行わない」意見として、地域管理福祉センター費では 8,700 万円余を計上しているが、今後の診療所運営に関しては慎重に進めてほしい。医師が開業してもらえることはありがたいことではあるが、現在開業の町内医院への支援とのバランスも考慮すること、また、高額をかけたことに短期でやめてしまうことがないよう、少なくとも契約年数までは続けてもらえるように、だからといって何でも医師の思いどおりで、必要以上に町負担が及ばないようにしてもらいたい。討論はありませんでした。以上、報告いたします。

議 長 これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。中村委員長、お戻りください。

議 長 以上で第 10 号議案 平成 28 年度飯島町一般会計補正予算(第 2 号)に係る委員長報

	告及びこれに対する質疑を終わります。
	これから討論を行います。討論ありませんか。
	(なしの声)
議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。
	これから第10号議案 平成28年度飯島町一般会計補正予算(第2号)を採決します。
	お諮りします。本案に対する委員長の報告はそれぞれ可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって、第10号議案は原案のとおり可決されました。
	日程第3 第12号議案 お試し居住用トレーラーハウス購入に関する物品売買契約の締結についてを議題とします。
	事務局長に議案を朗読させます。
事務局長	(議案朗読)
議 長	本案について提案理由の説明を求めます。
町 長	おはようございます。第12号議案 お試し居住用トレーラーハウス購入に関する物品売買契約の締結について、この提案理由の説明を申し上げます。町では、第5次総合計画の重点プロジェクトにも挙げております移住、定住を進めるため、さまざまな取り組みを行っております。その中でも、町への移住希望者や田舎暮らしに興味のある方を対象に、一定期間、飯島町での生活を体験していただく田舎暮らしリサーチ住宅、これは町への移住、定住に数多く結びついております。いい成果が出ております。昨年はリサーチ住宅を利用された14世帯のうち5世帯が実際に移住または定住されております。しかし、教員住宅の空き施設を活用しているため、その年によっては利用できる物件が限られております。今年は3棟のリサーチ住宅に9世帯の応募がございました。リサーチ住宅の需要が高まる中、移住体験を提供するためのお試し居住用トレーラーハウスを国の地方創生加速化交付金を活用いたしまして購入したいと考えております。詳しくは担当課長から説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。
企画政策課長	(補足説明)
議 長	これから質疑を行います。質疑はありませんか。
7 番	
三浦議員	まだ設置場所は検討中だということですが、以前には説明の中で町有地をというような話もありましたけれども、なかなかそういう場所があるかどうかということと、あとはどのような場所、景観とか、広い景色のいい所とか、いろいろあると思うんですが、そのようなところを検討しているか、2台とも同じ所に置くのか、それぞれ別の所に置くのか、その辺についてもお考えがありましたらお聞きしたいと思います。
企画政策課長	町の方譲地を初め民地等も含めて候補地を考えております。今、議員のお話もあったとおり、せっかく飯島町に来ていただきますので、自然景観のよい所でゆったりと過ごしていただけるような場所を決定していきたいと思っております。その1カ所に2台置くかど

議長
4番
折山議員

うか等、また、実際の場所につきましては、本議会で決定していただいた後になりますけれど、何分、これ規格が 11 メートルでございます。その車両が入るかかどうかということも含めまして選考を進めさせていただきたいと、このように考えております。

ほかにありませんか。

ちょっとこの企画の部分で心配なのが、これ、お試し居住っていうのは、例えば希望すれば数ヶ月っていう単位になると思うんですが、夏場の暑いときに、エアコンの設備だとかね、そういうものがどうなのかなあつつうことで、自分は、キャンプだとか、そういうものの体験の中で一番つらいのが、テント生活の場合は、もう暑さとの戦いっていうものになるんですが、そういう対策っていうのはできるのかどうか、それからまた、通常のエアコン、車の稼働、動いていればエアコンなんかはいいと思うんですけど、これ、トレーラーハウスのみなんで、あと、冷蔵庫やなんかはどんなバッテリーになるのか、ずっとその生活に耐え得るものなのか、そこら辺の細かい検討なされているかどうかお尋ねいたします。

企画政策課長

ただいま生活の関係で御指摘いただきましたが、まず、エアコンを完備させていただいている物件でございます。あと、一応、生活ができる洗濯機やトイレ、バス等を備えております点と、今、暑さの関係でエアコンの御指摘もありましたが、冬場につきましても対応できるよう、窓についてはペアガラスを入れるなど、そういった仕様にしてございます。

議長
4番
折山議員

ほかにはありませんか。

ちょっと今、私、バッテリーはどうするのかつつうことなんですが、基本が電源を引くっていう前提だと設置場所って限られるでしょうし、水洗トイレも処理はどうするのかとか、ちょっと気になる点、もしお答えになれるようでしたら、電源引けば設置場所はかなり限られてくるのかなっていうような気がいたしますが、いかがでしょうか。

企画政策課長

説明が不足しておりまして申しわけございませんでした。電源につきましては、バッテリーではなく、電気を、伝線といいますか、電気を引っ張ってくるような形で対応を考えております。

議長
企画政策課長

ほかには。

たびたび申しわけありません。トイレの下水の関係でございますけれど、下水道へのつなぎ込みを第一候補で考えてございます。

議長
4番
折山議員
9番

折山議員、よろしいですか。

はい。

中村議員

お聞きしますけれども、その仮住まいというか、お試しを2人希望ならいいんですけれども、何人か来たときには、どういう人たちがこのトレーラーハウスにするのか、面接をして本人の要望で入れるのか、家賃の部分で決めていくのか、これはどういうふうに、どういう人たちが——どういう人たちがっていうのは、同じようにお試しで住みたいって

企画政策課長

う方が同時、早い者順かどうかわからないですけども、同時に発生した場合に、どういうふうに、抽選とかいろいろあると思うんですが、どんなふうに決められるんでしょうか。

今、どのような人たちが利用をされ、また、同時に申し込みがあったような場合はどのような対応かというところでありますけれど、今回のトレーラーハウスはシングルベッドが2つございます。それ以外にもロフトがございますので、複数の——複数といいますか、家族にも対応できる場所であります。それと、今後の、その利用規定といいますか、貸し出し規定につきましては、今、整理をしております。なお、その今までの、今やっているリサーチ住宅の募集の方法というのは、半月ごとに行っていて、これは3人4人の家族もありますし、1人だけの申し込みもございます。それぞれ受け付けて、希望の居住地、住宅について重なったような場合は抽選で決めさせていただいております。こういったことも踏まえながら、今後、規定等を整備してまいりたいと考えております。

議 長

ほかにはありませんか。ほかには質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声)

議 長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから第12号議案 お試し居住用トレーラーハウス購入に関する物品売買契約の締結についてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。よって、第12号議案は原案のとおり可決されました。

日程第4 請願・陳情等の処理についてを議題とします。

請願・陳情等5案件につきましては、所感常任委員会へ審査を付託しておりますが、お手元に配付のとおり各委員長から請願・陳情審査報告書が提出されております。

ここで議事進行についてお諮りします。各請願、陳情の審議については、委員長より一括して委員会審査報告を求め、これに対する一括質疑の後、討論、採決をしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。初めに久保島経済産業委員長からの報告を求めます。

総務産業委員長

それでは総務産業委員会から陳情審査報告を申し上げます。委員会に付託されました陳情案件2件につきまして、6月15日、10時20分より審査を行い、お手元の報告書のとおり決しましたので御報告いたします。まず、上伊那農民組合、代表 竹上一彦氏より提出されました28陳情第3号 「TPP協定を国会で批准しないことを求める陳情」につきまして、賛否が2対2となりました。そこで、飯島町議会委員会条例第2章第14条第1項の規定により委員長による決裁となりました。その結果、不採択すべきものと決しました。賛否それぞれの意見がございましたので申し上げます。賛成意見では、TPPの大筋合意は国会決議に違反していることから、批准はできないことは明らかであり、正当な考えと捉えて採択すべきと考える。一方、反対意見は、TPPの大筋合意以来、さまざまな対策

も打ち出している。今後も万全な備えをすると約束されており、記書きの承認案の撤回や廃案には反対である。よって不採択とすべきである。

次に、上伊那農業協同組合、代表理事 御子柴茂樹氏より提出されました 28 陳情第 4 号「T P P に関する情報公開と持続可能な農業経営の実現に向けた農業政策の確立を求める陳情」につきまして御報告を申し上げます。審査結果はお手元の報告書のとおり採択すべきものと決しました。審査の中で出されました主な意見を申し上げます。賛成意見では、現在の不安や懸念が払拭されない限り国会批准は行わない条件がついており、賛同できる。また、持続可能な農業政策の確立は必要と考えているものであり、賛成する。反対意見では、生産額減少も合わせた試算によれば、カロリーベースも議論がされていないことも不安であるが、影響は大きいものではないと言われている。その辺に作為的なものも感じ、農業政策、また支援はされるということになっており、今さら陳情の必要もない。よって反対とする。以上でございます。

議 長 これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。総務産業委員長、お戻りください。
次に中村社会文教委員長からの報告を求めます。

社会文教委員長 それでは、当委員会に付託されました案件を審議するため、6 月 10 日、9 時 10 分より本委員会を開催しました。

第 28 請願 1 号 「国の責任による 35 人学級推進と、教育予算の増額を求める請願書」について、提出者 飯島町公立学校教職員組合 横山眞弓氏、参考人として飯島町公立学校教職員組合渡邊秀吏氏の出席を求め、説明願いました。内容を慎重に審議した結果、お手元の報告書のとおり採択すべきものと決定いたしました。なお、審議の過程で出された主な内容は、問い「1 学級の理想の生徒数は何人としているのか」答え「O E C D では 20 人前後としている。少数学級ではおくれのある子どもたちにも細かく対応できるようになる」問い「県全体の中ではどうか」答え「県の 35 人学級は可能になっており、やりやすくなっている。現在 35 人学級は小学 1 年までしか認められていない」問い「2016 年度予算に文科省が予算編成できなかった理由は」答え「予算がなかったため教育費に盛り込まれなかったと思う」。討論では、子どもの環境が多様化し、教員の仕事量も増加している。長野県は手厚いが、県だけよければいいということだけでなく、声を上げていくことが大事であるため、引き続き求めていくべき。よって賛成とする。

次に、第 28 請願第 2 号 「義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願書」について。提出者、参考人は同様であります。内容を慎重に審議した結果、お手元の報告書のとおり採択すべきものと決定いたしました。審議内容ですが、問い「子どもの貧困が言われているが、増えているのか」答え「中学校では、部活、修学旅行費などが賄えなく断念している子どももいる」。賛成討論では、義務教育の無償化は憲法で保障されているにもかかわらず予算が削られ、地方交付税化されたことで地方自治体はやりくりが大変になっている。子どもの貧困問題もあり、平等に教育を受ける権利があることから見て賛成とする。

続きまして、28 陳情第 5 号 「国に対し、消費税 10% への増税中止の意見書を提出する

		ことを求める陳情書」について。提出者、上伊那民主商工会 鈴木正巳氏より。内容を慎重に審議した結果、お手元の報告書のとおり不採択すべきものと決定いたしました。討論では、反対討論、そもそも反対ありきの背景で中止の陳情をしている。国はサミットで国際状況を踏まえて2年半延期。福祉医療に充てる趣旨から言って、時が来たら8%から10%に上げるのはやむを得ない。反対討論、そもそも10%に上げることは法で決定していること。中止とは国の決まっていることに反することであり、後世へ借金を加担してはならない。よって反対。賛成討論、税の公平性から見ても弱者に負担がかかる。応能負担であるべき。消費税は誤った税。消費税8%になって8兆円以上家計が冷え込んでいる。深刻な事態。1980年から法人税が少なくなっており、貧富の格差が大きくなっている。大企業が応能を減らすために、今、国際的問題となっているタックスヘイブンが起こっている。脅かす消費税の増税は行うべきでないことから、今、陳情に賛成する。以上です。
議	長	これから委員長報告に対する質疑を行います。 質疑はありませんか。 (なしの声)
議	長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。社会文教委員長、お戻りください。 以上で請願・陳情等の処理に係る委員長報告及びこれに対する質疑を終わります。これから案件ごとに順次討論、採決を行います。 最初に 28 陳情第3号 TPP協定を国会で批准しないことを求める陳情について討論を行います。討論ありませんか。
8 番		
浜田議員		この陳情を採択すべきという立場から討論いたします。TPPについては、この議上でも繰り返し討論されてきましたが、その結末は甚だ不透明なものだというふうに感じております。黒塗りの文書が発行され、しかも、どの条件までが守られるのかという保障もないままTPPの採択が進められようとしているというのが現実ではないのでしょうか。1990年代、世界が大きな不況に突入したときに、グローバリゼーション、あるいはメガコンペティションと言われるような流れを世界は追いました。その結果、現在どうなっているか。これはさまざまな報道で明らかでありますけれども、例えばアメリカの大統領選挙ではありとあらゆる候補がTPP反対を掲げました。これは、もちろん、さらに日本に譲歩させるべきという動機もあったかもしれませんが、それ以上に国内にTPPに対する不安が、アメリカでさえそういった不安が覆っているということがこの状況を端的に示しているのではないのでしょうか。また、イギリスでもEU離脱ということが、今、議論されていますけれども、実は、農業者、漁業者の圧倒的な多数がですね、EUのあの無制限な、言ってみれば、その経済的な主権を放棄した仕組みに対して反対の声を上げている、これがイギリスの状態であります。つまり、経済主権を全く放棄するような協定がですね、一方で国内の比較的に有利ではない産業の破壊を次々に引き起こしている、これがTPPとその背景になっている関税のない経済状態の引き起こした結末だというふうに私は考えております。これが予想される中で、私たちは、日本の経済、弱い者も強い者も、さまざまな産業を国内経済として、国民経済として守るという立場からですね、擁護するような政

	策を掲げるべきではないか、これが政府の責任だというふうに考えます。よって、この批准に対して反対する陳情を私は賛成するものであります。
議長	反対討論ありませんか。 (なしの声)
議長 7番 三浦議員	討論ありませんか。 それでは、ＴＰＰ協定を国会で批准しないことを求める陳情に対して賛成の立場で討論をいたします。ＴＰＰの国会での承認は見送られましたが、政府は2013年4月の国会決議、農林水産分野の重要５品目など聖域の確保を最優先し、それが確保できないと判断した場合は脱退も辞さないものとするに違反をし、重要５品目の３割の関税撤廃、米の輸入枠拡大、その他農産品の98%の関税撤廃をすることに合意をしています。政府の攻めの農林水産業では、農林水産物食品輸出戦略で１兆円規模の目標額を2020年までに前倒して達成するとしていることから、農産物の輸出に期待を持つ人もいますが、生産農家が努力しても所得に反映させることは難しいのが現実です。2015年度の農業白書を見ると、農林水産物食品輸出総額はおよそ7,500億円で、約60%の4,400億円が農産物、そのうちの30%を加工食品が占めています。野菜、穀物を合わせて10%、そのほかの農産物を合わせても30%に満たないのが現実です。飯島町の農産物を加工食品として輸出し、利益が得られるようにできるでしょうか。安く商社に買ったたかれて、加工業者と商社に利益は流れてしまうのではないのでしょうか。自前の生鮮野菜を新鮮なまま外国の店頭に並ぶようにするには、どれほどのコストがかかるのでしょうか。外国から大量に米、果物、小麦、肉、乳製品などが輸入をされ、今、農業を続けることさえ厳しい現実があります。飯島町の農業を守り、豊かな自然環境を守っていくには、ＴＰＰの批准は絶対に許すわけにはいきません。国会の審議では、安倍首相を初め政府側が情報開示を拒否する中、西川氏の出版予定の著書に情報提供がされているという事実が明らかになり、審議が中断するなど、政府の国会軽視の実態が浮き彫りになっています。そもそも自民党は2012年の総選挙のとき「ウソつかない。ＴＰＰ断固反対。ブレない」というポスターを全国に張り出しました。安倍首相は、自分の顔写真入りで、北海道比例ブロックの選挙公報で「私たちの暮らしを脅かすＴＰＰを断固阻止する」と公約した事実があります。ところが「ＴＰＰ断固反対と１回も言ったことがない」と平気で国会の場でうそをつきました。このように国民を裏切り、国会を軽視し、肝心の協定の情報は隠さなければならないような協定を批准することなどとんでもありません。よって、ＴＰＰ協定を国会で批准しないことを求める陳情に賛成をいたします。
議長 9番 中村議員	反対討論ありませんか。 私は今陳情を反対する立場で意見を申し上げます。討論申し上げます。 悪い点ばかり心配することばかり挙げてしまえば切りがないものであります。まさしく時代は変化をしている中で、グローバル社会、国際社会になってきて、お互いの国々の歩み寄りも必要になっている。ましてや日本は自給、食品に対しては自給率が大変低い、

		世界に頼らなければならない、そういう時代でもあります。そういうこと、大きく考える中で、ＴＰＰというものは、関税を撤廃しながらお互いの歩み寄りをして、安全を確保しながら進めていく、自国の利益ばかりを考えていたら成り立たないことでもありますし、これから、日本国民が心配されること、懸念されることも、国は責任を持って、そういう安全な方向に行くように進めていこうとしているわけですので、一概に反対、阻止をするというような、このようなことに対しては反対をするものでございます。
議	長	ほかにありませんか。
		(なしの声)
議	長	ほかに討論なしと認めます。これで討論を終わります。
		28 陳情第 3 号 「ＴＰＰ協定を国会で批准しないことを求める陳情」について採決いたします。お諮りします。本陳情に対する委員長の報告は不採択です。ここで念のため申し上げます。委員長報告は不採択であります。議事の整理上、本陳情の採択について採決をとります。この採決は起立によって行います。本陳情は原案を採択することに賛成の方は御起立ください。
		(賛成者起立)
議	長	お座りください。起立少数です。したがって、28 陳情第 3 号は不採択とすることに決定しました。
		次に、28 請願第 1 号 「国の責任による 35 人学級推進と、教育予算の増額を求める請願書」について討論を行います。討論はありませんか。
		(なしの声)
議	長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。
		28 請願第 1 号 国の責任による 35 人学級推進と、教育予算の増額を求める請願書について採決いたします。お諮りします。本請願に対する委員長の報告は採択です。本請願を委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。
		(異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。したがって、28 請願第 1 号は採択することに決定しました。
		次に、28 請願第 2 号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願書について討論を行います。討論はありませんか。
		(なしの声)
議	長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。
		28 請願第 2 号 「義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願書」について採決いたします。お諮りします。本請願に対する委員長の報告は採択です。本請願を委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。
		(異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。したがって、28 請願第 2 号は採択することに決定しました。

次に、28 陳情第 4 号 「T P Pに関する情報開示の徹底と持続可能な農業経営の実現に向けた農業政策の確立を求める陳情書」について討論を行います。討論はありませんか。

8 番

浜田議員

先ほどと同じく T P Pに関する陳情でありますけれども、若干ニュアンスが違ったのかなというふうには思います。ただし、記書きのところに 2 項目ございまして、第 1 項はですね、十分な説明がなされない限り、国会の決議に違反しないということが確約されない限り批准するなど、これが第 1 項でありました。それから、第 2 項は農業政策の充実を求めるということとですね、その意味では共通点の陳情であるというふうに考えますので、賛成とするものであります。一昨日、葛巻町長の講演がございました。お聞きになった方も多いとは思いますが、その中でも農業、農産物の自給率の向上ということを非常の最後の場面で強調しておられたことが印象に残っています。外国産食材が、T P Pというのは、もちろん食料だけの問題ではありませんけれども、外国産食材が安く輸入された場合に、一体飯島町はどのように対応するのか、ここは町議会でありますので、それについての態度も当然同時に問われるわけであります。これまで議場の場で繰り返し、自給自足、地産地消ということが繰り返し言われてきました。その一方でですね、後ほど消費税の問題もありますけれども、福祉医療、あるいは教育に対する予算っていうのは年々厳しくなっています。そんな中で、もし安い食材がたくさん外国から入ってきた場合に、飯島町は、学校教育の場面においてですね、地産地消を守り得るのかどうか、これが、我々にとってはですね、直接的な問題になってくるんじゃないかというふうに思います。安い食材に対して補助金を出してでも地産地消を貫くことができるのでしょうか。差額は一体誰が負担するのでしょうか。論理から言えばですね、T P Pで取引材料とされた農業に対して、もうけた大企業の利益がですね、これに回されるのが理の当然であるというふうに思いますけれども、そう思いますけど、私はあるように思っておりません。いずれ、この問題はですね、もし T P Pが批准されるならば現実の問題になると思います。そのときに、私は、この問題に対する態度をですね、改めて各町議会議員は表明するべきではないかということを考えまして、私は少なくとも反対であるということをこの場で申し上げて、賛成討論といたします。

議 長

反対討論ありませんか。

5 番

橋場議員

T P Pに関する情報開示の徹底と持続可能な農業経営の実現に向けた農業政策の確立を求める陳情書に反対の意見を申し上げます。本陳情の内容に私は反対するものではありません。情報開示や農業政策の確立は既に政府・与党でも唱えていることであり、今までも再三にわたり意見書を提出してきました。ここでまたこの内容での意見書を提出する必要性を感じません。生産額の減少ばかりを表面には出しておりますが、カロリーベースでの影響値は心配するほどではないという推計も出ています。心配ばかりしていても始まりません。前向きな農業への転換に心血を注ぐべきではないかと感じます。現時点においては、前身のための施策の提案や陳情がなされ、一歩先を目指すべきではないかと考えます。今さら、またこの陳情を採択することには反対を申し上げます。

議 長 10番 坂本議員	ほかにありませんか。 私は、この陳情に対する賛成の立場で討論をいたします。ＴＰＰに関しては、長いこと いろいろな意見の中で、私は反対ということで貫いてきております。食に関して言えば、歩 いて行かれる中での地産地消が健康には一番よいと私は信じております。そこまで厳格に はいきませんとしても、日本国内の地産地消にとどめておくことが国民の健康を守る一番 の早道だと私は思っております。また、ＴＰＰはですね、国の主権を越えた中での自由貿 易でありまして、国益も国民の食の安全も守れない中で、利益は誰が持ち去るのかという ことでございます。これは、やっぱり多国籍企業の大手企業となります。商品が安くなる からいいじゃないかと言う人たちがいますが、これ以上生産者の利益を奪ってどうしよう というのでしょうか。私たちは生産者でもあり消費者でもあるのです。富は奪い合う方向 ではなく、分け合う時代に入ってきていると思います。当町は消費地というよりも農産物 の生産地であります。また、工業製品の生産地でもあります。当町にとっての住民や企業 にとっても大きなダメージとなるこのＴＰＰ協定には反対でございます。そして、また、 この文書にもあります、これ以上、農産物と、それからですね、工業製品との天秤をかけ るような取引は、政府はやめていただきたいと思います。早急に将来を見据えた中で長中 期的な農業農村政策の法制化を確立するよう求めるこの内容に賛成といたします。
議 長	ほかにありませんか。 (なしの声)
議 長	ほかに討論なしと認めます。これで討論を終わります。 28 陳情第4号 「ＴＰＰに関する情報開示の徹底と持続可能な農業経営の実現に向けた 農業政策の確立を求める陳情書」について採決をいたします。この採決は起立によって行 います。本陳情に対する委員長報告は採択です。本陳情の委員長報告のとおり採択とす ることに賛成の方は御起立ください。 (賛成者起立)
議 長	お座りください。起立多数です。したがって、28 陳情第4号は採択とすることに決定し ました。 次に、28 陳情第5号 「国に対し、消費税率10%への増税中止の意見書を提出を求める 陳情書」について討論を行います。討論はありませんか。
8 番 浜田議員	この陳情を採択すべきという立場から討論いたします。一体この消費税率の延期という のは何回やればいいのかというのが基本的な疑問であります。(「じゃあ上げたほうがいい わけ。」と呼ぶ者あり) そうではございません。前回、2014 年、安倍首相は国会でですね、 消費税率の延期を表明しました。そのときの文言が記録されています。「私は何より個人消 費の動向に注視してきた。7 月～9 月期の国内総生産速報値では個人消費が1 年前に比べ て2 %以上減少した」そういった経済的な理由を挙げてですね、「1 年半後、さらに税率引 き上げを延期するのではないかと」の声がある。再び延期することはないとここで断言する。

消費税造成法の景気条項を付すことなく確実に実施する。アベノミクス3本の矢をさらに前に進める」これが総選挙に当たっての安倍首相の公約でありました。再び延期することはないと断言する、景気条項は付さない、これがそのときの主張だったわけです。これを2回にわたって行う、これ自身は、もう既に制度としてのですね、消費税増税が支え切れないんだということを、そのものを示しているんじゃないか、そういう意味で、実施不可能な、しかも検討不十分な、このような消費税増税そのものはですね、根本から見直すべきではないかというふうに私は考えるわけです。その裏づけは幾つかあります。例えば、その後の政府のさまざまな経済政策は一体何だったのかということなんですけれども、例えば2014年、3.1兆円の補正予算、この中身ですね、消費増税後の消費低迷への対策だと、つまり消費税を引き上げたためにですね、大幅な消費低迷が起こったと。これを何とかしなければいけないので補正予算を組んだと。それから、今回、16年度の2次補正として5兆円～10兆円と言われている大きな中身はですね、消費喚起と一億総活躍社会実現が軸だということですね、相変わらず低迷している個人消費を何とかしなければいけない。これが政策の基礎になっているわけです。結局のところ、国民のですね、薄く広く、しかも低所得者に薄く広く負担をさせる消費税そのものが、決して日本の経済社会、あるいは財政構造の改善につながらなかったということは、この数年間どころかですね、そもそも消費税という制度が導入されて以降、一貫して証明されてきたことではないかというふうに思います。3%の時代に日本の消費税による税収はほぼ50兆円でした。それを5%に上げた時代、どうなったか。結局50兆円～60兆円でした。8%になっても、むしろ低下傾向にあります。つまり、国民は、こういう形ではですね、税収を支え切れていない、それどころか、消費動向はですね、決して浮揚しない、これが消費税の本当の姿だったというふうに私は考えています。これ以上、このような税収を消費税に求める、このような政策から脱却すべきだということをですね、これが今の日本の経済の歴史が示しているにもかかわらずですね、単に先送りだけをする、もう、このやり方はいい加減にしなければいけないのではないかというふうに思います。これは、メディアも全く説明ができていないということをあらゆるメディアが言っていますね。これは、日経も読売も、どちらかといえば財界、あるいは政府・与党寄りと言われるメディアもですね、今回の説明に疑問を呈しています。もしも、で、しかも、首相の説明は至って不十分だというのが大方の論調です。もし、これでも消費増税が正当だというふうにこの不十分な説明で納得されるのであれば、じゃあ、日本の経済規律はどうするのか、財政規律はどうするのか、あるいは、福祉、社会、教育、こういったものの財源はどうするのか、首相に変わって説明する方がどなたかいらっしゃるんですか。これを私は本当に聞きたいというふうに思います。よって、破綻して繰り返しながら延期することしかできないような、この消費増税、これについてはきっぱりと廃止してですね、本来の財政規律の見直しを検討するのが政府の責任ではないか、こういうことを考えて、そして、この陳情に賛成するものであります。

11番

竹澤議員

本陳情について不採択、反対という立場で討論に参加していきたいと思います。この陳情の提出者の思いはですね、8%で10%に上げることは中止だということで、2年半送る

んですけれども、根本的には、先ほどの討論にもありましたけど、消費税をどう捉えるかっていう考え方の違いだと思います。私は、消費税というのは、この社会保障と税の一体改革でも申し述べているように、広くですね、国民の皆さん、富む人も富めない人も応分の消費税というものを負担していただいて、それによって社会保障を充実していくという、こういう制度でありまして、この消費税つちゅう税の徴収の仕方、これも私はいいい制度ではないかなあというふうに思っております。それとは違って、所得税ですと、法人税ですとか、そうしたものを、今、所得に応じてですね、富む人が低所得の方の分もカバーして税を負担していくと、こういうのが本来の姿ではないかなあというふうに思うわけでありまして、根本的の税の捉え方について陳情者と我々と次元で考え方が違うのかなあというふうに思うところであります。実は、国のほうでは、国会においてですね、29年の4月からやろうと、10%にやろうということは決まっているわけでありまして、それを全国の1,700くらいの自治体ですね、また900くらいの町村議会において、これを中止するつちゅうことを意見を出すことが適切かどうかということをはかかなあと思うところでございます。この10%に上げようっていう、こう、国の考え方ですけれども、これ、皆様、御承知のように、少子高齢化が進展する中でですね、現在、社会保障に関する給付というのが既に年間100兆円を超えていると、こういう大変なことでありまして、日本の借金の残高も、それで、現在、GDPの1倍を超えているという、こういう水準でありまして、先を見据えた場合に、子や孫の世代にですね、負担を先送りしていく状況にあるわけでありまして、この社会保障を維持していくための改革というのが必要であるということで、今時、改革があり、2%また増やしていくということでもあります。その中には、例えば子育て支援にかかわる分の税の配分もございまして、また介護保険などについても手当をする、また、国民健康保険ですとか、そうしたものの保険料が軽減できるように手当をする、そうしたことも盛り込まれているわけでありまして、たまたま2年半先送りするわけでありまして、けれども、この制度は必要だと思います。したがって、本議会において、この陳情署を受け入れて、国に意見書を提出するのはふさわしくないということで、これは反対するものがあります。

議長 ほかにありませんか。

7番

三浦議員

それでは賛成の立場で討論したいと思います。税の公平性の観点から見まして、本来非課税、赤ちゃんから社会人になるまで無収入の子どもや年金のみの生活者の多い高齢者や障害者など、社会的に弱い立場の人たちにかかる税金であり、税の比重が低所得者ほど重くなるのが消費税です。税金の原則は、所得や資産などから負担能力に応じた税を負担する応能負担が原則です。公正な税負担とは、所得、資産に応じた負担をいいます。消費税は全く税の構成を欠く、誤った税の徴収方法と認識しています。1997年4月に5%に増税されました。2年後の12月の家計消費支出は増税前年の96%になりました。2014年4月増税、8%になりました。2015年12月の家計消費支出は前年の92.7%と冷え込んでいます。これは総務省のデータから出た数字です。消費税の8%増税で増税前と比べて8兆円以上家計消費が落ち込んだまま推移をしています。庶民の生活を脅かし、消費支出を抑え

る働きを消費税がしており、深刻な増税による不況が続いていると言えます。所得税は所得が高いほど負担率が重くなるはずですが、現在の税制は富裕層ほど税率が低下する仕組みになっています。所得が1億円を超えると税率は28.7%から軽減され100億円を超えると17%まで軽減される仕組みになっています。また、年間所得が1億円を超える富裕層の多くが保有している株式は、売買にかかる所得税が15%、住民税は5%となっています。法人税は、研究開発減税など優遇税制で大企業ほど税負担が軽くなり、中小企業よりも負担率が低いのが実態です。1980年代の法人税の実効税率は52.92%であったのが、現在では29%台に軽減をされています。そのほかの軽減策により、さらに法人税の負担率が低くなっています。その恩恵を受けるのが大企業となっています。所得税の最高税率は、80年代初め75%でした。今は45%です。さらに、パナマ文書で明らかになったように、タックスヘイブンを使った税逃れは、日本国内の富裕層、大企業など、わかっているだけでも数百件あると言われています。このような実態から、貧富の格差を生み、所得の低い生活弱者からさらに生活苦に追い込む消費税の10%増税は中止し、本来あるべき税制の姿に税制を改正し、高所得のある富裕層、大企業が応能負担の義務を果たす仕組みにすれば、消費税を10%に増税する必要はないと考えますので、この陳情に賛成するものです。

議長 ほかにありますか。
(なしの声)

議長 ほかで討論なしと認めます。これで討論を終わります。
28 陳情第5号 「国に対し、消費税率10%への増税中止の意見書を提出することを求める陳情書」について採決いたします。お諮りします。本陳情に対する委員長の報告は不採択です。ここで念のため申し上げます。委員長報告は不採択であります。議事の整理上、本陳情の採択について採決をとります。この採決は起立によって行います。本陳情は原案を採択することに賛成の方は御起立ください。
(賛成者起立)

議長 お座りください。起立少数です。したがって、28 陳情第5号は不採択とすることに決定しました。

日程第5 議会閉会中の委員会継続審査についてを議題といたします。会議規則第72条の規定により、お手元に配付のとおり議会閉会中の継続審査について各委員長から申し出があります。お諮りします。申し出の事件について議会閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。したがって、本件については、各委員長から申し出のとおり継続審査といたします。

ここで休憩といたします。再開時刻を10時35分といたします。
休憩。

休憩再開	午前10時18分 午前10時35分
	〔追加日程・追加議案配付〕
議長	休憩を解き会議を再開いたします。 ただいまお手元へお配りしましたとおり、本多議員から1件、滝本議員から2件の計3件の議案が提出されました。お諮りします。本案を日程に追加し、追加日程第1から第3として議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議長	異議なしと認めます。したがって、議案3件を日程に追加して議題とすることに決定しました。 追加日程第1 発議第3号 「国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める意見書」の提出についてを議題といたします。 事務局長に議案を朗読させます。 (議案朗読)
事務局長 議長 2番 瀧本議員	本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。 それでは、発議第3号 「国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める意見書」の提出の趣旨説明をいたします。近年は、自然環境や社会環境も変化しており、児童、生徒の中にもさまざまな問題が増えてきております。学校において教員とのつながりは、子どもと向き合い、行き届いた授業をするためにも重要であり、少ない人数であれば学校生活や学習において教員もゆとりをもって決め細かな対応ができると考えます。国の責任において学級定員の引き下げ、また予算の増額を求めることを強く求めるものであります。議員全員の皆様の賛同をお願いいたします。
議長	これから質疑を行います。質疑はありませんか。 (なしの声)
議長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。提出者はお戻りください。 これから討論を行います。討論ありませんか。 (なしの声)
議長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから発議第3号 「国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める意見書」の提出についてを採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議長	異議なしと認めます。したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

	追加日程第2 発議第4号 「義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書」の提出についてを議題といたします。
事務局長	事務局長に議案を朗読させます。
議長	(議案朗読)
2番	本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。
瀧本議員	それでは、発議第4号 「義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書」の趣旨説明を行います。 子どもの教育は、義務教育が基本となり、すべての子どもに平等に与えられなければならない、そして、その経費についても、地方財政を圧迫することなく、安定した国の負担制度を堅持し、2分の1負担に復元することを強く要請することに同意いたします。 議会全員の皆様の賛同をお願いいたします。
議長	これから質疑を行います。質疑はありませんか。
	(なしの声)
議長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。提出者はお戻りください。
議長	これから討論を行います。討論ありませんか。
	(なしの声)
議長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。
	これから発議第4号 「義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書」の提出についてを採決いたします。諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
	(異議なしの声)
議長	異議なしと認めます。したがって、発議第4号は原案のとおり可決されました。
	追加日程第3 発議第5号 「TPPに関する情報開示の徹底と国会決議の尊重、持続可能な農業政策の確立を求める意見書」の提出についてを議題といたします。
事務局長	事務局長に議案を朗読させます。
議長	(議案朗読)
1番	本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。
本多議員	それでは、発議第5号 「TPPに関する情報開示の徹底と国会決議の尊重、持続可能な農業政策の確立を求める意見書」について趣旨説明を行います。TPP交渉は、昨年10月に大筋合意がされ、その中で農林水産物の約8割、重要5品目の約3割が関税撤廃されることとなりました。政府は、国民のTPPに対する懸念を払拭するために国会の審議において十分な情報開示と明確な説明を行い、生産者が安心して農業を営める将来を見据えた中長期的な農業・農村政策の法制化を確立するとともに、大筋合意の内容や影響、国会決議との整合性等について国民のTPPに対する不安や懸念が払拭されない限り国会批准を行わないことと望み、意見書を提出するものです。全議員の賛同をお願いいたします。
議長	これから質疑を行います。質疑はありませんか。

議 長	(なしの声)
	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。提出者はお戻りください。 これから討論を行います。討論ありませんか。
議 長	(なしの声)
	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから発議第 5 号 「T P P に関する情報開示の徹底と国会決議の尊重、持続可能な農業政策の確立を求める意見書」の提出についてを採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
議 長	(異議なしの声)
	異議なしと認めます。したがって、発議第 5 号は原案のとおり可決されました。
町 長	以上で本日の日程は全部終了しましたので、会議を閉じます。 ここで町長から議会閉会のごあいさつをいただきます。
	大変御苦労さまでございました。6 月議会の定例会の閉会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。去る 9 日から本日まで 9 日間の会期をもちまして開催されました 6 月議会定例会、議員各位におかれましては、慎重審議をいただき、上程いたしました各案件のすべてを原案のとおり議決、承認いただきまして、まことにありがとうございました。心から厚く御礼を申し上げる次第でございます。また、今会議の議案審議や一般質問を通じて数々の貴重な御意見や御提案をいただきましたが、いずれも十分に胸に置き、とめ置き、町民の皆様の負託に応えるべく、町長以下、職員一丸となって今後の町政運営に慎重かつ全力で取り組んでいく、まいる所存でございます。とりわけ一般質問におきましては、飯島町発足 60 周年記念事業に関して事業のあり方や内容につきまして、飯島町営業部にしましては組織のあり方や事業内容などにつきまして、多くの議員各位から数々の質問が寄せられましたが、いずれも町民の皆様の抱えている疑問について町長の姿勢を一般質問の場でただしていただいたものと受けとめております。60 周年記念事業も飯島町営業部も、議員各位及び町民の皆様への説明が十分でないまま事業が始まったことで皆様に大きな疑念や不安を抱かせてしまったことを心からおわび申しますとともに、今後は事前に説明を尽くしてまいりたいと考えております。議員各位初め町民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。
	さて、飯島町発足 60 周年記念事業の一つであります「田舎の底力!!大博覧会」のプレイベントを明日 18 日に開催いたします。準備期間が極めて短かったわけではありますが、町民の皆様の積極的な御参加をいただきまして、出店のテント数や屋外ステージ発表も当初の予定を大幅に上回っておりまして、飯島町の魅力が大集合した事業となることが期待されます。屋外イベントで天候が気になるころではございますが、大人も子どもも高齢の方も、それぞれに楽しめるイベントが満載でありますので、ぜひ足を運んでいただき、町の魅力を再認識していただくとともに、楽しい一日をお過ごしいただきたいと思います。この事業を通じて、飯島町の誇りである、売りであります大いなる田舎、その地域資源の魅力と田舎の底力を自信を持って外に向けて売り出し、発信していくきっかけになるように、

さらには町民の心が一つになって未来に向けて元気を出していける機会となりますように取り組んでまいります。本番は、秋の大博覧会でございますが、それに向けてことしが発足 60 周年であることの号砲を大きく打ち上げ、町民の皆様には記念の年であることの意識を高めていただき、盛り上げてまいりたいと思いますので、議員各位には重ねて御理解と御協力をお願い申し上げます。

さて、来週には 7 月 10 日投開票の参議院議員通常選挙が公示されます。将来を担う若い世代の声をこれまで以上に政治に取り入れるために、この選挙から選挙権年齢が満 18 歳以上に引き下げられ、高校生の一部も選挙権を持つことになります。教育現場においては模擬投票など主権者教育への取り組みが進んでいます。どうか、新たに有権者となる若い世代の皆さんには、日ごろから政治に対して関心を持っていただき、みずからの 1 票が政治を動かす原動力となり、自分たちの未来をつくるという固い信念を持って投票に臨んでいただくことを期待申し上げる次第でございます。一方で、若年層の投票行動を促すには、家庭や学校での主権者教育が極めて重要であることはもちろん、政治家が身近な課題としてより具体的にわかりやすく政策を訴えることも問われてくるものと考えております。政治そのものが若い世代の有権者を引きつける存在であってほしいと願うものでございます。

さて、多方面にわたる関係者の皆様方の御尽力に支えられて道の駅田切の里が 7 月 16 日にグランドオープンを迎えます。先般、伊那建設事務所長初め議会関係者、株式会社道の駅田切の里代表取締役など、皆様の立ち会いのもと、飯田国道事務所長から道の駅田切の里の登録証をいただきました。道の駅田切の里は、地方創生、地域再生を進める上でなくてはならない拠点となる施設でございます。休憩や情報発信などの道の駅としての本来の機能はもとより、産業振興や交流、福祉、防災など多くの拠点機能を持つ施設として国の重点道の駅の指定にふさわしい地域活性化の拠点施設として、地元住民初め町民の期待が高まっております。飯島町の北の玄関口に当たる場所から、町民、道の駅職員一同、心一つにしておもてなしの心をもって多くのお客様をお迎えしたいと思います。

さて、季節は梅雨真ただ中ではありますが、5 月以降、これまでの間、極めて雨が少ない状況で推移しております。関東地方では、その水がめであります貯水ダムの水量が著しく低下していて、取水制限を開始したとの報道がありました。当町でも中央アルプスの残雪が例年よりかなり少ないのが以前から気になっておりますが、この先、平年並みの降水量があり、かつ災害のない梅雨であってほしいと願うところであります。

結びに、議員各位におかれましては、時節柄、健康には十分御留意いただき、一層の御活躍を心からお祈り申し上げ、6 月議会定例会の閉会に当たりましてのごあいさつといたします。まことにありがとうございました。

議 長 以上をもって平成 28 年 6 月飯島町議会定例会を閉会といたします。御苦労さまでした。

閉 会 午前 10 時 56 分

上記の議事録は、事務局長 宮下 務の記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するため、ここに署名する。

飯島町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員